

研究論集

第2集



アジアの歴史と近代(3)

河合文化教育研究所・北京大学歴史学系
第3回共同学術討論会(2004年8月)



アジアの歴史と近代(4)

河合文化教育研究所・北京大学歴史学系
第4回共同学術討論会(2005年8月)

2006年6月

河合文化教育研究所

研究論集

第2集

アジアの歴史と近代(3) 3

アジアの歴史と近代(4) 129

河合文化教育研究所

I アジアの歴史と近代 (3)

河合文化教育研究所・北京大学歴史学系
第3回共同学術討論会 (2004年8月)

■ ■ 目 次 ■ ■

はじめに	5
郷里・官場・士林 —— 漢晋士族の発展についての若干の断想 ——	閻 歩 克 9 (谷川道雄 訳)
六朝貴族における人格と身体	谷 川 道 雄 25
愛のための戦い —— 漢と匈奴との戦争と良賤身分制 ——	蔣 非 非 31 (山田伸吾 訳)
東北アジア諸民族の民族的系譜について —— 肅慎から渤海へ ——	河 上 洋 49
『遼史』国語解から『欽定遼史語解』まで —— 契丹言語資料の源流 ——	劉 浦 江 57 (井上徳子 訳)
江戸時代の通俗道徳をとらえ直す —— 石門心学を通して ——	八 箇 亮 仁 81
第一次世界大戦の〈世界性〉の問題について	高 岱 91 (大谷敏夫 訳)
近代日中学術思想を比較して —— 経世学と法学・政治・経済学 ——	大 谷 敏 夫 97
1989-1992年ブッシュ(シニア)大統領任期中の中米関係に対する中国知識人の反応 —— 中華アメリカ学会を中心視点として ——	牛 大 勇 111 (劉 勇 訳)

はじめに

北京大学歴史学系との共同学術討論会も3回目を迎えることとなり、会場を北京大学から日本の京都に移すことになった。日本での最初の開催となった今回の討論会は、最初から予期せぬトラブルに見舞われ、当初計画された予定を大幅に変えなければならなかった。当初の予定では、2004年8月27日の夕方、北京大学の一行が関西空港に到着することになっており、翌28日には京大会館にて討論会を開催することとなっていたのだが、飛行機の故障によって到着が24時間遅れることになってしまったのである。

28日の会場をキャンセルした上で、急遽河合塾京都校に会場を移して29日に開催することにしたのだが、この突然の変更を討論会参加者全員には連絡することができないため、28日には、京大会館にて来場された方々にお詫びと日程変更のお知らせを配布しなければならなかった。

討論会自体は一日遅れただけではなく、ほぼ半日に短縮されたため、かなりの強行日程となり、8月29日の13時から18時30分にいたる5時間半にわたる長時間を駆け足で進むということになったのだが、北京大学の先生方の協力によって、何とか無事に日程をこなすことができた。参加者全員に心から「お疲れさんでした」と言わなければならない。

この2004年8月末という時期は、実のところ日中関係にとっては微妙な時であった。前年の2003年10月29日、中国の西安市の西北大学で開催された演芸会での日本人留学生のパフォーマンスが「中国人を馬鹿にしている」という反発を招き、反日暴動とデモ騒ぎが起きていた。所謂「西安寸劇事件」と呼ばれるものだが、民衆レベルでの反日感情が露出しつつある時期であった。さらに2004年8月にはサッカー・アジア杯の決勝戦、日本×中国戦が北京で行われたのだが、ここでも暴動に近い反日行動が自然発生的に起こっていた。また、日中の政府間においても小泉首相の靖国神社公式参拝をめぐって「歴史認識」の問題が浮上していた。

政府間の政治的な駆け引きや外交問題は別として、中国において民衆レベルでの反日感情が露出するという事態は、私たちとしても無視できない問題である。単なる偶発的な事件であるならばよいが、様々に報道された事実を総合すれば、中国民衆の中には大きなマグマのような「反日」感情が潜伏していて、何かきっかけがあればいつでも噴出する状態にあるという状況が確認できるようでもあった。こうした状況をどう分析するかは大きな問題ではあろうが、それよりも何よりも、この事態が私たちの今回の「文化交流」に何らかの影を落とすのではないかと危惧されたのである。

しかし、私たちのこうした憂慮も杞憂にすぎなかったようである。今回来日された北京大学の先生方の中には熱狂的な「サッカーファン」もいたようであるが、彼等もまた私たちと同様に今日の事態を憂慮されていた。しかし、この問題についてより深いレベルで話し合う時間的

な余裕は残念ながらなかった。

今回の討論会は、北京側の到着がまる一日遅れるというトラブルから始まったが、最後までトラブルにつきまとわれたようである。30日には北京大学の方々は関西空港から帰途につくことになっていたのだが、折悪しく台風が接近中で、飛行機が飛び立てるかどうか微妙であった。何とか飛行機は無事飛び立つことができたのだが、見送りに行った文教研の人々が今度は電車不通のため関空に足止めをくらい、ようやくバスで脱出できたという災難に見舞われることになった。

「禍転じて福となる」という格言があるが、今回の事態には必ずしも適用できなかったようである。日本へ中国の先生を招く形での討論会開催の第1回目であることもあって、天災によるトラブルに加えて、行き届かない点多々あったと思われ、運営の難しさを痛感することになった。その点で「二度あることは三度ある」という格言の妥当性を確認させられた。しかし、この状況の中でも北京大学から来日された牛大勇主任はじめ北京大学諸先生のご協力により内容的に充実した研究会を実施できたように思われる。以下、当日の研究発表の詳細を記しておく。

第3回共同学術討論会 実施プログラム

●研究発表及び討論（総合司会：河合文化教育研究所研究員 金 貞 義）

I（司会：河合文化教育研究所研究員・鹿児島大学名誉教授 大谷 敏夫）

○郷里・官場・士林——漢晋士族の発展についての若干の断想——

北京大学教授 閻 歩 克

・コメンテーター：河合文化教育研究所主任研究員・京都大学名誉教授 谷 川 道 雄

○六朝貴族における人格と身体

谷 川 道 雄

・コメンテーター：閻 歩 克

○愛のための戦い——漢と匈奴との戦争と良賤身分制——

北京大学助教授 蔣 非 非

・コメンテーター：河合文化教育研究所研究員 山 田 伸 吾

II（司会：北京大学助教授・歴史学系副主任 高 岱）

○東北アジア諸民族の民族的系譜について——肅慎から渤海へ——

河合文化教育研究所研究員 河 上 洋

・コメンテーター：北京大学助教授 劉 浦 江

○『遼史』国語解から『欽定遼史語解』まで——契丹言語資料の源流——

劉 浦 江

・コメンテーター：河 上 洋

○江戸時代の通俗道徳をとらえ直す——石門心学を通して——

河合文化教育研究所研究員 八 箇 亮 仁

・コメンテーター：蔣 非 非

III（司会：河合文化教育研究所研究員 金 瑛 二）

○第一次世界大戦の〈世界性〉の問題について

高 岱

・コメンテーター：河合文化教育研究所研究員 小 林 賢 治

○近代日中学術思想を比較して——経世学と法学・政治・経済学——

大 谷 敏 夫

・コメンテーター：高 岱

●総括討論（司会 金 瑛 二）

谷 川 道 雄・牛 大 勇（北京大学教授・歴史学系主任）

●特別講演

○1989-1992年ブッシュ（シニア）大統領任期中の中米関係に対する中国知識人の反応

——中華アメリカ学会を中心視点として——

牛 大 勇

郷里・官場・士林

——漢晋士族の発展についての若干の断想——

閻 歩 克
(谷川道雄 訳)

西周春秋時代は貴族政治の時代であり、この時期、古い歴史を持つ家は、「世卿世祿」の栄光を維持していた。戦国秦漢の際に、中国の古代社会にははげしい変革が起り、専制官僚政治が衰微した貴族政治にとって代わって、「布衣将相之局」が出現した。先秦時代の「世家」は、政治上殆ど何の影響力も持たなくなった。「世家」の伝統は断絶してしまい、軍功による新貴族が政界の高位を占め、文法の吏（法律官僚）が政務を担当した。

しかし官僚階級のあり方はたえず変化した。儒家官僚が発展し、さらに後漢になると、士族勢力がその輪廓を露わにして、水面上に浮上してきた。なぜ官僚階級の士族化が起ったのであろうか。こうした勢力は、いかにして後漢時代に芽生え、いかにして魏晋時代に発展したのであろうか。こうした政治勢力の性質とその行き着く先は、どのようなものになるのであろうか。ここでは、「郷里」・「官場」・「士林」の三点から着手して、後漢の豪右・官族・学門の三つの類型の家族について述べ、中古時代の士族門閥の起源と発展を観察したい。また、「由儒入玄」（儒学から玄学へ）現象と選官（官吏任用）の中央化現象の分析を通じて、魏晋江南士族門閥の特性を明らかにしたい。あわせて、魏晋南北朝時代の江南に存在した官僚政治話語（言語）を通じて、この時代依然として続いていた官僚制度の進歩を通じて、「変態」から「回帰」への可能性を示したい。

なお、行論の明快と集中を期するために、関係の論著と資料の煩瑣な引用を省略し、専ら叙述の形式をとることとする。

I 豪右と官族

中国の学界には、次のような見方があり、一時期ひろく受け容れられていた。「門閥制度は両漢以来の地方の大姓勢力に源がある。こうした地方勢力は、宗族郷里を基礎として発生・成長してきたものであり、したがって古い農村構造を根源としてもっている」と。たしかに、時代が早ければ早い程、社会は分化に乏しく、原生的性質を具えていて、濃厚な宗法性・家族性・依附性・私人性・封建制等々を表わす。これらは正しく「世家」の社会的土壌と観念上の雰囲気を育成してきたものである。古い農村の宗族郷里の構造を、我々は「郷里」とよんでいる。その一方で、漢代はもはや原生的社会ではなくなっている。戦国時代における文明の進化

は、社会の中に、複雑に発達した帝国官僚組織と雄大重厚な文化をもつ士人群とを析出した。それらは新しい活動空間を切り拓いた。我々はそれをそれぞれ「官場」・「士林」とよぶが、両者はいずれも伝統中国の特徴を最もよく具えた現象である。

先秦の「世家」の伝統は、戦国秦漢の間に、はっきりと断絶した。前漢社会は一時かなり「平民化」した。天下を取った功臣たちは多く「亡命無頼」の徒であり、高官の多くは卑賤の出身であった。丞相の公孫弘は若い時に豚飼いであったし、皇后さえもみな歌妓の出であった。当時の社会が余り家柄を気にしなかったことが分る。しかしながら、歴史早期の適当な土壌と雰囲気によって、「世家」の現象が新しい条件の下で、もう一度ゆっくりと累積し始めた。こうした累積は「郷里」でも発生することが可能であったし、また「官場」と「士林」でも発生可能であった。郷里では豪右を生み出し、官場では官族を生み出し、士林では学門を生み出した。この三者は全部または一部重なり合うが、分析上これを区別して取り上げる。より一層はっきりと士族現象をとらえ、中古門閥の起源を理解するためである。

まず郷里の豪右について見よう。経済の進歩により、後漢の大土地所有は空前の発展をとげた。多くの豪右は自給自足の荘園を所有し、百、千の宗族・賽客・部曲・徒附を結集した。豪右の経済は一面で生産力の発展に適応していた。豪右と依附農民の間には、一種の「共同体」関係が結ばれ、決して単なる搾取圧迫の関係ではなかった。けれども、史書は往々にして政府の立場を代表し、豪右を排斥する記述を残している。それは彼らが土地を兼併し、郷曲に武断し、罪悪を犯し、人口を隠匿するなどの行為を行なって、地方行政と編戸体制を破壊し、小農民を破産流亡に導き、帝国の賦役の源泉を侵蝕したからである。そこで王朝はつねに豪右に打撃を与えたのである。

豪右もまた、つねに政権の中に参加してきた。動乱の時期に挙兵して政治の角逐に参加するのが、そのコースの一つである。秦漢の交に挙兵した者には確実に宗族を背景としたという例は見られないが、両漢の間には、非常に多くの豪右著姓が天下逐鹿の戦いに身を投じて、「族を挙げて命に帰し」「宗を挙げて国の為にし」た。もし投機に成功すれば、たちまち開国の功臣となり、さらには後漢王朝の赫々たる顕貴の家となった。また平和の時代には、豪右の子弟は正常な任官コースによって入仕した。漢代の地方長官は自ら掾属を辟召した。多くの学者は、豪右は強盛な宗族・郷党勢力を擁していたから、「大姓の子弟は任用の優先権を享受していた」と考えている。

郷里の雄たる豪右大姓には二種類のタイプがある。一つは朝廷での名位を全く持たない純然たる土豪であり、もう一つは国家の官位をもつ権勢家族である。前者は古い農村の中の単なる宗族郷里勢力であるが、ただ大土地と依附農民の占有によっているだけで、直接合法的な権力は獲得できていない。帝国の官僚の選抜は、大土地所有と依附農民の数量を以って資格とするものではなかった。厳密に言えば、このタイプの豪右は、「世家」とはみなされない。なぜなら「世家」に対する定義は、「世々禄秩有るの家」すなわち代々国家の禄位を占める者だから

である。歴史の後期に至っても、郷紳豪右たちが郷里に雄を唱えることがある。もし中央集権官僚体制が十分強大であれば、彼らは公権力に屈服するしかない。「大姓子弟が優先的に任官権を享受する」のは、大抵、どこかの地域の慣例にすぎない。後人の称する「大姓の群衆壟断」、国家基層権力の侵害といった現象は、後漢後期の政論の中では、重要な問題にはなっていない。人びとの官吏任用に対する批評は、主として権勢への請託、官の不公正な推挙に対して向けられたものであって、それはすべて官場における現象である。後者の官位をもつ豪右はこれと異なる。彼らは朝廷内に禄位を占め、その郷里における権勢は禄位によって強化されたものである。とすれば、彼らの権勢は、「古い農村構造」から来ただけでなく、同時に官僚帝國にも由来するのである。こうして我々は視線を郷里からもう一つの場所——「官場」に転じなければならない。

専制官僚政治はもう一つの活動空間——官場を提供する。それは世家を生み出すもう一つの場所であり、しかも郷里の条件（大土地所有や強大な宗族と多くの依附農民など）に依存せず、独自に世家を形成し得る。この種の世家は「官族」とよぶことができる。

それでは、国家の禄位を借りて権勢を得た世家には、いかなるタイプがあるだろうか。前漢の呂氏・霍氏・王氏、後漢の竇氏・鄧氏・閻氏・梁氏のような諸家は、すべて一旦権力を専らにすると、子弟親党が朝廷に布列した。外戚の家の際立った権勢は、歴史の早期における、「天下を家とす」の一種特殊な表現である。その他、開国の功臣も、連綿と持続する世家を形成することができた。前漢ではこの情況はまだ顕著ではないが、後漢になると、特に際立って来て、天子に従って建国した元勳たちには権勢を保持し続けた者が少くなく、甚しきに至っては、「漢と興衰を共にしたと云う」。後漢の外戚と功臣の家の持続と繁栄は、明らかに前漢をしのいで居り、これも「世家」の要因が再び新たに累積してきた内容の一つである。

外戚・功臣のほか、官吏の中には官族が存在する。専門の技能を必要とするある種の官職は、周代の史官や貞人のように、非常に早くから父子の世襲であった。張家山漢簡の『史律』にも、「史、卜の子は年十七歳にして学ぶ」という条文がある。漢代は法律が繁多で、法学も専門の学問であり、法官は往々にして「律家」から出た。例えば、潁川の郭氏、沛国の陳氏などは、すべて「世々刑法を典った」。一般の法律の学でも、同じように一家相伝という情況があった。『史律』中の史学童は、考試を終ると、「県令史」や「尚書卒史」となって、吏員になることができた。代々官吏となるのは、法律で認可を保証されたものであった。中央と地方の官府の中には、すべてこうした「世吏」がいた。

「世々州郡に仕える」家族の大多数は、「世吏」にすぎず、必ずしも多大の声望と郷里勢力をもつものではなかった。劉備の祖先は「世々州郡に仕えた」が、しかし彼の幼い時には、母親と一しょに履を売り席を織るのを業としていて、決して著姓ではなかった。孫堅の家は「世々呉に仕えた」。しかし田余慶先生も、その「孤微より身を起し」、「孫氏は門寒にして、家世不詳」、「強大な郷土勢力とは言うべくもなかった」ことを指摘している。

胥吏はもと周代の卑賤な一階層であったが、戦国秦漢の間の「吏」は、新型官僚の代表となった。ただ、最初は、単なる職業の一種に過ぎなかった。秦代と漢の初期には、文法の吏を用いて天下を治めた。文法の吏の更新率と流動性は、最初は比較的大きかった。官僚が歴史の舞台上で次第に足が地に着いてくるにつれ、「吏」のすがたに変化が生れた。彼らは日ましに特権階級になり始めた。こうして代々官に在ることで、家族の勢望を形成することができるようになった。いくらかの家族は二、三代で没落してしまったが、それでも一部の家族は比較的長く存続した。いくらかの家族は代々官に在ってもまだ門望を打ち樹てることができなかつたが、それでもいくらかの家族は、これによって社会の尊敬を勝ち得た。李章の「五世二千石」や羊統の「其の先七世二千石卿校」などは、社会に向って誇るに足る事であった。漢碑の中に見える、「変世載徳」「銀艾不絶」「牧守相亜」「将相不輟」などの賛辞は、漢代に門地の觀念が尚ばれたことを反映するものである。つまり官閥である。統計の明示する所によれば、後漢の三公の家が連綿と続く情況は、前漢を凌駕している。一旦中断した世家の要因は、官場で新たに累積し、後漢に至って顕在化したのである。

「郷里」以外の場所である「官場」も、同様に世家形成の起点であり、しかも「郷里」から独立して官族を生み出すことができた。張湯の父親は長安丞に過ぎず、張湯本人は文法を以て吏となったが、この家族は完全に朝廷を通じて興ったものである。後漢の名族弘農の楊氏や汝南の袁氏もこれと同類である。楊氏は漢初に禄位があつたが、前漢末には没落していた。楊震は年五十にして始めて州郡に仕え、漢の安帝の時茂材に挙げられ、百余年禄位のなかつた楊氏は、これによって立身出世の道を歩み始めた。汝南の袁良は前漢末、二百石の太子舎人に過ぎなかつたが、その孫の袁安は県の功曹より起家し、のち三公に至って、漸く名門となった。袁家は本郡の豪望でもあるが、しかしその権勢の大部分は、朝廷の権勢から生じたものである。官位を通じて逆に郷里の権勢を確立する、こうした現象は伝統中国では遠い源流がある。また中常侍樊安もその好い例である。彼は南陽湖陽の豪姓の出身で、光武帝の母の実家である。その家がかつて「寵により五国に封ぜられ、しばしば要職にあつた。しかし樊家は途中で一度衰え、地方官からさえ馬鹿にされていた。頽勢を挽回するために、樊安はあえて身を屈して宦官となった。これは果して功を奏し、「是を以て兄弟竝びに盛んにして、二郡に双び据り、宗親頼りて栄え」た。朝廷での勢位が門望の維持に対していかに重要であつたかが、このことから明らかである。

「官場」は世家を育てるもう一つの揺籃を構成した。複雑に発達した専制官僚組織は、この社会中に匹敵するもののない「巨無覇」(巨大パワー)であり、それはより高い政治的競争の空間——「官場」を提供する。その中における規則、役割、組織、資源、価値觀念や人間関係などは、「郷里」のような場所と大いに異なる。官場中の人は、より大きな権勢声望を獲得することができ、より多くの政治資源を利用し、より広い人間関係のネットを張り、それによってより精緻な方式で利益を追求することができる。郷里の豪右は「官場」と連係を作り上げて

始めて、より大きな影響力の獲得を望み得るのである。

II 士林と学門

その他にもまだ、「郷里」とは別の場所がある。即ち「士林」である。これは学者や文人によって構成される活動空間である。先秦時代の士人は政治に積極的に身を投じ、それはこの階級がその後の中国政治史に必ず長く影響するであろうことをはっきりと示している。だが中古の士族に対する認識が士階級の変遷を離れてなされるとしたら、これは必ずや一面的で断片的なものに終るだろう。

秦の始皇帝の士人に対する迫害は、打撃甚大であった。漢初の儒生は、主として東方のわずかばかりの学者たちに過ぎなかった。しかし、後漢後期になると、儒生の士人は人数も多く、影響力も大きな社会集団となった。前漢の文化の中心は関東にあったが、首都は関西にあって、「関西は将を出だし、関東は相を出だす」という構図を維持していた。後漢は都を洛陽に定めて、政治の中心と文化の中心は、分離から一致へ変った。これはきわめて暗示に富んでいる。前漢の創業者に「亡命無頼が多」かったのと全く異なり、後漢の創業者は、「皆、儒者の気象有り」、多くは太学生であり、劉秀本人もそうであった。後漢の太学生は2,3万人に達した。洛陽の人口は30数万に過ぎないから、居民10人あたり1名の太学生ということになる。後漢の人口は5600余万だから、太学生は0.53%を占める。これに郡国学と私学の教師・学生が加わるから、文化人口の比率は、古代世界でおそらく第一位であっただろう。秦・漢初からすれば、社会の集団構成にははっきりと重大な変化を生じた。士林の活動はつねに「郷里」を越えて、県にまたがり、郡にまたがり、甚しきに至っては全国的となった。そのため史家は士人の活動を叙述するとき、いつも、「天下の士大夫」がかくかくしかじか「海内」の士人がかくかくしかじかといった書き方を用いるのである。これは先秦以来、未だ曾つてなかったことである。

士林の政治的影響は、少なくとも二つの方面に現われた。まずその人物の評価が、政府の官吏登用に関わってくる。士林からよい評価を得ると名士とみなされ、公府や州郡から辟召・察挙の要請があいついで来る。当時の人はこのことを、「爵を序するには無証の論に聴き、禄を班つには方国の謡を采る」「位は私門に成り、名は横巷に定まる」などと称した。士林の交遊で名を挙げると、往往にして王朝の官爵よりもずっと社会的地位が高くなる可能性がある。その結果、数多くの士人がかえって三察不起、九辟不就（三たび察せらるるも起たず、九たび辟せらるるも就かず）の態度に出た。察挙・徵辟に応じないことが、人びとの見とれるような「カッコよさ」を呈した。「名士」現象と「品題」現象によって、士林の人物の標準が社会的声望の分配を左右し、さらに政府の吏員の標準に衝撃を加えた。さらに言えば、「学潮」というような近代性をゆたかに持つ現象が、意外なことに漢代に出現したのである。漢末の太学生や士人は清議のあらしを捲き起こして、「党錮」の惨禍に遭うことになった。

このことは「士林」がすでに分化して自主的な活動空間になったことを明示する。その中には、文教組織、学術研討、師弟関係、名士交遊、文化評論があり、政治参加も含まれている。先秦の士人は百家に分れていたが、後漢の士人は同質の集団であって、「群体自覚」の明確な意識をもち、政治的権威の外に一種の文化的権威を構成していた。

儒家は、「人は皆堯舜たる可し」という理念をもち、父祖の家柄と子孫の品德との必然的関連を否定していた。しかし同時に士林自体にまた世家が存在し、当時の言葉を借りれば、それは「学門」とよばれた。先秦諸子では家学はまだ目立っていない。漢代になると、学者は前漢の経学を持ち出して「師伝」を重んじたが、後漢の経学は転じて「家伝」を重んじた。約1500名の儒生に対する最近の統計によると、両漢の経学の「師伝」と「家伝」の比率には大した変化がないという明確な結果が出ているが、しかし後漢の儒生の大量の増加からすれば、「家伝」の絶対的数量は大巾に増加したわけである。

後漢にはまた代々経を伝え、儒家道徳を遵守する若干の名士の家があった。こうした世家に対して、士林の輿論は自分たちと異なるものとみなさなかつただけでなく、却て高く賞揚した。例えば、弘農の楊氏に対して孔融は、「四世清徳、海内の瞻る所」と称賛し、張超は、「我が漢の楊氏、世の棟梁と作る」と称賛した。楊家一門は経術を後世に伝え、忠烈の風を成したので、一族は代々高位に就いたが、海内の士林ではやはり其の人を得た官位だとした。漢末には、荀氏「八龍」・賈氏「三虎」・許氏「二龍」・陳氏「三君」のように、非常に多くの名士の家があった。彼らは士林の誉れを担い、公府・州郡から招聘が絶えなかつた。

「郷里」は一箇の古い農村の活動空間であり、ここで地主豪右が発生した。秦漢帝国の膨大な上層建築にはまた「官場」が形成され、各種の官族が生れた。士階級の歴史的発展はまた「士林」を造り出した。その中の名士と学門は文化資源と声望資源とを支配していた。「官場」と「士林」は農村社会の中から分化してきたものであるが、それらの分化と発達に対しては、それに応じた判断が必要である。もしそれらがまだ非常に未熟でお萌芽状態に止まっていれば、豪右の存在は社会上非常に重く、恐らく強大な土地貴族に発展するだろう。しかし、「官場」が発達をとげていると、豪右は少なくとも官僚に転化し得て始めて、真の権勢を獲得することができる。権勢禄位をもつ官族が郷里の権勢を確立するのは、ずっと容易である。さらに、「士林」の強大な文化的影響もまた、この過程に参入する。士人の色彩を具えていない官族は、文化資源を利用し、文化声望を勝ち得る術がなく、往往にして職業的な「世吏」たるに過ぎない。士人の風貌素質を具えた家族は、強大な文化権勢、進んでは政治権勢を獲得することができる。このことは、「官場」と「士林」の存在により、新たに登場した世家の要素が累積しつつ、官僚と士人の身分を兼ねた家族が最大の発展の潜在力をもっていることを意味している。

いわゆる「士族」とは、つまり士人官僚の家族である。後漢では代々經典を伝え、代々官位にあった家族である。軍功貴族は士族ではなく、文法世家は士族ではなく、外戚家族も士族で

はない。「士林」の場で、経術を習得して「士名」を得ると、出仕して官となることができ、それによって官場に入る。官場で権勢をつかむと、反対に社会の富を分割し、家を郷里における豪右の地位にまで高めることができる。豪右の財産や土地所有は経済的基礎となって、また子孫が引き続き教育を受け、士人の列に加わるのを保証する。このようにして、「士人——官僚——豪右」という循環関係が出来上る。こうした社会循環は、歴史の後期にもよく見られることだが、その区別はこうした循環の開放性の程度がより高く、閉鎖性の程度がより小さくて——家族がたえず淘汰されてゆき、また新たな家族が循環に加わる点に在る。そして漢晋の間には、この循環は日ましに「族」をめぐって展開した。つまり「学門——官族——豪右」の循環として現出したが、その開放の程度はますます低くなり、閉鎖の程度がますます大きくなって、最終的に、非常に安定し、長く権勢の衰えない中古門閥が形成されたのである。

我々は士族に「豪右」の側面（大土地所有及び依附農民）があることを決して否定するものではないが、とくに強調したいのは、郷里・官場・士林がすべて上述の循環の起点となり得るということである。官場と士林は、直接に郷里に依存しない状況の下でも、士族を生育することができる。これからすると、「古い農村構造」だけを中古門閥の唯一の来源とみなす考え方は、明らかにその一面性を表わすものである。

専制的官僚組織と士大夫階級は、後世にも存在しているが、どうしてこの時期に士族門閥が生れ、唐宋明清にはそうではなかったのだろうか？秦漢はまだ歴史の前期に当り、経済文化の発展の水準にも限界があり、宗法性・依附性・封建性・私人性のような原生的社会関係の要素がより濃厚な状態で政治組織の中にまだ大量に残留または浸透していた。これらの要素を抑制し得る装置は、まだそんなに完全ではなかった。だから九卿でさえも、皇帝の私臣の色彩を脱し切ることができなかつた。御史台・尚書省といった重要な機構は、後漢になっても依然として「文は少府に属す」とあり、少府は本来皇室の管理人であつた。御史も尚書も家臣の色彩が濃厚であつたことが分る。外戚の家の巨大な権勢は、その他の時代を超えている。特にこの時代の任官制度はまだ非常に簡単で粗雑なものであつた。察挙と辟召の二つのコースの中、察挙制度は最初は主として推薦によっていて、長官の個人的意志が極めて重かつた。これは科挙試験と非常に大きな距離がある。試験はさまざまな違法な要素に対してすぐれた抑制の効果がある。各級の長官が掾属を辟召するに至っては、その随意性は察挙制より更に大きく、士族の子弟が官位を持続してゆくのに、更に大きな空間を留保した。この時代においては、人びとは依然として家族・宗族を一つの盛衰が全体の盛衰につながる単位とみなしており、「族を以て徳を挙げ」ることに対してもまた、より大きな受容度があつた。賢官名臣の家族として称賛を受けると、人びとはこれらの家族が引き続いて才徳兼備の子弟を供給することを期待し、入仕を優待した。またよく知られている「故吏」「門生」「同歳」などの現象も早期官僚制の特徴をはっきりと示している。それらの成長と普及もまた、官僚の更新度と流動性が低下してゆく環境の空気を理解する助けとなる。

III 「儒から玄へ」と官吏任用の中央化

「学門——官族——豪右」の循環は、漢末にはまだかなり開放的であった。魏晋時代になると変わってくる。国家の分裂、政治の動乱は、士族に新しいチャンスを与えた。戦乱がすさまじく文化・教育を破壊し、各郡県にあまねく及んだ士人と学校はもはや存在しなくなった。このとき文化を保持してきた少数の家族とその子弟は、いやおうなしに官僚の主要な来源となった。文教の破壊は、文化の家族化をみちびき、それは官僚の家族化を促した。

さらに、帝権の衰退、政権の不安定化、政局の測り知れない悪化から皇帝は極力、頼れそうな親信の家から人材を登用せざるを得なかった。このようにして統治集団は明らかに「閉鎖化」した。魏と呉の士族の現象については比較的多く論ぜられているが、一隅に偏った蜀でも同様であった。諸葛亮は選賢任能と称せられたが、功臣の子弟たちが引き続き政治を握る趨勢は、蜀でもはっきりと見られる。『蜀書』の伝主について大まかな統計を取ると、80余名の官僚中、その半数以上は、その子弟が引き続き官となったことが史書に明らかで、ある者は三代にわたっている。蜀漢の立国は4～50年に過ぎないけれども、官族はあい変わらず繁栄していた。「選賢任能」の希薄化、選官の閉鎖化は、小型の政権が政治動乱に対してとる一種の本能的反応である。

「禪讓」形式による王朝交代もまた、世家の発展の条件となった。中国古代において、王朝の更迭は帝国体制が新たに炉を作って腐敗を一掃する一種のメカニズムでもある。西晋の劉頌の言葉を借りれば、それは「天地の位始めて定まり、四海心を洗い綱を整えるの会」である。ただ劉頌はまた次のようにも言っている。魏晋の間に「禪讓」形式を採用したため、晋朝は「先代功臣の胤」に頼るだけで、「其の子孫に非ざれば、則ち其の曾玄」、西晋の顕貴なる者は依然として曹魏の高官たちかあるいはその子弟である。とすれば、前朝に累積された腐敗、老化や世家化の要因は、そっくりそのまま新王朝に入りこみ、王朝は彼らに対して寛大に受け入れてその忠誠心を買うだけであった。そのため西晋の腐敗は異常に速く、士族門閥の権勢世襲化のための地ならしともなったのである。

魏晋門閥の最初の形成は曹魏の正始年間である。この時期に、貴公子の一群が現われた。彼らは光輝ある家門の出で、若くして高位に登ったが、当時の矚目する名士、思想界の前衛、魏晋玄学の先駆でもあった。何晏・夏侯玄・王弼等々のような所謂「正始の名士」がこれである。彼らは魏晋江南士族の最初の代表人物の一群で、すでにその基本的特徴を具えている。その後、魏末の阮籍、嵇康ら「竹林名士」あり、西晋には清談の大家王衍ら「中朝名士」があり、東晋初にはまた謝鯤・桓彝らの「八達」があった。同類の人物が続々と現われ、司馬氏の政権になっても、止むことがなかった。彼らの思想はすべて道家玄学に属し、清談に長じ、詩文や行為は放達不羈であった。田余慶先生は指摘している、東晋の主な門閥は大抵みな「儒より玄へ入る」過程を経ており、その家は何れかの時期に誰かを代表として、大きく儒から玄に入ったことが史書に散見すると。士族という政治勢力の興起は、こうした学術流派の発展と、

こうした密接な関係をもっている。これは中国政治特有の現象であり、また常に見られる現象である。儒学と違って、玄学は貴族のサロン風の学問であり、それは権貴の子弟の間で流行した。魏晋士族は主として官場と士林の中で成長したものであり、しかもすでに閉鎖化し、貴族化した官場と士林の中で成長したものである。

魏晋の士族門閥が大きな任官の特権をもち得ていたことは言うまでもないが、しかし非常に興味深いのは、こうした特権がまた、任官権力の中央化を伴っていたことである。

漢代の長官は、掾属を辟召し、属吏を察挙するという大きな権力をもっていた。魏晋以降、これは改められた。尚書省の吏部が銓叙の中心となった。まさに傅嘏が言っているように、「方今九州之民、爰に京城に及ぶまで、未だ六卿の挙有らず、其の選才の職は、専ら吏部に任ず」である。夏侯玄もまた言っている。「銓衡、台閣に専らにするは、上の分也」と。ある統計では、両晋南朝で科目を経ず、官職の経歴を求めずに、吏部が直接に任命した事例を、その他の仕途と対比すると、直接任命によって入仕したものが約半数を占め、察挙考試と学校考試による入仕が1/4を占め、州郡県佐吏の積功昇進が14%を占め、公府掾属の入仕が1.2%を占める。別の統計では、両晋の高級士族の子弟が直接に吏部の銓選によって入仕する者は50%を占める。その実、察挙・学校および公府掾属からの入仕者も、同様に吏部の管掌に帰している。当然、統計は、軍府の僚佐と州郡の上佐の任用の上で、この時代の長官個人が依然としてかなり大きな権力をもっていることを認めている。しかし軍府の僚佐は、「板授」者を除いて、少なからぬ者が中央任命である。州郡佐官の選任については、皇帝と朝廷の干預がますます多くなり、刺史の上佐である別駕・治中はずねに中央より除授された。例えば、梁の武帝が特別に勅を発して、朱异を楊州の議曹從事史に任命した如きである。

九品中正制について言っても、これも選官の中央化を促がした。魏晋は中正を置いて品評を実施したが、本来漢末の品題に「なぞらえる」意味を含んでいる。けれども魏晋の中正は中央官の兼任によるものであり、これは各地の士林の品題の「中央化」である。しかも長官たちが自ら辟召する掾属は、彼らがもし引き続き昇進したいとおもうならば、やはり中正の品評を受けなければならない。これは事実上長官の辟召の比重を小さくした。九品中正制は、「大族の地方における威権を増し」、したがって「門閥制度はつまり家族を基礎とする地方的組織である」という人があるが、我々の見方は相当に異なる。西晋の劉毅の『九品を廢せんことを請うの疏』ですでに指摘している。中正の品題決定は、実際は「誉れを台府に採り、毀りを流言より納れ」る、つまり中央の大小の官僚の毀誉が中正の品評を左右し、さらに中正は「衰ふれば下に削り、興れば上に扶け、一人の身、旬日にして状を異にす」、権貴も一旦勢力を失えば、その子弟は品を落とされると。これらは明らかに官場の現象である。胡宝国は、中正制度についての研究で次のように明言している。「上品寒門無く、下品勢族無し」の「勢族」とは在朝の権勢のことで、州郡の「世族」のことではない、地方の郡姓を「勢族」と比べれば、彼らは寒門の地位に在り、「高門世族は相当な程度に、下級士族の上昇の路を断ち切っていた」と。

九品中正制はまた、「司徒吏」の制度を通じて、選官の中央化を促進した。私は「司徒吏」について一つの研究がある。司徒府の左長史は中正の品評を管掌している。中正の品第を得ると、司徒府の名冊に登録され、「司徒吏」とよばれる。西晋時代の「司徒吏」は約二万余、半数は京師に居り、半数は州郡に居る。しかし、たとえ州郡で家居する任官候補者であっても、中央の管理に帰して、「州郡之吏」には属さず、さらに日を定めて中央に番上して役に服しなければならない。漢代の士人も当然潜在的官僚候補群とみなされたが、彼らを管理する制度は何もなかった。彼らはただ地方長官の辟召・察挙を待っているだけだった。ところが魏晋の中正品評制と「司徒吏」の制度は、官僚候補者に対して正式の管理を行ない、二、三万人の人才の供給源を維持し、これによって中央の朝廷の各地の士人に対する直接統制を強化した。その任官資格は中正によって確認され、その任官の官職は吏部によって決定された。

清官の起家・昇進のコースとなると、その「選官中央化」の意義は一層明らかである。それら「清官」は、みな中央官であるばかりでなく、門下・尚書・秘書の官および東宮官であった。とくに散騎という内侍の官であり、魏の文帝が散騎を設けた目的は、「天下の士は、ことごとくまず散騎を歴て、然る後出でて州郡に据らしむ、これ吾が本意也」ということであった。皇帝は内侍のコースの地位を引き上げて、士人との直接的関係を強化し、統治集団の帝権に対する求心力を維持しようとしたのである。そして士人は一、二度内侍を経験すれば、高官に昇る可能性が非常に増大した。西晋にはまた東宮官にならなければ、尚書郎になれない制度があり、士人と太子との直接的関係を緊密にした。

又、封爵は政治権勢を獲得する重要なコースであった。西晋は盛んに五等爵に封じたが、受封者はすべて司馬氏のために手柄を立てた連中であつた。楊光輝の有爵者・無爵者の仕途についての統計によれば、魏晋時代、父祖あるいは本人が爵をもつ者で、吏部の選出とその他のコースとの比率は、92対38であり、無爵者の場合は、6対102である。とすれば、封爵を得た者は、主として中央の朝廷において直接入仕した者であることが分る。漢代の封爵には起家官はなかったが、両晋南朝の封爵には起家官があつた。このように、五等爵の授封は、中央権貴の特権を増大させ、それを一個の閉鎖的集団とし、単なる州郡の大姓豪右からのコースは、狭まってしまった。

後漢の後期、孝廉の察挙には、「諸生は家法を試し、文吏は箋奏を課す」という考試制度を実行した。本来考廉は一種の推薦制度であり、長官の推薦は士人の任官を決定するに当って決定的であつた。しかし考廉を考試の後に察挙する制度は、地方の推薦と中央の考試という二つの環節を形づくった。このように選官権力は、中央へ轉移し始める。西晋の時、州刺史の察挙する秀才にも、「対策」を採用した。州は秀才を挙げるのに策を試し、郡は考廉を挙げるのに経を試すという二科の併立体制が始めて形を具えることになった。西晋の秀才対策は、当然のことながら「選官の中央化」の比重を一步増大させたのである。

こうした状況が出現したのは何故だろうか。この時期の戦乱が地方を破壊してしまい、後漢

のあのようにひろく郡県に分布していた学校の生徒や士人の党派は、大方声をひそめ姿をかくしてしまった。京師は各政権の政治文化の中心をなしており、これが選官の中央化を促進した一要因となった。同時に、漢代の士族は多少とも地方性を具えており、州郡で活躍する者が非常に多かった。だが、魏晋士族の権勢は中央で獲得したものであり、そのため士族の権勢は、選官の中央化を妨げることがなく、場合によっては、それに依存することさえあった。このことは反対に、中古の士族の根底が官場に在って郷里にはなかったことを証明する。魏晋の最初の新式士族群——正始の名士もすべて京師で活動した。たとい門閥権貴が方鎮を把握し、意のままに人を用いるような場合でも、形式上それらの任命は中央の吏部から発令されなければならない。士族門閥は中央政権の中に寄生しており、彼らの発展方向は、一方に割拠した封建領主でもなければ、また国家と対抗する土地貴族でもない。彼らの権勢は体制内においてつかみ取られ、吏部の銓衡によって保障されたものである。また広い観点で見ると、選官権が中央に向い、吏部に向って集中してゆく情況は、後漢にもその形跡がある。したがって魏晋の選官の中央化は、後漢時代に中央集権が不断に強化されてゆくその趨勢の継続・深化として認めなければならない。

IV 官僚政治言語と官僚制度の進歩

魏晋の江左士族門閥の拡張は、皇帝権の専制的意志の空間を縮小した。士族の貴族化の特質は、一見一種の「後退」のように見え、春秋時代の貴族世卿政治とある種の相似性を表している。しかし、真の歴史のくりかえしというものは存在しない。秦漢以来の政治文化の伝統は、魏晋南北朝の政治に対しても、影響を及ぼすだろう。一部の中国の学者は、魏晋を「封建化」の時期とみなした。しかし我々の見方からすると、秦漢帝国は、二つの遺産を残した。それがこの時期の所謂「封建化」を西欧中世のあのような様式を採らせなかったのである。この二つの遺産とはつまり複雑な専制官僚組織とその法治の伝統、および層の厚い士人社会とその儒学の伝統である。西欧の中世には、この二つのものを欠いている。

この二つの伝統の中には、一つの政治文化の枠組みが潜在している。この枠組みに照らし合わせてみると、門閥政治は皇権政治の変態にすぎず、士族政治もまた官僚政治の変態にすぎない。皇帝についていうと、秦漢大帝国の歴史的記憶と制度的伝統が、彼らに、できればもう一度専制を拡張し、尊君卑臣を復活したいという気持を抱かせた。官僚においては、綱常名教であろうと明法考功であろうと、依然として理論上の正当性を具えており、士人について言うに、儒家の「人は皆以って堯舜たる可し」という信念が、やはり家柄の束縛を突破でき、一般士人のために立身のステップを提供する要因であった。さらに、この時期の官僚政治は萎靡して変態を来したけれども、ただこれと同時に、官制自体は依然として非常に多くの発展前進を勝ち得た。これも非常に人の注目を引くところである。士族の官界における特権は、官僚制度の進歩の歩みを止めることはできなかつたのである。

帝国体制を維持するためには何らか政治文化秩序を基礎とすることが必要である。魏晉江南にひろがった士族文化と玄学の思潮は、この基礎を侵蝕してあちこちに点々と錆のあとを残した。けれどもこれと同時に、君権・礼法・法制を維持する論法や行為は、かえって問題の別の面を作り出した。尊君卑臣、名教礼法、選賢任能、信賞必罰を説く言論は、依然としてつねに君主の詔書や臣下の奏議の中に現われる。これは士族政治の現実に対応して、一種の「官僚政治話語」（官僚政治言語）を作り出した。こうした言葉には、士族名士にあっては、廃語（使われなくなった言葉）、套話（常套語）、空話（無意味な言葉）として、あまり反応がなかった。しかし空話は完全に空ではない。それらがくりかえし述べられるのは、結局、秦漢以来の帝国政治の伝統を連綿と受け継いでいるのである。目下の所はそれらは紙の上、あるいは口頭の上に留まっているが、場合によっては、真の影響力を発揮することがあり得る。

士族名士の清談放逸がつくり出した紀綱の頹壊についていうと、すでに曹魏時代に抵抗に遭っている。魏の明帝は玄学の名士に対して、「以て浮華を構長すと為し、皆な免官禁廢」した。その他董昭・劉廙らは、名実相伴なうことを主張し、「浮華」を排斥した。西晋の士族は、日毎に盛んになったが、しかしこの時期でも、劉頌・劉毅・李重・傅玄らのような実効派の一郡の官僚たちは、「清議」に対するよびかけを行なっている。「綱維不摂」「清議不肅」な規律の頹廢に対して、彼らは「風論を肅（ただ）して世教を整え」、「吏課を立てて清議を肅す」ことを主張し、より多くの「清議」が聞えてくることを希望した。これは沈滞しておざなりになった官場の弊害に対する回答である。その時、王昶・杜恕・劉寔・劉預も、考課の法を完全にし、何もせずに虚談に耽って政務を妨げている状況を改めようと努力した。九品中正制が作り出した家柄重視の選官、中正官の銓衡権把握に対しては、李重・衛瓘・司馬亮・段灼・潘岳・孫楚・王沈らが、いずれも尖鋭な批判を行なった。劉毅の「九品を廢せんことを請うの疏」はとくに取り上げるに値する。それは九品中正制を「奸府」「弊政」と断乎指弾している。後世の人がつねに引用する「上品に寒門無く、下品に勢族なし」というあの有名な言葉は、この「九品を廢せんことを請うの疏」から出ている。南朝の風気は、「白を望み空に署するを是れ清尚と称す。恪勤懈らざるは、終に鄙俗に滞る」、政に勤め業を敬しむ者は士族の賤視に遭った。しかしながら吏職に精勤にして国家に忠誠をはげむ官僚は、なお迹を絶たず、依然として存在していたのである。

玄学家の「無を貴ぶ」論調と真向から対立して、裴頠は「崇有論」を著わした。これは単なる哲学の論文ではなく、強烈な現実性を具えていた。立ち向かったのは、玄学の名士の「口に虚浮を談じ、礼法に遵わず、禄を盗み籠に耽り、仕して事事せず」から導かれる「風教陵遲」であった。洛陽の陥落と北方の敗滅は、また東晋の士人を痛切に反省させ、范甯・六壺・庾詹・熊遠・陳覲は、「清談誤国」に対してはげしく責め立てた。彼らの玄学に対する評価が妥当であったかどうか、それは別の問題である。我々は指摘したい。玄学家は名教に反対せず玄学理論は統治を強化するためだったという人があるが、しかし当時非常に多くの政治家はその

ように見ていなかったのだと。魏晋以来これら玄談を詰責する言説は、すべて「官僚政治言語」とみなさるべきであり、その中には士族政治と異なる政治的精神を含んでいる。

在官の特権は、士族政治の最も際立った現象であり、高門は自然に昇進するのをあたり前と考え理の当然とした。けれども君主の詔書の中でひろく行われていたのは、「賢を選び能を任ずる」という論調である。劉宋だけを例にとっても、宋の文帝の「大使を遣わして巡行せしむるの詔」に、「言を傳巖に求め、想を宵味に発す」とあり、「賢を求むるの詔」に、「遺才野に在り、管庫朝に虚し」とある。宋の孝武帝の「才を求むるの詔」には、「四方の秀孝、才に非ざれば挙ぐる勿れ」とあり、宋の前廢帝の「才を求むるの詔」には、「夢を包鼎に結び、言を板築に瞻る」とある。又、宋の明帝の「賢才を求むるの詔」・「隱逸を搜括するの詔」、宋の後廢帝劉昱の「薦挙を広くするの詔」、宋の順帝の「賢才を求むるの詔」には、大い「隱身牧耕」、「草沢遺才」を挙用する類の指示がある。たといそれらが往々にして一枚の空文に過ぎなかったとしても、その背後には深い選賢任能の伝統がある。同様な情況はまた臣下の奏議にも見える。南朝の孔寧子は、「才均しければ資を以てし、資均しければ地を以てす」と主張して、才能・資歴の選官基準を門地の上に置いた。周朗は、「当に徳厚き者をして位尊く、位尊き者をして禄重く、能薄き者は官賤く、官賤き者は秩輕からしむべし」、徳行・才能を禄位を与える根拠とすべきだと主張した。又裴子野の『宋略』には、「道義尊ぶ可く、負販を扱ふ無し。苟も其の人に非ざれば、何ぞ士族を取らん！」とある。これらの言論の中では、士族の特権は全く正当性をもっていない。

注意に値するものに、さらに法術の学がある。それは君主専制、中央集権および官僚政治の理論である。戦国秦漢時代、儒法両派は、一は礼治を主とし、一は法治を主とし、形の上では水と火の違いがある。しかし魏晋以来道家に源をもつ玄学が盛んになってきて、経義を忠実に守る者は「俗生」といって軽蔑され、法文に熟達する者は「俗吏」といって軽蔑された。そこで法術は一転儒術と手を組み、共同で道術を排斥した。三国の曹操・諸葛亮・孫権および一群の士人たちは、みな法治の傾向を濃厚にもっていた。葛洪は道教徒であるが、彼にも次のような論がある。「世人、申韓の实事を薄（いや）しみ、老莊の誕談を嘉みす。然れども政を為むるに能く刑を錯（お）く莫し。……道家の言、高きは則ち高し。之を用うれば則ち弊、遼落迂闊（茫漠として迂遠）！」。晋の元帝は権臣の跋扈に忍従しようせず、「申韓を用いて以て世を救い」「方に刑法に任ぜん」と企て、また皇太子に『韓非子』一部を与えた。東晋の李充・王坦之もまた「刑名」をたつとんだ。彼ら二人を玄学家とみる人もあるが、しかし彼らの虚浮を排除する意図ははっきりしており、玄学家と同じではない。齊の武帝は一度秀才の策試を行なったが、出題には公然と法家の論調を採用し、先ず耕戦に心がけ、失地回復、国富民強を待ってその後に文学は談じなければならぬと明言した。策題を起草した王融は、彼自身、「戦陣攻守之術、農桑牧芸之書、申商韓墨之権、伊周孔孟之道を習う」と自称しており、儒法兼綜の傾向が明かに見てとれる。つまり、靡麗浮華をたつとんだ南朝にあっても、法家の書を

読み、法術の学を崇んだ人がいたのである。

政治学の理論では、集権官僚制の動力は必ず君主より発し、その専制を求める本能に発すると表明される。魏晋以来、皇権は低下したが、しかしまだ君主の集権の意志は消えることがなかった。魏氏の三祖、すなわち曹操・曹丕・曹叡には、いずれも法治の傾向があり、ともに「浮華」に打撃を加えた。司馬氏の政権は門閥の政治的代表だといつも言われる。けれども、晋の武帝は、専制官僚制度を維持するためには、やらぬものはなかった。清人王夫之は概括的に言っている。「晋武の初めて立つや、郊廟を正し、通喪を行ない、宗室を封じ、禁錮を罷め、諫官を立て、廃逸を徴し、讖緯を禁じ、吏俸を増し、寛弘雅正の治術を崇ぶ。故に民藉りて以って安んじ、内乱れ外逼り、国已に糜爛せるも、人心は猶之に繋がる」。実効派の官僚が「清議」をよびかけ、九品中正制を指弾したことに対して、晋の武帝も高く賛意を表してこれを嘉しているが、これによって彼の二面性が分る。東晋の桓玄が自立して帝となると、直ちに百官に献策を命じたが、この時提出された建議には、庠序を修める、典刑を恤れむ、官方を審かにする、黜陟を明らかにする、逸を挙げ才を抜く、農に務め調を簡にする等々がある。一貫して権貴に寛容であった梁の武帝も、次のように述べている。「官を設け職を分つには、唯だ才のみ是れ務む」「人には貴賤無く、道在れば則ち尊し」と。

魏晋以来、官僚政治はすでに萎糜してねじ曲っていたが、他方では、官僚制度はある種の内在的な推進に基づき、引きつづき緩慢な進化の中にあつた。こうして見ると、政治の変態と制度の進化は、一対のきわめて深い意味をもつ矛盾現象を構成していたのである。

秦と漢初には丞相制を実施したが、前漢末に丞相は三つに分れて、三公制に変わった。後漢の三公は太尉・司徒・司空である。祝総斌先生は、次のように概括している。魏晋南北朝に三省制度が発展してくると、「宰相機構と秘書・諮詢機構の発展・完成は、隋唐三省官制の出現を準備する条件となった」と。中書省は詔書を起草する責任を負い、門下省は章奏詔命を審議する責任を負い、「封駁」権を行使した。漢代にもともと丞相が詔書を封駁することはあつたが、南朝では封駁は大いに制度化した。隋唐の三省制は、中書の草詔、門下の審議、そして尚書の執行というように分業が明確で相互の規制が厳密であり、この重大な政治上の達成はその後ずっと後世の賞賛を博して来た。だがこの体制は、漢代のやや粗放な丞相九卿制あるいは三公九卿制から魏晋南北朝を経て発展してきたものである。

三公九卿制度が転換を始める。諸曹の尚書の機能は、今日の國務院各部に相当する。しかし三公府の諸曹の行政的意義は、これに応じて大いに希薄となった。公府諸曹の掾属は、府主の自辟であるが、彼らの間には濃厚な「委質」・「君臣」の関係があつた。しかし尚書と尚書郎とはすべて大臣が指名し、皇帝が任命するのであって、尚書令が自ら決定し得るものではなかった。尚書令と下僚との関係において、個人的依附性は大中に希薄となった。公府の掾属の仕事は日を追って閑散となり、往々名士を辟召してこれに任命した。さらに多くは仕途の中継点として存在していた。列卿に至ってはまだ皇帝の家臣の色彩があり、尚書列曹の合理的分業には

遠く及ばなかった。尚書諸曹が発展してくると、九卿の地位はこれに随って低下した。そこで「九寺は尚書に併すべし」、九卿の「職掌る所無き者は皆併す」といった議論があった。列曹尚書は時には五人、時には六、七人あり、諸曹尚書郎は二、三十人前後であった。大抵、宋齊の間に尚書と尚書郎の間に、明確な分掌関係が形成され、尚書一人で若干の尚書郎を率いた。これはすなわち隋唐六卿二十四司体制の直接の来源をなし、さらに歴代踏襲して変わらなかった。諸卿を主とする体制は諸卿の官署を六部に配合する体制に変わり、さらに転じて六部を主幹とするようになった。

官員の等級管理の方面においては、一部の制度に進歩的意義がないわけではない。曹魏末年には官品制度が出現した。それは漢代の朝位の安排と淵源関係がある。漢代の封爵や將軍の等級は、禄秩とは本来分かれていたものである。官品制度は封爵・將軍・禄秩および位階を一つに融合し、それによって一層普遍性を具えた等級の尺度を提供することになった。魏晉南朝では、官品と合わせて「位」「階」を用いて官資を計算し、一位を進め、一階を加えるには、形式上はやはり任務を全うし功労を積むことを条件とした。だがこれは官僚式の管理方法である。漢代の常設將軍号は八つしかなかったが、魏晉時代には百余りに増加し、さらに軍職から軍階に発展した。漢代の禄秩は「職位分等」の性格を持っていたが、軍階は一種の「品位分等」の制度であって、それによって一層弾力的な管理手段を提供した。南朝の十八班と流外七班の区分は、流内と流外の制度を初めて建てたものである。こうした制度は士庶を区分することから生み出されたものではあるけれども、しかしまた高級文官と下級吏員とを区分する意味も具えている。

秦漢の「律令秩序」は魏晉以後色あせてしまった。しかし法制の進歩は、完全に中断されることはなかった。漢代の法律の形式は律令科比（条目と類例）であって、律令が礼律とはっきり分かれずにまざり合っている状況がある。魏律・晋律の時代になると、「律」は刑律に集中し、行政法の内容は別に「令」の中に規定されている。その他にまた「故事」があるが、これは各官署の日常行政に関する規程である。漢代の律・令の不可分状態は、このために一変した。「律は以て罪名を正し、令は以て事制を存す」、「律」は刑法であり、「令」は行政法である。学者は、この分化は「中国法史上画期的な意義を具えている」と考えている。帝国政府の求める各種規定の部類区分が、これによって大いに合理化された。唐代の法律法令には律・令・格・式の四種があるが、この体系淵源にもまた、南朝が含まれている。魏晉南朝時代に「格」「式」がすでに芽生えており、唐代の「格」「式」は、晋の「故事」と性質上そんなに離れておらず、どちらも官署の行政規程である。隋唐の律令格式体制は、魏晉南朝の上述の変化もその淵源の一つをなしている。この他、晋代の法学家張斐と杜預は、律のために注を作り、法律概念を大いに規範化して、法理学上多大の進歩をなしとげた。張斐の『律表』は唐代の『律疏』の先声をなすものとされる。又、劉頌の如きは、律令の名例に規定がなければ、「皆論ずる勿れ」という主張を提起した。これはヨーロッパの学者の「律に明文無ければ罪と

為さず」の観点より千年余りも早い。この時代の官僚政治言語は連綿として絶えず、官僚制度も依然進化していた。ではその基礎と動力は何だったのか？それは、戦国秦漢時代が残した制度の伝統と文化の伝統である。秦漢帝国によって基礎を打ち建てられた制度の伝統と文化の伝統とは、その歴史の慣性を保ち、未来の政治文化の発展に対して、「方向指示」の役割を果たした。中華帝国の典型的な政治形態は、専制君主と官僚政治と儒家士大夫との結合であって、士族政治や士族門閥との結合ではない。中国人は「治世」と「乱世」によって歴史の発展をえがく慣わしであるが、その中に一つの態度、すなわちある状態は「常態」に属し、ある状態は「変態」にすぎないとするスタンスが潜んでいる。こうした態度が歴史の発展に対して及ぼす牽引作用を軽視することはできない。

魏晋南朝時代に一つの「政治文化の枠組み」が存在することを、我々は確実に看取できる。それは「乱世」の中に在っても依然として作用し続けた。それは君主制の中に存在し、官僚機構の枠組みの中に存在し、士人の観念や古典に保存された「歴史の記憶」の中に存在した。全中華帝国の中にずっとこのような範型が存在し続けたとさえ言える。それはさまざまな波動や変態が最終的に向うところのものである。学者は時代の特徴を追及することに慣れ、これらの特徴を懸命に明らかにしようとする。そのため士族政治が作り出したあのような歪みに、最も多くの論述が与えられる。しかしながら時代の「個性」を闡明するとき、「共通性」を軽視すべきではない。この政治文化の枠組みは、また事実上、時代の本質面を構成するものであって、我々の中古時代の性質に対する判断に影響することになる。それは我々に中華帝国の「常態」とは果して何かを明示する。門閥政治と士族政治はすべてその「変態」にすぎず、最後には「常態」に帰ってくるのである。

六朝貴族における人格と身体

谷川道雄

中国の歴代王朝における官吏任用手続の一階梯として、銓選の制度がある。銓選とは、吏部が任官の有資格者に対して最終的な銓衡を行ない、合格者に特定の官職を充てる制度である。唐制では、六品以下の官の任用について、科挙及第者や官吏経験者などを対象に、まず身・言・書・判の四つの方面から判定を行なう。さらに徳・才・労の三点を勘案して、吏部側が具体的な官職を本人に提示し、双方合意の上で任官を決定する。

ここで取り上げたいのは、身・言・書・判の銓試制度である。この制度については、『大唐六典』尚書吏部第二に規定されているが、『通典』『選舉典』歴代制下には、その内容を、身：取其体貌豊偉 言：取其詞論辯正 書：取其楷法適美 判：取其文理優長 と説明している。判は行政上の問題に対する判決文であり、白居易の「百道判」がその問題と解答の例文を示したものである。

銓試の順序としては、まず書・判を試し、次いで身・言を観察する。そのうちどちらかと言えば、書・判が重視され、身と言は特別な障害がなければ余り問題にはならなかったといわれる¹⁾。また、「体貌豊偉」「詞論辯正」とは、象徴的な基準を示すに過ぎないものだったともいう²⁾。しかし唐代の銓選で、身・言というような身体的条件が挙げられていたことの意味は、一考に値する。というのは宋代の制度では、書・判、とくに判が重視されたが、身・言・書・判をセットにした選考方法は恒常的なものではなく、最後には廃止されてゆくからである。

それでは、唐代以前はどうであろうか。制度としては必ずしも明らかでないが、吏部が身体的条件を考慮に入れて銓衡を行なった実例として、次のような挿話がある。

[楊愔] 典選二十余年，奘擢人倫，以為己任。然取士多以言貌，時致謗言，以為愔之用人，似貧士市瓜，取其大者。愔聞，不以為意。（『北齊書』本伝意作不屑焉）（『北史』楊播伝）

ここにいう「其大者」とは、楊愔が言貌を以て士を取ったとあるので、体格の大きな者を任用したと考えざるを得ない。一方、楊愔の取士は、「失於浮華」と言われている。浮華とは質実の気風を喪なって、文華を誇る貴族層の謂である。これらを総合して考えると、「其大者」

1) 王勳成『唐代銓選与文学』（中華書局、2001年）第五章 銓選、参照。

2) 同上。

とは、實際上貴族層ではなかっただろうか。北齊時代は、門閥主義に対する批判の強まった時期であり、楊愔が官吏としての適格性よりも、門閥貴族らしい容姿・言語に重きを置いたもので、当時の人たちはこれを「貧士市瓜」と謗ったのである³⁾。

やがて隋代に至って九品官人法が廃止され、科挙時代が始まる。ここに於て家格に拘らず官吏としての資格を重んずるのが原則となったが、その中であっても、“貴族らしさ”を要求する傾向が完全に払拭されたとは言えないであろう。その一端が「体貌豊偉」なる基準に表れていると考えられる。

このように考えてくると、身・言というような身体的条件が、六朝貴族の社会的・政治的地位と深く結びついていたのではないか、という予想が可能である。この予想の下に、六朝正史の列伝（その多くは貴族出身者の伝記）をひもとくと、そこに伝主の身体に関する記述がおびただしく見出される。それらを類別して挙げてみると、①身長 ②腰圍 ③膂力 ④容貌 ⑤動作 ⑥言語 などに分類できる。

①の圧倒的多数は七尺以上におよぶ身長の記事だが、少数ながら常人より背の低い例もある。②は、腰回りの大きさで、「腰帶十圍」というような表現で表わされる。③は、筋力の強さであって、武芸に工みであること等と共に、武人の伝記中にしばしば見られる。④は、「美姿貌」「美容貌」など多種の表現が見られる。その一方で、「醜」「陋」など醜さの例も少ない。「短醜」「短陋」などは、身長・容貌の双方を合わせた表現であろうか。さらに、容貌については、「容貌魁偉」やこれに類する種々の評語がある。この場合、「偉」という語が多く現われることに注目したい。「偉容儀」「偉容貌」は、「美」の代りに「偉」が用いられている。その反対の例には、「姿貌不偉」がある。「質貌豊美」（質は体の意）といわれる梁の宗室蕭正表は、身長が七尺九寸あり、これは正に唐制の「身：体貌豊偉」の具体例である。要するに、唐代においても、六朝貴族に多く見られる偉大夫の体形が理想とされたことが分かるのである。

このような堂々たる体格・容貌のほか、さらに細部に亘る記述を求めると、極めて多いのが「美鬚髯」（鬚はあごひげ、髯はほおひげ）やその類語である。鬚髯の立派なことは容姿の中でも重要なことで、これにまつわる色々な逸話が残されている。次に、「眉目疏朗」つまり眉目がすっきりと秀でていること、目そのものについて漆黒の点の如きものが好まれたらしい。

⑤は、「挙動」「動止」「進止」「挙止」などとよばれる立居振舞いである。それらに対しては、「挙動舒遲」「挙措舒緩」のように動作がゆったりとしていること、「進止都雅」「容止閑雅」のように優雅であること、また、「挙止必循礼度」「容止枢機、動遵礼度」（枢機は言行の意）とあるように、作法にかなっていることが評価された。

⑥の言語に関しては、「善談論」やこれに類する表現が用いられ、その中には「善言笑」というような表現もある。談論は論理と学識を以て聴者を説服する話術で、その最も緊張した場

3) 拙著『増補隋唐帝国形成史論』（筑摩書房、1998年）第III編 第2章 北齊政治史と漢人貴族、参照。

は清談であるが、士大夫の間では、日常の会話の中でも、風流の精神が貫ぬかれなければならない。古典の故事をふまえた文雅なる表現、機智や諧謔にあふれた応答などが評価されるのである。その他、相手の父の諱を避けるなどの礼法上の心づかい、双声・疊韻等を駆使した修辭なども、「善談論」のなかに含まれるであろう。その一方で、史伝中には吃音や訥弁の例も、時に見られる。

六朝正史の列伝中に見える、こうした身体上の記述は、当時の時代現象として何を意味するであろうか。この点に触れた研究は、さほど多くはないが、若干存在している。その幾つかを紹介すると、森三樹三郎は「野性を失った南朝の貴族は、その貴族的な洗練においては魏晋貴族に優るものがあつた。音辞・容儀の尊重は、すでに魏晋時代にも見られる現象であるが、南朝に入って一層著しくなつた」と述べて、貴族社会が言貌・進止に強い関心を持つようになったことを、貴族社会の洗練の結果であるとしている⁴⁾。

矢野主税も「状の研究」において、この問題を取り上げている。矢野によれば、六朝の各正史の列伝には、伝の冒頭に当該人物に対する評語が記されることが多いが、これらの評語は、九品官人法における「状」に材料を取っていることが多いという。「状」とは、中正官が郷論に基づいて作成して中央政府に提出する対象人物の内申書である。西晋以降、容姿・技芸までもが「状」の中に書きこまれることとなるが、それは「西晋以降の状が政治的色彩を甚だ薄くし、単なる人物評論に惰しつつあつたことを意味する」と述べている⁵⁾。換言すれば、容姿・技芸の尊重は、貴族社会が安定して政治的活力を必要としなくなった結果だというわけである。

葭森健介はこれに対して異なる見解を提示する。「当時の人物評価の性格を考える際に、単なる官僚政治の観点からでなく、当時の人間に対する価値観をふまえて分析してゆく必要がある」⁶⁾。

最近の閻愛民の論考では、六朝貴族の身体的表現について、正面から論じている。それによれば、その身体的表現は、士族（即ち本稿でいう貴族）が自らを庶族と区別する重要な標志であり、それは家族の文化的背景のちがいに由来するという。士族は、衣服、儀容、気度、言語、飲食につねに心を配り、そうでなければ士族とみなされなかつた。そこで史家もまた、名門の士族に対して、「風儀秀整」とか「美風姿」などと形容し、寒庶出身の官僚については、「庸俚」「鄙陋如此」などと記述することが多いとする⁷⁾。

4) 森三樹三郎『六朝士大夫の精神』（同朋舎、1986年）第一章 六朝士大夫の性格とその歴史的環境。

5) 矢野主税「状の研究」（『史学雑誌』76-1）。

6) 葭森健介「『山公啓事』の研究——西晋初期の吏部選用——」（『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、1987年）。

7) 閻愛民「魏晋南北朝時期的世家大族」（周積明・宋徳金主編『中国社会史論 下巻』湖北教育出版社、2000年）第五章。

名族が「美容姿」で、寒門・寒人が「鄙陋」であったとは必ずしも言い難いが、さきに挙げた楊愔の典選記事からも、そのような傾向があったことは否定できない。では、六朝貴族におけるこれらの身体的優越性は、社会的、政治的に、どのような役割を發揮したのであろうか。

正史列伝に見えるこれら貴族の身体に関する記述についてまず注目されるのは、それが他者によって賞賛される事柄であった点である。例えば、「容止可悦」「進退可觀」などの慣用句が、それをよく示している。これらの言葉には、当該人物の容止・進退を目のあたりにしてこれを語る同時代人の存在が前提となっている。これらの人びともまた、その多くは同じ貴族階級に属する人士であろう。つまり、優れた身体的特徴は、貴族同士の間で、賞賛・憧憬的となったのであった。このような一般的場景を想定した上で、種々の具体例を觀察してみたい。

容姿の美しい貴公子は、とかく権力者、就中皇族（皇后・公主を含む）の愛幸の対象となり、通婚にまで進展することが珍しくない。軍閥や胡族出身の皇室と漢人貴族との通婚関係は、前者が後者の女を后妃として迎え入れるだけでなく、前者の女子が貴族の男子と婚姻することによっても、形成された。北魏後半期に実権を掌握した文明太后・靈太后なども、「美容貌」の朝臣を愛幸して、これらが女主たちの恩倖となった。また、風采が立派だという理由で、皇帝・皇太子の侍從官に任用された例もある。北魏ではすでに、什翼犍の時代に、「諸部大人及豪族良家子弟儀貌端嚴，機辯才幹者」の中から「左右近侍之職」を選んでいるが（『魏書』官氏志）、これはいずれの時代にも通用する方式であろう。

以上は、権力者と貴族との個人的関係の例であるが、「美容止」の人は、朝士の間でも、大いに注目されて憧憬的となった。一例を挙げれば南朝の褚淵について、「淵美貌，善容止，俯仰進退，咸有風則。每朝會，百僚遠國〔使〕莫不延首目送之。宋明帝嘗歎曰，「褚淵能運行緩步，便持此得宰相矣。」（『南齊書』本伝）とある。

また北魏でも、漢人名族の崔光が宗室の元顛和に対して、「元參軍風流清秀，容止閑雅，乃宰相之器」と言って賞めたという。百官を統率する宰相の条件として、風貌，容止などの都雅なる人となりが挙げられていることに注目したい。貴族階級内部にはたらく影響力・指導力として、このような身体的表現が大きな意味を持っていたのである。

上述の『魏書』官氏志の一節に、「機辯才幹者」とあるように、辯論もまた官界における昇進の契機となった。見事な「占對」（応答）は、学識と機智を必要とするが、君主の顧問として重視される条件であった。北周時代、こうした才能によって宣納上士に昇遷した幾つかの実例がある。

このような能力は、外交関係において特に必要であった。南北両朝間に交換される使節として派遣される者、またこれに応接の役に当る者すべて、そのような才能のある人物を選びすぐって、これに充てた。双方の間に交わされる問答は一国の威信に関わるものであったから、緊張にみちたやりとりが行なわれるのが常であった。相手国で選ばれた人物の学識・機智、それに容姿、動作の一つ一つが注意深く觀察され、評価された。相手国にどのような人物が居るか

あらかじめ情報を得ておくことに努めていたと想像されるが、かねてからその国での名声を聞いていた人物を眼前にして応酬の火花を散らすことになるのである。

外交関係のこのような場は、いわば国内における談論が、対外的に拡大したものとも言える。談論の根元は、貴族同士が、一種の遊戯性を帯びて交わす所の私的な営みである。そうした交遊の場での巧みな話術は、「聴者忘疲」とか、「聴者皆忘飢疲」と言われるように、貴族たちに高尚な喜びを提供するものであった。それは一個のサロン（salon、沙龍、清談倶楽部）であるが、このサロンの場は、交友関係から朝廷、さらに国際関係にまで広がって、それぞれ大きな役割を果たしたのである。

以上論述してきたことによつて、私たちは次のことを知り得る。六朝貴族における各種の身体的表現は、閭閻民衆のいうように、貴族としての地位を顕示するものであったが、それは士庶の区別に作用しただけでなく、貴族階級内部における人際関係を生み出すものでもあった。つまり、すぐれた身体的表現は、貴族たちの間で、小さからぬ威望としてはたらいだ。

しかし、ここで断っておかねばならないのは、そうした身体的表現が人びとの中に力をもち得るのは、単に体軀の大、容貌の美、動作の雅、言語の巧といった、表面の現象だけではない。それら外形に意を用いるようになったのは、とくに六朝後期、貴族の頹廢化してゆく時期に多く見られる現象で⁸⁾、本来的には、これらの外見とともに高い精神性を認め、その身体性（physicality）と精神性（spirituality）とが一つに融合して作り出した高貴な人格を理想としていたようにおもわれる。たとえば、北朝の柳耆之について与えられた「身長七尺五寸、儀容甚偉、風神爽亮、進止可觀」という評語（これに類する事例は極めて多い）は、このことをよく物語っている。

もし不幸にして、身貌短陋に生れついた者でも、それだけで人の価値が定まるものではないというのが、当時の観念であった。北朝の邢遜に対する評語、「貌雖陋短、頗有風氣」が（こういう事例は尠くない）、それを示している。ちなみに邢遜の息子の祖効も、「貌寝、有風尚」といわれているが、身体と精神に家系の影響があることをうかがわせる。

しかし、身体之美しさと精神の高さが完全な形で結びついた姿が理想であり、それが人びとを魅きつけたことは否定できない。その常人離れした見事な人物の姿を、六朝人はしばしば玉人と形容して賞歎した⁹⁾。玉人とまで行かなくても、高貴なる精神が秀麗なる身体に宿った、その卓越した人格が、朝野の人際関係を指導したことは、疑い得ないであろう。

しかしたとえ玉人と仰がれても、その資質は神権に由来するものではなく、伝統的な家族生活における人間の努力によつて洗練された結果である。一般的に言えば、六朝貴族の権威は、

8) 『顔氏家訓』勉学篇の有名な一節、「梁朝全盛之時、貴遊子弟、多無學術……無不熏衣剃面、傅粉施朱……從容出入、望若神仙」が、外見のみを飾り、精神の空洞化した貴族階級の状況をよく描写している。

9) 『世説新語』容止篇。

神から与えられたものでなく、人の努力によって築かれたものである。その権威が身体性を伴って表現されているところに、むしろこのことの証明があるであろう。

そしてこれまでしばしば述べて来たように、この権威は同時代人の評価によって成り立ち、また記述されている。評価する方もされる方も同一社会に属しており、この意味において六朝貴族社会を、一種のサロン社会¹⁰⁾と見なし得る。この時代においては、宗族・郷党・交友関係のみならず朝廷さらには敵国との外交の場に至るまでサロンのである。

このサロン社会は、一面で貴族各氏の家門の連合体 (association) でもある。そこで得られた観察や情報が構成員の評価を作り上げる。郷論清議といわれるものも、こうした場で作られてくるのであろう。九品官人法は、これを土台に組み立てたものである。

唐代銓選制度における身・言は、六朝時代のサロンの人物評価が痕跡として残ったものではないだろうか。しかしそれもやがて制度の中から消えてゆく。この時、官僚社会もサロンの性質を失ない。君主独裁政治の実行機関たる性格を濃厚にする。たとい士人間にサロン風の交わりが生れ、相互の人物批評や学問評価が行われたとしても、それは純然たる私的な営みに過ぎなかったのである。

〔附記〕 六朝貴族の身体に関する研究は、絵画・塑像・彫刻などの造型作品からも追求すべきであるが、本研究ではそれに言及できなかった。今後文献資料と造型作品との双方から接近して互いに補ない合いながら研究することが必要であろう。

10) 川勝義雄はこのサロン社会の全体構造を、郷論環節の重層構造と名づけた。彼によれば、郷または県程度の規模の場で形成される郷論を第一次郷論とよび、郡程度に広がった場を第二次郷論とよび、ここから選出された士が中央に進出するとき、ここに第三次郷論の場が形成されるという。

第三次郷論の場とは、つまりは、中央貴族の社交界であって、『世説新語』を構成する多くの挿話は、貴族間の人物批評を基本的要素としていると論じた（『六朝貴族制社会の研究』（岩波書店、1982年）第1部 第3章 魏・西晋の貴族層と郷論）。

愛のための戦い

——漢と匈奴との戦争と良賤身分制——

蔣 非 非
(山田伸吾 訳)

梗概 歴史の海の中に埋もれた愛憎情怨的一幕

盲目の詩人ホメロスに次のような叙事詩がある。十年の長きにわたったトロイ戦争は、一人の美貌の婦人のせいで引き起こされた。スパルタの王妃ヘレネはトロイの王子パリスを一目見て惚れてしまい、彼に従ってトロイの城にまでやってくる。スパルタの大將軍アガメムノンは、すぐに軍勢を引き連れて遠征し、最後にはギリシャ人が一匹の木馬を利用してトロイ城内に攻め込み、焼き殺し掠奪しトロイの町は廃墟となった。この故事は「傾城傾国」とは何であるかを十分に解き明かしており、今日に至るまでトロイ戦争は様々な芸術作品の尽きない源泉となっているのである。

中国古代史の上でも、やはり漢王朝の一人の皇帝が愛情のために大戦争を起こし、あやうく「傾国傾城」になろうとした事実があったが、しかし、儒者は「尊きものためにはばかり」、歴史家はこれを覆い隠し、説くのをやめてしまい、従って未だに明確な史書の叙述はなかったのである。今日張家山漢簡などの新出の資料の整理がなされて、私たちは改めて曖昧模糊とした歴史記述をつなげて、長く埋もれていた一つの歴史事実を水面上に浮かび上がらせることができるようになった。

I 漢初における匈奴との関係

匈奴とは、今日の中国の北方草原地帯で活動していた古い遊牧民族であり、戦国時代に強大となり、しばしば中原の国々と衝突し、この匈奴の侵入を防ぐために、秦、趙、燕三国は国境の郡に長城を築き、秦の統一後は蒙恬が匈奴を黄河以北へと追いやり、彼らの伝統的遊牧地であった黄河以南の地区を占領し、さらに河套地区において「亭障」を修築するなどの工事を行った。秦末及び楚漢が争った時には、匈奴はその虚に乗じて再び河南の地を回復した。漢初、劉邦はかつて30万の大軍を率いて匈奴と平城（今の山西省大同）で戦ったが、かえって冒頓単于の40万の大軍と遭遇して包囲され、陳平の密計を用いて漸く逃れることが出来た。その後劉邦は婁敬の計を採用し、宗族の娘冒充公主を単于と娶せて匈奴と和親し、同時に毎年酒麴、糧食、絹織物を匈奴に供給し、匈奴もまた漢に馬、ラクダを贈った。高帝9年(BC198)

より始まり、途中恵、文、景の三帝の50余年、漢と匈奴とはたびたび辺境で小競り合いを起こし、文帝の時には一度都城長安付近にまで匈奴が侵入してきたことがあったが、ただ匈奴は漢の財物を貪ろうとするだけであり、双方の関係は和親を基本とし、史書には「考景帝の時までは、匈奴は時には大小の掠奪は行ったが、大きな侵略はなかった」と記載されている（史記 p.2904）。

II 武帝朝の対匈奴政策の転変

漢の武帝の時期において漢と匈奴との大戦争が勃発した原因については、一般に考えられていることは、漢王朝に財政的準備ができ、その後に漢初以来絶えず侵略されてきた状況を改変し奮起反撃したということである。元光2年（BC133）春、武帝は詔勅を下してこう述べた。「朕は女性を着飾らせて単于に嫁がせ、金貨や美しい帛をたくさん贈った。にもかかわらず単于は待命するも増長し、侵略をやめず、辺境は被害を被り、朕はこれを甚だ憂慮している。今こそ軍事行動を起こして匈奴を攻めようと思うが、どうか」（漢書 p.162）と。しかしながら『史記』「匈奴列伝」の記載はこれと同じではない。武帝はBC140年に即位したが、史書は次のように記している「今上（武帝）即位し、友好を明らかにし、厚く待遇し、関所における交易を許し、豊富な物資を彼らに送った。匈奴は単于を始めとして皆漢に親しみ長城付近を往来していた」（史記 p.2904）。『漢書』「匈奴伝」には「武帝即位し、和親の約束を明らかにし、厚く待遇して交易し、豊富な物資を彼らに送った。匈奴は単于を始めとして皆漢に親しみ、長城付近を往来していた」（漢書 p.3765）と記載されている。武帝の建元6年（BC135）、匈奴の軍臣単于は和親を請い、御史大夫韓安国及び多数の朝臣は和親を得策として、武帝はこれを許した。

その後漢と匈奴との関係が悪化したのは、漢王朝が画策した馬邑の謀からである。元光2年（BC133）大行王恢は、馬邑の谷間に兵隊を伏せておき、匈奴を長城内に誘い込む事を提案した。漢は5人の将軍を派遣し30万人の兵を馬邑に駐屯させ馬邑の人聶翁壹に匈奴を誘わせて長城内に入らせ、それを攻撃しようとした。漢の尉史が匈奴に捕らえられ策略を匈奴に洩らしたことで、軍臣単于は途中で軍を引き長城外へと逃れ出た。「これより以後、匈奴は漢との和親を断ち、街道筋に当たる砦を攻撃し、しばしば国境地帯に侵入して掠奪を働くようになったのである」（史記 p.2905）。

これより漢と匈奴との大戦争の幕は切って落とされた。40余年の間（BC133-BC90）に、漢王朝は15次にわたって大軍を派遣して数千里を遠征して匈奴及びその同盟国を攻撃した。度重なる出兵は国庫を空にさせ、財政は苦しくなり、軍事費を支えるために朝廷は「算商車」、「塩鉄官営」、「算緡」、「告緡」、「白金」、「皮幣」、「榷酒酤」、「入錢贖死」、売「武功爵」等の施策を実行し、兵員を集めるために秦始皇末年の政策「発七科謫」に習って罪人を従軍させた。長年にわたる戦争は天下を騒がせ不安にさせ、各地で農民反乱を勃発させ、人口や馬匹は大量

に失われ、社会経済は深刻な破滅的な状況に至った。

武帝朝の発動した大規模な匈奴及び西方諸国との戦争を年代順に並べて見ると以下のようになる。

元光2年(BC133) 兵員30万を馬邑に潜ませた。御史大夫韓安国を護軍將軍、衛尉李広を驃騎將軍、太僕公孫賀を輕車將軍、太中大夫李息を材官將軍とした。

元光6年(BC129) 四將軍に命じて各々万の騎兵を發動して関所の交易所近くで「胡」を攻撃した。車騎將軍衛青は上谷を出て龍城に至る。騎將軍公孫敖は、代郡から出撃。輕車將軍公孫賀、雲中から出撃。驃騎將軍李広は、雁門から出撃した。

元朔元年(BC128) 車騎將軍衛青三万の騎馬を率いて雁門より出撃。將軍李息、代より出撃。

元朔2年(BC127) 將軍衛青、將軍李息、雲中より出撃して河南の地を収め、朔方、五原の兩郡を設置。

元朔5年(BC124) 車騎將軍衛青3万の騎兵を率いて高闕より出撃。蘇建、李沮、公孫賀、李蔡の四將軍はともに朔方から出撃。李息、張次公は將軍となり右北平より出撃。青は拝されて大將軍となり、封邑を加増された。

元朔6年春(BC123) 大將軍衛青は、公孫敖、公孫賀、趙信、蘇建、李広、李沮の六將軍を率いて十余万の騎兵とともに定襄より出撃、月余、また再び定襄より出撃。封を益すことはなかったが、千金を手に入れた。剽姚校尉霍去病は冠軍侯に封ぜられた。

元狩2年春(BC121) 驃騎將軍霍去病、万の騎兵を率いて隴西より出撃。封2千戸を益す。霍去病は尊ばれ大將軍待遇となった。夏、霍去病、公孫敖とともに数万の騎兵を率いて北地より出撃。張騫、李広右、北平より出撃。

元狩4年(BC119) 大將軍衛青、定襄より出撃、驃騎將軍霍去病、代より出撃、各将5万の騎兵、歩兵及び運輸者は数十万。公孫敖、李広、趙食其が随行した。

元鼎6年(BC111) 浮沮將軍、前の太僕の公孫賀一万九千の騎兵を率いて九原から出撃したが、匈奴一人とも遭遇しなかった。前の侯の趙破奴は、万余の騎兵を率いて令居から出撃したが、これも一人の匈奴とも出会うことはなかった。(史記p.2912)

元封3年(BC108) 趙破奴は兵を率いて匈奴の耳目となっていた楼蘭、車師を撃破した。

太初元年(BC104) 貳師將軍李広利を派遣して、天下の流刑人を徵発して西の大宛に遠征させた。

太初2年(BC103) 泥野侯趙破奴2万余の騎兵を率いて朔方より出撃したが、全軍が壊滅し、趙は捕虜となった。

太初4年(BC101) 貳師將軍李広利は大宛を破り、汗血馬を手に入れた。趙破奴は逃げ帰った。

天漢2年(BC99) 貳師將軍李広利は3万の騎兵を率いて酒泉から出撃して匈奴を攻撃、將軍公孫敖は西河から出撃、騎都尉李陵歩兵5千を率いて居延より出撃したが、敗れ匈奴に降つ

た。

天漢4年(BC97) 天下の「七科の罪人」を発動して貳師將軍李広利は騎兵6万、歩兵10万を率いて朔方より出撃、強弩都尉路博得は万余の人を率いて貳師と出会う予定だった。將軍公孫敖は万の騎兵と歩兵3万を率いて雁門から出撃、游撃將軍韓説は歩兵3万を率いて五原から出撃、不利な状況で、皆引き返した。

BC133からBC90年に至る間の15次にわたる大戦を総合的に分析すると、以下に記すような諸方面の特徴をもっていたと総括することができる。

1) 漢朝の大軍が伝統的な漢と匈奴との境界を越えていったことは、即ち農業地域と遊牧地域の自然的な境界を越えていったことであり、匈奴の本拠地に当たる草原地区に深く入り込む作戦であったということである。衛青の大軍は闐顔山(今の蒙古国内の杭愛山)に至り、霍去病は国境を離れること二千余里、狼居胥山(今の内モンゴルの……)に至り、臨翰海(今のホロンバイン)を登って帰ってきた。BC111年、公孫賀は九原(今の内モンゴルの……)から出撃して二千余里、趙破奴は令居(今の甘肅省永登北)から出撃して数千里、漢と匈奴との戦争はすでに辺境を守るための防衛戦争ではなくて、出撃して戦うことを主とし、追撃して匈奴の戦闘力を撃ち、単于を捕虜にすることを目的とした奇襲であった。

2) 全国の物資と兵力を集中して、いかなる代価をも惜しむことなく、戦いに勝ち敵を殺し手柄を立てることが唯一の目標になっていた。元狩4年(BC119)衛、霍両軍は塞を出て匈奴を攻撃したが、その時官私の馬14万匹が軍に従って塞を出て、再び塞に帰ってきた馬は3万匹に満たなかった。士卒の死者は数万人、大きな損害を被ったのである。太初元年(BC104)貳師將軍李広利は6千の騎兵と郡国の無頼の少年数万人を率いて西征したが、遠路であり食が乏しく、2年後敦煌にたどり着いた人員はただ10分の1,2に過ぎなかった。太初4年(BC101)貳師將軍李広利は6万人を率いて敦煌を出撃、牛10万頭、馬3万匹、別に驢馬、駱駝数万頭を食料輸送のために引き連れ、私的な運輸に携わる人員も無数に含まれていた。後方の輸送線を確保するために、さらに18万の武装兵士を動員して酒泉、張掖の北を守らせた。軍隊が帰ってきたとき、玉門関に入ることの出来たものは万余人と馬千余匹に過ぎなかった。天漢2年(BC99)貳師將軍李広利は3万の騎兵を率いて酒泉から出撃、匈奴を攻撃したが、匈奴の大軍に包囲され、士卒の死者は2万人に近かった。

3) 偏った兵力の分配と、任務の設置によって、衛、霍、李が手柄を立てることを保証しようとしたことは明らかであった。漢と匈奴との戦争における將軍は、外戚と皇帝の寵臣によって主に担われていた。衛青は武帝の皇后衛子夫の弟であり、BC129年から7次にわたって將軍、大將軍に任ぜられた。霍去病は衛皇后の姉の子どもであり、18歳の時から6次にわたって匈奴攻撃に参加し、4次にわたって將帥に任ぜられた。驃騎將軍霍去病の率いる軍卒はすべて選び抜かれた勇士であり、「諸宿將の率いる士、馬、兵はまた驃騎におよばず、驃騎の率いるところは常に選ばれたもの……諸宿將は常に不運、不遇に陥っていた」(史記p.2931)。公

孫敖は衛青の親友という関係で、BC129年からBC96年に殺されるまで、4次にわたって將軍に任ぜられた。公孫賀は、衛皇后の姉の夫に連なるものであり、BC133からBC91年に自殺するまでに、7次にわたって將軍として出征した。將軍韓説は、武帝の佞臣韓嫣の弟であり、嫣は、「騎射を善くし、佞（こびへつらい）を善くし」、武帝が「即位して、匈奴攻撃を行おうとしたとき、嫣は、以前から胡兵について精通していたので、そのことで益々尊重された」（史記 p.3194）。江都王沖と衝突したことで、皇太后は嫣に死を賜わった。その弟韓説もまた武帝の幸臣であり、匈奴との戦争の中でひとたび將軍となるや、「愛幸せられて、軍功を以て案道侯に封ぜられた」（漢書 p.3725）。趙破奴は、霍去病の軍の司馬となり、全部で四度出征し、三度將となった。漢の辺境の郡の名將程不識のような存在は、重用されることなく、匈奴が「漢の飛將軍」と賞賛した李広は、匈奴との戦争に参加はしたが、ただ後將軍となったり、数千の騎兵を率いただけであった。BC119年、李広は前將軍に任ぜられたが、捕虜の口から単于の行き先を知り得た時、大將軍衛青はわざと李広に東の道から行軍するように命じて、自分の軍と親友公孫敖の軍とが直接単于と戦うようにして、ちょうど侯を失っていた公孫敖に新たに手柄を立てて侯に封じられる機会を持たせようとしたのである。ただ將軍達が排斥されただけではなく、皇室の成員でさえも外に排除され、江都王はかつて上書して匈奴に出撃することを求めたが、武帝の許可は得られなかった。

もし衛、霍が騎士出身であり、大軍を指揮した経験がなかったとしても、それでもまだ一定の軍事知識は備えていたわけだが、しかし、貳師將軍李広利は、武帝の寵愛する姫、李夫人の兄であり、もとは遊女屋であり、BC104年の大宛遠征以来4次にわたって將として出撃した。BC99年、貳師將軍李広利は3万の騎兵を率いて匈奴の右賢王を攻撃した。朝廷は別に李陵を派遣して歩兵5千人を率いて「匈奴の兵隊を分散させ匈奴の兵が貳師將軍だけに向かうことがないようにさせた」（史記 p.2877）。武帝は軍事行動を配置する場合には5千人の士卒の生命を惜しむことなく匈奴を誘うための餌として、匈奴の大軍を引きつけ、それによって貳師將軍の率いる軍隊の安全の保障とすることさえやったのである。こう説明してもよい。武帝の時に引き起こされた匈奴に対する戦争は、異民族の侵略に反撃し、漢王朝の尊厳を維持する要因となり、あわせて西方、北方の境界を開き土地を開拓したという点で一定の意義があったことは確かだろうが、しかし、その主要な目的とは、結局のところ武帝の寵愛する女性の一族に戦争で敵を殺して軍功を立てさせるためであったのである。

III 漢と匈奴との戦争における三將軍の一族と武帝の情愛のもつれあった複雑な事情

漢朝の対匈奴戦争において軍隊を率いた主要な將軍達は、衛と李の二つの家族に属していた。元光6年（BC129）に武帝が衛青を車騎將軍に任じて以来、元鼎6年（BC111）の浮沮將軍公孫賀が騎兵を率いて九原から出撃した時までの18年間は、衛氏の家族が將帥に任じられていた時期である。太初元年（BC104）貳師將軍李広利を派遣して天下の罪人を動員して大宛に遠征

させた時から、征和3年(BC90)の李広利が7万人を率いて五原から出撃し匈奴に投降するまでの十余年間は、李広利が將軍の中心であった時期である。もし、武帝と後宮との情愛の複雑な葛藤を観察すれば、すぐに次のことを発見することができる。將帥の出征と彼らが侯に封じられた時期とは、ちょうど後宮の皇位継承を巡る表と裏の闘争の過程を反映したものであったということ。

武帝は景帝の長子ではなかった。劉徹(武帝)が皇太子に立てられる以前に、景帝は既に栗姫の生んだ長子劉榮を皇太子にしていたが、栗姫が景帝の姉の大長公主の娘を嫁がせようとする要求に応えなかった事が原因となって、大長公主は一転して武帝の母王夫人と結婚の約束を取り決め、娘の陳嬖を劉徹に嫁して一緒に栗姫を陥れる計画を立て、結局景帝は太子榮を廃して臨江王とし、王夫人を皇后とし、王皇后の息子の徹を太子にした、これは人によく知られている故事「金屋藏嬌」である。しかしながら、こうした政略的結婚は武帝の即位以後、危機を生み出すことになった。武帝の姉の平陽公主はしきりに多くの良家の女子をその弟のところに送り込もうとしたが、その目的はその女性が寵愛されることを手がかりとして朝廷での地位と榮譽を手に入れることであった。衛子夫はもとは平陽公主の家の「歌姫」であり、偶然武帝の目にとまって後宮に進み、「大幸(大いに愛され)」(史記 p.1979)せられて元朔元年(BC128)には長男劉据を生む。衛子夫が後宮に入ってから陳皇后の家族と衛氏の家族とはまさしく生死をかけた争いを始め、大長公主は「青を捕らえて、これを殺そうとし」(史記 p.2922)、陳皇后は「衛子夫が大いに寵愛されているのを聞いて、怒りのあまり殆ど死にそうになることがしばしばあった」(史記 p.1979)。武帝自身は手をこまねいて傍観していることができず、最後には先の朝廷の貴族であった陳氏が失敗し、元光5年(BC130)陳皇后は廃され、元朔元年(BC128)には衛子夫は皇后にたてられることになり、これによって衛氏の勢力は呂氏以降の外戚の一族として輝ける地位の最高位に到達した。衛青は侯に封ぜられ、そのまだ幼い三人の子ども達でさえ侯に封ぜられ、衛皇后の姉の少兒と前夫霍仲孺との間に生まれた息子の霍去病は、武帝の身近に控える側近となり、また軍功によって冠軍侯に封ぜられ、衛青と霍去病とはともに大司馬となったのである。

表面を見る限りにおいて、衛氏の家族の身分地位の変化は赫赫たる軍功に由来しているように見えるが、しかしながら、天下の人々は皆「(衛青)將軍が、手柄がさして多くないのに自らは万戸の食録で、三人の子どもが皆侯に封ぜられた理由というのは、ただ皇后の力によるものである」(史記 p.2929)ことを知っていた。次のような嘆きを歌った民謡がある「男を生んだとしても、喜んではならない、女を生んだからといって怒ってはならない、ただ衛子夫が天下の実力者になっているのを見ていないのか」と。(史記 p.1983)

元朔6年(BC123)前後のこと、武帝の寵妃に王夫人がいた。衛青は甯乗の計画に従って、五百金で王夫人の家族に働きかけて好みを通じて武帝の賞賛歡心を買おうとしたが、しかし王夫人は夙になくなってしまい、彼女の在世中は未だ衛氏の家族及び衛太子の地位に対する実質的

な脅威とはならなかった。元狩6年(BC117)、王夫人の子供閼は立てられて齊王となったが、しかし8年後になくなった。

武帝が一生の中でもっとも忘れがたかったのは、「妙麗善舞」(漢書 p.3951)の李夫人であった。しかし惜しむらくは李氏が「わかくして、夙に卒した」ことである。李夫人の病篤かりし時、かつて「王(昌邑王)及び兄弟のことを武帝に託した」(漢書 p.3951)。李氏の卒するに至り、武帝は彼女を皇后の儀礼で葬り、夫人の兄の李広利を貳師將軍にした。

二十年にわたる大戦争を経過して、漢も匈奴もともに甚大な損害を被った。元定3年(BC104)以降は、漢は「匈奴を撃たず、匈奴もまた国境内に侵入せず」(史記 p.2912)で、十年間は双方とも大きな戦争はなかった。太初元年(BC104)から再び戦争がはじまり、武帝は貳師將軍李広利を遣わし天下の罪人を動員して大宛へと遠征させた。太初4年(BC101)貳師將軍李広利は大宛を破り、汗血馬を手に入れた。天漢2年(BC99)、貳師將軍李広利は3万の騎兵を率いて酒泉から出撃して匈奴を攻撃、將軍公孫敖は西河から出撃、騎都尉李陵は歩兵5千人を率いて居延から出撃した。天漢4年(BC97)天下の七科の罪人を徴発して、貳師將軍李広利は騎兵6万、歩兵10万を率いて朔方から出撃、強弩都尉路博得は万余人を率いて貳師と合流した。將軍公孫敖は万の騎兵及び歩兵3万を率いて雁門から出撃、遊擊將軍韓説は歩兵3万を率いて五原から出撃したが、戦いに利あらず、皆引き返すこととなった。

貳師將軍李広利は五年間に大軍を率いて頻繁に出撃したが、なお未だ侯に封ぜられるに値する戦果を挙げることができず、天漢4年(BC97)春には20余万の大軍を率いて再び出撃したが、戦いに利あらずで、武帝はついに待ちきれなくなって、李夫人の子を立てて封じ昌邑王とした。

武帝が昌邑王を立てたその意図が太子を廃して別に立てることに在ったのかどうかについては、明確な史書の記載はまだ発見されていないが、しかし、衛氏の家族の勢力が削られ弱体されていたことには証拠がある。これより先、衛青の長男宜春侯伉は、元鼎元年(BC116)に「矯制不害(朝命と偽ったがさしたる実害がなかったため、侯を退けられた)」ということがあったが、新たに出土した張家山漢簡の『二年律令、賊律』の法文によれば、「矯制害者、棄市、不害、罰金四兩(朝命と偽った者で害が有った場合は、殺されて晒される、害なき場合は罰金四兩)」(張 p.135)とあり、衛伉の処罰は明らかに法律の規定よりも重かった。ついで衛青の次男陽安侯不疑と癸干侯登は、元鼎5年(BC112)の酎金の事件で不敬罪にふれて侯の位を失った。長平侯を継いだ衛伉は、天漢元年(BC100)「闖入宮、完為城旦(勞役刑)」に坐して、罪人に落とされた。昌邑王が立てられた翌年に、漢は年号を改めて太始元年(BC96)としたが、この場合の「始」とは、当然改めて開始するという意味である。正月、衛青に命を救われた恩があり、かつて衛・霍の五度にわたる遠征に随行した將軍公孫敖は妻の巫蠱の罪に連座して、腰切りの刑に処せられ、最終的に衛氏及びその一族を壊滅させることとなる巫蠱の禍が、まさしくここに幕を切って落とされる(まさしく「始まる」)こととなった。

巫蠱の禍が引き起こされたのは征和2年(BC91)であったが、衛氏及びその一族の勢力を排除しようとする動きは実質的にはBC96年からすでに始まっていた。史書のこの事件の原因についての解釈は、こうである。……武帝は年老的判断力を失ったこと、衛皇后及び太子据が寵愛を失ったこと、江充と太子との個人的な恩怨などが原因であり、この一連の事件は、臣下が互いに功を奪い合うことが生み出したものようであり、武帝の個人的な意向とは本来は無関係である、と。『漢書武五子伝』に言う、「武帝の末年、衛皇后は寵愛が衰え、江充が権力を握っていた。充は太子及び衛氏と仲違いし、皇帝に万が一のことが起こった場合には太子に殺されると心配していた時に、巫蠱の事件に遭遇し、充はこれを利用して悪だくみを行った」(漢書 p.2742)。しかしながら、李広利が貳師將軍に任ぜられて頻繁に軍を率いて出征した経歴と衛、霍が軍功によって出世していった経歴とを対照してみると、武帝が李氏の一族をもり立てようと配慮していたことは明らかであり、決して江充がこれを利用して悪だくみを行ったということではない。征和2年(BC91)、巫蠱の大獄が起こり、丞相公孫賀父子の事件は都の大親分であった朱安世が逮捕されたことから始まり、安世が獄中から上書して丞相家族の秘密を告発し、公孫の家族は族滅させられた。しかし、『二年律令、告律』の法文によれば、「齢10才に満たない関係者、城旦舂(朝から夜までの労役)、鬼薪(伐採の労役)白粲(女性に対する米引きの労役刑)が人を告発することは、皆許してはならない」(張 p.151)とあり、この法律によれば囚人が獄中から上書して人を告発することは許されていなかった。同じく武帝朝において、灌夫が丞相田蚡に罪を得て、灌夫は逮捕され、「諸灌氏皆逃げ隠れ、灌夫は獄につながれていて、結局武安侯の秘密を告発できなかった」(史記 p.2850)。獄中の囚人朱安世が法律の規定からはずれて丞相を告発することが許されたのであれば、彼にその特権を与えることができたのはただ武帝だけである。この後、李広利の親族である劉屈氂が丞相に任ぜられ、衛皇后の次女及び衛青の長男伉、衛氏の旧主平陽侯曹宗らは皆誅殺され、武帝の広げた衛氏の一族を捕らえる大網は徐々に縮められて、衛太子を排除するのはすでに時間の問題だったのである。

BC91年7月、衛太子一家を族滅する結果となった巫蠱の禍は幕を閉じたが、すべてを舞台裏で指揮していたのは武帝であった。巫蠱を捜査するために、武帝は幸臣按道侯韓説、衛太子の動向を密かに調査し続けていた黄門蘇文などを派遣して江充に協力させた。もし江充と太子とが仲が悪かったとしても、韓説はかねてから武帝の腹心であり、宦官の蘇文はかつて衛太子を誣告したがうまくいかなかった。もし、この二人が武帝の賛意を得ないで、常識的な道理によって判断したとしたら、武帝の晩年に皇太子に手を下すことなどしなかったであろう。もう一つの細かな事柄は十分に人の興味をそそる。江充が太子の宮殿の中で桐の人形を掘り出した時、「上(武帝)は、病気で甘泉宮に在ったが、皇后及び家吏が様子をお伺いしたが、皆返事がなく、上(武帝)がそこにいたかどうかはわからなかった」(漢書 p.2743)ということである。武帝は陰謀を企て、身を局外において、衛太子と皇后とが緊急事態に訴えることができな

いように無理に追い込んで疑惑を生じさせ、衛太子が罪に問われて死んでいくことに甘んじることなく破れかぶれになって一か八かの勝負に出ようとした時には、武帝は直ちに甘泉宮から長安城西の建章宮に赴き、自ら戦いを指揮したのである。その前の病気が嘘か誠かはこれではっきりするというものである。

巫蠱の乱以後、皇位継承者を巡る新しい戦いが開始される。太始4年(BC94)武帝の寵愛する趙婕妤は息子弗陵を生み、弗陵は武帝の愛好を受けることになり、鈎弋(婕妤)の宮門を堯母門と呼ばせた。かくて李氏一族は別の競争者と向き合うこととなった。武帝は、征和3年(BC90)以前と同様に貳師將軍李広利を派遣して7万人を率いて五原から出撃させた。御史大夫商丘成は2万人を率いて西河から出撃、馬通は4万の騎兵で酒泉から出撃した。貳師將軍李広利は、既に地下に眠る李夫人が生き生きと色香を振りまく趙婕妤と寵愛を争う方法はないことをはっきり意識していたので、出兵する時見送りに来ていた丞相劉屈氂と密かに昌邑王を立てて皇太子にすることを話し合った。しかし図らずもその情報が漏れてしまい丞相劉屈氂の家族と貳師將軍の家族とは巫蠱の罪によって獄につながれてしまった。李広利はそれを聞いて手柄を立てようと深く匈奴の地に侵入したが、敗北して匈奴に降伏し、家族は滅ぼされ、李氏一族は結局衛氏の家族の栄華の地位には就くことができなかったのである。

IV 良賤身分制のもとにおける衛、李、趙家族の微賤の地位

司馬光は武帝が李広利を將軍にしたことについて次のように論じている。「武帝は寵愛する姫の李氏を侯としようとして、李広利に兵を率いて宛を撃たせたが、その気持ちとしては手柄がなければ侯としないと考えていたわけで、高帝の決めた約束に背くことは望んでいなかったということである。そもそも、軍事的な遠征というのは国の大事であり、国の存亡、民衆の生死に関係している。もし賢愚を選ぶことなく軍旅の大事をあずけ、偶然にしか手に入らないわずかな手柄を名目として自分の愛する者の利益を計るのであれば、それよりは、手柄がないままでも侯を与えることの方がましなのである。それなのに武帝は国を封ずるという点ではその正当なる根拠にこだわったのだが、將軍に任ずるという点では何の考慮も払わなかったのである」(通鑑 p.700)と。司馬氏のこの論は、漢朝の制度と武帝の個人的品性を考慮してないという点で誤っている。以下、この点を分析していく。

「史記・外戚世家」に言う「尹婕妤の一族がことのほか寵愛されたが、しかしそれらは皆娼妓としてお目通りしたのであって、王侯有土の士の娘でなくては皇帝の配偶者とはすべきではない」(p.1981)と。この段の内容は褚先生の補ったところであり、太史公の原文ではないが、却って漢朝社会の重要な礼制の実態を伝えている。漢初の外戚で手柄もなく侯になったものとして薄太后の弟薄昭が軹侯に封ぜられ、竇太后の弟広国が章武侯に封ぜられ、甥の彭祖が南皮侯に封ぜられ、王太后の兄信が蓋侯に封ぜられ、弟田蚡が武安侯に封ぜられ、田勝が周陽侯に封ぜられ、太后の父母が、既に死去していたにもかかわらず侯及び君に封ぜられたことがあつ

たが、しかしながら礼の制度から考えてみると、外戚を侯に封ずるのは皇后の親族を尊寵するためではなく、実際のところは事後的に手当とする措置にすぎず、皇帝の妻の親族を名目の上で侯に匹敵する身分地位を持たせようとしたに過ぎず、高祖と諸将とが約束した、軍功なき者は侯に封ずることは出来ないというものは、本質的に同じではない。

漢代の列侯を皇女の夫とするのが通例となっていたのは、貴族の間でその等級を考慮して配偶する婚姻の礼制によるものであり、武帝の初期には「その時外戚の諸家は列侯であり、列侯は多く皇女を妻としていた」（史記 p.2843）のである。貴族だけではなく、この社会のあらゆる人々が各自の社会身分等級に制約されていたのであり、大きな区分としては良、賤つまり平民と奴隸の二つの階層に分かれていた。『二年律令・雜律』には「民で奴隸の妻となり、子をなした場合、その子は奴隸の主人に与えられる。主人と奴隸の女が通じ、或いは他の家の奴隸の妻となって子をなした場合、その子はその女の主人に与えられ、皆奴隸となる」（張 p.158）とある。この法律文によれば、父か母かに関わりなく、一方の身分が奴隸であった場合は、その子供の身分は等しく奴隸となるのである。

班固は、『白虎通徳論・嫁娶』において婚姻における良賤身分について論じて次のように述べている。「妾を正式の妻としないのは何故か。人が子孫を持つ場合、子孫が尊貴になることを望むのが義（筋）であり、義（筋）として賤の身分の人との婚姻を求めてはならない。『春秋伝』にいう、二国来たりて媵（嫁の付き添い）をするのは、士との婚姻を求めべきであり、妾である人を求めてはならない、とは何のことだろうか。士とは、つまり尊貴に進んでいく始まりであり、賢者は士に止まってはいいないが、妾はたとえ賢者であっても婚姻をなすことができなかつたのである」（白虎通徳論 p.72）。班固のいう「妾」とは、まさしく「婢」つまり良賤制の中での賤を指し、士（公士）とは良賤制の中で良人の最低の等級であり、「婢」の子供は皆「賤」であるために、「妾をめとらず」とは「婢」を正妻にはできなかつたということである。

景帝の時、大行皇帝が奏上して太子の母栗姫を皇后に立てたが、その時に『公羊伝』の「子は母の故に貴、母は子の故に貴」を引用し、同じく皇子とした。個人の身分地位は生母の身分と相関しており、漢朝では常に良家の子女を後宮に入れ、文帝の竇皇后などは、まさしく良家子であることで選ばれて代王の後宮にはいることになったのである。歴史家たちは言葉を濁して明言することはなかつたが、事実としては、武帝が寵愛した衛、李、趙の三つの家の身分は「賤」であり、皆奴婢の出身であった。

衛夫人は「微賤に生まれた」（史記 p.1978）とあり、微賤の出身であった。その母衛媼は武帝の姉の平陽公主の家僮であり、鄭季と私通して衛青を生み、「青は侯の家人」とは平陽公の家奴であったということであり、だから「正妻の子供たちは皆彼（衛青）を奴として扱い、兄弟の数の中に入れなかつた」（漢書 p.2471）ということであり、青自身が「人の奴の生まれで、鞭で打たれたり罵倒されなければそれで満足だ」（漢書 p.2472）と述べたのであり、青の同母

の姉の衛子夫の身分もまた奴婢だったのである。

李延年は武帝の寵愛した李夫人の兄であり、「父母及び自分、兄弟及び娘は皆もと芸人である」（史記 p.3195）、『漢書・外戚伝』では「李夫人はもと歌姫として進み」とあり、身分は官府の中で歌舞にたずさわる奴婢であり、李氏自身が「容貌がよかったために微賤の地位から引き立てられ皇帝陛下に寵愛された」（漢書 p.3952）と述べている。

鉤弋夫人趙氏と武帝とのつかの間の情愛は一つの美しいロマンから始まった。武帝が河間（今の河北）を巡狩していた時、占い師がこの地には美しい娘がいると予言した。趙氏の女がやってきた時には「両手を握っていて」武帝自ら親しく「これを開き」、女は両手をすぐのばし「これより寵愛された」（漢書 p.3956）のである。『漢書昭帝紀』には「母は趙婕妤といい、もともと、不思議な出来事があったのがもとで寵愛された」（p.217）とある。この「奇跡」を演出した黒幕は趙の父である。「これより先、その父は罪があって宮刑に処せられ、中黄門となり、長安に死す」（漢書 p.3956）とあり、史書は昭帝の母であることをはばかって、趙婕妤本人の身分を明らかに記載していないが、『二年律令・収律』によれば、「罪人で完城旦舂、鬼薪以上の罪、及び腐刑に処せられたものは、皆その妻、子供、財産、田宅は没収される。その子供に妻や夫があり、一家を構え、官爵があるもの、及び17才以上である場合、人の妻となり離婚されて独り身になっているものについては、没収されることはない」（張 p.156）とある。趙の父が宮刑を受けた原因は不明だが、「姦罪」を犯した以外はで、司馬遷のように、死刑となるべき罪人でお金で罪をあがなうことができずに「蚕室に下される」可能性がある。また宣帝の皇后の父許広漢のように「行幸に従いながら盗みをしたと役人に弾劾され死罪に該当したが、詔がありそれに応じて蚕室にくだされた」（漢書 p.3964）というような可能性があるが、いずれにせよその身分が刑罰を受けた罪人であったことは疑いない。漢代の女子の婚姻は多く14, 5才であったが、このように趙婕妤が武帝に出会う前の身分は、李夫人と同じように官府の中の奴婢であり、同じように奴婢の生んだ男女は、やはりまた官に没収された官奴であった。武帝の宮中で宦官として務めていた趙の父は、武帝が「傾城傾国」美女に惑わされることをよく知っていて、自らの家族の卑賤の地位を変えるべく、占い師と結託して娘と歩調を合わせ、神仙方術に惑わされていた武帝を深く信じこませるこの上なくすばらしい一幕を演出した。

武帝の陳皇后之母は文帝の娘であり、その父の家系は堂邑侯陳嬰から出ており、その身分が尊貴なものであるのは言うまでもない。武帝が陳皇后を廃した理由は子がなかったからであり、衛子夫を立てた理由は長男据を生んだからである。そして匈奴征伐戦争を起し衛氏を特に尊重したのは、ただ単に衛子夫を寵愛していたことによるのではなく、その上さらに皇子据の身分地位が関係していた。武帝は、30才近くになってはじめて子供を得たのだが、それ以前の宮廷内では、皇位継承者を巡る幾多の裏舞台での陰謀があり、武安侯はかつて淮南王安と密談して言った、「皇帝陛下にはまだ太子がない。大王様（あなたさま）は最も賢く、高祖

の孫であります。もし陛下が亡くなられた時には大王が即位なされなければ誰が即位するのでしょうか」。(史記 p.2855) 前朝廷の貴族と外戚一族の野望に直面して、武帝はその母の家が社会の底層の奴婢身分である長男の皇子を保護するために、その親族を尊貴な地位へと引き上げざるを得なかったものであり、その朝廷内部での権力と地位を構築し、絶対的に優位なものにする必要があったのである。戦国時代の「変法」以来、朝廷は軍功を厚く賞し、漢初の列侯の大部分は、楚漢の戦争で軍を率いて城を攻め地を略したことで受封したのである。外戚であった呂後の二人の兄もまた「皆將軍となり、征伐に従った」(漢書 p.3937) ののである。武帝は、衛氏に奴婢身分から抜け出し大量の封戸を受けさせるためには、前朝の伝統と漢家の制度に依って、衛青と霍去病を派遣して將軍とせざるを得なかったものであり、その軍功にかこつけてその食封を万戸にし、官は大司馬、大將軍にいたらしめ、その勲功の地位を陳皇后の家族などの旧貴族よりも高くしなければならなかったのである。

武帝の対匈奴戦争の真の目的とは、衛氏を封じ侯とすることにあつたのであり、布陣し兵を配置するという措置もこの目的を達成するためのものであつた。齊の人主父偃が最初大將軍衛青のもとに身を寄せた時、まだ任用されていなかったが、後皇帝陛下に上書して、匈奴討伐を諫めた。しかしながら、武帝と会見してからはすぐに初志を改め、偃は盛んに次のように主張した、朔方の地は肥沃で、外とは黄河で隔てられ、蒙恬はここに城塞を築いて匈奴を追い払いました。内側では糧食の輸送と軍の守備を省き、中国を広くし、匈奴を滅ぼす拠点になります、と。公卿たちは皆その利便でないことを指摘したが、「主父偃は、盛んにその利便を言い立て、皇帝はとうとう主父の計画を採用して朔方郡を立てた」(史記 p.2961)。元朔元年(BC128)秋、衛青は河南の地を占領して、朝廷は「ついに河南の地を以て朔方郡として、三千八百戸を以て青を封じて長平侯とした」(史記 p.2923)。『漢書外戚恩沢侯表』には長平侯衛青について「軍を率いて匈奴を攻撃して朔方侯を手に入れた」(p.686)と記している。朝廷は人が定住していない匈奴の遊牧地に郡を設置し城塞を築いたのだが、その目的は、このことにかこつけて衛青が漢朝のために領土を拡大したという手柄を実現させるため以外のものではなく、史書は「衛皇后を尊立するのにも、燕王定国の秘密を暴くのにも、確かに偃は手柄があつた」(史記 p.2961)と記している。ここで指摘されている手柄とは、まさしく朔方郡を設置することと兵隊を派遣して城塞を築くことを提案したことに他ならないだろう。

貳師將軍李広利が軍を率いて出征し匈奴を攻撃した目的とその経緯は、まさしく衛氏の一族と同じ轍を踏むものであつたが、違っていた点は、数十年の大戦を経過して漢朝の財力、人力は消耗し尽くしていたことと、さらには李広利がもともと武帝の身近で舞い歌う芸人に過ぎず指揮能力を欠いていたために、何度も出兵したにもかかわらず、ついに武帝の気持ちを満足させることができなかつた、ということである。

衛青が尊貴の地位についた後、平陽公主に青を夫にという提案がなされたことがあつたが、公主は「この男は、我が家の下僕出身で、外出する時に馬に乗って私のお供をさせていたもの

に過ぎません。どうして夫になどできましようか」(史記 p.1983)と述べたとあるが、これまでの史書の読み方では、この言葉の中に含まれている意味を正確に理解してきたとは言えないだろう。現在『二年律令・雜律』を読むと「奴取(娶)主, 主之母及主妻, 子以為妻, 若与奸, 弃市, 而耐其女子以為隶妾。其强与奸, 除所强」とある(張 p.158)。衛青がもともと平陽公主の奴の馬使いであり、いつも公主に付き従って出入りをしてきたものであり、後に侯に封ぜられて高貴身分となっただけではいたが、昔の奴と主人の関係が平陽公主を不安にさせたのであり、司馬遷の記述の仕方には、武帝の寵愛した衛氏の家族と皇族であった平陽公主に対する風刺が隠されていたのである。

司馬光は、「武帝は国を封ずるという点では見識を持っていたが、将を任ずるという点では見識がなかった」と述べているが、この批評は史実からは遠い位置にあると言わざるをえない。武帝が封国を授ける場合は、授ける封国は父や祖父、高祖が封じた国にかかわるものであり、同じく劉氏であるとはいえ、気持ちは既に離れており、封地、封戸を回収し利益を再び朝廷或いは自分の寵愛する人に与えたのであり、時の皇帝が国家の利益財産を改めて分配したに過ぎない。武帝の匈奴戦争における武將の配置は外戚の一家を尊重するという目的のためであり、戦争は手段に過ぎず目的ではなかった。それ故、たとえ勇猛な將軍大將が朝廷にいたとしても、要職につくことなどできなかったのである。

終曲 古稀の皇帝が位を幼子に伝える

鉤弋夫人が昭帝を生んだ時武帝の年齢は既に70であった。よたよたと歩き始めた幼児を眺めながら、武帝は「甚だこれを愛し、心の中では皇太子に立てようと考えていた」(漢書 p.3956)。ちょうど武帝が李と趙の間でためらいどころとも決めかねていた時で、朝臣江充、佞幸韓説、黄門蘇文などが既に武帝に皇太子を変える意志があることを推測して、あおり立て、征和2年(BC90)に衛太子を陥れた「巫蠱の禍」をでっち上げた。両者が交戦し、長安の町では数万人が死に、血は河となって流れ、衛太子は自殺する。二年目(BC90)には、李夫人の兄の貳師將軍李広利が十余万の兵を率いて匈奴に投降し、李夫人の子昌邑王もまた一年あまり後(BC88)に他界した。甘泉宮に病臥しすでに黄泉の国へ旅立とうとしていた武帝は、寵愛する人の家族の社会的地位を変えるために父祖両代にわたって蓄積してきたすべての国家財産を使い切り「海内虚耗、戸口半減」した匈奴との大戦を振り返り、自ら植え、自ら刈り取ることになった衛、李の外戚勢力に向き合っ、心の中では何を感じ取っていたのであろうか。

衛太子及び寵姫王夫人の息子齊懐王、李夫人の息子昌邑哀王の死後、武帝にはなお三人の子供がおり、燕王、広陵王は既に成人しており、社稷の安定のためには本来は年上の子供を太子に立てるべきなのであるが、ただその母は寵愛を失っており、武帝もまたこの二人の中の一人に皇位を伝えようとは考えていなかった。病床に苦しむこと一年あまり、武帝は、四十年來寵愛する女性を処遇してきたやり方を一変させ、命令して鉤弋夫人を死刑にして、「武帝のため

に子を産んだものは、その子が男であれ女であれ、その母が譴責されて殺されなかったものはいなかった」(史記 p.1986)ということになった。武帝はこれについて呂後の事件の再発を防ぐためであると自己弁解したが、しかし呂后が乱を起こしたのは諸呂を王として封じ、呂氏に軍権を掌握させたことに由来するのであり、武帝がもし本当にこうした遠謀深慮を持っていたとするならば、どうして外戚である衛、李の一族を將軍に取り立て、外地に遠征させ万戸の侯を授けたのであろうか。ましてや、年長を棄て幼少を立てたことは、まさしく外戚が権力を弄ぶ格好の条件を提供したのである。こうした武帝の晩年の行動についての唯一の解釈は、武帝にとっては晩年においてもなお「愛」が皇位継承者を選ぶ原則であったということであり、ただ、その「愛」はもはや寵愛する女性に向かうことがなく、「我に似た」幼子に向かったに過ぎない。愛する子供の権威を維持するために自分がもはや必要としなくなった女性を殺したのである。この時、趙婕妤の一族の身分地位は卑賤であったのだけれども、しかし武帝は既に再び軍功によって愛する女性の一族に栄華と財産を与えるような時間の余裕がなく、ただ趙婕妤を殺しそれによって趙氏の一族が皇太后を利用して権力と地位を手に入れようとする抛り所を根絶したのである。もし、人間性に従って論ずるとすれば、昭帝はなお年幼く、子供の時に母を失い父に死なれ、変転きわまりない権力闘争の中に身を置くこととなり、武帝の晩年の行動は、歴史家の賞賛する「昭然として遠くを見る」(史記 p.1986)ように褒め称えられるものであったのかどうか。

BC87年春2月武帝は長患いのせいで起きあがれなくなり、乙丑の日に8才の劉弗陵(昭帝)を立てて太子となし、二日後に帝は崩御した。詔を受けて昭帝を補佐したのは霍去病の同父異母の弟、霍光等であった。その後霍光の娘婿上官桀は皇帝の姉蓋長公主と共謀して漸く6才になった自分の娘を立てて皇后とし、霍光は孫娘に子を持たせるために、昭帝と宮女との接触ができないようにし、この身長1.9mの青年皇帝を23才で死んだ後跡継ぎがないようにしてしまっただけである。いくらかの曲折を経て、18才の衛太子の孫劉病已(詢)が霍光に立てられて帝となった(宣帝)。巫蠱の禍から18年、皇位はついに再び衛氏の手の中に帰ってきたのだが、もし茂陵に一人眠る武帝が黄泉の国でこのことを知ったとしたら、このような大変な結末になったことに対してどのような感想を抱いたことであろうか。

匈奴との数十年にわたる大戦争について、昭帝の時に開かれた塩鉄の会議の席上で、賢良が発言して次のように述べた、「今民衆が囂々として中も外も安寧な生活ができないのは、その罪は匈奴にある。内は家を守るものがなく、外は田畑の蓄積がなく、よい草と水を求めて遊牧生活をするのが、匈奴の変わらない仕事であり、そのため中国が騒動に見舞われるのである。風のように集まり、雲のように散っていく、これに近づけば逃げていき、攻撃すれば散り散りになる、一代で攻め滅ぼすことはできない。……出兵する兵が少なければ役目を果たせないし、多ければ民衆がその任務に堪えられなくなる。煩わしい役目で力は疲れ果て、多くの力を使えば蓄えは乏しくなる。この二つが続けば民衆は恨みを積むだろう」(『塩鉄論校注』 p.445-

446) と。北方へと向かって開拓されていく居延，河套地区は気候が寒冷で農耕には向いていない。社会の巨大な人力，物力を投下しても，いつも自給自足すらできないのである。それで後漢の末には，中原を根拠とする王朝の統治は麻痺し，後方の農耕地区からの供給が絶たれてしまい，この地域は再び遊牧民の支配下に帰することとなった。昭帝の時，西方の鄯善に対しては宮女を贈って和親を求めたりしたが，中原の王朝は，農耕したり遊牧したりという西域の地区に対してはずっと有効な支配は実施できなかった。

『史記匈奴列伝』において太史公は述べている，「孔子が『春秋』を著述するに際しては，隠公や桓公の時のことは記載がはっきりしているが，自分と同時代の定公や哀公のことになると記載が隠微で明瞭ではない。その時に当たってあまりに切実な文章であるため，批判をさけて言辞を憚ったためである。……堯は聖賢ではあったが，事業を興しても成就できなかったが，禹を配下に持つことにより中国全土が安寧になったのである。聖賢の事業を引き継いでいこうとするのであれば，ただ將軍・大臣の選任にこそ問題があるのである，ただ將軍・大臣の選任にこそ問題があるのだ」(史記 p.2919) と。司馬遷は武帝と同時代の史官であり，儒家の歴史叙述の伝統に従って，歴史記述していく場合には，ただ「微」の精神に則ったのであり，簡略を原則となし，それ故「忌諱」(表現を憚る)し，武帝の匈奴に対して発動した戦争の真の目的については明確には記載できなかったのだが，彼は列伝の最後で重ねて「ただ將軍・大臣の選任にこそ問題があるのだ」と嘆き，武帝が自分の寵愛する女性の一族を將帥に取り立て何度も大きな戦争を起こしたことについて批判的な態度を表明したのである。

班固は『漢書武帝紀贊』では，極力武帝の「稽古礼文(古の礼文を尊重する)」の功業を賞賛したが，その武功については婉曲な批評態度を取っていた。「武帝の雄才大略の如きは，文帝，景帝の恭儉な姿勢を改めることなく民衆を救ったのである。『詩経』『書経』に称えられていることも，これ以上のものではない！」(漢書 p.212) と。孟堅(班固)は，前漢を隔たること遠くない時代の人であり，武帝の長年の匈奴に対する戦争の背景と目的をすべて知っていたし，また戦争が社会経済民生に及ぼした巨大な損害も知っており，学術的立場は司馬遷と異なっていたのだが，武帝の大戦を発動したことについては司馬遷と同様に贊辞を呈することはなかった。

司馬光が『資治通鑑』を編纂した時，北宋王朝と北方遊牧民の地方政権との関係は緊張しており，北宋は国が貧しく軍隊は貧弱で，常に守勢を取っていた。司馬光が『通鑑』を編纂した意図は，古を鑑として今を知ることにより，古の出来事を叙述することに現在の気持ちを託したのであるが，武帝の時代の中原王朝が千里を長駆して匈奴を攻撃した活気ある世の中には，好意を寄せその時代を懐かしんでいる。だから武帝の事跡に対しては大部分ははばかり擁護しごまかしてしまい，巫蠱の禍では江充の責任を問い，李広の將軍としてのあり方についても「滅びざるを得ない」と論じたのである。『通鑑』では，征和2年に，武帝が，衛太子が征伐を諫めたことに関して大將軍に語った言葉を記している，「漢朝は万事が創業の時であり，加え

て四方の蛮族が中国に侵略してくる。朕が制度を変更しない限り、後世は無秩序となり、軍を出動して征伐しない限り、天下は安定しないが、これを行えば、民衆を苦しめることになる。もし後世再び朕の行うようなことを行えば、亡秦の轍を踏むことになる」（通鑑 p.726）と。この件の記載は『史記』『漢書』には見えず、『通鑑』は武帝の口吻を借りて直接漢と匈奴との大戦争を弁護しているのだが、この記述内容を様々な史実を調べても正確なところはわからない。衛氏一族がこの戦争によって奴婢の身分から抜け出て尊貴の地位を手に入れたとすれば、衛太子に匈奴を攻撃することを諫めるなどという理由があるのだろうか。武帝が改めて皇太子を立てたのは専ら武帝個人の私的な愛情に起因しているが、司馬光は逆に衛太子と武帝とが政治的な見解において一致していなかったことをしきりに強調している。太子に自ら賓客のもとに通わせ自由放恣にさせた上で「正直は親しみ難し、諂諛は合い易し」（通鑑 p.734）と記し、奸臣に乱を起こさせるに至り、「太子が終わりを全うできなかったのも当然である」と記しているが、こうした記述から考えれば、司馬光がこの書物を通して武帝を憚り擁護する意図があったことは明らかである。

『通鑑』はまた次のように言っている、「衛青が死んでから、臣下の中で再び外戚の力を回復し、衛太子据のために働こうとする者はなくなり、ついに太子を陥れようとしたのである」（p.727）と。しかし『史記』『漢書』では両書とも次のように記載している、元狩4年（BC119）以後「大將軍の友人や門下の人は衛青のもとを去り驃騎將軍（霍去病）に仕えて、それで官爵を手に入れた」（史記 p.2938）（漢書 p.2488）と。衛青が権勢を失ったのが死ぬ前からであったことがわかる。さらに衛青は、蘇建が賢大夫を推薦することを提案したのに対して次のように答えた、「魏其侯、武安侯が賓客を厚遇して権勢を張って以来、皇帝は常に歯ざりして無念がっている。士大夫と親しく接し、賢人を招き不肖のものを退けるのは、人君の権柄である。どうして士大夫を招くことなどに関わろうか？」（史記 p.2946）と。これは、衛青が外戚として生き延びていくためには賓客を遠ざけ、私的な勢力を自らのもとに集めることなく、朝廷の党争に関わらないことが必要であることをよく知っていたことを表している。衛氏が退けられていった過程を見ると、衛青が死ぬ六年も前に、その三人の子供は侯を失っており、武帝自身も必ずしも衛青の死を待って後ようやく手をつけたというわけではなかった。

現代の学者は、往々にしてこうした長年にわたる戦争の背後に隠されていた漢代の社会制度上の原因と特定の個人的要因とをきちんと考えずに、一方的に武帝の領土を広げ開拓しようとする「雄才大略」によるものと理解し、漢民族の立場に立って外部からの侵入への抵抗と攻撃という意識形態から出発して、武帝の時代の匈奴に対する戦争の正義を肯定してきた。だからこそ漢と匈奴との大戦争の本当の原因について改めて討究を加える必要があったのである。武帝朝の外戚が微賤の身分であったことから引き起こされた社会的な大きな動揺から考えて、後漢王朝が皇后を立てる場合に必ず貴族から取ることになった歴史背景及びこの後貴族が次第に大きな勢力をなしていった社会的意識形態、民俗、法律などの方面での遠因となったというこ

とを真摯に理解しなければならない。

注

- 1) 文中で表示した『史記』『漢書』『通鑑』のページ数は中華書局の標点本のものである。
- 2) 『塩鉄論校注』王利器校注, 中華書局, 1992年, 北京
- 3) 『張家山漢墓竹簡』(二四七号墓), 文物出版社, 2001年
- 4) 『白虎通德論』班固, 諸子百家叢書, 上海古籍出版社, 1990年

東北アジア諸民族の民族的系譜について

——肅慎から渤海へ——

河 上 洋

はじめに

民族がその来歴を語る際、そこにはしばしば政治的意図が含まれ、必ずしも事実そのものではない場合もある。他の民族に対する支配を正当化するため、或いはいくつかの民族集団の統合を強固にするために、自らをかつてその地域に大きな力を振るった民族の系譜に連なると主張するのもその一例であろう。筆者の関心の対象である渤海国について、靺鞨の系譜を引くものか、或いは高句麗を継承するものか、その民族的系譜についてなお議論があるが、これに関連して古畑徹氏が次のように述べている¹⁾。

建国当初の渤海は高句麗人や高句麗に服属していた南部靺鞨人を支配下に収めていったため、高句麗との継承関係を重視し、これを国家統合の理念とした。……（中略）……しかし、西進・南進による旧高句麗領の回復は当時の国際情勢下では無理であり、拡大の方向は720年代から北進中心となり、高句麗に支配されたことのない北部靺鞨を吸収していくことになる。そうなると、北進して北部靺鞨を支配することの正当性が必要になり、肅慎継承を中心とする「北方東夷」諸族の継承が国家理念として前面に打ち出されるようになる。

渤海の場合も、その民族的系譜が語られる際に、それがどのような意図のもとに語られているのかを検討する必要があるのは、古畑氏が述べている通りだろう。そして建国当初の渤海が高句麗との継承関係を強調したのは、高句麗遺民及びその周辺にいた諸勢力を統合する意図があったことも認めてよい。ただ、その後北方の靺鞨諸族を統合するために肅慎との継承関係が前面に打ち出されたというのは、なお検討の余地があると思う。肅慎とは『左伝』や『国語』にも登場する古代民族で、靺鞨はその系譜に連なるとされる。そして、渤海の最重要地域である王都上京竜泉府を含む地域が「肅慎の故地」と呼ばれたことも確かである²⁾。しかし、高句

1) 古畑徹「後期新羅・渤海の統合意識と境域観」(『朝鮮史研究会論文集』36, 1998年)。渤海国の系譜関係について、韓国・北朝鮮の学会では高句麗を継承するものとして朝鮮史の流れの中に位置付け、中国の学会では靺鞨を継承するものとして中国の一地方政権とみなすが、このような見方もまた、現在のそれぞれの国の政治的要請を反映していることは、古畑氏をはじめとする多くの論者が指摘している。

2) 『新唐書』巻219, 渤海伝。

麗がかつて東北地方で強盛を誇り、この地域を統合するシンボルたり得るのに対し、肅慎にそのような役割が果たせるだろうか。筆者は高句麗との継承関係を標榜するのと、肅慎との継承関係を標榜するのではかなり意味合いが異なってくるのではないかと考えている。肅慎継承のもつ意味を知るために、史料に表れる肅慎がどのような特徴をもっているのかを検討していきたい。

I 漢代以前の史料に見える肅慎

肅慎の存在は古くから知られていた。漢代以前の史料に見える肅慎に関する記事を挙げると、次のようになる（番号は便宜的に筆者が付した）。

①武王の商に克つに及び、蒲姑、商奄は吾が東土なり。巴、濮、楚、鄧は吾が南土なり。肅慎、燕、亳は吾が北土なり。（『春秋左氏伝』巻45、昭公九年條）

②仲尼、陳に在り。隼の陳侯の庭に集まりて死する有り。楛矢これを貫き、石弩にしてその長尺有咫なり。陳の恵公、人をして隼を以て仲尼に如き、これを問わしむ。仲尼曰く、隼の來たるや遠し。此れ肅慎氏の矢なり。昔、武王、商に克ち、道を九夷百蛮に通じ、各々をしてその方賄を以て來貢せしめ、職業を忘ること無からしめんとす。是において肅慎氏は楛矢、石弩にしてその長尺有咫なるを貢す。先王、その令徳の遠きに致すを昭らかにし、以て後人に示し、永く監せしめんと欲す。故にその栝に銘して、肅慎氏の貢矢と曰い、以て大姫に分ち、虞の胡公に配して、これを陳に封ず。古は同姓に分かつに珍玉を以て、親しみを展にし、異姓に分かつに遠方の職貢を以て、服を忘ること無からしむるなり。故に陳に分かつに肅慎氏の貢を以てす。君もし有司をしてこれを故府に求めしむれば、それ得べきなり。求めしむれば、これを金櫝に得ること、かくの如し。（『国語』巻5、魯語下）

③唯だ禹の功を大となす。九山を披き、九沢を通じ、九河を決し、九州を定むれば、各々その職を以て來貢し、その宜を失わず。方五千里、荒服に至る。南は交阯、北兗を撫し、西は戎、折枝、渠瘦、氐、羌、北は山戎、豳、息慎、東は長、島夷、四海の内はみな帝舜の功を戴く。（『史記』巻1、五帝本紀）

④成王既に東夷を伐ち、息慎來賀す。王、榮伯を賜いて「賄息慎之命」を作る。（同巻4、周本紀）

⑤且つ齊の東は巨海に隣し、南は琅邪有り、成山に觀し、之罘に射し、勃澥に浮かび、孟諸に遊び、邪は肅慎と隣をなし、右は湯谷を以て界となし、……（同巻117、司馬相如伝）

これらの史料を見渡すと、共通のパターンがあることに気づく。まず、①・③・⑤に見えるように、肅慎は、中原国家の支配が及ぶ範囲を示す際にその四方の境界線上の存在の一つとして記されている。①・③によれば肅慎は中原から北方に位置する諸勢力に分類されているが、③の記事について、「集解」には息慎に注して「鄭玄曰く、息慎は、或いはこれを肅慎と謂い、

東北夷なり」としている。①でも河北に位置する燕などと並んで登場すること、④では「東」夷を伐った際に息慎（肅慎）が朝貢して来たことを考え併せると、肅慎は北方でも東方寄りに存在したとされているようだ。⑤の記事中の、山東に位置する斉と隣り合う肅慎も、やはり東北方で隣接する——恐らくは海を隔てた遼東方面か——と解釈できる。ただ、これらの記事はそれ以上の具体的な肅慎の位置については語ってくれない。

次に注目されるのは、①・②・③・④にあるように、肅慎は、帝舜や周の武王らが天下を平定した際にその功績をたたえる文脈で登場することである。②・④においてはそれは朝貢にやって来るという行為を伴っている。特に②において「先王、その令徳の遠きに致すを昭かにし、」或いは「異姓に分かつに遠方の職貢を以て、服を忘ること無からしむるなり。」と記されるように、肅慎の朝貢は君主の徳が遠方にまで及んだことを示す象徴的な行為とみなされていることがわかる。肅慎について唯一具体的な記述があるのが②の史料であり、そこには「楛矢、石矰にしてその長尺有咫なるを貢す。」とある。この「楛矢、石矰」が肅慎の朝貢の、ひいては君主の徳の遠きに及んだ具体的証拠として珍重されたのである。

以上をまとめると、漢代以前の史料に見える肅慎の特徴としては、次の三点が挙げられる。

- 一 中原国家の東北方面の境界線上に位置すること。
- 二 国がよく治まり、君主の徳が遠くまで及んだ表れとして朝貢が記録されること。
- 三 その朝貢品は楛矢・石矰であること。

「楛矢」や「石矰」というような具体的な記述も見られるので、肅慎の朝貢について何らかの事実があったのであろう。しかし、二番目に挙げた特徴に示されるように、肅慎は国の理想的な状態を示すパターン化した物語の中に組み込まれていった。「楛矢」や「石矰」を朝貢品とするということは、中原の人々にとっては非常に文明化の「遅れた」存在と映ったと考えられる。しかしそのような「遅れた」人々すら中原の君主の徳を理解し、わざわざ朝貢して来たということになり、これが帝舜や周の武王の物語に結びつけられていったのではないか。

先に挙げた史料では、肅慎はいずれも春秋戦国以前のことを記した中に登場するのみであって、漢代には姿を見せない。これも物語中の存在であるとする所以であるが、三国時代以降になると再び肅慎の名が史料に登場するようになる。それはどのような形で現れるのか。次章で見ていくことにする。

II 『三国志』中の肅慎

三国時代に中国東北地方の諸民族に関する史料がやや豊かになるのは、母丘儉率いる魏の軍が高句麗を討ち、逃げる高句麗王の宮を追ってこの地域にまで進撃したからであった。『三国志』巻28、母丘儉伝には、

（正始）六年、復たこれを征し、宮、遂に買溝に奔る。儉、玄菟太守王頎を遣わしてこれを追わしめ、沃沮を過ぎること千有余里にして、肅慎氏の南界に至る。石に刻して功を紀

し、丸都の山に刊して、不耐の城と銘す。

とあり、魏の軍が沃沮の地を過ぎて「肅慎氏の南界」に至ったことがわかる。この遠征をきっかけに東北方面の諸民族の情報が魏に伝わり、『三国志』巻30の東夷伝にそれぞれの伝が残されるようになったと考えられる。その中の東沃沮伝には、同じ母丘儉の遠征に関する記事載せているが、魏の軍が進んだ沃沮の地に接するものとして挹婁の名が挙げられており、挹婁伝には「古の肅慎氏の国なり。」との説明がある。このことからすると、三国時代に挹婁の名で登場する民族がかつての肅慎であるとみなされていたことになる。しかし、挹婁を漢代の空白をはさんで直ちに肅慎に結びつけられるだろうか。

両者を結びつけるものとして、ともに東北辺境に存在することが挙げられる。しかし、前述のように肅慎の正確な位置はわからない。一方、挹婁はどうか。その南方で接する沃沮は、東沃沮伝に「高句麗の蓋馬大山の東に在り、大海に濱して居る。」とあることから現在の朝鮮咸鏡道地方に存在したと見て良い。同じく東沃沮伝に「挹婁、船に乗りて寇鈔するを喜び、北沃沮これを畏る。」とあり、挹婁伝にも「大海に濱す。」とあることから、挹婁は沃沮の北方の海岸沿い、すなわち現在のロシア沿海州地方に存在したと考えられる。北京付近の燕とともに登場したり、山東の齊に「隣」すると記されたかつての肅慎が沿海州のような遠方に存在したとは考えにくい。

一方で、挹婁を肅慎に結びつけたものはその位置だけではない。挹婁伝に「その弓は長四尺、力は弩の如く、矢は楛を用い、長は尺八寸、青石もて鏃となす。」とあり、「楛矢・石鏃」が大きな要素となっている。当時の知識人にとって「楛矢」は直ちに肅慎を連想させるものであったことは間違いない。例えば『後漢書』巻70、孔融伝に、孔融が曹操による烏桓遠征を批判して、「大將軍遠く征するも、海外に蕭條ならん。昔、肅慎、楛矢を貢せず、丁零、蘇武の牛羊を盗む。并せて案ずべきなり。」と述べており、長く匈奴に抑留された蘇武の故事と並んで肅慎の朝貢が故事として引き合いに出されている。また『三国志』東夷伝の序文には、

虞より周に暨ぶまで、西戎に白環の獻有り、東夷に肅慎の貢有り、みな曠世にして至り、その遐遠なること此くの如し。

とあるように、「肅慎の貢」は慣用句として扱われている。そして、孔融の言にあるように、肅慎の貢物といえば「楛矢」だったのである。これらの記事は、前章で述べた肅慎の二番目・三番目の特徴がこの時期の知識人に一般的な認識として存在することを示している。すなわち、肅慎の朝貢は周辺民族が帰服して国がよく治まっているかどうかの指標であり、肅慎が楛矢を朝貢することは、為政者にとって喜ばしいことなのである。

であるとするなら、時の為政者にとっては肅慎が朝貢することそのものが重要なのであって、肅慎の実体がどのようなものであるのかについてはさしたる関心事ではないといつてよい。魏にとって挹婁は、母丘儉の遠征によって知り得た東北方面の諸民族の中で最も辺境に位置する民族である。これを肅慎になぞらえることによって、魏の為政者は帝舜や周の武王に自

らをなぞらえることができ、その威光がこれほど遠くにまで及んだということを示すことができる。従って、挹婁が本当にかつての肅慎であるかどうかは問題ではなくなる。東北方面で最も遠くに存在し、楛矢・石鏃を使用したことによって、挹婁に肅慎の役割が当てはめられたのではないか。

以上をまとめると、次のようになる。三国時代、魏の毋丘儉の遠征によって東北方面の諸民族の情報が伝わり、『三国志』東夷伝に記されるが、その中で挹婁がかつての肅慎であるとされた。しかし挹婁がすなわち肅慎であるという確たる証拠はなく、むしろ国家がよく治まり辺境も帰服していることを示したいがために、その象徴と認められている肅慎に東北辺境で最も遠くに位置し、かつ楛矢・石鏃を使用する挹婁を結びつけたのではないか。辺境が帰服している象徴としての肅慎の朝貢を望んでいるのは晋以降の諸王朝にとっても同じはずである。それを念頭におきながら、晋以降に現れる肅慎を見ていきたい。

III 晋以降の肅慎

『晋書』では「肅慎氏」の名で伝が立てられており、「肅慎氏は一名挹婁なり」と説明される。巻97、肅慎氏伝の朝貢記事には次のようである。

周武王の時、その楛矢、石柝を献ず。周公の成王を輔くるに逮び、復た遣使入貢す。爾後千余年、秦漢の盛と雖も、これ致るなきなり。文帝の相となるに及び、魏の景元末に來たりて楛矢、石柝、弓甲、貂皮の属を貢す。魏帝詔して相府に帰せしめ、その王に褥、錦、罽、繡を賜う。

ここでも肅慎の朝貢は今まで述べてきたのと同様の文脈で登場する。すなわち、周以来久しく途絶えていた肅慎の朝貢が、魏の時代に司馬昭（文帝、晋の武帝の父）が丞相になるに及んで行われたという。魏篡奪の意図をもつ司馬昭が、かつて周の成王を補佐した周公に並ぶ有徳の輔臣として自己を宣揚するために、肅慎の朝貢が利用されているのである。

その後、北魏時代には東北地方に勿吉なる民族が登場し、『魏書』巻100、勿吉伝には「勿吉国、高句麗の北に在り、旧の肅慎国なり。」と説明される。同じ勿吉伝には勿吉の住地について、

洛を去ること五千里なり。和龍より北に二百余里にして善玉山有り、山より北に行くこと十三日にして祁黎山に至り、また北に行くこと七日にして如洛瓌水に至り、水広きこと里余、また北に行くこと十五日にして太魯水に至り、また東北に行くこと十八日にしてその国に到る。国に大水有り、闊きこと三里余、速末水と名づく。

とあり、和龍、すなわち現在の遼寧省朝陽からの里程が具体的に記されている。それによれば、勿吉の本拠地はほぼ現在の第二松花江が嫩江と合して東流するあたりの松花江流域に比定

できる³⁾。であるとするなら、勿吉は確かに東北地方に存在したには違いないが、沿海州に位置した三国時代の挹婁とは別の集団である可能性が高い。にもかかわらず勿吉が挹婁と同様にかつての肅慎であると記されるのは、前述のように肅慎の実体が何という民族なのかは問題ではなく、肅慎が朝貢することそのものが時の為政者にとって重要であるからと考えられる。勿吉伝には「太和初め、また馬五百匹を貢す。」とあって、勿吉の貢物として最初に登場するのは馬である。それが後になると「太和十二年、勿吉復た遣使して楛矢、方物を京師に貢す。」のように楛矢が貢されるようになる。憶測をたくましくすれば、肅慎と結びつけんがために北魏の側から楛矢の朝貢を求めたとも考えられる。そうでなくても、貢物の中に楛矢が含まれていれば、それは直ちに肅慎を連想させ、特筆大書されたのであろう。いずれにせよ、楛矢の朝貢をもって勿吉は肅慎になぞらえられ、その朝貢によって王朝の周辺民族に対する徳化が進んだことを示すことができるのである。

隋・唐時代になると東北地方に存在した民族は靺鞨と呼ばれるようになる。『隋書』81、靺鞨伝によれば、靺鞨には粟末部・伯咄部・安車骨部・拂涅部・号室部・黒水部・白山部の七部が存在することが記され、さらに「拂涅より以東、矢はみな石鏃にして、即ち古の肅慎氏なり。」とあって、そのうちの拂涅部以東がかつての肅慎に当たるとしている。拂涅部の住地は諸説あるものの、ほぼ現在の牡丹江から東の地域に比定されており⁴⁾、これもまた北魏時代の勿吉の住地とは重ならないにもかかわらず、同じく肅慎の系譜を引くものとされているのである。その際に、拂涅部以東の靺鞨諸部を肅慎と結びつける指標となったものは、やはり貢物として楛矢とともに必ず見られた「石鏃」であった。

これまで見てきたことを考え併せると、次のように考えられないだろうか。歴代の王朝は支配者の徳の遠きに及んだことを示すために楛矢・石鏃という「肅慎の貢」を必要としていた。そこでそれぞれの時代に知られていた東北地方の諸民族のうち、遠方に位置し、かつ「肅慎」たる条件に当てはまる民族をなぞらえようとしたのが「古の肅慎」なりという表現であった。従ってその時々で肅慎に当てはまる民族は必ずしも同一でなくともよいわけである。

ところが、もともとは別々であった可能性が高い諸民族が、「古の肅慎」という共通の位置づけがなされたことによって、やがて一つに結び付けられていった。唐代の史料である『通典』巻185、辺防、東夷上の序に、

古の肅慎は、宜しく即ち魏時の挹婁なるべし。周初より楛矢、石柝を貢し、……後魏以後は勿吉国と曰い、今は則ち靺鞨と曰う。

とあって、既に肅慎・挹婁・勿吉・靺鞨が一つの系譜上に並べられており、『新唐書』巻219、

3) 池内宏「勿吉考」(『満鮮地理歴史研究報告』15, 1937年) 参照。

4) 小川裕人「靺鞨史研究に関する諸問題」(『東洋史研究』2-5, 1937年)、日野開三郎「靺鞨七部考」(『史淵』36・37, 1947年) 参照。

黒水靺鞨伝に、「黒水靺鞨は肅慎の地に居り、また挹婁と曰い、元魏の時は勿吉と曰う。」とあるように、後の史料にも踏襲されていった。こうして肅慎—挹婁—勿吉—靺鞨という民族的系譜が形成されていったが、それは必ずしも実体を反映したものではなかったのである。

おわりに

これまで述べてきたことを繰り返すと次のようになる。中国王朝にとって肅慎の朝貢は、帝舜や周の武王の時代の如く君主の徳化が遠きに及んだ象徴と認識されたため、魏以降の歴代の王朝もそれぞれの時期に東北方面で知られた遠方の民族を「古の肅慎」とみなして、「肅慎の貢」を再現してみせた。従って「古の肅慎」なる説明は必ずしもそれぞれの民族の実体を反映しているわけではなく、別々の集団であった可能性が高いが、「古の肅慎」とされたが故にやがて肅慎—挹婁—勿吉—靺鞨という一つの系譜上に位置づけられていった。

このことを踏まえてはじめに述べた疑問に戻ろう。肅慎は果たして靺鞨諸族を統合する上での核たり得るであろうか。上に述べたように、肅慎はむしろ中国王朝側の要請から出てくるものであって、肅慎から靺鞨へ連なる系譜関係も中国側が作りだしたものであり、靺鞨諸族が「自分たちの祖は肅慎である。」と意識していたかどうかは疑問である。従って渤海が肅慎の継承を標榜したとしても、そのもとに靺鞨がまともとは思えない。ただ、はじめに挙げた「肅慎の故地」なる表現は中国側が付したのではなく渤海自身によるものと見られており⁵⁾、渤海が肅慎との関係を意識したことも否定できない。渤海が肅慎との関係を表明したのだとしたら、肅慎の持つ特性から考えて、それは靺鞨統合のためというより、中国王朝との関係を重視した結果ではないかと思う。隋・唐の遠征軍をしばしば撃退し、東北地方で強盛を誇った高句麗の継承を標榜することは、この地域を支配する正当性を訴えることができる反面、唐との緊張関係を含むことになる。これに対して肅慎の継承を標榜することは、唐にとってよほど好ましいことであるはずである。渤海は唐から自立し、第2代王の大武芸の時には唐との抗争も繰り広げたが、その後は関係も修復され、頻繁な朝貢が続いた。その中で肅慎との関係を表明することは、唐との良好な関係を維持するのに役立つことであろう⁶⁾。またそれは、唐との関係を深め、これを後盾にして靺鞨諸族への支配を進める、という意味においては靺鞨支配とも関連してくると言える。

5) 「肅慎の故地」の表現を含む『新唐書』渤海伝の地理関係記事が、9世紀前半に幽州から渤海へ使者として派遣された張建章の見聞記である『渤海国記』に拠ったものであることは、和田清「渤海国地理考」(『東洋学報』36-4, 1954年)に指摘がある。『渤海国記』の史料性格については古畑徹「渤海建国関係記事の再検討——中国側史料の基礎的研究——」(『朝鮮学報』113, 1984年)参照。

6) 「肅慎の故地」の典拠となった『渤海国記』の内容について、古畑氏は唐との友好関係の維持を望む渤海の外交的配慮がその表現に含まれていると指摘している。古畑注(5)論文参照。

『遼史』国語解から『欽定遼史語解』まで

——契丹言語資料の源流——

劉 浦 江
(井上徳子 訳)

契丹言語学・契丹文字学の誕生は、20世紀のアルタイ言語学が獲得したもっとも重要な学術的進展の一つである。この新興の研究領域は、1922年に慶陵で契丹文字の哀冊が発見されたことによる。半世紀以上たち、中国内外の学者による不断の努力を経て、契丹文字の大字・小字は既に初歩的な解読にいたっている。契丹文字が中国民族の古文字中、最も難解な文字の一つであるとみなされるのには、おもに2つの原因がある。まず第一に、対訳できる文字資料がないことである。現在までに発見されている契丹文字の大字・小字の石刻の数は40を超えるが、100字足らずの『郎君行記』以外、漢文と対訳することができるものはない。そして第二に、生きた言語資料がないことである。契丹は14世紀以降、単一民族の形態として存在しておらず、その言語は早くに消滅してしまったからである。現在の契丹言語学・契丹文字学者は、契丹文字を解読する場合、往々にして、アルタイ語系のいくつかの親縁関係にある言語、例えば、ダフル語・モンゴル語・トルコ語・トンシャン語・ボウナン語・東部ユーグ語（恩格爾語）や、甚だしきにいたっては満州語などの助けを借りざるを得ない。しかし、大量の解読を行った結果、契丹語は一つの独立した言語であり、契丹語と上に挙げた諸言語中のどの言語との間にも、相当程度の差異が存在するのであり、これらの親縁語に過分に依存することは、解読の結論の正確さに影響を及ぼす可能性が大きい¹⁾。親縁言語と比較していうと、漢文文献中に保存されてきた契丹言語資料が、ずっと信頼できるものであることは明らかである。もし前者の価値が主として契丹語の語音・語法の特徴・法則などを探求する面に現われるというならば、後者は契丹文字の擬音・釈義に直接応用することができることにあるのである。過去1世紀の間、中国内外の学者は、伝世文献中の契丹言語資料を收拾する面において、すでに非常に多くの努力をほらってきたが、それらの資料の来歴について探求した人はいない。したがって、本稿は契丹言語資料の源流問題について初歩的検討を試み、我々の契丹言語学に関する

1) たとえば、ある研究者の中には契丹語をモンゴル語と同一視する傾向があり、ややもすればそのほかの依拠すべきものがない状況下において、直接モンゴル語を契丹文字の擬音と釈義にあてることがある。愛宕松男・即実・黄振華・王弘力らにとりわけ顕著である。

る知識を豊富にしたいと考えるものである。

I

現在知るところによれば、契丹言語資料の収集・整理に最も早く意を用いたのは、宋代の人である。宋代の目録学の著作の中において、契丹言語資料を記録した書籍は、以下三種類をみいだすことができる。

1 『辨鳩録』

『直齋書録解題』巻五偽史類には、「『辨鳩録』一卷、不著名氏。契丹訳語也。凡八篇」とある。この書の編者は北宋時代の婦正人または婦明人と推定される²⁾。現在みることのできる中で、この書に関連する最も古い記載が、『通志』芸文略にみえる³⁾。『通志』は紹興年間に成立したが、その中の芸文略は、各種の公私にわたる図書目録からすべて写したものであり、『辨鳩録』は徽宗の政和年間に官修された『秘書総目』、あるいは高宗の紹興初年に秘書省が頒行した『四庫闕書目』によった可能性が高い。この書が亡佚した時期についても、おおよそ調べべき資料がある。ある記載によれば、明末にいたるまで、『辨鳩録』が存在していたという。陳第『世善堂蔵書目録』巻上史部四訳載記類には、「『辨鳩録』一卷、訳契丹人語」とあるが⁴⁾、この図書目録は万曆四十四年(1616)に編纂されたものである。そして、確実にわかっていることは、陳氏の世善堂蔵書が乾隆以前に散佚してなくなっていることである。『知不足齋叢書』本の跋には、「乾隆初年、錢塘趙谷林先生(昱)齋多金往購、則已散佚無遺矣」とある。これによって推断すると、『辨鳩録』は清初に亡佚したらしい。

2 『夷語録』

『秘書省統編到四庫闕書目』巻一伝記類には、「僧惟古訳『夷語録』一卷、闕」とある⁵⁾。この記載については解説が少し必要である。北宋の豊富な館閣蔵書は、靖康の兵火を経た後、「蕩然として遺る靡」く、高宗の南渡にいたってついに民間の蔵書の探索に力が入られるようになった。紹興年間に編纂された『秘書省統編到四庫闕書目』は、遺書を捜すのに用いられた図書目録である。したがって秘書省が備えていないものは、すべて「闕」字が加えられている。この『夷語録』は『通志』巻六三芸文略一にもみえるが、鄭樵の記載はやや異なり、「『訳夷語録』一卷(小注：僧惟古)」となっている。これはきつと『秘書総目』といった類の図書

2) 『宋会要輯稿』職官三六の四一に「奉旨差婦朝人教習訳語」という記載がある。私は『辨鳩録』といった類の書籍が、当時もしかしたら契丹語通訳の教科書として用いられていたのではないかと大いに疑ってる。

3) 『通志』巻六三芸文略一では、ただ「『辨鳩録』一卷」とだけ著録されており、編者の氏名は不明である。

4) 『知不足齋叢書』本。

5) この図書目録は伝本ではほとんどみられないが、光緒年間に葉德輝が丁氏遲雲樓の抄本を得て、考証を加え、『観古堂書目叢刻』に刊入した。1957年商務印書館が編輯・出版した『宋史芸文志・宋史芸文志補・宋史芸文志附編』はこの本によって排印された。

目録から写したもので、鄭樵が「訳」の字を書名とみなしたからだろう。これが誤解であることは明白である。この書の編訳者である惟古の状況については、あまりはっきりしない手がかりを一つ提供できるのみである。『続伝灯録』巻一八「百丈元肅禪師法嗣」のところに「瑞州百丈維古禪師」（「維古」は、巻首の目録では「惟古」に作る）とある⁶⁾。しかし、この「惟古」とその「惟古」とが同一人物かどうかはわからない。惟古が編訳した『夷語録』は、南宋初年の館閣蔵書ではすでに闕佚してしまっただけでなく、『通志』芸文略を除いて、以後、そのほかの公私の目著録にはあらわれない。これよりみると、『夷語録』はおそらく両宋の時代にすでになくなっていたと思われる。

3 『北虜方言』

尤袤『遂初堂書目』地理類には『北虜方言』という書が記載されているが、作者・巻数いずれも不明である。しかしこれは『遂初堂書目』の体裁によるもので、この書の著者が当時すでにわからなくなっていたからではない。尤袤は南宋前期の人で、光宗の紹熙五年（1194）ごろに亡くなった⁷⁾。彼の所蔵していた『北虜方言』について、その「北虜」は、当然、契丹をさすものとすべきであり、これにより私はおそらくこの書が契丹言語資料を記録した文献であると推測する。魏了翁の説によれば、尤氏の遂初堂の蔵書は理宗の宝慶元年（1225）に火災に遭ったといい⁸⁾、『北虜方言』はこの時になくなってしまった可能性がある。

残念ながら、宋代の人が記録した契丹言語資料である上述の三種の書は、現在まったく残っていない。また遼朝側では、意識的に契丹言語資料を収集・整理した人がおそらくなかったであろう、そのため遼代の文献中にこうした類の著作の形跡はまったくみられない。しかしこれに関連して、ちょっと取り上げるべき伝説が一つある。傅楽煥先生の紹介で、1953年中央民族学院研究部調査組が黒竜江と内蒙古のダフル人の聚居区に赴いて、民族識別活動を進めたとき、現地のお話を耳にした。いうところによれば、かつて「遼代の帳簿」をみた人があるそうで、その中に記載されていた契丹人の名と言語はダフル語と同じであったという。同年、内蒙古呼納盟統戦部が提供した材料の中にも類似した話があった。しかし、傅楽煥先生はこの言い伝えについて正しいとはまったく思っていない⁹⁾。常識で判断すれば、遼朝の契丹言語資料がこの種の形式で現在まで保存されていることは、あまり可能性がないようだ。

現在、我々のみることのできる最も価値ある契丹言語資料は、『遼史』巻一一六国語解である。元代の人が編纂した『遼史』は、おもに耶律儼『皇朝実録』、陳大任『遼史』及び葉劉礼と署名されている『契丹国志』の三書に取材している。馮家昇先生の研究によれば、耶律儼

6) 『大正蔵』第51冊、586頁。

7) 尤袤の卒年については、論争のある問題である。ここではひとまず『宋史』本伝の説をとる。

8) 『鶴山先生大全文集』巻六三「跋尤氏遂初堂蔵書目録序後」『四部叢刊』本。

9) 傅楽煥「關於達呼爾族的民族成分識別問題」中央民族学院研究部編『中国民族問題研究集刊』第1輯、1955年。

『皇朝実録』と陳大任『遼史』は、契丹国語解に類する内容を含まないという¹⁰⁾。したがって『遼史』の『国語解』が、元朝の史官の独創であることがわかる。それでは、われわれがまず検討しなければならない問題は、『国語解』の中の契丹言語資料の原典は、一体どこにあるのであろうか、ということである。

『国語解』序のいうところによれば、遼の「官制・宮衛・部族・地理，率以国語為之称号，不有注釈以辨之，則世何從而知，後何從而考哉。今即本史參互研究，撰次『遼国語解』以附其後，庶幾読者無齟齬之患云」。そこで馮家昇先生は「『遼史』源流考」の中で、「すなわち本巻はすべて本書（『遼史』）にもとづいている。ただ『語解』の順序と目次の順序が異なっている。……この巻はきつと多くの手になるものであって、けっして一人の仕事ではない。したがって名称に違いがあり，順序が異なっている，排列の時に引き比べなかったのである。ぞんざいであること甚だしい」と断言した¹¹⁾。

しかし実際の問題は，そんなに簡単ではない。私は『国語解』の全198語についてそれぞれ調べたが，その中で15語が『遼史』の本文にみえなかった。

阿点夷離的・崱里（『国語解』の太祖紀の箇所にある。以下，各条のカッコ内の編目はすべて『国語解』が注記する出処である）

解洗礼（興宗紀）

卓帳（礼志）

知聖旨頭子事（百官志）

象吻（宮衛志）

胡木鏊・革延馬・白駝（儀衛志）

捉馬（兵衛志）

雜丁黄・柅栢・珠二排・厓中・臨庫（列伝）

私が判断するに，これら『遼史』にみえない条目は，すべて耶律儼『皇朝実録』あるいは陳大任『遼史』にもとづいているはずである¹²⁾。現在それらのもとの出処をみることはできないが，これらの言語材料の信頼性にはみじんの影響もない。ひとまず一例を挙げる。「阿点夷離的」の条の釈文には，「阿点，貴称；夷離的，大臣夫人之称」とある。この釈文については，すでに遼代の石刻史料に証拠がある。『耿知新墓誌』を按ずるにその外祖母を「封陳国迺邈免夫人」といい¹³⁾，『北大王墓誌』には耶律万辛娶「奚王・西南面都招討・大王，何你乙林免之小

10) 馮家昇「『遼史』源流考」『馮家昇論著集粹』中華書局，1987年。

11) 『馮家昇論著集粹』147～148頁。

12) 『遼史』儀衛志を考えると，『皇朝実録』儀衛志と陳大任『遼史』に材料をとったほか，元の太常卿徐世隆家所蔵の『遼朝雜礼』（『遼史』卷五七儀礼志四参照）も参考にしている。したがって，上述した儀衛志に入れられていたのに，現行の『遼史』にみられない条目が，『遼朝雜礼』にもとづいていた可能性を排除することはできない。

13) 向南編『遼代石刻文編』河北教育出版社，1995年，185頁。

女中哥。……六年内加北大王，封為乙林免」とある¹⁴⁾。劉鳳翥先生が指摘されているように、これらの墓誌の中の「迺邇免」「乙林免」と「夷離的」の語幹は同じであり、遼朝の貴婦人の一種の封号である¹⁵⁾。『国語解』は「阿点夷離」を太祖紀の箇所においているが、それが『皇朝実録』太祖紀にもとづかないことが立証されていることから、陳大任の『遼史』太祖紀にもとづいていることがわかる。

『遼史』の本文にみえない条目をのぞき、『国語解』には、注記する編目と現行の『遼史』におけるそれらの出処と合わない条目がまだ少なからずある。馮家昇先生の解釈に拠れば、このような状況が生じた原因は、『国語解』が多くの人の手によったため、「排列の時に引き比べなかった」のであって、史臣のいい加減さと杜撰さが引き起こしたということになる。しかし、この類の条目の具体的な分析を進めると、実際の状況はかならずしもそうとは限らないことがわかる。

たとえば、『国語解』太祖紀のところに「糺轄」の条があるが、その釈文には「糺，軍名；轄者，管束之義」とある。「糺轄」という語は『遼史』の本文に二カ所みえる。一つは、兵衛志序の「天贊元年，以戸口滋繁，糺轄疎遠，分北大濃兀為二部，立兩節度以統之」であり、もう一つは、卷五九食貨志上の「太祖平諸弟之乱，弭兵輕賦，伝意于農，嘗以戸口滋繁，糺轄疎遠，分北大濃兀為二部」である。太祖紀には「糺轄」という語はないが、天贊元年十月に同じ出来事が「詔分北大濃兀為二部，立兩節度使以統之」と記されている。この状況にもとづき以下のような判断をくだすことは難しくない。耶律儼『皇朝実録』あるいは陳大任『遼史』の太祖紀には、「糺轄」という語がきつとあったが、元修『遼史』太祖紀は「分北大濃兀為二部」という事実を叙述しただけでその原因を説明なかったので、「糺轄」という語が出てこなかったのである。

『国語解』太祖紀のところには、また「神纛」という語があり、「従者所執，以牦牛尾為之，纓槍属也」という。しかしこの語は、現行本『遼史』卷五八儀衛志四の「儀仗・国仗」の条に、「遥輦末主遺制，迎十二神纛・天子旗鼓置太祖帳前」とみえるだけである。この状況は、『国語解』の配列の誤りのようにみえるが、実際には別に原因があるようである。『遼史』卷一太祖紀には、唐天祐三年（906）十二月のところに、「痕徳董可汗殂，群臣奉遺命請立太祖，曷魯等勸進。太祖三讓，従之」とある。私は、耶律儼『皇朝実録』あるいは陳大任『遼史』では、このことを記述する時に元来「十二神纛」の文字があったのだが、元修『遼史』太祖紀の時にいたってそれを省いたのだと考える。

14) 『遼代石刻文編』223頁。

15) 劉鳳翥「釈契丹語『迺邇免』和『乙林免』」『瀋陽師專学報』1980年第1期。また、近年、内蒙古敖漢旗で出土した「耶律元寧墓誌」では、元寧夫人蕭氏「封乙失婉，従夫貴也」、内蒙古寧城県で出土した「辦集勝事碑」記載の功德主には「乙里免」とあり（それぞれ『内蒙古遼代石刻文研究』内蒙古大学出版社、2002年、110・435頁にみえる）、「乙失婉」「乙里免」はまた「迺邇免」「乙林免」の異訳となる。

『国語解』游幸表のところには、次のような内容がある。「女環, 虞人名」。『遼史』游幸表を調べてもその名はまったく出てこないが、穆宗紀の応曆十四年八月乙巳の条に「如磴子嶺, 呼鹿射之, 獲鹿四, 賜虞人女環等物有差」とある。我々の知るところによれば、耶律儼『皇朝実録』あるいは陳大任『遼史』にはいずれも紀・志・伝があるのみで表はない¹⁶⁾。それにもかかわらず、私は依然として史臣たちがいい加減でずさんなために起こった一般的な配列の誤りのようではないと思うのである。最大の可能性は、『国語解』の作者ははじめ穆宗の応曆十四年のこの記事を当然游幸表に入れるべきと考えていたが、後に完成した『遼史』游幸表がこの事を入れなかったため、『国語解』が注釈する出所と『遼史』の本文の出所が合致しない状況が生まれたということである。

以上の諸例の分析を通じて、次のような二つの基本的な結論を導き得る。一つ目として、『国語解』が取材した範囲は、元修『遼史』の本文だけでなく、耶律儼『皇朝実録』あるいは陳大任『遼史』を含み、『国語解』序のいう「今即本史参互研究」云々は、真実とは信じられないこと、二つ目として、『国語解』は『遼史』が成立した後に編纂が着手されたのではなく、『遼史』の紀・志・表・伝と同時に編纂が始まったのであり、馮家昇先生のいう「名称に違いがあり、順序が異なっている」、つまり『国語解』のある条目の出所が『遼史』本文の出所と合致しないという問題は、かならずしも配列の拙速が引き起こしたものではないということである。

ただし、『国語解』には多くの体例における問題、ないしは内容における誤謬が存在していることは確かである。『遼史』の粗雑さは二十四史のなかで第一というべきで、『国語解』も当然例外ではない。総じていえば、主に以下の3点の問題がある。

第一に、語の選択がかなり随意である。『国語解』には全部で198の語彙が収められているが、その中で、本物の契丹語は、たとえ姓氏・人名・地名・官名などを含めて数えたとしても、7, 80に過ぎず、そのほかの大半は漢語の語彙なのである。馮家昇先生は「『国語解』という以上、遼語の理解できないものについては解釈し、そのうえで制度・事物の名称・方言・奇字を一目で周知できるようにすべきである。それなのにそれをせず、固陋で簡略、手当たり次第にとってきて、美名を冠して『国語解』というのである」と批評する¹⁷⁾。『金史』国語解と比較すれば、『遼史』国語解の内容が雑駁であるという問題が、いっそうはつきりしてくる。『金史』国語解には、全部で125の語が収められているが、基本的にすべてが女真語の語彙で、積文も簡潔で要領を得ており、『遼史』国語解の積文のいい加減さはない。なぜ遼・金二史の国語解にこのように大きな違いがあるのだろうか。私は、多分二つの原因があると思う。まず一つは、元代の史官の契丹語に対する理解が、女真語に対する理解に遠く及ばなかったことで

16) 馮家昇「『遼史』源流考」『馮家昇論著集粹』118～125頁参照。

17) 馮家昇「『遼史初校』之『国語解』」『遼史証誤三種』中華書局, 1959年, 329頁。

ある。当時、『遼史』を分撰していた四名の纂修官は、兵部尚書廉惠山海牙・翰林直学士王沂・秘書省著作佐郎徐昂・国史院編修官陳繹曾である¹⁸⁾。私はかつて元代の文献から彼らの契丹語の習熟度を調べようとしたが、結果、ひとつも得るところがなかった。そして二つ目は、『遼史』の編纂が非常にあわただしく、至正三年(1343)四月から四年三月にかけて行われたのであり、あわせて十一カ月に過ぎなかったことである。

第二に、内容の配列に筋道を欠いている。『遼史』国語解は基本的に『遼史』の紀・志・表・伝の順序を参照して配列しているが、事柄には乱れが目立ち、体例に規則性がなく、この一点においても『金史』国語解に遠く及ばないのである。『金史』国語解は、語彙内容にもとづき分類排列されており、官称・人事・物象・物類・姓氏の五種類に分かれていて、筋道が非常にはっきりしている。体例そのものの問題のほか、『遼史』国語解の排列の誤りも確かに少なからず存在するが、これが、ある条目が『遼史』の本文中における出所と合わない重要な原因となっているのである。たとえば、「剋積魯」の条は太祖紀に入れられているが、実際は太宗紀上にあつて、「剋夷魯」となっている。また「撻林」の条は太祖紀に入れられているが、実際は太宗紀下であり、「鬪林」となっている。世宗・穆宗紀のところに入れられている五条については、そのうち三条は穆宗紀にあり、二条は太祖紀にある。さらに世宗紀の一条もない。「墮魂」の条は地理志に入れられているが、実際は宮衛志下にみられる、などなど。

第三に、一部の条目は無理矢理損ねられている。顕著な例を一つ挙げると、『国語解』景宗・聖宗紀には、このような内容がある。「万役陷河治：地名。本漢土垠県、有銀砮。太祖募民立寨以專採煉、故名陷河治」。現在この条の出所を調べてみると、聖宗紀の開泰元年七月に「進士康文昭・張素臣・郎玄達坐論知貢舉裴玄感・邢祥私曲、秘書省正字李万上書、辞涉怨訕、皆杖而徒之、万役陷河治」とある。末句の「万役陷河治」の「万」は秘書省正字李万をさすが、『国語解』では句全体を語としているのであり、泣くに泣けず笑うに笑えぬ状態となっているのである。

『遼史』国語解は、以上のように様々な人意の及ばない問題が存在しているが、畢竟それは漢文文献中に今にいたるまで保存されている最も集中した、そして最も原始的な契丹言語資料であり、契丹文字の解読および契丹語文学の研究にとって、代え難い価値を有している。

II

乾隆年間に編纂された『欽定遼金元三史国語解』は、これまで学者の非難をひどくこうむり、契丹・女真・モンゴルの言語学に対しても、また遼・金・元の歴史学の研究に対しても、ほとんど何の価値もないとされてきたけれども、しかしながら当時におけるその一面の影響力は甚大なものであり、現在の学界においてもまた依然として知名度の高い著作である。『三史

18) 中華書局点校本『遼史』の巻末に附された「進遼史表」にみえる。

国語解』中の『欽定遼史語解』は、我々が契丹言語資料の源流をたずねるとき、必ずはっきりさせなければならない要である。

清の高宗が令を下して遼・金・元三史を改訳させ、『三史国語解』を編纂させた動機に関しては、乾隆四十三年（1778）四月五日の上諭に明らかである。「前以遼・金・元三史内人名字義多未妥協，因命編纂諸臣遵照『同文韻統』所載，詳加更正。蓋緣遼・金・元入主中国時，其人既未必尽曉漢文，以致音同誤用；而後此之為史者，因非本国之人，甚至借不雅之字，以寓其詆毀之私。是三史人名，不可不亟為釐定，而示大公之本意也」¹⁹⁾。乾隆四十七年，遼・金・元三史を改訳をした時に作られた序には、高宗が三史の訳名の「謬寓嗤斥」に対する不満を重ねて示しており、「夫『春秋』一字之褒貶，示聖人大公至正之心。若遼・金・元三国之訳漢文，則出于秦越人視肥瘦者之手，性情各別，語言不通，而又有謬寓嗤斥之意存焉。此豈『春秋』一字褒貶之為哉！」²⁰⁾。乾隆朝に編纂された『四庫全書』について、従来学界では毀誉相半ばするが、その中の批判意見は主に次の二点に集中する。一つ目は、『四庫全書』を編纂する機会にかこつけて、忌諱に触れた書籍をさかんに禁毀したこと、二つ目は、遼・金・元の史籍をかってに修改したことである。高宗は遼・金・元三史を改訳する主旨が「伝信示公」にあるとしきりに宣言したが²¹⁾、それにもかかわらず、そこにはっきりみられるのは、かえってその狭隘な民族的立場なのである²²⁾。

『三史国語解』は高宗が「欽定」した官書である。ところがその成立時期に関して、当時の記載には非常に異同が多い。『国朝宮史統編』巻九二書籍門一八「字学」の記載によれば「『欽定遼金元三史語解』一部，乾隆三十六年奉勅校正」とある²³⁾。『四庫全書総目』は「乾隆四十六年奉勅撰」といい、文淵閣『四庫全書』本『三史国語解』の冒頭の提要は「乾隆四十七年奉勅撰」、『四庫全書簡明目錄』はまた「乾隆五十年奉勅撰」といい²⁴⁾、文淵閣『四庫全書』本『簡目』は「乾隆五十一年奉勅撰」とする。

『三史国語解』一書で、その成立時期についてどうしてこのように見解が分かれているのだろうか。これにはその編纂過程から説き起こす必要がある。高宗朝の遼・金・元三史の改訳は、乾隆十二年の『金史』国語解に手を加えることに始まる。『高宗実録』巻二九五には乾隆十二年七月丙午の上諭が収められている。

近因校閱『金史』，見所附『国語解』一篇，其中訛舛甚多。……即如所解之中，或声相近

19) 軍機処上諭檔，中国第一歴史档案館編『纂修四庫全書档案』上冊，上海古籍出版社，1997年，810頁。

20) 清高宗『御製文二集』巻一七「改訳遼金元三史序」，台北商務印書館影印文淵閣『四庫全書』第1301冊，390頁。『高宗実録』巻一一五四はこの文を乾隆四十七年四月辛巳にかける。

21) 清高宗『御製文二集』巻三五「説金史」，影印文淵閣『四庫全書』第1301冊，496頁。

22) 清高宗が遼・金・元三史を改訳した理由については、何冠彪「乾隆朝重修遼・金・元三史剖析」『蒙古学信息』1997年第1期参照。

23) 左歩青点校本，下冊，北京古籍出版社，1994年，903頁。

24) これは上海古籍出版社1985年排印本にもとづく。これは同治七年（1868）粵刻本を底本としている。

而字未恰合，或語似是而文有增損；至于姓氏，惟当对音，而竟有誤為漢姓者。今既灼見其謬，豈可置之不論。爰命大学士訥親・張廷玉・尚書阿克敦・侍郎舒赫德，用国朝校定『切音』，詳為辨正，令誦史者咸知金時本音本義，訛謬為之一洗，並注清文，以便考証。即用校正之本，易去其旧，其坊間原本，聽其去留²⁵⁾。

乾隆十二年到校刊完成した武英殿本『金史』の巻末に附された『欽定金国語解』は、基本的に『金史』国語解本来の構成を保っているが、ただ各条に満州語の語音を注記し、またこれにもとづいて考証を加えたのみである。しかし大体乾隆三十三年以後、高宗は以前『金史』国語解に行った部分的な加工にもはや満足せず、彼がこの年に作った『于波羅河屯詠東山筆架峰』と題する一首の詩の中で、遼人「捺鉢」の訳音が不適切だと非難する小注があり、あわせて「即如金・遼・元三史中類此者難以枚挙，將悉為改訳」云々という²⁶⁾。私の知るところによれば、これは高宗が遼・金・元三史の全面改訳を初めて明確に示したものである。

遼・金・元三史を改訳するという既定の目標を実現するため、高宗はまず三史の『国語解』の重修を決定した。乾隆三十六年十二月戊寅の上諭にはこのことのいきさつについて比較的詳細に説明している。

前以批閱『通鑑輯覽』，見前史所載遼・金・元人地官名，率多承訛襲謬，展轉失真，又復詮解附会，支離無当，甚于对音中曲寓褒貶，尤為鄙陋可笑。蓋由章句迂生，既不能深通訳語，兼且逞其私智，高下其手，訛以伝訛，從未有能正其失者。……每因擒文評史，推闡及之。並命館臣就遼・金・元史『国語解』内人・地・職官・氏族及一切名物・象数，詳晰釐正，每条兼系以国書，証以『三合切韻』，俾一字一音，咸歸吻合，並為分類箋积，各從本来意義，以次進呈，朕為親加裁定，期于折衷至是，一訂旧史之踳駁。今金『国語解』業已訂正蕞事，而諸史原文尚未改定，若俟遼・元国語統成匯訂，未免多需時日，著交方略館，即將『金史』原本先行校勘，除史中事实久布方策，無庸復有增損外，其人・地・職官・氏族等，俱依新定字音確覈改正。其遼・元二史，俟『国語解』告竣後，亦即視『金史』之例，次第釐訂画一²⁷⁾。

この上諭は我々に非常に多くの情報を与えてくれる。三史の『国語解』を重修する作業は、おおむね乾隆三十六年に始まり、その年の年末になって、新編『金史語解』が真っ先に完成した。これは主として乾隆十二年の『欽定金国語解』を基礎に作られたためである。高宗は先に『金史語解』を方略館（この時、まだ『四庫全書』は創設されておらず、官修の史籍は主として方略館の責任に帰した）に交付させることにより、それを用いて『金史』の中の女真訳語を改訳させたのであり、『遼史語解』と『元史語解』の完成を待ち、すべてこれと照らしてあわ

25) 『清実録』第12冊，中華書局，1985年影印本，863頁。

26) 清高宗『御製詩三集』卷七六，影印文淵閣『四庫全書』本，第1306冊，514頁。本巻に収められている古今体詩全112首を考えてみると、いずれも戊子の年，すなわち乾隆三十三年（1768）に作られている。

27) 『高宗実録』卷八九八乾隆三十六年二月戊寅，中華書局影印本，第19冊，1099～1100頁。

せ処理させたのである。

それでは、『遼史語解』と『元史語解』は一体いつ完成したのであろうか。何冠彪先生は、次のように指摘している。乾隆四十二年三月軍機大臣らが「承辦未竣書籍」16種を奏上報告したが、その中には『遼史』と『元史』が含まれていた²⁸⁾。『金史』の校訂手順に照らせば、当時『遼史語解』と『金史語解』がきつとすでに完成しており、そこでようやく『遼史』と『元史』の改訳作業に取りかかることができた、というのである²⁹⁾。この見解は、非常に道理にかなっているようにみえる。しかし、後に発生した状況からみると、『三史国語解』の編纂と三史の改訳の手順はまったく当初の構想とはかけ離れたものであり、『三史国語解』の実際の編纂過程は結局10年以上の長きにわたるという結果になったのである。

近年公開された档案史料によって、我々は現在、遼・金・元三史と『三史国語解』の最終的完成時期を確実に知ることができる。乾隆四十六年十月二十六日『軍機大臣和珅等奏遼金元三史辦理全竣摺』には次のような文章がある。

臣等奉命改訳遼・金・元三史人地名、輪卯進呈、節次進過『金史』一百三十五卷・『元史』二百十卷、又統進過『遼史』本紀・伝・志一百零七卷、此次將『遼史』表八卷改對校正、繕寫・裝潢進呈、所有遼・金・元三史現在全行告竣。……所有三史人・地・職官・氏族及一切名物・象數、俱依原文字義、觸類比音、並詳加箋積、以次分帙呈進。……應請將『欽定遼金元三史国語解』重行編次、分刊于原史之前、並恭請御製序文、冠于卷首、用昭一統同文之盛。其旧史内原有之『国語解』、概行撤去³⁰⁾。

高宗の最初の構想によれば、この作業を進める段取りは、まず『三史国語解』の編纂・完成が最初で、その後になって『三史国語解』にもとづき、遼・金・元三史の改訳を行うはずであった。もしこの計画通りに作業が進んでいたならば、『三史国語解』はとっくに完成していたはずである。ところが、現在我々が知るところの実際の状況は、乾隆四十六年十月二十六日に遼・金・元三史すべての改訳が終わろうとするときになって、和珅らが「將『欽定遼金元三史国語解』重行編次」を奏請しているのである。この状況はどう解釈すべきであろうか。古人にかわって想定してみてもかまわないならば、もし史臣たちがあらかじめ編纂し終わっている『三史国語解』を参照しながら遼・金・元三史の改訳を行ったならば、実際の操作過程において、非常に多くの『三史国語解』には入れられていない語彙にきつと遭遇したはずであり、したがって高宗が予想した作業手順は事実上実行できないはずである。これから判断すれば、乾隆三十六年から四十六年までの間に、『三史国語解』の編纂と遼・金・元三史の改訳作業とが同時並行で代わる代わる行われ、後者の作業が完成する前に、仮にすでに『三史国語解』が編

28) 『高宗実録』卷一〇二九乾隆四十二年三月乙未、中華書局影印本、第21冊、800～801頁。

29) 何冠彪「乾隆朝重修遼・金・元三史剖析」『蒙古学信息』1997年第1期、28頁。

30) 軍機処原摺。『纂修四庫全書档案』下冊、1426～1427頁。

纂されてしまっている、それは非常におおざっぱな稿本が存在するのみであったはずである。遼・金・元三史の改訳作業がすべて完結した後になってはじめて、あらゆる改訳した語彙をすべて『三史国語解』に吸収することができたのである。乾隆五十二年六月二日、監察御史祝徳麟が奏折して「臣于乾隆四十六年編修任内、経総裁八阿哥奏充纂修、偕在事滿漢各員逐卷改訳、並輯成『三史国語解』恭呈乙覽」云々と申し上げたが³¹⁾、これから、遼・金・元三史の改訳と『三史国語解』の編纂の前後因果関係が非常にはっきりとわかる。ここでいう「輯成」とは、和坤らが言うところの「重行編次」と同じ意味である。要するに、遼・金・元三史の改訳作業の完成が先であり、『三史国語解』の編纂の完了が後である。

それでは、『三史国語解』の編纂が最終的に完成したのは結局いつのことであろうか。乾隆四十七年二月二十七日、軍機大臣が「尊旨将各館纂辦書籍已・未完竣及曾否刊刻・写入『四庫全書』」した状況を高宗に報告しているが、その中に「纂辦全竣現在繕写、刊刻各書単」があり、『遼金元三史』と『遼金元国語解』が含まれていた³²⁾。これから、遼・金・元三史の改訳作業が完成した後、半年たたずに『三史国語解』の編纂が完了したことがわかる。ただし、乾隆四十七年に編集された『三史国語解』は、我々が現在みることのできる『欽定遼金元三史国語解』と同じ体裁かどうかは、考究に値する問題である。

まず、我々が現在みることができこの書の刻本、あるいは写本は、みな比較的遅いものである。刻本については、『故宮所蔵殿本書目』巻二に「『欽定遼金元三史語解』四十六卷、清乾隆三十六年勅撰、四十六年刊本、十八冊」と著録されている³³⁾。この記載はまちがいで誤りである。というのは、高宗が乾隆五十二年六月三日に発布した上諭に「『三史国語解』于遼金元三史人名・地名訳改頗為詳覈、久経修輯完竣、交武英殿刊刻。……著伝諭八阿哥・金簡将現在武英殿所刻『三史国語解』趕緊刊刻完竣、先刷印一部寄至熱河、以便覈対」といっているからである³⁴⁾。これから『三史国語解』の初刻本が乾隆五十二年六月になるまでまだ世に出ていなかったことがわかる。現在みることができ最も早い写本は、文淵閣『四庫全書』本で、巻首の提要には「乾隆五十四年二月恭校上」とある。

次に、この書の書名はおそらく乾隆五十二年になるまでまだ最終的に確定していなかった。中国国家図書館には『文宗閣四庫全書装函清冊』が所蔵されており、その中の史部の最後に、『遼金元国語義』という名の書があるが³⁵⁾、これは明らかに『欽定遼金元三史国語解』の別名である。黄愛平教授の研究によれば、南三閣『四庫全書』は乾隆五十二年四月に「繕校全竣」さ

31) 「掌湖広道監察御史祝徳麟奏請将三史国語解刊刻完竣呈覽摺」『纂修四庫全書档案』下冊、2018頁。

32) 王重民輯『辦理四庫全書档案』上冊、国立北平図書館排印本、1934年、82～83頁。

33) 故宮博物院図書館排印本、1933年。

34) 「寄諭八阿哥永璇等将武英殿所刻三史国語解趕緊刊刻完竣」『纂修四庫全書档案』下冊、2019～2020頁。

35) 王茵『『文宗閣四庫全書装函清冊』説略』『文献』2002年第3期、160頁。按ずるに、この『清冊』は莫友芝が同治四年（1865）五月に文宗閣を現地調査したときに、灰燼の中から得たものである。

れたが、補充を待つ空き箱が若干残っていたという³⁶⁾。『遼金元国語義』が史部の最後におかれている以上、これが後になって補充されたものであることがわかる。この事実により、少なくとも乾隆五十二年四月まで、『欽定遼金元三史国語解』という書名さえもまだ最終的に確定していなかったのである。

さらに、乾隆四十六年以後に、遼・金・元三史の改訳事業が実際にはまだ続いていたことを明らかにする証拠がある。馮家昇先生は『遼史』の23種の版本を比較し、清代の人の改訳本の中で、道光四年殿本の改訳が最も完備していることをみいだした。「名辞の改訳は、四庫全書本から始まったが、四庫本は改訳され尽くされず、道光殿本にいたって始めて一律に現在の書名に改められた」という。彼の論によれば、道光殿本の底本には校訂者の姓名が記されており、章宗瀛・李堯棟・邱庭隆・平恕・黄寿齡・陳嗣龍・王仲愚の七人が挙げられている³⁷⁾。我々が『四庫全書』編纂の档案を検索してみると、この七人全員が遼・金・元三史の改訳事業に参加した編纂官であることを知ることができる³⁸⁾。先に述べたように、『三史国語解』は乾隆四十七年二月すでに「纂辦全竣現在繕写・刊刻」されたが、このようなそう大部ではない書が、乾隆五十二年六月になってもまだ「刊刻完竣」されていなかったのはなぜだろうか。私は、遼・金・元三史の改訳作業が乾隆四十六年以降にもなお継続されていたので、『三史国語解』は遅々として最後まで稿を定めることができなかつたと考える。

ここでつけ加えて一つの疑問を明らかにしなければならない。李学智先生は『四庫全書総目』の記載にもとづき、現在の『三史国語解』は乾隆四十六年奉勅撰にかかるものであり、『満洲源流考』は乾隆四十三年奉勅撰にかかるものであるが、『満洲源流考』巻一八国俗三語言門に『三史国語解』が引かれていることから、乾隆四十六年に完成した『三史国語解』の前に、もっと早く成立した本が必ず別にあつたに違いないと論じる³⁹⁾。私が档案を調査した結果、『満洲源流考』は実は乾隆四十二年九月に編纂が開始され⁴⁰⁾、最終的に完成したのは乾隆四十八年二月であった⁴¹⁾。そのほか、乾隆四十七年六月二十六日軍機大臣の奏折に「各館現辦各書酌定完竣日期清單」が附せられていたが、この中の『満洲源流考』のところに注記があり、「已

36) 黄愛平『「四庫全書」纂修研究』中国人民大学出版社、1989年、157頁参照。

37) 馮家昇「遼史初校序」『遼史証誤三種』82～83頁。

38) それぞれ乾隆四十二年四月十二日「刑部尚書英廉等奏擬再添派編修平恕等趕辦三史摺」・四十六年十一月三日「諭內閣纂修遼金元史之呈麟等準以在京心昇之缺分別叙用」・四十七年四月十五日「諭遼金元三史承辦官平恕等俱著加一級紀錄三次」・五十五年十二月二十三日「軍機大臣阿桂等奏遵旨議奏添纂八旗通志情形摺」にみえる。『纂修四庫全書档案』上冊585頁、下冊1432・1555・2226頁。

39) 李学智「金史語解正誤初稿」『新亞學報』5卷2期、1963年8月、382～384頁参照。

40) 乾隆四十二年九月八日「軍機大臣阿桂等奏遵旨纂辦滿洲源流情形摺」『纂修四庫全書档案』上冊、718～721頁。『四庫全書総目』の記載は確かに誤っている。

41) 乾隆四十八年二月二日軍機大臣の奏折に「各館纂辦書籍清單」が附されており、その中に「『満洲源流考』、纂辦已竣、現在繕写正本進呈」の記載がある。『辦理四庫全書档案』上冊、92～93頁。

進過十四卷、未進約七卷、計期于本年十二月完竣」という⁴²⁾。『満洲源流考』の最終的な定稿は二十巻であり、李学智先生が証拠として挙げられた第十八巻は、乾隆四十七年六月の段階ではまだ完成していなかったものであり、したがって『三史国語解』の引用も道理にかなっているのである。

上述した考察の結果にもとづき、我々は現在、『三史国語解』の成立時期に関連するさまざまな一致しない記載について、ひとつの見解を出すことができる。『国朝宮史統編』が述べる「乾隆三十六年奉勅校正」とは、高宗の勅令で正式にこの書の編纂が始められた時期をさしており、『四庫全書総目』のいう「乾隆四十六年奉勅撰」とは、遼・金・言三史の改訳作業が完成した後には和珅らが「将『欽定遼金元三史国語解』重行編次」を奏請した時期をさしており、文淵閣本『三史国語解』冒頭の提要にある「乾隆四十七年奉勅撰」とは、その書が正式に完成した時期をさしている。ただし、『四庫全書簡明目録』の乾隆五十年説と乾隆五十一年説にいたっては、『三史国語解』の最終的な修改定稿時期をさすかどうかは、いまのところ明確な証拠に欠けている。

乾隆帝時代に整理・編纂された契丹言語資料は、『三史国語解』の中の『欽定遼史語解』のほかに、あまり人に知られていないものが一つある。これは『欽定重訂契丹国志』の後ろに附されている『訳改国語解』である。このことはいきさつは、『四庫全書』の『契丹国志』に対する改編から説き起こさなければならない。乾隆四十六年十月、一番最初の『四庫全書』文淵閣本がまもなくすべて抄録し終わろうとしていた時、高宗が『契丹国志』を抜き取り調査をすると、看過できない問題を見つけた。その一は宋・遼・金の正統問題であり、その二は書中の見解に、華夷の別にもとづく偏った考えを認めたことである。ここにおいて館臣はこの書を除外することを求めたが、高宗はこうした処置方法には同意せず、ついに十月十六日に上諭を出して、館臣に『契丹国志』の改纂を命じたのである⁴³⁾。高宗のこの上諭では、契丹語の言葉に対する改訳問題には言及していないが、この時、遼・金・元三史がすでにすべて改訳されており、『三史国語解』も間もなく完成しようとしている以上、『契丹国史』の改編を進める過程において、当然、契丹語の言葉もすべて改訳し、『三史国語解』の先例に準じて、すべての改訳される語彙を編修して『訳改国語解』一卷とし、『欽定重訂契丹国史』の後ろに付け、卷二八としたのである。『訳改国語解』は全部で196条あり、それと『三史国語解』の中の『欽定遼史語解』とを対照してみると、両者の同じ条目にあまり出入りがないことがわかり、前者が後者を参考にして成立したことが是認される。ただし個別の条目では例外があつて、たとえば『訳改国語解』では「果勒齐、蒙古語中心也。原作高七、今改正」とあるが、『欽定遼史語解』

42) 「軍機大臣奏遵旨将各館纂修擬定各書完竣日期等清單進呈片」『纂修四庫全書档案』下冊、1586～1587頁。

43) 乾隆四十六年十月十六日「諭内閣契丹国志体例書法訛謬著紀昀等依例改纂」『纂修四庫全書档案』下冊、1417～1419頁。

卷一皇子部では「古齊，蒙古語三十，數也，卷六十四作高七」とある。両者の差異は、どのような問題を物語っているのであろうか。文淵閣本『四庫全書』冒頭の提要によれば、『欽定重訂契丹国志』の抄校は乾隆四十九年十一月に完成したという。仮説をいって差し支えないなら、我々が今日みることができる『欽定遼史語解』中のこの釈文は、もしかしたら乾隆四十九年以後に修改して完成されたものかもしれない。

『三史国語解』の中の『欽定遼史語解』について、解決しなければならない最大の謎がある。それは、いわゆる索倫語の問題である。『三史国語解』は「以索倫語正『遼史』」・「以滿洲語正『金史』」・「以蒙古語正『元史』」と称する⁴⁴⁾。後者2つの言葉は当然道理にかなったものであるが、「以索倫語正『遼史』」は人の疑問を免れない。この問題の根源は清の高宗にまで遡らなければならない。最初に索倫人を契丹の末裔だという見地を示したのが、まさに高宗だからである。彼が乾隆三十三年に作った詩には、「按遼之後即今索倫，其語与滿洲有相同者」という自注がある⁴⁵⁾。これより以後、清朝の官書はすべてこの見解を採用した。例えば、『清太宗実録』卷二〇天聰八年（1634）十月壬辰には「索倫部長京古齊……等率三十五人来朝」という記載があるが⁴⁶⁾、乾隆三十八年奉勅編纂された『皇清開国方略』では、この記載が「索倫部（小注：遼後裔）入貢」に変わっているのである⁴⁷⁾。

高宗は、索倫を契丹の後裔であると認めた理由について詳しくは説明していないが、我々の今日における索倫人に対する理解にもとづけば、この見解は実に考えられない話に属するのである。清代の人がいうところの索倫部には、広義と狭義とがある。17世紀中葉以前においては、滿洲人で黒竜江上流地域に居住していた民族を総称して索倫人といい、おおむね現在のエヴェンキ族・オロチョン族・ダフル族を含んでいた。康熙以後、索倫部から「打虎儿」（ダフル）と「俄羅春」（オロチョン）が分かれ、それ以後、索倫はもっぱらエヴェンキ族のみをさすようになった⁴⁸⁾。ただし説明しなければならないのは次のことである。現在のエヴェンキ族は歴史上の索倫（ソロン）・通古斯（ツングース）・雅庫特（ヤクート）などの諸族を含んでおり、1957年彼らをまとめてエヴェンキ族と呼ぶようになったのであり、康熙以後呼ぶところの索倫は、現在の嫩江流域や内蒙古ホロンバイル盟エヴァンキ族自治旗一帯に分布しているエヴェンキ人だけをさすのである。

エヴェンキ族の起源について、主に2つの異なった見解がある。一つはその大部分が靺鞨か

44) 『四庫全書総目』卷四六。

45) 清高宗「于波羅河屯詠東山筆架峰」『御製詩三集』卷七六，影印文淵閣『四庫全書』本，第1306冊，514頁。

46) 中華書局影印本，第2冊，270頁。

47) 『皇清開国方略』卷十九，太宗天聰八年十月壬辰条，影印文淵閣『四庫全書』本，第341冊，287頁。

48) 王鍾翰「達呼爾人出于索倫部考」『清史雜考』人民出版社，1957年，99～116頁や李治亭「清初索倫人」『社会科学戰線』1986年第4期，163～170頁参照。

ら出たとするもの⁴⁹⁾、もう一つは早い時期において室韋の一部に属していたというものである⁵⁰⁾。しかしエヴェンキ語の言語系統の問題については、学者たちの見方は比較的一致しており、アルタイ語系満洲-ツングース語族ツングース語支に属するとしている⁵¹⁾。また我々は、現在の学界が契丹語の語系の帰属についても基本的に共通認識に達しており、契丹語がアルタイ語系モンゴル語族の中で比較的ダフル語に近い言語だとしていることを知っている⁵²⁾。これらから考えると、索倫語と契丹語の間にはあきらかに相当大きな距離がある。清代の人は「索倫語多類満洲, 達呼爾(すなわちダフル)語多類蒙古」というが⁵³⁾、この見解は我々の判断に一つの証拠を提供しているといえる。

ただし、索倫が契丹の末裔であるという説には微塵の根拠もなにかかわらず、高宗が主唱したがために、当然のことだが、後に編纂された『欽定遼史語解』の指導思想となった。現行本『欽定遼史語解』には毎巻の巻目すべてに題注があって、「遼以索倫語為本」と明言している。したがって『四庫全書総目』は『三史国語解』を「以索倫語正『遼史』」といているのである。『四庫全書』に編入されたいくつかの官書もこれを大いに喧伝しており、例えば『皇朝文献通考』巻二一九『経籍考』九は、『三史国語解』を「于索倫旧語辨別尤精」といっている⁵⁴⁾。当時甚だしきは『三史国語解』の中の『欽定遼史語解』を「遼史索倫語解」といきなり称しているものであり、輯本『旧五代史』巻首「編定凡例」は「凡紀伝中所載遼代人名・官名、今悉從『遼史索倫語解』改正」といっている⁵⁵⁾。また『続通典』巻首の凡例には、「遼金元人名・地名・官名、対音旧多訛誤、茲悉遵『欽定遼史索倫語解』『金史満州語解』『元史蒙古語解』、別為訳正」とある⁵⁶⁾。四庫の館臣は、索倫語と契丹語の淵源について、一種普遍的な共通認識があったのである。『韵語陽秋』巻二には、余靖が契丹語を用いて作った詩が一首載せられており、文淵閣『四庫全書』本には小注があって、「案余靖所用契丹語、多与今索倫語不合、蓋輾轉訛舛、無足深考、今姑存原文」とある⁵⁷⁾。

それでは、『欽定遼史語解』は結局どのように索倫語で『遼史』を正したのだろうか。まずこの書の体例について説明しなければならない。この書は種類に応じて配列され、十巻にわかれている。各巻すべてに同じ内容の題注、「按遼以索倫語為本、『語解』内但釈解義、概不復注

49) 陳玉書(述)「略論鄂温克族的来源問題」『民族団結』1962年第5・6期合刊, 32~38頁。

50) 呂光天「談鄂温克族的来源」『民族団結』1962年5・6期合刊, 39~40頁。

51) 胡増益・朝克『鄂温克語簡志』民族出版社, 1986年, 2頁参照。

52) 劉鳳翥「略論契丹語的語系帰属与特点」『大陸雜誌』84巻第5期, 1992年5月15日, 19~26頁参照。

53) 西清『黒竜江外記』巻六, 『叢書集成初編』本。この書の著者を考えてみると、満州人であり、鄂爾泰(オルタイ)の曾孫である。

54) 影印文淵閣『四庫全書』本, 第637冊, 145頁。

55) 影印文淵閣『四庫全書』本, 第277冊, 6頁。

56) 影印文淵閣『四庫全書』本, 第639冊, 8頁。

57) 影印文淵閣『四庫全書』本, 第1479冊, 94頁。

索倫語。……」がつけられているが、これは以下のことを語っている。およそ索倫語を参照して改訳したものは、その語義を説明しただけで、その根拠を説明せず、例えば「迪里；頭也。卷六十四作敵烈」（巻一）とある。しかし、およそそのほかの言語を参照して改訳したものは、ひとしく一々その根拠を明記しており、例えば「蘇庫；滿洲語皮革也。卷三十三作速古」（巻二）とある。これと、滿洲語で改訳したものに説明を加えていない『欽定金史語解』や、蒙古語で改訳したものに説明を加えていない『欽定元史語解』とは、体例上では完全に一致しているのである。

すでに知られている体例によれば、『欽定遼史語解』がかなりの程度索倫語によって改訳された『遼史』に拠っていることを容易にみてとることができる。私の統計の結果によれば、この書には全部で1639条あるが、一部の姓氏が『八旗姓氏通譜』によって改訳されたもの、一部の地名が清代の地名によって改訳されたものをのぞき、そのほかの各種の言語によって改訳された条数は次のように分けられる。

滿洲語：697条

モンゴル語：609条

タングート語：109条

索倫語：38条

サンスクリット語：8条

回語（すなわち、ウイグル語）：1条

この結果は、まさに予想外であった。この「遼史索倫語解」と称する書の中で、索倫語にもとづき改訳された語彙は、意外にもたったの38条だけしかなく、総数の僅か2.3%を占めるにすぎなかった。滿洲語とモンゴル語にもとづき改訳された語彙は逆に1306条もあり、総数の80%以上を占めているのである！これには『八旗姓氏通譜』や清代の地名を参照して改訳した姓氏や地名は計算に入っていないのであり、この部分の条目は全部で177条あるから、もしこれらの言語の淵源を追及したならば、実際はおおかたが滿洲語やモンゴル語からでた語彙なのである。

もういちど私が『欽定重訂契丹国史・訳改国語解』について作成した統計をみてみよう。総計196条の語彙のうち、各種の言語にもとづいて改訳された条数は次のように分かれる。

滿洲語：80条

モンゴル語：68条

タングート語：8条

索倫語：6条

サンスクリット語：1条

（別に姓氏と地名が33条ある。『八旗姓氏通譜』と清代の地名にもとづき改訳されたもの）
この統計の結果からわかることは、索倫語にもとづいて改訳された語彙は総数の3%を占め

るのみであり、満洲語とモンゴル語にもとづいて改訳された語彙がやはり絶対多数を占めていることである。

ここにいたってついに『欽定遼史語解』についての謎に対する答えを明らかにすることができる。高宗が早くから「遼之後即今索倫」とはっきり認定したので、「以索倫語正『遼史』」が当然『欽定遼史語解』の編纂原則となったのであるが、実際にはこれは不徹底であった。清代の索倫部は文明の程度が高くない非常に小さな部族に過ぎず、また『三史国語解』の編纂者におそらく一人として索倫語に通曉している者がなかったため、したがって彼らは満洲語やモンゴル語で『遼史』を改訳するほかなかったのである。档案史料が提供する情報によれば、相前後して『三史国語解』の編纂作業に参加した者には、少なくとも呈麟・穆図・七徳・巴達爾瑚・依期善・善慶・巴忠・達桑阿・朝榮ら9名の満洲人があり⁵⁸⁾、清代の満洲人はまた普通モンゴル語にも通曉していた。つまりこれが『欽定遼史語解』に満洲語やモンゴル語が氾濫している原因だったのである。そのほか、上記の統計の結果によれば、数量上、満洲語やモンゴル語につぐタングート語（清代の人が言うところのタングート語は、すわなちチベット語である）は、どう解釈すべきであろうか。私は乾隆四十二年四月十二日「刑部尚書英廉等奏擬再添派編修平恕等趕辦三史摺」の中に答えをみつけ出した。この奏折は、『三史国語解』の編纂作業に参加する人手の増加派遣について言及した時、「查有唐古特学司業巴忠・内閣中書達桑阿二員、亦俱熟于翻訳、応請添派協同辦理」といっている⁵⁹⁾。唐古特学については、『大清会典則例』卷二「内閣」の記載、「蒙古中書十六人、内四人帰唐古特学出身之筆帖式選補。（小注：西藏皆用唐古特字、故特設唐古特学、委官教習、以備翻訳属国章奏及頒行勅諭之用。）」を参照されたい⁶⁰⁾。『清通典』の説明によれば、唐古特学司業「掌學習唐古特字、以訳西藏章疏文移」とある⁶¹⁾。『欽定遼史語解』および『欽定重訂契丹国史・訳改国語解』の中のそれらタングート語にもとづいて改訳された条目は、みなこの唐古特学司業巴忠の手によるものなのである。

『欽定遼史語解』編纂の内幕を知り尽くした後、驚かされるのは、例えば『三史国語解』のような「欽定」と号される官書が、古籍の改訳において、意外にもこのようにいい加減で大雑把なことである⁶²⁾。いわゆる「以索倫語正『遼史』」はたんなる表看板であって、一種の建前に

58) 乾隆四十二年四月十二日「刑部尚書英廉等奏擬再添派編修平恕等趕辦三史摺」・四十六年十一月三日「論内閣纂修遼金元史之呈麟等準以在京応昇之缺分別叙用」にみえる。『纂修四庫全書档案』上冊585頁、下冊1432頁。

59) 『纂修四庫全書档案』上冊、585頁。

60) 影印文淵閣『四庫全書』本、第620冊、73頁。

61) 『清通典』卷二六職官四「理藩院」、影印文淵閣『四庫全書』本、第642冊、345頁。

62) 『三史国語解』中の『欽定金史語解』と『欽定元史語解』も、同様に大ざっぱに事を済ませ間違だらけである。李学智「金史語解正誤初稿」『新亞学報』5卷2期、1963年8月、377～429頁や韓儒林「関于西北民族史中的審音与勘同」『窮廬集』河北教育出版社、2000年12月、226～232頁参照。

過ぎず⁶³⁾、結局のところ、どんな言語に依拠して契丹語に改訳したか、それは実際には編纂者自身の言語知識によって完全に決められたのである。18世紀の満洲語とモンゴル語によって10～12世紀の契丹語を改訳するということは、言うまでもなく、非常に荒唐なことである。さらに甚だしきは、漢-満語系に属するタングート語やインド-ヨーロッパ語系に属するサンスクリット語をもってきて契丹語改訳の根拠とすることは、編纂者の勝手なでたらめさを知るに十分である。

このように捏造された『欽定遼史語解』の価値がいかなるものか、想像がつくだろう。この書のでたらめな所は数えきれぬほどであり、いちいち指摘する値打ちはないが、いましばらく一、二を取り上げて、その一斑を窺いたい。

卷二宮衛部には「捺鉢」の条に「巴納：満洲語地方也。卷三十一作捺鉢」とあるが⁶⁴⁾、この釈文は清の高宗の説を直接踏襲している。高宗の『御製詩三集』卷七六に『于波羅河屯詠東山筆架峰』という詩があるが、この中で「天開地闢此遺蹤，未許南人弄藻鋒。笑彼珊瑚誇宝重，鎮茲鉢捺永提拏」といい、後の自注には「『文昌雜録』云、『契丹謂住座処曰捺鉢』。按遼之後即今索倫，其語与満洲有相同者。国語謂住処曰『巴納』，若作『鉢捺』，尚可云音訳之訛，乃並顛倒其文，則失之益遠矣。総由彼時中国人言語不相通習，信手妄書，不自知其舛謬」とある⁶⁵⁾。「捺鉢」という語を考えると、遼・宋・金・元の文献中には刺鉢・納拔・納跋・納鉢・納宝と訳され、「顛倒其文」などとはまったくいえないのである。契丹小字では、「捺鉢」という語は𐰺𐰽に作り、『故耶律氏銘石』3-21・『興宗哀冊』2-13にみえる。王弘力先生はこの語の発音を [nooboo] にあて⁶⁶⁾、清格爾泰先生は [nowbow] と読むべきだと考えた⁶⁷⁾。この語は4つの原字によって構成されている。その中で、第一の原字が体现している子音はかなりはっきりしていて、『契丹小字研究』では [n] にあて⁶⁸⁾、蘇赫先生は [na] としている⁶⁹⁾。第三の原字の音価については、即実先生は [pu] にあてているが⁷⁰⁾、おそらく信じてよい。第二・第四の原字については、劉鳳翥先生は [bu] ⁷¹⁾、即実先生は [oŋ] にあてているが⁷²⁾、さらなる検証が待たれるところである。要するに、「捺鉢」という語の音訳は疑うべくもなく、高

63) しかし、現代の学者には依然として『四庫全書総目』の憶説に瞞着されている者がある。例えば徐浩『廿五史述要』(台北世界書局、1956年)は『欽定遼金元三史国語解』の「『遼史』の部分、索倫語で『遼史』を正し、誤りを改訂して、もっとも学者に便利である」云々といつている。

64) 影印文淵閣『四庫全書』本、第296冊、13頁。

65) 影印文淵閣『四庫全書』本、第1306冊、514頁。

66) 王弘力「契丹小字宮殿解」『内蒙古大学学报』1990年第1期、62頁。

67) 清格爾泰「契丹語数詞及契丹小字拼読法」『内蒙古大学学报』1997年第4期、9頁。

68) 清格爾泰・劉鳳翥『契丹小字研究』中国社会科学出版社、1985年、153頁。

69) 蘇赫「『故耶律氏銘石』考釈」『文物資料叢刊』第5期、1981年12月、172～173頁。

70) 即実「从**突丹力**説起」『内蒙古大学学报』1988年第4期、56・67頁。

71) 劉鳳翥「契丹小字解読再探」『考古学報』1983年第2期、258～261頁。

72) 前掲、即実「從天子説起」62・67頁。

宗がそれを附会して満洲語の「巴納」とし、古人の「信手妄書、不自知其舛謬」を非難したのは、誠に自分自身のことというべきなのである。

卷五職官部では「塔瑪噶賽特：蒙古語塔瑪噶，印也；賽特，大臣也。卷一作撻馬弒沙里，卷三十三作達馬弒沙里」とある⁷³⁾。また卷十名物部では「額珍錫哩：満洲語額珍，君也；錫哩，梵語威也。卷一作阿主沙里」とある⁷⁴⁾。「沙里」という語を考えると、『遼史』の『国語解』ではすでに「郎君」と明確に解釈されている⁷⁵⁾。これは契丹語の常用句の一つであり、契丹小字では𐰺に作り、現在までに出土した契丹小字の石刻には、数十を下らない数がみついている。その語を構成している3つの原字の音価はそれぞれ [ʃ]・[a]・[li] とされ、この3つの原字の擬音はすべて何度も繰り返し検証されており、確定しているといつてよい⁷⁶⁾。最も滑稽なのは、『欽定遼史語解』のある箇所では「沙里」をモンゴル語にもとづいて「賽特」と訳し「大臣」の意味とする一方、別の箇所では「沙里」をサンスクリット語にもとづいて「錫哩」と訳し「威」の意味とした。前後がまったく照応しておらず、まさに勝手気ままにやっているのである。

また、『欽定重訂契丹国史』の『訳改国語解』の例の一つ挙げてみると、「納罕：満洲語坑也。原作迺呵，今改正」とある⁷⁷⁾。「迺呵」という語を考えると、『契丹国志』の卷首『契丹国初興本末』に記載されている歴史上の伝説からでており、「後有一主，号曰迺呵。此主特一髑髅，在穹廬中，覆之以氈，人不得見。国有大事，則殺白馬灰牛以祭，始変人形，出視事，已，即入穹廬，復為髑髅。因国人窃視之，失其所在」とある。「迺呵」という契丹語の音義については、中国内外の学者によって多く討論されており、一般的には、その語の接尾辞の「呵」の字は、汗 [xan] の接尾語の子音 n が脱落した形式であり、契丹小字の「𐰺 [xa]」（可汗）に合致すると考えられている⁷⁸⁾。「迺」については、白鳥庫吉や清格爾泰先生はみな『遼史』礼志の「耐，首也」の見解にもとづいて「頭顱」と解釈し、「迺呵」を釈して「頭汗」とすることにより、それは髑髅であつて、故に名となったという⁷⁹⁾。この解読の結論には根拠があり、比較的信じるべき内容である。ようするに、『改訳国語解』の立論為文のいい加減さは、『欽定遼史語解』と何ら異なつた点はないのである。

73) 影印文淵閣『四庫全書』本，第296冊，57頁。

74) 影印文淵閣『四庫全書』本，第296冊，115頁。

75) 郎君（沙里）に関しては，費国慶「遼朝郎君考」『上海教育学院学報』1991年第1期，60～65頁や李桂芝「契丹郎君考」『民大史学』第1輯，中央民族大学出版社，1997年，267～291頁参照。

76) 前掲『契丹小字研究』117～118・152～153頁。

77) 影印文淵閣『四庫全書』本，第383冊，797頁。

78) 王弘力「契丹小字墓志研究」『民族語文』1986年第4期，58頁，即実「从天子説起」『内蒙古大学学报』1988年第4期，56頁参照。

79) 白鳥庫吉「東胡民族考」10契丹篇，『白鳥庫吉全集』第4卷，岩波書店，1970年，262～263頁。清格爾泰「契丹語数詞及契丹小字拼読法」『内蒙古大学学报』1997年第4期，2～3頁。

『三史国語解』は憶説と謬論に満ちているにもかかわらず、乾嘉の時代において、それは非常に大きな影響を与えた「欽定」の作であり、あえてそれに批判をする者はいなかった。乾隆六十年に完成した『廿二史劄記』では、その中で遼・金・元の人名や地名になお多くの旧称をそのまま使用しており、後に趙翼は専らそのために「補遺」一篇を作り、『御批歴代通鑑輯覽』の中から高宗の欽定改訳を経た遼・金・元代の人名・地名を集め、『廿二史劄記』の附録とするとともに、「臣纂輯『廿二史劄記』時、第就坊刻遼・金・元・明旧史為拋。今蒙高宗純皇帝『御批歴代通鑑輯覽』，所有人名・官名・地名，一一翻譯改正，始知數百年以來皆承訛襲謬，今日方得本音，誠千古不刊之書，讀史者宜奉為準的」と述べている⁸⁰⁾。このことばは、直接『三史国語解』に対して発せられたものではないけれども、これによって、当時の学者が高宗の懸念に唱道した遼・金・元の人名・地名の改訳に対し、どれほど恐れ入りびくびくしていたかを見るに難くないのである。韓儒林先生によれば、清代末期の幾人かの学者が様々な口実を使って高宗が欽定した『三史国語解』を拒んでおり、例えば汪輝祖は『元史本証』をつくるにあたって「僻奴草茅，未由仰見」を口実にし、魏源は『元史新編』を撰するにあたって「欽定遼・金・源三史国語官書，即在京師亦難購覓，況南方下士乎」云々と明言している⁸¹⁾。しかし結局はどの学者もそれに対して何らかの批判を示すだけの勇気はなかったのである。

最も早く『欽定遼史語解』に対して厳しい批判を出したのは、白鳥庫吉氏であった。彼は、大正初年に発表した「東胡民族考」契丹篇の中で、この書を「最も杜撰を極めたるものにして、信據するに足るもの少し」とはつきり述べた⁸²⁾。1933年、馮家昇先生は『遼史初校序』で、『欽定遼史語解』に存在する誤りを次の八種類にまとめた。すなわち、一つ目に人の姓名をみだりに改めたこと、二つ目に古書をみだりに改めたこと、三つ目にみだりにバラバラにしたこと、四つ目に改訳に規準がないこと、五つ目に原意を誤ったこと、六つ目に原音を失ったこと、七つ目に整合性がないこと、八つ目に誤りを重ねたことである⁸³⁾。この書の学術的価値を否定したといつてよい。

III

『欽定遼史語解』のほか、明朝以来、幾人かの中国内外の学者が、契丹言語資料の収集・整理や分析・考釈に力を尽くしてきた。そしてこれらの資料は『遼史』国語解の内容を補充・訂正することができるものであり、契丹語文研究を裨益するものである。したがってここで紹介

80) 王樹民『廿二史劄記考証』下冊，中華書局，1984年，856頁。

81) 韓儒林「關於西北民族史中的審音与勘同」「談談遼・金・元史籍中少数民族的訳名等問題」，前掲『窮廬集』227・549～550頁。

82) 前掲『白鳥庫吉全集』第4巻，294頁。

83) 前掲『遼史証誤三種』86～87頁。「遼史源流考与遼史初校」を按ずるに、『燕京学報』特集号五として、1933年12月哈佛燕京学社から出版された。

と評述を加えておく必要がある。

1 明・陳士元『諸史夷語解義』

この書は2巻で、歴代の正史中の民族言語資料を集めたものである。巻下の『遼史』の部分に収録されている諸条は、ほとんど『遼史』国語解から引かれているが、出処は明記されていない。この書の契丹言語資料の出処は、ほとんど『遼史』に限られているが、その独特な版本的価値がある。『遼史』は従来善本に乏しく、元の至正五年（1345）の初刻本はとっくに失われてしまっている。1931年商務印書館影印の百衲本は、幾種類かの元末の翻刻本の残本をかき集めてまとめ上げたものだが、「刊版が粗率で、誤字もまた多く」⁸⁴⁾、明の南監本・北監本と比べて、はっきりした長所はないが、『諸史夷語解義』はその脱誤を補うことができる。例えば『国語解』の「属珊」の条には、「応天皇后従太祖征討、所俘人戸有技芸者置之帳下、名属珊、蓋比珊瑚之宝」とある。諸本はすべて「有技芸者置」の五文字を闕いているが、ただ『解義』だけは闕いていない。また、「龍錫金佩」の条には、「太祖従兄鐸骨札以本帳下蛇鳴、命知蛇語者神速姑解之、知蛇謂穴旁有金、鐸骨札掘之、乃得金、以為带、名『龍錫金』」とある。諸本はすべて「有金鐸骨札掘之乃」の八文字を闕いているが、ただ『解義』だけは闕いていない。これからわかることは、陳士元の参照した『遼史』は、至正五年の初刻本である可能性が非常に高いことである。

この書には光緒十三年（1887）の応城王承禧校刻本があり、北京大学図書館に所蔵されている。

2 清・厲鶚『遼史拾遺』

厲鶚は畢生の力を『遼史拾遺』の編纂に捧げた。これは遼史史料の集大成というに足るものである。この書は24巻で、乾隆八年（1743）に完成した。その中で巻二三が「国語解」となっており、各種の文献の記載を引用して『遼史』国語解の中の若干の条目に補綴を加えている。また巻二四は「国語解補」となっていて、『遼史』国語解にみえない語彙合計40条を集め解説しており、「国語之外、風俗・物産、皆綴輯焉」というが、その内容の雑然たること、『遼史』国語解と全く同じであり、その中で本物の契丹語の語彙は半分に満たない。この書には道光二年（1822）の錢塘汪氏振綺堂校刊本がある。

3 清・楊復吉『遼史拾遺補』

楊氏は『遼史拾遺』になお遺漏があるので、『遼史拾遺補』5巻を編纂し、これにより厲氏の不備を補った。書は乾隆五十九年（1794）に完成した。巻五「国語解」の部分は35条あり、その中で、前の11条は『遼史』国語解と『遼史拾遺』にすでにある条目の釈文を補うものであり、後の24条は、楊氏が新たに補ったものである。しかし大部分が、契丹の事物の名称や礼俗制度に関する漢語語彙であり、わずかにいくつかの条目だけが本物の契丹語である。この

84) 百衲本『遼史』張元濟跋語。

書には道光五年（1825）の錢塘汪氏振綺堂刊本がある。

4 白鳥庫吉「東胡民族考」

明治末年から大正初年にかけて次々に刊行された「東胡民族考」は⁸⁵⁾、白鳥庫吉の代表作の一つであり、その中の契丹篇には契丹語の言葉108条が収録されており、あわせて詳細な注釈・論証がある。称賛すべきは、『遼史』国語解・『遼史拾遺』・『遼史拾遺補』の諸書の内容が雑然としているのとは異なり、これらの語彙は基本的にすべて契丹語と確認できることである。「東胡民族考」契丹篇は、近代言語学の方法論を用いて契丹語について行った最初の科学的考察である。しかしこの論文にも明らかな手抜きが多く存在する。作者に歴史比較言語学の方法論を濫用する傾向があり、その多くの結論は牽強附会の嫌いを免れない。これが実のところ「東胡民族考」の通弊である⁸⁶⁾。

指摘しなければならないのは、「東胡民族考」契丹篇で考釈されている108条の契丹語の言葉のうち、24条が『欽定遼史語解』の結論を受け入れていることである。白鳥庫吉は『欽定遼史語解』を厳しく批評してはいるが、決してその価値を全面的に否定せず、書中に誤謬が百出しているけれども、「此書の編纂に従事せる学者の中には、満洲、蒙古、索倫、唃呼哩、回々、西藏等の言語に精通せる者ありしに疑いなければ、『語解』の中には往々偶然にも其解釈の適中せるものなきにあらず」と論じ、これによりその中で彼が正確な結論だと認めるものは、受け入れているのである⁸⁷⁾。この24条の語の中で（すなわち85条から108条まで）、18条が人名、6条が地名であり、『欽定遼史語解』ではすべて満州語とモンゴル語で解説の根拠としている。白鳥庫吉の考釈方法は、毎条、先に『欽定遼史語解』の釈文を引用し、その後に『遼史』を証拠として、その語が確実に契丹語の言葉であることを証明していき、最後にさらに現代モンゴル語・満州語・ダフル語・索倫語・突厥語等を引いて、『欽定遼史語解』の結論を検証する。問題は、これらの人名・地名の契丹語の語義がまったく理解されていない状況下で、僅かにその語と、あるアルタイ語の中のある語の語音との近似を根拠として、これに比定を加えることにある。このように解説された結論は、非常に信用し難いものである。

「東胡民族考」と関連して、もう一篇、契丹言語資料を専門に考証した長文があるので、ここで併せて言及する必要がある。それは方壮猷の「契丹民族考」である。この文章は国立北平大学女子師範学院の『女師大学術季刊』第1巻2・3期（1930年6月・9月）に連載された。私の精査の結果によると、方壮猷の文章の80%以上の内容が「東胡民族考」契丹篇から引き写されており、文章の構成を大幅に動かしているだけである。白鳥庫吉には元来分類がなかつ

85) 白鳥庫吉「東胡民族考」は明治四十三年（1910）4月から大正二年（1913）7月まで『史学雑誌』21編第4号から24編第7号に掲載されており、のちに『白鳥庫吉全集』第4巻、63～320頁に収録された。

86) 繆鉞「北朝之鮮卑語」の「東胡民族考」鮮卑篇に対する批判を参照されたい。同氏『読史存稿』三聯書店、1982年、53～77頁。

87) 前掲『白鳥庫吉全集』第4巻、294～303頁にみえる。

たのを、方壯猷の文章は、契丹語の語彙を七種類（契丹国号考・契丹宮名官考・王号官号及其他・地名及其他・物名及其他・動詞及其他・数詞考釈）に分け、それぞれ部門ごとに考証を加えたものである。後に方氏は、1934年に商務印書館で出版された『東胡民族考』の漢訳本で、ただ最後の契丹篇の一節だけを削除したが、人に言えない苦衷がおそらくここにあるのであろう。方氏は『燕京学報』第8期（1930年12月）に「匈奴王号考」「鮮卑語言考」の2篇を発表し、ひとに「東胡民族考」からの引き写しの疑いを指摘されたことがあるが⁸⁸⁾、「契丹民族考」の剽窃行為についてはまだ人に知られていないので、ここに附記しておく。

5 フランケ「契丹語考」

ドイツの学者フランケ（Herbert Franke）の「契丹語考」は⁸⁹⁾、西洋の中国学者が契丹言語資料を討究した一篇で、関心を払うべき文献である。ドイツのアルタイ学者メンゲス（Menges K.H.）は、契丹語の中には若干のツングース語の言語成分が存在しうることを認めた。彼の「通古斯与遼」（『東方学術論叢』38巻第1期，1969年）は、この想定をもとに『遼史』の中の契丹語の言葉を討論している。フランケの「契丹語考」は中国学者の観点からメンゲスと議論し、文中では30以上の契丹語の言葉の語源について考証しており、メンゲスが漢学の知識の不足から犯したいくつかの誤りを、例えば「渤海」「歩揺冠」等の漢語の語もアルタイ語の語とみていた誤りを修正した。しかしフランケはこの方面で是正が行き過ぎる嫌いがあるようであり、例えば、契丹語の「林牙」を漢語として扱うべきであるとして、「翰林衙門」の類と理解した。総体としてみれば、作者は自己をアルタイ学者でないとし、ツングース語の言語には通じないとしばしば言明するが、彼の持つすぐれた漢学の素養により、漢文の文字・音韻・訓詁や史料文献の源流などの方面に対する知識にはすべて比較的熟知しているので、この文章の契丹言語資料に関する考証は、なお一定の参考価値があるのである。

もう一人ドイツの学者、G. デルファの「評福赫伯著『契丹語考』」も取り上げる価値がある⁹⁰⁾。著者はアルタイ学者で、かつてフランケに長い手紙を書いて、契丹語の言語問題を討論した。後にフランケの要求に応じて、この手紙に修正を加え、「契丹語考」の後に付けて発表したのである。これがこの文章の来歴である。文章の中心は、アルタイ学の観点から若干の契丹語の言葉と突厥語・モンゴル語・女真語・満洲語との関係を検討したものであり、「東胡民族考」契丹篇とともに、相互に参照すべきである。

88) 『燕京学報』第9期表紙三，1931年6月にみえる。

89) H. 福赫伯（独）「契丹語考」。もとはドイツの『中亜研究』第3期，1969年，7～43頁に掲載されており，黄振華の中国語訳が『民族語文研究情報資料集』第5集，中国社会科学院民族研究所刊印，1985年6月，65～83頁に掲載された。

90) G. 道爾弗「評福赫伯著『契丹語考』」。もとはドイツの『中亜研究』第3期，1969年，45～49頁に掲載されており，黄振華の中国語訳が『民族語文研究情報資料集』第6集，中国社会科学院民族研究所刊印，1985年12月，139～141頁に掲載された。

6 阮廷焯『『遼史国語解』廣補』

この文章は、香港中文大学『聯合書院三十周年紀年論文集』に掲載されている⁹¹⁾。作者は附記で「『遼史』は契丹文字についておおよそ考証していないが、ただその音読を多く載せており、厲鶚の『国語解拾遺』によるほか、これの廣補をなし、おおむね契丹文字の音読資料の亡佚しかかっているものの百の一でも残そうとするものである」といい、作者は主に宋・金の文献の中から契丹言語資料45条を拾い出し、厲氏の不備なところを補った。『遼史』国語解を補うことを目的とするので、取り上げるところはまさに契丹語の言葉に限っているが、その中に混じっている漢語の語彙は、喜帖・聃帳・驚鬼崇・薰天・打造館など13条に達している。また、王寂の『遼東行部志』から輯めた9条は、大部分が女真語の言葉であり、本当の契丹語の言葉は約半数を占めるのみで、その中の4条が厲鶚の『国語解補』と重複している。

7 于宝林「契丹民族語言的初步探查——以語詞考為中心」

これは『契丹古代史稿』の第五章である⁹²⁾。作者は先人の基礎のうえに、漢文文献中の契丹語の言葉を比較系統的に整理した。全部で375条を収録しているが、契丹人の人名は含まず、契丹言語資料の集大成というべきものである。欠点は考釈内容が簡単に過ぎ、その参考価値に影響を与えている。作者はこれらの契丹語の言葉および人名に対する訳語・用字の分析を通じて、契丹語の語音のいくつかの特徴を総括している。第一に契丹語には有気音がない（あるいは清音と濁音の区別がない）、第二に契丹語には舌面音がない、第三に契丹語には卷舌音がない、第四に契丹語には [n] と [l] の区別がない、といった現象があることである。この書の附録の三が、「契丹語詞速検表」であり、正文の内容を検索するのに便利である。

91) 香港中文大学刊行、1987年、163～174頁。

92) 于宝林『契丹古代史稿』黄山書社（合肥）、1998年、259～359頁。

江戸時代の通俗道徳をとらえ直す

——石門心学を通して——

八 箇 亮 仁

はじめに

石門心学（心学）とは、江戸中期の1729年に講席を開き、生涯儒者を自認した石田梅岩（1685～1744）とその門流たちの活動をいう。梅岩は、士庶の生き方を論じ、その一環として抑商的主張が一般的な社会にあって商人の職業とその利を正当化し、晩年には儉約を重視した『齊家論』を著している。

梅岩没後、手島堵庵（1718～86）や中沢道二（1725～1803）らによって展開された活動は、社会から心学と評されるようになり、「会輔」というゼミナールの月例会で参加者各自の修養・工夫を維持しつつも、講席の実際は「道話」と評される講釈的な内容に変化し、生活に即した心構えや工夫を説き、広く庶民に浸透した。心学は、さらに武士層にも支持者を広げ、その結果、教化活動に幕府の高札を素材にすることもあり、庶民教化の手段に利用されることも多かった。

本稿の趣旨は、このような石門心学を為政者層の庶民教化策とは一線を画した儒学的民衆運動としてとらえ、その思想や活動内容を概観し、その現代的な課題を探ろうとするものである。なぜなら、民衆運動としての心学の興隆と衰退に注目する時、アジアに西洋的近代が押し寄せる中、心学は明治維新でほぼその使命を終えた、あるいは大きな変容を迫られたと想定することが妥当のように思われるからである。たとえば、京都大学名誉教授で、心学明倫舎主でもあった柴田実氏も、その著『心学』（1967年）で、心学講舎の実質的「消滅」を前提に、「心学の歴史は……一応明治維新をもって終わった」（198頁）と記している。氏にとっても心学は「わが国民衆の土着的な生命力が生み出した哲学であり、宗教であり倫理」であり、新しい時代のなかで甦ることが期待されていた。

では、石門心学が歴史的に担った土着的な民衆性とは何か。そのことを考える前提問題として、まず心学を近代政治や経済体制に直結させる発想の性急さについて検討しておこう。第一は石門心学運動をプロテスタンティズムとの類比で理解していこうとする傾向、第二は封建教の庶民的下請け役と理解する傾向についてである。

第一点についてはN・ベラーの『日本の近代化と宗教倫理』（1966年）が有名であり、心学と日本「近代化」の問題を直接課題とした著書ということができる。勤勉や正直の主張が資本

制社会に生きるための理念として企業や労働者に要求されることはいうまでもないし、その意味で心学の職業倫理は資本制社会に適合的である。しかし石門心学に日本の資本制社会を主導的に生み出す企業精神や運動を見いだすことは不可能である。また第二に、石門心学運動が幕藩権力の庶民教化政策に組み込まれた「お先棒」であったと評価することも、その自足的な活動を無視した、いかにも政治主義的理解であろう。

I 石田梅岩の思想

京都に近い山村の農家に生まれ、商家の奉公に挫折した石田梅岩は、23歳で再度上京する際、神道に心を寄せ、「人の人たる道」を説きたいと志していたという。

先生……はじめは神道をしたひ、志したまふは何とぞ神道を説き弘むべし。^{もし}若聞人なくば、鈴を振り町々を廻りて成とも、人の人たる道を勧めたしと願ひ給へり¹⁾

商家の奉公を終えて45歳で講席を開いた時、梅岩は「予が学問執(修)業は論孟を基とす。其意を得可きために程朱の註による」(『全集』上 535頁)と儒者を自認していたが、「人の人たる道」を説き広めたいという志しに変化はなかったと思われる。そして彼が最終的に到達した思想的立場が神道・儒教・仏教の三教一致であった。

彼は、主著『都鄙問答』(1739年)で「神儒仏ともに悟る心は一なり。何れの法にて得るとも、皆我心を得るなり」(『全集』上 121頁)と、修業の工夫について三教合一の立場を述べ、神・儒・仏で得た心の思想が士庶の生き方や社会理念実現の根底にあることを主張している。彼は「仏法を以て得る心と儒道を以て得たる心と、心に二品の替りあらんや。何の道にて心を得るとも其心を以て仁政を行ひ、天下国家を治め玉ふに何を以て害あらん」(『全集』上 120頁)とも述べている。

これに対し、著名な政治学者であった丸山真男は、かつてその『日本政治思想史研究』(1952年)で、石門心学を「凡そ原理の一貫性を欠いた単なる寛容主義」(147頁)、「個人修養の具となるものは一切取入れる」(146頁)、「通俗道徳」(147頁)と性格づけたが、生活に即した民衆思想に関心を向けていない評価といえよう。

梅岩は、儒者を自認する以上、心の重視等をさらに儒学的天人一致観や学問観とも関連させて説明している。たとえば天人一致については、『書経』を引用して、「天の視ること我が民の視るに従う、天の聴くこと我が民の聴くに従うとあり。天の心は人なり。人の心は天なり。(中略)我は万物の一なり。万物は天より生まるゝ子なり。汝万物に対せずして、何によって心を生ずべきや」(『全集』上 105頁)といい、「人倫の大原は天に出て、仁義礼智の良心より

1) 『石田梅岩全集』下 621頁。以下、『全集』の頁数のみ示す。なお、中国原典からの引用は梅岩の読みに従い、平仮名表記にあらためた。

なす。孟子又曰、学問之道他無し。其の放心を求むる而已矣」（『全集』上 4 頁）、「儒には仁義礼智信の五常、君臣父子夫婦兄弟朋友の五倫とを天の道とし天人一致とす」（『全集』上 116 頁）と述べている。

ここには、為政者は、民の心、天の心を体現して政治を行う、あるいは行うべきという考え方、人間や社会が万物と根源的に同根であり、天は人間のあり方を示しているという考え方が示されている。「天」が人間社会とは独立した対象と理解され始めている時代にあつて、梅岩の天人一致観はそこに人間の共同性の原点を見る古風な主張といえるかもしれない。しかし、この天人一致観は共生的な世界観ともいえようし、それが彼の学問観や商人観を支え、動揺期に入った幕藩体制に再建の理念的提示を促す梅岩自身の生きた言葉であつたことは否定できない。

しかも梅岩の主張の特徴は、「大学に所謂、天子より以て庶人に至るまで、壹に是皆身を修るを以て本とすと、身を修るに何んぞ士農工商のかはりあらん。身を修る主となるは如何。これ心なり」（『全集』上 216 頁）と学問が士庶を通じて不可欠のものとしたことである。彼は儒学を知識習得の対象としたのでもなく、また学問を武士階級に限定し、庶民には実用の読み書きに限定することでもなかった。

このような梅岩の天人観・学問観を前提にして、従来注目されてきたのが彼の商人擁護論である。

士農工商は天下の^{おさま}治る^{たすけ}相となる。四民かけては助け無かるべし。四民を治め玉ふは君の職なり。君を^{たすく}相るは四民の職分なり。士は元来位ある臣なり。農人は草莽の臣なり。商工は市井の臣なり。臣として君を相るは臣の道なり。商人の売買するは天下の相なり。細工人に作料を給るは工の禄なり。農人に^{さくあい}作間を下さるゝことは是も士の禄に同じ。天下万民産業なくして何を以て立つべきや。商人の買利も天下御免の禄なり。夫を^{ひとり}汝独、売買の利ばかりを欲心にて道なしと云ひ、商人を^{にく}悪んで断絶せんとす。何を以て商人許りを賤しめ嫌ふことぞや。（『全集』上 82 頁）

彼は、士農工商を君を助ける「臣」と位置づけ、商人の社会的役割を強調する。天人一致観は当時の幕藩体制へ収束するとは限らない天下的世界における商人の必要性の根拠となっている。そうすることで彼は商人の家業への安住ではなく、商人の社会的役割遂行への自覚をも促しているのである。

この彼の士農工商観が当時を代表する儒者荻生徂徠（1666～1728）の人民役人論に影響を受けたものであろう事は確かであろう。徂徠は、次のように述べていた。

世界の惣体を士農工商之四民に立候事も、古の聖人の御立候事にて、天地自然に四民有之候にては無御座候。農は田を耕して世界の人を養ひ、工は家器を作りて世界の人につかはせ、

商は有無をかよはして世界の人の手伝をなし、士は是を治めて乱れぬやうにいたし候。各其みずからの役をのみいたし候へ共、相互に助けあひて、一色かけ候ても国土は立不申候。²⁾

梅岩が、徂徠の人民役人論を前提に商人論を展開したと考えることは妥当であろう。しかし、徂徠が聖人による道の制作説を前提としているように、その役人の位置づけは全くといってよほど梅岩の天人観とは異なるであろう。

梅岩は、孔子が下級役人として仕事に従事したことを、「此則天命に任せ玉ふ所なり。……此時の天命に安じ玉ふ」とし、次のように述べている。

これを法として士農工商共に、我家業に足ことを知るべし。論語を讀者、かほどのことを知らざらんや。凡て道を知ると云は、此身このまゝにて足ことを知て、外に望のぞむことなきを、学問の徳とす。……今日我身のある所則天命とする。此孔子を法に取ゆへなり。此義を知らば我職分おろそかを疎にする心有らんや。(『全集』上 37～38頁)

このような梅岩の主張は、世襲的な職分を受け入れる意味もあり、一面、幕藩体制に適合する思想ともいえるだろう。また職業の選択を前提とするいわゆる近代社会の原則とも異なっている。しかし、この点をとらえて梅岩思想を貶めることは意味があるまい。現実政治や社会に天人一致の理念を内在させ、それを日常の職業の中で実現しようとする心学は、それ自身で自足する思想運動だからである。梅岩の職分論は現代における勤労精神として十分読みかえが可能である。共同性の回復をめざす民衆思想は時の政治・社会と緊密に関連して展開されざるを得ないが、しかし、その職業倫理は決して一国的な政治思想に収束するものではないのである。その意味で、梅岩が全国市場を前提に、「相場の高時は強気になり、下る時は弱気になる。是は天のなす所商人の私にあらず。天下の御定の物の外は時々にくるひあり」(『全集』上 81頁)と述べ、通常物価以外の「相場」の高下を、「天のなす所」、また「商人の私」を超えた「公」と理解していたことに留意する必要がある。

II 梅岩を継ぐ者たち

梅岩の主張を儒学的用語を中心に紹介したが、梅岩が門弟たちに求めた聖人の道、つまり「自性」体認や社会性への自覚はなかなか彼らには通じなかったようである。このような弟子たちが大きく変化するきっかけの一つに梅岩の儉約論があったと思われる。梅岩は『齊家論』で次のように述べている。

去秋町家の門弟志を起し、来ていはく、我々年来教をうくるといへども、家を治るうへに心得たがひあり。今般家を治るは、儉約が本となる事を得心せり。其本立ときは、奢りもや

2) 『徂徠先生答問書』(『荻生徂徠全集』第一巻 430頁 みすず書房)

み、家を斉ふべし。家斉ふれば、おのづから、親の心を養ふ孝行となり、其外出入の者も、心安く恵まるべき理あり（『全集』上 192頁）

ここには、儉約を通して自己修養、家族の和合、家業繁栄が一連の聖人の道の実践として了解されたことが示されている。門弟たちはこの延長上に貧窮者への施行や『齐家論』の出版などを担うことになる。しかしこのエピソードが示す心学史上の重要性は門弟自身の言葉が表現され始めたことであろう。事実、この後門弟たちは「儉約」に限定されることなく、「心」の自覚の重要性を語り始め、梅岩の思想に特徴的であった儒者的社会活動のスタイルさえも変化させていく。変革の中心的な担い手は梅岩の弟子手島堵庵（1718～86）と堵庵の弟子で江戸に心学をもたらした中沢道二（1725～1803）であった。

手島堵庵は、心学内容では日常に即した実践を強調し、また運動を支える組織の基礎を築いた。梅岩以来の同志の月例会を「会輔」と名づけ、会輔にあてる講舎の制をたて、自性を体認した者には「断書」といわれる印可状を与えた。「前訓」という子どもへの講席を開始したのも手島堵庵であった。さらに手島堵庵の今一つの特徴は語りによる学問のスタイルを打ち出したことであろう³⁾。たとえば、梅岩の「性」を堵庵は「本心」と言い換えて次のように表現する。

本心といへば性^{かわつ}と何も異たことはござらぬハイ。……したが此性はいひあらはされぬものでござって、少しでも頭れました所は情といひますハイ。又つひ心といひますりや、善心もあり悪心もござれども、本の字をつけて本心といひますりや、根本の性の道にあらはるゝ心ゆへ、皆善心のことに成まして、性と何もかはる事はござらぬハイ⁴⁾

堵庵が、七・七・七・五^{とどいつ}の都々逸調で修身に関する要語札を作ったのも同じ趣向といえる。

いぢが悪うは生まれはつかぬ 直^すぐがもとより生まれつき（性）⁵⁾

これに対し江戸へ赴いた中沢道二は語りの学問としての「道話」を確立し、「道」を強調して生活と社会を通じる人のあり方、士庶のあり方を問題にした。とくに次の表現は有名である。

道とは何ぞ、雀はちうちう、鳥はかあかあ、鳶は鳶の道、君子其位に素して行ふ。外に願ひ求めはない。その形地^{かたち}の通り勤めてゐるを天地和合の道といふ。柿の木に柿の出来るのもあいあい。栗の木に栗の出来るもあいあいあいと、口舌言^{ことごと}はず、ただ素直に和合の道。此の外

3) 語りとしての学問に注目する研究論文として、辻本雅史「マスローグの教説」（『江戸の思想』5 1996年）、高野秀晴「教化メディアとしての心学道話聞書本」（『日本の教育史学』第46集 2003年）などがあるが、古典的な研究論文としては、市村佑一「心学道話とコミュニケーション」（『日本近世史論叢』下巻 1984年）があげられる。

4) 『朝倉新話』（『増補手島堵庵全集』248頁）

5) 柴田実『心学』53頁

に道はない。それが神道、夫が儒道、それが仏道じゃ。⁶⁾

中沢道二の活動において注目すべきことは、幕府の高札を道話で使用し、石川島人足寄場(無宿などの隔離・授産施設)で教諭するなど幕府への接近を強め、10藩の藩主が彼の影響下にはいったことであろう。中沢道二によって心学の幕府・武士層への浸透、諸藩での庶民教化が全国的に展開されることになった。この後、幕末にかけて柴田鳩翁(1783~1839)、奥田頼杖(?~1849)らの道話名手を生み出し、喜怒哀楽、そして笑いを通して自己や社会を対象化する運動となったが、その基礎は堵庵・道二の時代に形づくられていたと言えよう。心学運動は、全国的活動の統轄者的存在であった上河淇水^{うえかわきすい}(1748~1817)の没後、統制を欠いて退潮期にはいるとされるが、それでも文化・文政期(1804~30)には、全国の講舎数約160、幕末までに講舎の設立された国数は66カ国中で44国。心学講師の巡回は60国に達するといわれる⁷⁾。

III 儒学的民衆運動の批判性と近代

石川松太郎氏は、心学を「江戸時代中期に石田梅岩を始祖として興った人生哲学、またこれを弘めようとした社会教化運動」⁸⁾と説明し、心学を現代にまで命脈を保つ運動と評価している。

しかし、江戸時代の心学と近代心学は明らかに異質である。江戸期の心学は、幕藩と緊密な関連をもつにいたるものの、独自の世界観と社会活動が前提とされていた。心学はなによりも日本的な身分社会を前提に、士庶の日常に自省を迫り、施行など社会救済的な活動を担い、同学を広げていく現実刷新的な講舎運動であった。これに対し、近現代の心学は社会教育の一端を担い、人生哲学として命脈を保っているものの、梅岩思想にみられたような現実批判的な世界観を提示できていないとは思えない。

江戸期にあっては、幕府関係の学者はおおむね心学を非難することを特徴とした。幕府の学問所と並び、西の学問所といわれた大坂懐徳堂4代学主の中井竹山(1730~1804)は、中沢道二の江戸心学隆盛を意識してか、老中松平定信に『草茅危言』を献じ、石田流を「禅学ヲ奥ノ手トシ、禅機ヲ以愚民ヲ悟道セシメ、眼一丁無テモ道ヲ得シトスルハ、大二心ヲ害ス者也」(『日本経済叢書』巻16)と非難している。ここには近代以前の儒教的世界にあって為政者層が民衆をどのように見ていたか、また民衆がどのように為政者に対していたかの問題が潜んでいる。愚民観を前提に民衆教化を発想する者とそれらを包み込んで善政を求めていく民衆の運動は次元を異にしているのである。

6) 『道二翁道話』岩波文庫 29頁 以下、同書については頁数のみ示す。

7) 柴田実『心学』101頁

8) 「心学」(『国史大辞典』)

中沢道二は『中庸』の「天の命これを性と謂ふ。性に^{したが}率ふこれを道と謂ふ。道を脩るこれを教と謂ふ」を引用し、次のように語っている。

天下様は天下泰平に世を御治めなさるが天下様の道。武士は武士、町家は町家、士農工商銘々の職分を大切にして、家内を守護するのが道というもの。皆世界中の人々は、天の手代の様なもの。恐れながら上々様がたでも、御大名御旗本百姓武家も、町人もゑたも乞食も、犬も猫も、其外一切万物皆天の御家来。(294頁)

道二は、身分制下とはいえ、被差別身分をも射程に入れ、職分に生きる人の道に変わりがないことを主張するのである。道二は、「乞食の読んだ歌」として「寝る間のみ 人にかわりぬ思ひ出を うき世にかへす暁の鐘」(57頁)と、身分社会に呻吟する「乞食」の心に接近している。

道二なき幕末においても、心学者の活動は、その独自性を保持していた。幕末の経世家横井小楠(1809～69)は、1851年、心学者たちが飢民に施粥する活動を見て、京都には学者は多いが心学者たちのような活動をする者はだれ一人いないと指摘している⁹⁾。

ただ一方、このような心学の主張や活動を十分認識しつつ、心学を批判した人物の中に、長州の尊王攘夷論者の僧月性や吉田松陰がいたことも忘れてはならない。

長州藩では1824年から心学道話が藩内にも展開されていたが、1849年、藩校明倫館が拡張移転されたことを機として学風が朱子学に統一され、その影響を受けて心学教化政策は一時中断され、小学講談が展開された。しかし民衆の心学要求は根強く、1854年に長州藩は心学道話の復活を黙許する。ちょうどこの頃、僧月性(1817～58)は、心学者たちの現前の危機的状況への認識の甘さを批判している。同様に、吉田松陰(1830～59)も心学は「柔順幽閑、清苦儉素の教はあれども、節烈果断の訓に乏し」、「變故の際に貞操峻節を勵すに至りては、未だ足れりとせず」¹⁰⁾と批判している。

長州藩討幕派の形成に及ぼした月性・松陰の思想の特色を考える時、心学運動の性格も照らし出されて来るであろう。確かに心学は非常時に際して変革運動の担い手を作る運動ではない。しかし理念的世界を無視する運動でもない。心学は生業に従事するなかで先方も我も共に生きる立場を持そうとするのである。近代以降にあつて心学運動は衰退した。しかし心学的な生き方は、社会教化としての心学の中ではなく、「清苦儉素」に生き、現実を笑い飛ばしな

9) 嘉永四年(1851)五月六日付書状(石川兼『石門心学史の研究』1351頁)

10) 月性(1817～58)の心学批判は「道学者流心学を説キ、小学ヲ講シ、性命ノ理ヲ談スルノ類、其説ハナハタ迂遠ニシテ今日ノ時宜ニ合ハズ」(『内海杞憂』『月性の研究』)というもの。また、吉田松陰(1830～59)の心学批判は「又貝原氏の書、或は心学者流の書等を以て教とするあり。是尤も正しく尤も善し。然ども柔順幽閑、清苦儉素の教はあれども、節烈果断の訓に乏し。太平無事の時は是にて余りあれども、變故の際に貞操峻節を勵すに至りては、未だ足れりとせず」(『女訓』『日本教育文庫』女訓篇)というものであった。

がらおぼろげに理想社会を夢見る近代民衆の日常生活の中にこそ生き続けたと言えよう。

では、なぜ近代心学は西洋文化を吸収し、それに対抗できる「人の人たる道」として再登場できなかったのであろうか。その理由を提示することは容易ではない。しかし、明治維新を迎えて心学思想の思想空間が近代日本に収斂される傾向にあったこと、また身分社会を前提に創出された心学が、西洋文化と遭遇することによっても身分社会解体の思想として脱皮できなかったことの二点は指摘できるのではないだろうか。

まず第一点については、石田梅岩にみられる神国的日本観を取りあげるべきであろう。

儒道仏道老子莊子に至るまで、^{ことごと}盡く^{たすけ}此国の相とするやうに用ゆることを^{おもふべし}可思。日本宗廟天照太神宮を、宗源と貴び奉り、……天の神の^{あめ}命^{みことり}に^{かな}合ふ^{たすく}唯一を相るに、儒仏の法を執り用ゆべし。(『全集』上 124頁)

この梅岩の、幕藩体制を相対化する視点でもある日本観は、明治維新以後に構築される天皇制日本に収斂されやすく、天人一致の世界観とは緊張関係をはらむものであった。近代の心学はこの点をあいまいなままにしたといわざるを得ない。

また、第二の点については、中沢道二の主張を再考することで理解できるであろう。道二が、「ゑたはゑたの道がある」(294頁)という場合、たしかに彼は身分社会下の被差別民の誇りをも視野に入れていたといえる。儒学世界が前提する硬直した身分社会を内側から批判していたともいえよう。しかし近代社会において、人間の平等を前提に被差別民の誇りを語ろうとする時には、心学的民衆思想は当然変容を迫られるであろう。近代の心学はこの民衆が民衆を蔑視してきた問題を避けてしまったといわざるを得ないのである。

おわりに

儒学的民衆運動の展開に対し、世界史的な近代社会の波浪はあまりにも激烈であった。「文明」と「進歩」の波は、それが資本制社会という歴史的強圧を背景にしていたから、伝統的世界に大きな亀裂を生じさせた。新しい世界は人間をとめどなく商品世界に巻きこんでいくから、自由競争や立身出世、アメリカン・ドリームが近代民衆の心を揺さぶり、儒教的世界観は個人修養として立身出世の前提にされたり、なつかしい徳治世界としての過ぎ去った教養になってしまった。しかし、かつて儒教的世界に生きた人間にとっては、現代の状況が「人の人たる道」とかけ離れていることをまだ直観することができる。それは民衆自身が儒学の世界の中で自らの言葉、理念的世界をつくりだしてきた歴史があるからではないだろうか。心学をそのような民衆運動の一つと理解することが本稿の主旨であった。

ところで、石門心学が儒学的民衆運動のひとつとして確認できるのであれば、そのような運動は中国や朝鮮などにも多く見いだせるのではないだろうか。たとえば中国南宋時代の陸象山

(1139～92) や明末の林兆恩 (1517～98) の思想はどうであろう¹¹⁾。とくに林兆恩は陽明心学を修学し、その後、儒・仏・道三教の道は一つとして三教合一を主張し、庶民教化・社会教化を志向した点で、また、にもかかわらずあまり高く評価されていない点で石門心学とよく似ているのではないだろうか。石田梅岩が林兆恩を読んだ形跡は見られないが、江戸初期には日本に紹介されていた林兆恩を心学と同一視する学者も見られるのである¹²⁾。

佐藤一斎 (1772～1859) は、中井竹山にも学んだ幕府儒者で、竹山同様心学を非難したが、その際、林兆恩の三教一致思想について、それを愚民を誘う心学同様のものと断定している¹³⁾。佐藤一斎は陽明学を奉じて教育には朱子学を用い、「修己治人」を志したが、そのような自身の器用な生き方には矛盾を感じなかったのである。

儒学の世界を儒者や武士の世界にとじ込めるのではなく、民衆の生活世界に位置づけなおす時、アジア世界の近代の姿と課題が新たな広がりを持って見えてくるのではないだろうか。

11) 中国における石門心学研究の動向については、韓立紅の「中国における石門心学思想研究の現状とその展望」(『季刊日本思想史』No. 65 2004) が参考になる。氏は梅岩思想と陸象山 (1139～92) の思想との類似性に注目している。

12) 林兆恩と日本儒者への影響・その異同に関しては、中村安宏「藤原惺窩と林兆恩」(『文芸研究』第138集 1995年) がある。

13) 「明季林兆恩、合三教為一。蓋学心齋龍溪而失者也。與此間一種心学、誘愚夫愚婦者相類。要不、足齒牙耳。」(『言志晩録』石川兼『石門心学史の研究』1351頁)

[付記] 本稿は、拙稿「石田梅岩の天人一致とその意義」(『京都大学教育学部紀要』第21号 1975年3月)、「梅岩学の成立とその社会的性格」(『大阪薬科大学教養論叢ばいであ』第1号 1977年2月)を前提に、近年の研究動向をふまえ、心学を通して日本を含むアジアの近代を考え直してみようとするものである。

第一次世界大戦の〈世界性〉の問題について

高 岱
(大谷敏夫 訳)

『新編ケンブリッジ世界近代史』第十二巻の人の注目を引く観点の中に第一次世界大戦の名称及びその〈世界性〉の問題に関する見方があり、我々かなりの人にとってはいささか新鮮な感じをもつものであると言えよう。本巻の第一章と第六章の中で作者は何度も〈第一次世界大戦〉という名称を使用することが不当であることに言及し、「戦争の原因と戦場には全く世界性はない。戦争中に発生した民族対抗はヨーロッパでの民族対抗であり、ヨーロッパ及びヨーロッパ以外の交戦国の戦線は、ヨーロッパ列強が帝国利益の相違によって形成した本当の戦線とは決して一致しないし、またヨーロッパ以外の各国の野心の相違から形成した本当の戦線とも決して一致していなかった。戦争の原因を世界的だとして、それによってまた原因を比較的遠くまでさかのぼって探求している人がある。……このような独断の見解がある。人類の歴史の段階で発生した戦争は、必ず〈帝国主義の矛盾〉を表すものであると。(このように言うのはマルクス主義者だけではない) この種の理論はこの時の戦争を全世界的なもののみならずを求めるのである。」¹⁾としている。確かにヨーロッパの学界、特にイギリス史学界にあっては、かなりの学者はすでに第一次世界大戦は〈世界性〉の戦争ではないと考えている。彼等はむしろこれは〈大戦〉(The great war)であって、〈世界大戦〉(The world war)ではないとみているのである。彼等の見方では、「数週間のうち戦争そのものが変化してしまった。こうした変化は、戦争の性質、特点、方式と手段、目的と規模を包括している。ここからこの戦争はすぐに〈大戦〉に変化してしまった」²⁾という。同時にこの大戦によって解決を求めた問題は、主にヨーロッパ列強間の問題であり、戦争中互いに対峙した双方は主にヨーロッパの国家であり、大戦の主戦場もまた主にヨーロッパであった。だからこの〈大戦〉はこれを〈世界大戦〉とよぶべきではない。

早くも大戦が終わってまもない1924年に、イギリスで出版されたクーチとテンパリ主編による第一次世界大戦の原因に関する重要文献集には、その書名中にすでに〈世界大戦〉の字句がなくなっており、おおまかに〈戦争の起源に関する英国文献集〉となづけている。同様に注

1) 『新編ケンブリッジ世界近代史』第十二巻、182頁。

2) マーク・フェロー『大戦1914-1918』ロンドン、1982年、47頁。

目に値するものに、既に故人である当代イギリスの著名な歴史家A・J・P・テイラーが叙述した『1914-1945英国史』（この書の第一版は1965年発行）があり、テイラーも〈第一次大戦〉という名称を使用せず、簡単に〈大戦〉と称している。この当時人々はすでにこの歴史用語をわりあいによく知っており、且つ広汎に使用していたにも拘らず、イギリス学界にあっていったい誰が最も早くこの大戦が「世界性」をもっていると考えていたかについては、私には現在の所、的確に考証するのは大変むずかしい。ただ最近私はバルバラ・タチマンの書いたもので第一次世界大戦の勃発した段階を叙述した名著『八月炮火』に目を通した時に、ヘンリー・ウイルソンという人の1914年8月21日の日記の中に、「世界上前代未聞の大戦争が、この週のうちに起ころうとしていることを考えると、本当に誇らしくもあり、恐ろしくもある。」³⁾と書いているのに注意した。私が思うに、この紳士がこの大戦が〈世界性〉をもっていると考えた最初のイギリス人と言えるかもしれない。

しかし、アメリカと旧ソ連の学界にあっては、ほとんど一致してこの戦争を〈世界大戦〉とした。アメリカの第一次世界大戦史に関する系統的な研究は、1918年11月、大戦終結の後からすぐ始まった。1928-1934年の間にアメリカは一揃八巻本の文献集を出版したが、書名には明確に〈世界大戦〉という言葉を使用し、全体の名称は『アメリカの対外政策に関する文献集、1914-1918年世界大戦』とした。この書はアメリカ政府筋が正式に出版した、第一次世界大戦に関する外交文献集である。この書の内容をさらに豊富にするために、その補充として、アメリカ政府筋は又1915-1920年アメリカ国務長官の任にあったランシングの書簡文献を出版し、ますます第一次世界大戦についての研究を推進した。アメリカは米州に位置し、その上、大戦中に重要な役割を發揮したこともあって、アメリカの学界はこの大戦がもつ〈世界性〉について、全面的に受け入れることができたのである。

旧ソ連にあっては学界は政界同様に最初から1914-1918年の〈大戦〉を〈世界大戦〉とみなしていたとほぼ言うことができる。やはり大戦が完全に終わっていない際の1918年7月に新しく誕生したソビエト政権を強固にする為に、大戦中のいくつかの重要な戦役の成功と失敗の経験を吸収したが、第五次全ソビエトロシア代表大会は正規化した紅軍の建立を承認した時に、最小の人力物力を使って最大の効果を取得し、新しい軍隊を建立しなければならないとし、このことは、「ただ第一次世界大戦中の総括からでてきた各種の軍事科学を計画的に応用した時」⁴⁾に始めて可能であると指摘している。これはあるいは旧ソ連の政府筋が当時数年にわたった戦争のことを〈第一次世界大戦〉とした最初のものであるかもしれない。この後まもなくロシア共産党（ボルシェビキ）が、1919年3月に召集した第8回代表大会で通過した第

3) バルバラ・タチマン『八月炮火』（中訳本）上海訳文出版社、1981年版、266頁。

4) 『ソビエト政権法令彙編』第二巻、1959年モスクワ版、542頁。H・H・ロストノフ主編の『第一次世界大戦史』（中訳本）より引用、上海訳文出版社、1984年版、4頁。

第一次世界大戦の〈世界性〉の問題について

二次党綱の中でもまた「必ず最近の世界大戦の作戦の経験と技術の経験を広く採用し運用しなければならない」⁵⁾と指摘している。再び、正式の政府筋の文献の中で、最近の戦争を世界大戦と言っている。1919年出版の、軍事委員会編纂による『1914-1918年大戦簡明戦略概要』という書には〈世界大戦〉の書名を使用していないけれども、ただその後出版されたいくつかの専著や文集にあっては、すべて明確に書名に〈第一次世界大戦〉という固有名詞を使用している。その中で、影響をもった著作は、1924年出版のA・M・ザイオンチコフスキー主編による『1914-1918年世界大戦（戦略概要）』、1938年出版のA・H・レデラザール主編による『1914-1918年帝国主義世界大戦（図冊）』、1938-1939年出版のA・M・ザイオンチコフスキー主編の『1914-1918年世界大戦』等である。これらの著作の影響下に旧ソ連学界はずっと1914-1918年の大戦を世界大戦とみなしていた。こうした視点はわが国の学界にも非常に大きな影響を与えていた。そのために我々が『新編ケンブリッジ世界近代史』第十二巻の中で〈第一次世界大戦〉というこの名称の使用が妥当でないとしているのをみた時、やはり多くの人がこれは一種の〈新しい観点〉であると考えたのである。

それでは結局どのように『新編ケンブリッジ世界近代史』第十二巻に提起している〈新観点〉について考えねばならないのだろうか。私自身は戦争の過程及びその影響について更に透徹した認識をして、はじめてよく第一次世界大戦の〈世界性〉に対する問題を更に全面的に理解できると考えている。第二次世界大戦と同じように、第一次世界大戦も1917年のロシアの二月革命と4月6日のアメリカの参戦をメルクマールとして前後二つの段階に分かれている。第一段階にあっては協商国と同盟国の間での血生臭い紛争は世界覇権を争奪し、植民帝国を拡大し強固にするという性質を帯びていたけれども、ただ直接にはまだヨーロッパ列強間の領土紛争、例えばアルザス、ロレーヌ問題やハプスブルグ王朝統治下の民族国家の独立と再組織の問題など、つまりはヨーロッパの覇権問題であった。このようにして戦争の主戦場がヨーロッパにおかれたばかりでなく、交戦の双方は基本上、ヨーロッパ国家であった。

同盟国の陣営のうち、ドイツ、オーストリア・ハンガリー帝国、ブルガリアは伝統的なヨーロッパ国家であり、トルコはこの時、ヨーロッパに広大な土地を占拠化していた。協商国陣営の中では、1917年4月前に参戦していた国家は、イギリス、フランス、ロシア、イタリア以外には、なおポルトガル、モンテネグロ、セルビア、ルーマニア、サンマリノ、日本とハンジ（今のシャトアラブ王国の一部）であった。（訳者注：ハンジはヒージャーズ、シャトアラブはサウジアラビア。）

これらの国家の中にあつて、日本とハンジ以外はすべて〈正統〉のヨーロッパ国家であった。ハンジは大戦前オスマン帝国に支配されていた。ハンジは1916年10月、協商国の援助の

5) 『ソ連共産党代表大会、代表会議と中央全会決議彙編』第二巻、1970年モスクワ版、第8版、46頁。
H・H・ロストノフ主編の『第一次世界大戦史』（中訳本）、上海訳文出版社、1984年版、4頁より引用。

もとにオスマン帝国の支配を抜け出した後、始めて同盟国に向かって宣戦したが、その影響と役割は思い知れたものであった。日本は20世紀の初め勃興して地域の大国になり、その上またイギリスの盟友となっただけでも、ただ日本は参戦後ずっと太平洋上にあるドイツのいくつかの植民地と青島を占拠するのに大童であった。戦争の全期間、日本は直接にヨーロッパの戦争に一度も介入したことはなかったし、ひいては協商国に軍事援助といえるものを何一つ与えなかった。1914年12月にイギリス駐日公使グリーンはかつて日本について「すでに我々の要求に基づいて自己の職責を果そうとしている」⁶⁾とみなしていた。しかし3年後になって、グリーンは日本側がいつも援助の提供を拒絶するやり方は、「彼らの投機的で責任を負わない精神を十分に表している、この国の政治生活は取引ばかりだ」⁷⁾と言っている。ここからも我々は大戦の第一段階にあっては、戦争は明らかに地域性をもっていたし、「それはヨーロッパの内戦」⁸⁾であり、その〈世界性〉は決してはっきりしていなかったと考える。

ただ1917年の二月革命が勃発し、アメリカが参戦するにつれて、この大戦はヨーロッパ的段階より全世界段階へと移行し、大戦の世界性も十分に具体的に表れた。「ロシアにおいて、3月と11月の二度の革命が勃発した。それらは戦争の過程に深刻に影響したのみならず、戦後数年世界歴史の枠組みにも深刻に影響した。實際上1917年は二つの大きな発展——ロシア革命とアメリカの参戦——によって決定的な一年であったことが証明された。これらの事件は戦争の性質——最初はヨーロッパ問題のための開戦より事実上ヨーロッパの戦争から変じて全世界範囲内の戦争へと変化した。」⁹⁾アメリカの参戦にともなって、パナマ、キューバ、ギリシア、シャム、リベリア、中国、ブラジル、グアテマラ、ニカラグア、コスタリカ、ハイチ、ホンジュラス等多くのアジア、アフリカ、ラテン＝アメリカの国家が大戦に参入し、これによって、このヨーロッパの大戦は〈世界大戦〉に変化したのである。このことだけでなくロシアの十月革命の勝利にしたがって最初の社会主義政権が建立され、世界歴史の発展のために一つの新しい道を切り開いた。これは植民地圧迫を脱出しようと努めている広大なアジア、アフリカ、ラテン＝アメリカ国家および地区について言えば、その影響の程度は極めてはかり知れないものであった。これはちょうどスタフリオンノスが指摘しているように、「アメリカの参戦とロシア革命がなお一種の直ちに世界的影響を生み出す新たな思想意識を呼び起こすことになった。ウィルソンの『十四カ条の平和原則』とレーニンの革命スローガンは、その影響について言えば普遍的であるが、また破壊性ももっている。しかしそれらは、たとえばアルザス、ロレーヌ地区の命運や或いはハプスブルグ王朝統治下のたくさんの従属民族国家の命運などの

6) Greene to Gey? 1914年12月5日。『外国史研究集刊』1986年第一期，78頁より引用。

7) グリーンが1918年1月7日に打った急電。『外国史研究集刊』1986年第一期，78頁より引用。

8) 『新編ケンブリッジ世界近代史』第十二巻，9頁。

9) スタフリオンノス『全球通史——1500年以後の世界』（中訳本），上海社会科学院出版社，1996年版，593頁。

第一次世界大戦の〈世界性〉の問題について

ヨーロッパ地域的な争いと大いに違っている。このため正に1917年に第一次世界大戦はヨーロッパ段階より全世界段階に転化したのである。」¹⁰⁾この意味から言って、はじめて我々は1914-1918年間の勃発したヨーロッパ大戦を、〈第一次世界大戦〉と名づけることができるのである。

10) スタッリオンノス『全球通史——1500年以後の世界』（中訳本）上海社会科学院出版社，1996年版，593頁。

近代日中学術思想を比較して

——経世学と法学・政治・経済学——

大谷敏夫

この小論の課題は経世という用語をキーワードとして清末から民国にかけての中国と、幕末から明治にかけての日本の学術・思想の変遷を比較してみることにある。経世という用語は経世済民、つまり世を治め民を済うという事であり、今日言うところの政治と経済を一体化した中国の伝統的な思想である¹⁾。この用語が学術面で重視されるようになったのは、明末清初であり、次は清末であった。一方日本にあっては、江戸時代、経世済民という用語は経済とも表現され、中国と同様の意味で使用されていた。それが幕末から明治にかけて欧米の Economy の思想が伝来し、その語に経済の訳語をあてるようになってから、日中両国での使用法が異なることになり、この点が清末の学界で問題になった。

I 幕末から明治にかけての学術思想

幕末天保年間の頃より政治経済改革を進言する経世学者があらわれる。すでに太宰春台は「およそ天下国家を治むるを経済と云い、世を治め民を済う義なり」とのべていたが、これは中国で言う経世と同意義であり、当時の儒者の共通認識であった²⁾。ところで幕末の経世学者が依拠した学術は儒学であったが、そこには幕府が体制教学として採用した朱子学を始め、陽明学・古学、更にはそれらを折衷した学派が存在した。総じて経世学者にとって儒学は経世に役立つ根拠となる倫理道徳を明らかにするものであり、あくまで実用を重視した。こんな中で洋学の研究も盛んになってきた。江戸時代オランダだけが、長崎の出島に居留する事が認められ、ここを通して蘭学が伝来した。蘭学は実用の学として重んぜられ、医学のみならず天文学・地理学・博物学・物理学の分野まで研究が広がっていった。又清朝の学問も、清商によって長崎に伝来したが、幕末になると儒学のみならず経世学・史学・地理学にも及んできた。趙翼

1) 拙著『清代政治思想史研究』(汲古書院1991年2月)、終章「清代政治思想史研究の現状と展開」三「清代経世思想の総論」参照。

2) 太宰春台『経済録』所収「経済総論」参照、また源了門編『江戸後期の比較文化研究』(ベリかん社1990年1月)所収、玉懸博之「太宰春台の歴史思想」によると、太宰は享保の儒者荻生徂徠の学問を継承し、その経世学を一層深めた人物である。太宰の学問は十九世紀前半に登場した経世学者に大きな影響を与えたことがわかる。

の『廿二史劄記』、魏源の『皇朝経世文篇』、『海国図志』が伝来した。特に『海国図志』はアヘン戦争に敗北した直後に魏源が叙述したものであるが、イギリスの軍事・産業技術を長技として認め、それを学習する必要性を説いたものとして、又、イギリス・アメリカ・フランス・ロシア等日本に開国を求める国々についても記述されているものとして、幕末の儒者に大きな影響を与えた。佐久間象山もこの著を学習した³⁾。彼は魏源を同志と評価したが、「東洋の道德、西洋の技芸」という名言を述べた。ところで当初幕藩体制維持のための経世論であったものが、体制批判から打倒へと転じていく世直しの理論となるのである。その中で儒学を精神的支えとして構成されていた社会は崩壊し、儒学を理論的根拠としていた経世学は終わるのである。

幕末欧米の技芸を学ぶために、幕府は欧米の学問を翻訳する機関として蕃書調所を開設したが、ここに採用された加藤弘之、神田孝平、西周等が欧米の学問を研究する中で政治・経済学の原理を会得する⁴⁾。ここから Political Economy の訳語として経済をあてることになった。これを文字通り訳すと政治経済ということになり、そこには経世済民の意が含まれると考えたからである⁵⁾。しかしここから政治の意が分離して経済本来の意になって行くのが、明治の翻訳書の趨勢であった。一方政治についていえば、幕末蕃書調所に勤務していた加藤弘之が、1861年『隣草』という著の中で政体論を述べたのに始まり、1866年福沢諭吉がその著『西洋事情』の中で政体論を述べ、更に新政府成立後の明治3・4年頃に西周も政体論について述べたが、当初は政治の問題は政体論から始まっている⁶⁾。因みに政体は、Government の訳語であった。この政体を政治の本体と論じたのは西周で、ここから政治という用語が一般化するようになる。そして政治とは本体を担うのが君政か民政かという点が論議された。また政治は

-
- 3) 拙著『清代政治思想と阿片戦争』（同朋舎出版1995年2月）付論 一「幕末政治思想と中国思想」、二「海国図志の幕末日本に与えた影響」、三「西郷隆盛と中国思想」参照。
 - 4) 杉原四郎『日本の経済思想史』（関西大学出版部2001年10月）所収、第一部「経済学の導入過程に於ける諸問題」参照。『改訂版 史料で読む日本近代』（フォーラムA 2001年5月）第一章「明治維新と帝国憲法体制」解説によると幕末1862年にオランダに派遣されていた西周、津田真道はオランダのライデン大学教授シモン・フイセリングの個人教授をうけて自然法、国際法、経済学、統計学を学び、初めて西欧の法律学と自由主義的憲法思想を導入したとある。このとき神田孝平は経済学の研究に取り組んだと思われる。神田はエリスというイギリス人の経済学の教科書をオランダ語訳から重訳して『経済小学』という名で1867年に出版したのが最初の邦訳書であった。
 - 5) 大内兵衛『経済学』（岩波全書138、1951年6月）「序説」参照。大内氏は Political Economy を経済政策論としてとらえ、ヨーロッパでは16世紀から18世紀にかけて潮流となっていた。この中から18世紀の中頃にアダム・スミスが「国民の富」の研究を行ない、古典派経済学を成立させたという。経済政策論から経済学への移行がヨーロッパの潮流であり、それを学んだ明治の学問は同様にとらえ方をしていたと思われる。
 - 6) 『日本の名著』34（中央公論社、昭和47年1月）加藤弘之「隣草」「立憲政体略」「真政大意」参照。鈴木修次『日本漢語と中国』（中公新書626、1981年9月）「三権分立にまつわる用語—政体論と三権分立の思想」参照。これによると加藤弘之は1868年に立憲政体略、1871年に真政大意を著し、政体論の研究を一層深めた。また西周も1871・1872の間の私塾育英舎の「百学連環」の講義の中で、「政事学（法学）」の項において、「三権」の問題にふれ、更に「政体」についても論じているとある。

Politics の訳語として使用されるようになった⁷⁾。このように日本では明治政府成立以降、政治と経済を意味の上で分離して使用するようになった。

明治政府が成立すると、加藤・西らは引き続き政治・経済学の研究に従事し、明六社を結成する。この会には福沢諭吉も参加し、政治・経済論を展開する。それより前、幕藩体制を打倒して成立した明治政府は、立憲君主政体の確立と資本主義経済の育成を志向する。そのため、まず法整備を始め、1870（明治3）年、明・清律令を基本とした新律綱領を作成するが、同年欧米同様の近代法制定の必要性を痛感し、太政官制度取調局を設置し、箕作麟祥に命じ、フランス民法の翻訳をやらせた。次に1871（明治4）司法省を設置し、翌年省の明法寮に法学生徒を募集して、フランス法を教育する。1873（明治6）年には、フランス人ボアソナードを招いて民法草案作成をさせる事になる⁸⁾。又商法の編纂は、1881（明治14）年になって、ドイツ人ヘルマン・ロエステルに草案作成を委任し、1890（明治23）年になって民法と共に公布された。これと平行して1880年代からドイツ法学の研究も開始され、それを参考にして憲法草案が作られ、1890年大日本帝国憲法が制定されるのである。この憲法にあっては、その本旨が三権分立の原理にあると言いながら、この三権を統一し調和させるものとして、君主の大権を置いたところに特色があった⁹⁾。そしてその精神として、同年制定された教育勅語に見える体制教学としての儒教理念と国家宗教としての神道の結合が見られた。ただ憲法制定により、日本が欧米と並ぶ法治国家になったということはできるのである。

資本主義経済の育成も憲法・商法によって保障されていた。ところで明治当初から経済学の研究も本格化した。1872（明治4）年、田口卯吉は大蔵省翻訳局の上級生徒となり、約六年間経済学の研究に励んだが、当時の経済学の入門書はペリーの『Elements of Political

7) 丸山真男『文明論の概略を読む』上（岩波書店1986年1月）「政統と国体」に、「ポリチカルとは政の義なり。レジメーションとは正統又は本筋の義なり。今、仮に之を政統と訳す」という原文に解説を加え、それを政治的正統性のことであるという。そして更に、このポリチカル・レジティマシーという意味での正統性とオーソドキシの正統性とがからみ合うことになると述べて、ここから西周の「百一新論」でのオーソドキシの解釈を通して儒学の政教一致を批判していると指摘している。このように儒教道徳から分離して政治の独自性を明らかにしたこと、それをポリティックの用語の意味と考えた点興味深い。「百一新論」については『日本の名著』34（中央公論社、昭和47年1月）西周の項参照。

8) 家永三郎編『日本の歴史5』（ほるぶ社版1977年11月）「第一節 自由民権のたたかい」参照。尚箕作麟祥は幕末を代表する洋学者阮甫の孫で最初蘭学を学び蕃書調所英学教授手伝などをへて、慶応三年（1867）渡仏、帰朝後新政府の一等訳官となり、以後司法大書記官などを経て太政官大書記官などを歴任、民法・商法編纂にも参加した。以上の経歴からみて麟祥が明治法学者の中心的存在であったことがわかる。

9) 松本三之介『明治思想史』（新曜社1996年5月）参照。本著によれば、明治政府成立後において、新しい国家構想を求めて立憲君主政体が検討されていたことや、この構想到に参画していた明六社のメンバーの事、更に自由民権の思想との関連、憲法制定の思想像が叙述されている。この中で憲法立案の責任者となった伊藤博文がドイツの法学者たちの意見を参考にしようとしたことや、この立案に参画した憲法学者穂積八束の立憲君主政体論の内容が吟味される。その主要な目的は、行政権からの立法権の分立でなく、むしろ立法権からの行政権の分離であり独立であったという。

Economy』(官版経済原論)であり、次にフォセットの『Manual of Political Economy』(宝氏経済論)であった¹⁰⁾。当初は田口ら自由主義思想の持ち主が経済学研究に当たり、古典派経済学者のものを取り入れていたが、1880年代からはドイツの影響が強くなり、保護主義、国民主義を提唱する新歴史派経済学が盛んになった。特にジュボンズの『Political Economy』(経済初学)がかなり研究されていた。当初 Political Economy の訳語として、中国の伝統的用語である理財も併用されていたが、経済という語が定着化するにつれ用いられなくなった。その理由として、いま一つ当時政治学に関連する分野として財政という用語が使用され、両者の意を含む理財ではまぎらわしいからであった。ただ財政とは国家や地方公共団体などの経済単位の意であるから、財政を経済学に関連する分野としても使用していた¹¹⁾。この点が後、日中間の学界で問題になった。

以上の経緯を通じて指摘できるのは、政治・経済学の分野において、明治当初は中国の経世思想の枠を離れて、欧米の自由主義思想を受容することにあつたが、1880年代以降は保護主義・国民主義思想の影響が強まったこと、その方向性を推進したのが先述したように明治憲法の制定であった。これは日本が明治新政開始以後目指してきた、天皇制統一政権の確立という命題を果たすことでもあった。日本が欧米諸国に迫いつくためには、天皇を主権者として国民の精神的支柱と位置付け、そこに欧米の法治体系を導入するというものであった。ところで日本が明治になっていち早く欧米の法治体系を導入できた背景には、幕藩体制下にあつて法治の研究が進められていた点も見逃せない。これについては既に丸山真男氏の研究がある。また最近徂徠の荀子観に注目して法思想の展開を論じた研究もある。政治・法思想を連関したものとして研究する事は肝要である¹²⁾。筆者はこれに経済を加え経世思想として論じるものである。ただその場合経世の思想的原理について検討する必要がある。そこで明治になって江戸時代の和魂漢才から和魂洋才に転じた日本人の精神構造について考えてみよう。

10) 杉原四郎、注4の著、第一部「田口卯吉と東京経済雑誌」参照。田口は明治初期太宰の経済録を校訂して東京経済社から出版し、経済学研究を開始した。

11) 『経済学辞典』第二版(岩波書店1990年2月)「財政の項」参照。尚同辞典「財政政策」の項に、財政学自体が経済学ばかりでなく政治、行政、財務などに関する学問領域と切り離すことができない性格をもつ事実と関連し、したがって財政政策は古典的意味におけるポリテイカル、エコノミーの政策であるというべきであろうとあるが、ここに今日でも財政学をポリテイカル、エコノミーとみる見解がある点に留意したい。

12) 拙著注3の著と同じ。付論「一 (一) 江戸時代儒学思想と政治思想」参照。ここで丸山真男著『日本政治思想史研究』について、荻生徂徠の政治思想を原点として、それを継承した太宰春台らの徂徠学派から幕末から明治にかけての福沢諭吉の思想を視野に入れた構想は日本政治史研究に確固たるものを残していると指摘した。最近この丸山の研究を学習した韓東青氏は『日本近世新法家研究』(中華書局2002年6月)を著し、荻生徂徠から太宰春台、そして海保青陵に至る政治思想について論じている。氏は政治思想ではなく法思想と題目を設定しているが、これは徂徠が法家の源流としての荀子の学説を重視していた見解によるのであろう。但し丸山は前著で徂徠の思想が荀子から得たとする説には賛同していない。韓氏は近世から近代への法思想の展開を「脱儒入法」より「脱亜入欧」と述べている。

II 和魂洋才論と学校教育

和魂洋才については、平川祐弘氏の詳細な研究があり、この小論は氏の研究に依拠している¹³⁾。氏によれば、幕末以降に和魂洋才といった時の和魂の内容は、儒教道徳などを摂取して変化した後の日本人の精神をさしていること、更に日本人の心性の一特質は、外国文明への精神的傾斜であり、崇拜・模倣・批判などがあること、それに対して中国は文化的に自己完結的な世界であり、中国では「漢国」の人は自国人であって、「外国人」とは論理的にもなり得なかったと述べている。ところが内藤湖南は日中両国の文化を比較して、中国は自発の文化を有し、日本の文化は模倣であるとし、明治以前にあっては、中国の文芸を模倣し、明治以後は西洋の文明を模倣して今日の国勢をもつに至ったと述べている¹⁴⁾。湖南は中国文化を主として、その上にたつて西洋文明を模倣することを提言するのである。ここには西洋文明の先進性を重視するあまり中国文化を軽視することに対する警告がある。また中国にあっては、固有の文化を有しながら、近代になってそれを保持する力を欠くようになったので、日本が一時中国文化の中心になって、それを世界文明とする責務があるという。森鷗外は「洋学の盛衰を論ず」の中で、洋学発展の歴史の第一期として、幕末兵事・航海術・医方等の洋学の実利的な面に着目したが、精神面では東洋道徳を重視した佐久間象山等をあげ、第二期として、明治初年の洋学全盛期における精神上にも技術上にも西洋を模倣し崇拜した欧化熱をあげ、それが明治20年代における教育勅語発布以降の洋学衰替期に入るに至るまでを述べている¹⁵⁾。

この時期の政治・思想的状況については植手通有氏の研究がある。氏によれば、徳富蘇峰ら民友社の平民的欧化主義と、志賀重昂・陸羯南ら政教社系の国粹主義とが、この時期に相い前後して登場し、かなり広汎な影響力を持ったと述べている。更に陸らは、欧化主義に対抗して国粹主義を主張したが、陸は国粹主義という言葉を避けて、国民主義という言葉を使用していたこと、そしてこの二つの立場がこの時期に展開されるのは、民権運動との対決を通じて、国家機構がようやく社会の底辺にまで浸透したという状況を背景としているという¹⁶⁾。ここから

13) 平川祐弘『和魂洋才の系譜』（河出書房新社1971年12月）第一部「非西洋の近代化とその心理」所収「和魂洋才の系譜 西洋文明との出会いの心理」参照。

14) 内藤湖南研究会『内藤湖南の世界』（河合文化教育研究会2001年3月）所収、拙稿「湖南の中国文化論と政治論」参照。

15) 平川祐弘、注13の著参照。

16) 陸羯南『近時正論考』（岩波書店1972年11月）解説参照。又同著「第三期の政論」第七「経済論派及び法学論派」によれば明治初期の経済論派（国富論派）の代表に福沢諭吉と尺振八をあげ、法学論派（国権論派）の代表に箕作麟祥と加藤弘之をあげている。そして陸は経済論派の眼中には国権の消長を置かずして単に財富の増減を目的となすとその限界を指摘する。更に法学論派に至りては国権論派の胤流としておもに国法の改良を目的とし、かつ泰西における近世法学の歴史的思想上に感染する所の改革論派なりと述べている。植手氏の解説によれば陸がこの論稿を発表したのは、明治24年6月であり、その立場は天賦人権論は否定するものの民権派を絶対的に敵視する政府の反動的傾向を批判する国民主義であったと指摘する。福沢諭吉も晩年は国民主義の立場であったと考えられる。

陸が「日本の立憲政体は日本の国民精神によりて培養せられざるべからざるなり」とのべた国民精神とは天皇統治権を国民統合の最高権威とした思想であり、教育勅語は正にこの国民精神を培養するために発布されたものであるといえる。以上日本は明治二十年代、憲法と教育勅語発布とにより、天皇を崇拜する国民精神としての和魂が形成された。これが軍国主義と結びつき、聖戦の名のもとに中国侵略を合理化した。この状況は太平洋戦争終結まで続くのである。

ところでこのような思想的状況化下にあつて学校教育の中に政治・経済科目がどのように取り入れられていったかを考察しよう。明治政府は当初旧幕府の学校であつた昌平校を復興し大学校としたが、1871（明治4）年これを廃止し、文部省を設置した。翌年「仰せ出され書」が公布され「学制」を制定し、小学・中学・大学の三段階の学校が置かれるようになった¹⁷⁾。先述したように明治政府は当初欧米諸国の制度を学ぶ中で、法治の必要性を悟り、そのため法研究を開始すると共に、司法省に法学生徒を募集していた。その後本格的に政府機関に従事する官吏を養成する学校が必要になり、1874（明治7）年東京開成学校を設立する。ここでは外人専門学校教師を迎えて、主にイギリス法を教育する。1877（明治10）年東京開成学校と東京医学校を合併し、東京大学とするが、法・理・医・文の四科目を設置した。1886（明治19）年東京大学を改組して、法・理・医・文・工の五分科からなる帝国大学にした。法学部では法律を学び、司法省法学校と共に法治に寄与する人材を養成した。また文学部に哲学・政治学・理財学科があつた。理財は先述したように明治当初 Economy の訳語として使用された事もあつたが、その後まもなく経済に変更された。ただここで政治学と経済学とが分離した学科として位置付けられている点に留意したい。その事と一時的に文学部に置かれていた政治・経済学科は法学部に移行し、1914（大正8）年帝国大学令が施行され、分科大学が学部と名称を変更した翌年法学部から経済学部が独立したのである¹⁸⁾。

III 中国の近代化の中での孔教問題と中体西用論

ここで日中両国の欧米学術思想の受容の過程を比較してみると、日本では幕末1850年代に欧米流の富強な国をつくるために、その基本となる学術の翻訳をはじめ、それを行政に反映させようとし、それが明治政府にも受け継がれていた点については先述した。一方中国では清末第二次アヘン戦争に敗れ、1860年に北京条約が結ばれるが、同年北京に各国との外交を担当する総理衙門が設置される。次に1863年になって外国書を翻訳する機関として同文館を北京に設立するが、当初は国際法に関するものだけで、なかなか他の学術分野に及ばなかつた。そ

17) 朝日百科『日本の歴史10』近代1（朝日新聞社1989年4月）所収、学校と試験、板倉聖宣、教育改善の手掛かりとして、太政官布告（第二百十四号）参照。

18) 山住正己著『日本教育小史—近現代』（岩波書店1990年2月）参照。

の理由は体制教学としての理学の尊重と、欧米の技術を奇技淫巧とする思想があったからである¹⁹⁾。

ところが清朝にあっても1842年第一次アヘン戦争の直後に編纂された魏源の『海国図志』は、外国のすぐれた軍事・産業技術の導入を提案していたが、この思想は中国ではあまり受け入れられず、むしろ日本で取り入れられたのである。この思想が中国で再び取り上げられるのは、1860年代になってからである。この時代洋務の必要性を痛感していた漢人官僚曾國藩・李鴻章・左宗棠は、欧米の軍事・産業技術を導入して、官督民弁の近代企業を設立した。1870年代曾國藩の死後清朝行政を担う存在となった李鴻章には、多くの開明的幕友がいて、政策立案に参画した。これら幕友は、欧米の思想を翻訳・研究し、欧米流の富強の国をつくることを目指した。これ等開明的幕友や官僚が依拠していた理論が中体西用論であった。即ち中国の伝統思想である儒学を理念として、西洋の優れた軍事・産業技術を用いて受容するというものであった。ただ儒学を経世の理論にする点については、魏源から始まり康有為・梁啓超に至る公羊經世学派と、義理学を原理としながらも経世をといた曾國藩に始まり張之洞に至る義理經世学派の二大潮流があった²⁰⁾。ところで開明派は日本ですでに翻訳されていたフォセットの著『Manual of Political Economy』を『富国策』として、またジュボンズの著『Political Economy』を『富国養民策』として公刊した²¹⁾。ここに見られるように、フォセットやジュボンズの著の訳語を日本のように経済としないで、富国としている。その理由は中国では経世済民を意味する経済と訳せなかったからであろう。

次に幕末・明治の日本が単に軍事・産業技術だけでなく、政治・経済制度の変革まで進んだのに比較して、中国では変法が議論されるのは、1880年代に入ってからである。1884-1885年の清仏戦争の敗北、そしてそれ以上に清朝当局に打撃を与えた1894-1895年の日清戦争の敗北によって、変法が政治課題となったのである。変法運動のリーダーであった康有為は、日本の明治維新に見習って行政改革を進言した。また漢人官僚李鴻章・張之洞らも、漸進的に変法することに同意した。1898年4月戊戌新政が開始されると軍機章京に任用された康有為は、孔聖を尊んで国教とする、立憲を定めて国会を開く、制度局を開き新政を議行すると、次々と重要事項を上奏する。なかでも康は孔子を改制主として神格化し、全国に教堂を建てて崇拜の対

19) 拙著『清代の政治と文化』（朋友書店2002年3月）、第二部第二章「文人王韜に関する一考察」―「開港後の清朝の文教政策」参照。

20) 拙著注3の著と同じ。第一章「清代政治思想研究」第四節「清末經世思想の二大潮流」参照。

21) 狭間直樹編『梁啓超 西洋近代思想受容と明治日本』（みすず書房1999年11月）所収、森時彦「梁啓超の経済思想」参照。

象としようとする²²⁾。その上奏文の中で、中国は尚多神の俗をなすが、いまだ専ら教主を奉じ、以て徳心を奉ずることを知らないと述べ、孔子を祭ることを提言する。そして更に孔子は天下の義を立て、宗族の義を立てたが、今は純ら国民の義の為であると述べ、孔教信仰によって、中国国民の精神的統一を図ろうとしたのである。康は朝廷が正学を敬教すると言うけれども、具文に等しいと述べたが、これに対して御史文悌が康有為を弾劾する。その理由は康の著作『孔子改制考』が変法を旨とし、変法の辞を孔子改制に託していることが許せないとのことであった。それとその改制の方向を西学にとり、範を日本に取っているのは、中国の儒学の伝統を無視した暴論であるとした。文悌ら政府部内の官僚が推薦した書物は、張之洞の『勸学篇』であった。この著は新政開始直後に公開され、倫紀、聖道といった道德原理、政治原理は、中学に依拠し、中学を補助する世事への対応といった面において西学を利用するというものである。この『勸学篇』を著した張が最も批判したのが康の『孔子改制考』であった²³⁾。

ところで康は日本の明治維新に見習って中国を立憲君主国家にする考えをもっていたのであるが、その際日本が神道によって国民精神を統合しようとしていた点に注目し、中国も孔子を神にせんとしたのである。この康の構想は張之洞のみならず弟子梁啓超にも批判された²⁴⁾。梁は孔教の倫理徳目が思想・教育の原理として重要である事は認めるが、宗教として信仰の対象にすることには否定的であった。戊戌新政における康有為の孔教を宗教にする思想及び政策を廃案にし、張之洞の『勸学篇』に基づいて儒学を道德原理・政治原理にする政策は清朝の滅亡まで継続した。それと共に張之洞の提案した西学の受容と実用化は、軍事・産業技術のみならず政治・経済制度にまで及んだ。辛亥革命が起こって王朝体制が崩壊すると共に、儒教の体制教学としての面は否定された。ただ民国成立直後は帝政運動を進めていた袁世凱に孔教は利用された。即ち孔教は国家的統合を図る思想的根拠にされたのである。このように孔教と中体西用論は清末の重要な政治課題・道德課題であった。

22) 『中国近代史文献彙編之一 戊戌変法文献彙編二』(鼎文書局1974年9月)所収「請尊孔聖为国教立教部教会以孔子紀年而廢淫祀摺」参照。ここに「將臣所著孔子改制考、新学偽經考、董子春秋学進呈……臣今所編撰、特發明孔子為改制教主、六經皆孔子所作、傳國人知教主、共尊信之。……自京師城野省府縣鄉、皆獨立孔子廟、以孔子配天、聽人民男女、皆祀謁之、粢菜奉花、必默誦聖經」とある。これに対して文悌は同書所収「嚴參康有為摺稿」に「其著作以變法為宗、而尤堪駭詫者、託詞孔子改制、謂孔子作春秋、西狩獲麟、為受命之符、以春秋變周、為孔子當一代王者、明似推崇孔教、實則自申其改制之義。……中国此日講求西法、所貴使中国之人明西法為中国用、以強中国」とあり、「孔子改制考」を批判すると共に中体西用論の必要性を提示している。

23) 拙著『中国近代政治思想史概説』(汲古書院1993年2月)第四章第一節「戊戌変法と改革思想」参照。

24) 『飲冰室全集(二) 国学基本叢書』(文光図書公司印行)所収、第二十一冊 論説文類專論「保教非所以尊孔論」1902(光緒28)年に「持保教論者、輒欲設教会、立教堂、定礼拝之儀式、著信仰之規條、事事慕仿佯耶。……孔子未嘗如耶穌之自号化身帝子……孔子人也。先聖也。先師也。」「論佞教与群治之關係」1902年に「吾以孔教者教育之教也。非宗教之教。其為教也、主於实行、不主於信仰。」

IV 学堂章程における経学科・政治・経済学科

ところで儒学、特に朱子の理学を正統教学として尊重し、それを学校教育の倫理科目として採用したのは、1905年に制定された改訂学堂章程である²⁵⁾。戊戌新政が始まった1898年4月康有為が総理衙門章京に任命されると、中央に京師大学堂を創設すると共に、科挙制廃止に向けて朝考制の廃止と、八股文による取士を停止することを公表した。ところが政変によって新政はすべて廃案になった。その契機になったのは、先述した張之洞の『勸学篇』である。ただ張は学堂の創設と科挙の廃止は必要と考えていた。義和団の乱後、保守派が後退して改革派張之洞等の発言権が増すと、まず行政改革を執行する機関として、1901年会議政務処が設置された。ここがまず行ったのが京師大学堂の開設である。このための学堂章程作成の任を遂行したのが、管学大臣張百熙である。因みに張は変法に関心をもっていたので、政変後一時免職されていたが、義和団の乱後再び登用された人物である。張の案では大学堂を政芸二科に分け、経史・政治・法律・通商・理財等を政科とし、声光・電化・農・工・医・算等を芸科とした。同年経済特科も復活し、実学優先の教育・取士制度が発足する。

ところがこの張の学堂章程案は、保守派の抵抗もあり実施されないうちに、その改訂が行われる。その任に当たったのが、管学大臣栄慶と湖広総督張之洞である。これが1905年制定された改訂学堂章程である。この章程実施後科挙は廃止された。この章程は辛亥革命によって清朝が滅亡するまで適用された。この章程は教育の理念を重視したところに特色がある。それは教科の第一に経学科を置いた点に見えている²⁶⁾。ここでは経学を研究する者は、務めて経義を以て之を実用に推すと、通経致用の意義を強調している。この章程は日本国大学を参考にして作成したとあるが、経学科を最も重視した点は日本の大学には見られない事であり、清朝政権の経世観を如実に示している。この欽定学堂章程作成後大学教育は軌道にのった。それと共に作成された京師法政学堂章程によって開設された法政学堂では、法律部門の学科目に理財原論、政治部門の学科目に財政学、社会学、統計学が設けられた²⁷⁾。このように清朝では法律と政治部門を並行していた。それにここにある理財原論は日本でいう経済の原理を学習するのであり、中国では経世を意味する経済という用語は使用できなかったのである。又財政学については、一層の充実を図り、財政学堂の設置を見るに至った。この学堂の趣旨は財政に通達する人材を養成することであり、学理研究と明体達用による近代的な財務官吏の育成を目的とするように、理念を重視していた²⁸⁾。総じていえば理学を体とし西学を用とする張之洞の思想

25) 多賀秋五郎著『近代中国教育資料 清末篇』(日本学術振興会刊、昭和47年3月)「解説」参照。

26) 多賀秋五郎著 注25と同じ。資料三一「奏定学堂章程」所収、「大学堂章程 経学研究法略解」参照。又「春秋三伝学問科目」に「近来康梁逆党即是依託後世公羊家謬説、以逞其乱逆之謀」とあり、「理学研究法」に「理学与経学之関繋、理学与政事之関繋、理学与世道之関繋、理学諸儒言行政事之実験、以外国学術証理学」とあり、後世の公羊学を非難すると共に理学を高く評価している。

27) 多賀秋五郎著 注25と同じ。

28) 多賀秋五郎著 注25と同じ。

が学校教育の基本となったのである。

ところで理財・財政・経済という用語の問題は、清末西学翻訳に従事していた学者によって取り上げられた。先述したように清朝の翻訳者は、フォセット、ジュボンズの著の Political Economy の訳語を経済としないで富国としたし、嚴復は生計としたが、これは日本が既に経済と訳していたのと相違している。因みに嚴復は Political Economy の訳語として経済は範囲が広すぎるし、中国語訳の理財は範囲が狭すぎると、いずれも採用しなかった。また梁啓超も一時 Political Economy の訳語として政術理財と訳したりしていた。しかし梁は最終的に嚴の生計に同意した。ところが生計という訳について、日本に留学していた中国人から問題提起された。このことが、戊戌政変後日本に亡命していた梁啓超によって、横浜で刊行した「新民叢報」でとりあげられた。その紙上で留学生が日本では Political Economy の訳語として経済学と命名されているが、中国では何故生計学と訳しているかという問いである。そのなかで質問者は日本人が Political Economy を訳して経済学としているのは、経は政治の義を含み、済は泉流の旨を寓しているから、この学の本義と極めて相い符しているとその妥当性を指摘した。それに対して中国では生計学と訳している根拠を明らかにしてほしいというのである。質問者が一番問題にしたいのは生計学では政治経済の意をその中に包括できない点であった。ここから一案として日本語の財政学を当てておくことを提案する。これに対して梁啓超は生計のことはふれないうで、財政は経済学の一部に過ぎないと、この点では日本人の訳による財政学は、経済学の全部を包挙できないことは明らかであるという。日本でも Political Economy の訳語として財政と称したこともあり、この点がこのような解釈が出てきて混乱を招いたといえる。しかし質問者の意図は Political Economy の訳語として少々の問題はあっても、経済をあてることが最も妥当性があると考えていたのに対して、梁啓超が日本人の訳語を襲用するのは不安であるといったのは、恐らく清朝では経済は経世のことであり、政治学に該当する用語であったからである²⁹⁾。

改訂学堂章程では第一に経学科を置き、第二に政法科を置いたが、この点日本が法学を重視していたのにくらべ、中国では法よりも倫理を、政治における法治よりも人治を尊重する思想がみえている。法の問題については、嚴復をはじめ清朝当局も中国の法体系の近代化とその立憲制の樹立に関心をむけはじめたが、東洋と西洋の政治体系が最も異なっていて、西洋の法体系を取り入れる事は容易でなかった。この問題について嚴復は中国では法的支配者が法を変えることができる点にあるので、儒教の全伝統と対峙し、あらゆる形態の君子の支配に対する非人格的な法の支配を強力に掲げる必要性を論じている。換言すれば中国では法とは支配者の統

29) 拙著 注3の著と同じ。第一章第四節 三「戊戌新政における科挙および学制改革」参照。ここで筆者は清末における欧米語の訳語の問題をとりあげ、とくに Economics についてのべている。この問題については、森時彦「生計学と経済学の間」(東方学報, 第七二冊, 2000年)に研究がある。

治のための方法であるのである。嚴復の研究者B・L・シュウォルツは、この点について、嚴復が西洋の法体系に合理性を認め、それと対象的に儒教の法体系、そしてその原理となっている思想を、非合理的なものとして批判したと述べている³⁰⁾。儒教における法よりも人と人との関係、それに政治優先の法思想は、自然法を基にして体系づけられた法治優先の西洋法とは相違していた。荀子の名言「治人ありて治法なし」は、体制教学としての儒学が否定されるまで理念として生きていた。梁啓超は「国を治むるに独り法のみ恃むにあらざるなり。法善しと雖も、其の人あらざれば、亦行なわれず。然れども、法をして而して善からざらしむれば、則ち不肖なる者、私便し、而して賢なる者、束手す」とあり、法よりも人が大切だが、法も善きものであるべきだと述べている³¹⁾。梁はまた「孔子曰く、政を為すは人に在り。其れ人存すれば、則ち其れ政挙す。其れ人亡すれば、則ち其れ政息む。此れ天下古今の通義、治道を言う者、能く易わる莫き也。近世法治人治の弁興りて自り、是に於いて始めて政を為すは、法在るの説を持つ者有り」と述べ、又「夫れ政を為すは人に在り、而して法は人あらざれば麗なし。……法治の義、既に今世能く易わる莫き所、治人有りと雖も、固より以て治法を忽にす可からず」³²⁾と述べ、政治を行うのは人であるが、法も亦大切であると指摘している。このように変法派の嚴復・梁啓超の法思想は中国の伝統的な人治と法治を共に生かす法の制度を模索してい

30) B・L・シュウォルツ著・平野健一郎訳『中国の近代化と知識人 嚴復と西洋』（東京大学出版会 1978年4月）参照。本著第四章から第九章にかけて嚴復が翻訳した洋書についての研究がある。第五章国富論の項には、「嚴復の読者がこの書から引き出した主要なメッセージが経済的個人主義という特定のメッセージよりも、経済発展という一般的な福音だったであろうことは十分に考えられることである」とのべている。第七章 法の精神の項には「この時代は満州政府自体が中国の法体系の近代化とその立憲制の樹立とに関心を向け始めた時代であった」とあり、嚴復も当然それに参加していたし、「東洋と西洋の政治体系がもつとも異なるところは法の問題にある」という意見の表明が見られるところに注目する。その相違とは、中国では法的支配者を変えることができるという点にあったという。第八章政治通史の項では、エドワード・ジェンクスの「A History of Politics」を翻訳し、「ジェンクスの解釈において中心的な関心対象となるのは、合理化された近代国家の登場であって、産業革命ではなかった」という点を強調する。そして結論として政治通史への注釈は、むしろ人類の未来のイメージを近代西洋に求める前進的進化の信条の総括をなすものであった。儒教の価値は単に誤っているだけでない。それはとっくに忘却の淵に沈められていたはずの社会発展段階を時代錯誤的に反映しているのであったとのべている。ところで嚴復はジェンクスの著を「社会通鑑」と翻訳している点である。これはジェンクスの図式がスペンサーの社会進化論に一致するという点にも由来していると思われる。しかし、このことよりもPoliticsの訳語として政治という用語を使用する必然性がなかったことにある。すなわち当時の中国では政治は経世の意味であったからである。またシュウォルツのこれら翻訳書に対する解釈は、嚴復が西洋の法体系に合理性を認め、それと対象的に儒教の法体系そしてその原理となっている思想を、非合理的なものとして批判したと述べている点については、検討の余地がある。

31) 梁啓超著『飲冰室全集 論説文類 專論』（文光図書公司印行）所収、「箴立法家」参照。

32) 注31と同じ。「立憲政体与政治道德」参照。

『飲冰室文集之十五』『中国法理学発達史論』『法治主義の発生』第二節「人治主義與法治主義」の中で「儒家固甚尊人治者也。而其所以尊者、非以其人 仍以其法。蓋儒家崇拜古聖人者 謂古聖人能知自然法。能応用自然法以制人定法也。故儒家者非特簡單膚淺の人治主義 実合人治法治以調和之者也。」とあり、儒家の尊ぶ人治とは法に基づくものであり、その調和したものが治であるとのべている。

た。梁は憲法問題を論じた時に、憲法条文と政治慣習は相引きで相成るのであると両者を調和させる案を提示している。

対するに日本では明治初年政治学者加藤弘之は、「荀子に治人ありて治法なしといひ、又法者治の端也……所謂治の端たる法が、又治の原となるのでござるから、くれぐれも唯だ治人を俟ちて治法を忽にするは、大いに誤りたりと思はるるでござる」³³⁾と述べ治人よりも治法が重要であるという。このような法治優先の思想は、加藤が西洋法を学ぶ中で会得したものである。ここに明治初年西洋より法治思想を取り入れ、其れを直ちに政治に生かせようとした日本と、戊戌変法期になってもその受容に失敗した清朝との相違が、ここにあった点を注目する必要がある。清朝は晩年になって立憲君主政治機構をつくるために新政を開始する。その中で科挙の廃止、大学堂の設立といった教育改革と、任官制度の変革、諮議局・資政院等の地方・中央議会制度の設立を実施する。しかし儒教理念は王朝滅亡まで遵守された。

中華民国成立後王朝体制の理念として用いられていた経世学は消滅した³⁴⁾。最も一時的には『民国経世文編』が編纂されていた。湯震の序によると賀長齡の『皇朝経世文編』の例に基づいてこれを刊行し、取材は則ち経世を注重しているとあるが、但ここでいう経世の根拠として「周公官礼を作り、孔子麟経（春秋）を訂し、因りて其れ常法と為す」³⁵⁾とあるように孔教をあげている。これは1913（民国二）年袁世凱政権下に刊行されたものであるから、この政権の孔教重視の方向と、軌を一にしていたものと考えられる。また編者がこれを編集するのは、国民政治の常識を増進し、以て政法学を研究するの一助と為すといっているのは、経世とは政治を基本とするという、王朝時代の伝統的な思想を受け継いでいたといえよう。ここには孔教は宗教とせず倫理として位置づけてはいるが、孔教を国家統合の理念として採用しようとした意図が伺われる。またその理念の下に政治が行なわれるものであるというのである。その一方で1912（民国元）年教育総長となった蔡元培は、教育会議で普通教育では読経を廃止し、大学校では経科を廃止して、文科の哲学・史学・文学の三門に分入するという教育課程の変更を実施

33) 加藤弘之著『真政大意』（谷山権蔵梓、明治庚午七月）参照。『日本の名著』注6の著と同じ。同著所収、植手通有「明治啓蒙思想の形成とその脆弱性—西周と加藤弘之を中心として」の中で、氏は「彼らが政治の問題を制度の問題として捉えていた」ここが政治を為政者の心術としていた横井小楠と相違していると述べている。そして啓蒙思想家は徂徠学の思想を媒介として政治における制度の意義を把握するに至ったと推測されるという。

34) 拙著 注3の著と同じ。第一章第四節 四「辛亥革命後の教育改革と思想」参照。

35) 『民国経世文編』民国二年十月「湯震の序及び叙言」参照。

した³⁶⁾。この事によって経世学の理念的根拠になっていた儒学部門は、哲学・史学・文学三門に分けられ、その実用面での政治・経済を一体とする部門は、政治と経済の二門に分けられた。ここに経学と結びついて使用されていた経世という用語は使用されなくなった。ただこれが一挙に実現したのでなく、民国二年には先述したように孔教と結びついた経世学が復活する。この動きは袁世凱死亡後も袁を引き継いだ黎元洪・馮国璋・徐世昌といった軍閥政権に受け継がれる。

1921（民国十）年陳煥章は「経世報」を発刊する。その辞で、陳は「経世報何の為に作る。曰く経世する所以なり。莊子曰く、春秋は経世先王の志にして、先王は孔子也。経世は既に孔子の志為れば、則ち吾人の孔子を学ぶを願う者は、自ら当に孔子の志す所を志して、而して経世を以て事と為すべし。此れ経世報の作る所以なり」と述べている。これに対して蔡元培は孔教を以て国教と為すのに反対したし、また欽定教育宗旨にあった尊孔も信教の自由と相違しているとし、これらと孔子本来の学術とを分けて論ずべきだといっている。民国三年袁世凱が失脚すると、孔教の国教化は論ぜられなくなり、蔡元培の教育方針は是認されるようになる。即ち孔教は倫理・哲学として位置づけられたのである。蔡元培は新教育の方針として軍国主義、実利主義、徳育主義をあげたが、これらは政治に隷属する教育であるという。すなわちこの点において政治優先の思想があったといえる。そして梁啓超が政は人なりといったように、人治のあり方こそ肝要と考えられた。この人治主義は民国成立以降人民共和国になっても存続している。それと共に政治と経済を一体化した経世済民の思想も尊重されている。即ちその思想とは政治課題としての国家と民生の安定であり、具体的には国用（国家財政）と民の家計の充実である。この課題が容易に実現しなかった理由は様々あろう。この点については日本の中国侵略も含めて今後検証することは必要である。

この小論では、中国の近代化の歩みの中で、学術・学校制度面で日本のものを参考にしたものの、儒学に代表される伝統思想を遵守した事、又法よりも人や政を重視する点について明らかにした。この点が欧米思想や制度を参酌して欧米流の国家作りを目指した日本と相違している。この日本にあって幕末経世済民を目標として国家と民生の安定に努めた志士の思想と行動は、明治政府成立後どのように受け継がれたかという問題がある。政治哲学としての儒学思想

36) 孫徳中編『蔡元培先生遺文類鈔』（民国五〇年元旦 復興書局）第二類 教育一「對於教育方針之意見」、二「対教育宗旨案之説明」参照。孫常煒編『蔡元培先生全集』（台湾商務印書館公司民国五八年三月）所収、「言論与演説三部」の「法政学報週年紀念会演説詞」参照。後藤延子「蔡元培と宗教」（その二）—第二章 孔教＝祖先教の構想『信州大学人文学部 人文科学論集 第三十五号別刷』（2001年3月）所収参照。本稿によると蔡元培は1902年2月に「説孔氏祖先教」を書き、孔教を宗教と規定した事、しかもそれが国民国家形成のための護国の宗教であったと述べている。しかし蔡が創り上げようとした孔教はその後跡形なく消えた理由に孔教も儒教の一部に変わりないと認識したからであること、そして蔡の求めたものは、中国の伝統的な文化、哲学の歩みの中から生み出され、同時に近代自然科学の検証に耐えうる普遍的真理性であったという。

が明治の新思想研究の中で否定された時、経世済民の思想も使用されなくなる。それに変わる欧米流の法学・政治・経済学が新思想として重んぜられる過程について検証した。ただ経世済民は近代国家にあっても重要な政治課題であることには変わらないし、それをどのように実施するかは、日本・中国にとっても現代的課題である。

1989-1992年ブッシュ(シニア)大統領任期中の 中米関係に対する中国知識人の反応

—中華アメリカ学会を中心視点として—

牛 大 勇
(劉 勇 訳)

中華アメリカ学会 (The Chinese Association for American Studies: CAAS) (以下「学会」と略記する) は、1988年12月14日北京で設立された。この学会は中国全土のアメリカ研究の連絡と調整をはかる学術団体である。その主旨は「中国のアメリカに関する研究を發展させ、中国人民のアメリカへの理解を深め、アメリカに関する研究と教育面での国内外の学術交流を促進し、中国の現代化事業と世界の平和と進歩に貢献すること」にある¹⁾。

この学会は団体会員制を採用し、その中心メンバーは中国社会科学院アメリカ研究所である。当該研究所は各方面からアメリカの政治、経済、文化、社会、外交と軍事など諸分野の現状を全面的に研究する学術機関である。学会の秘書処(事務局)は当該研究所に設置し、日常の会務を担当する。また全国規模の学会活動一般も、当該研究所が先頭にたって運営活動を行う。その他のメンバーには北京大学アメリカ研究センター、南開大学アメリカ史研究所、南京大学—ジョン・ホプキンス大学中米文化研究センター、武漢大学アメリカ・カナダ経済研究所、中国アメリカ史研究会、中米関係史専門研究委員会などがある。その成立初期の57団体から早くも100以上の団体にまで發展している。中国の全国の大学と研究機関にあるアメリカ学研究セクターがほとんど含まれている²⁾。

その主要な活動は全国各地でアメリカを研究する学者や専門家と連携し、専門的にアメリカを研究する団体と機関の活動を調整し、情報と研究成果の交流を提供する。アメリカ問題に関する学術討論会、報告会と講習コースを組織する。アメリカや他の国にある関連学術団体と学術交流を行う。中米両国にとって重要な意義をもつ記念活動を開催する。『美国研究』(隔月刊)と『美国学会通訊』(不定期)の刊行、また他の分野でのアメリカに関する研究成果を編輯・出版している。そしてアメリカ・フォード基金の援助の下で“アメリカ学著作出版補助金”制度を設立した³⁾。

1) 「中華美国学会暫行章程」『中華美国学会通訊』1989年1月、第1期、2頁。

2) 『中華美国学会通訊』1989年1月～1990年6月、第1～5期。

3) 「中華美国学会“美国学著作出版補助基金”管理条例」(修正版)『中華美国学会通訊』1994年4月、第8期、4-5頁。

学会会長の李慎之氏は学識深い国際問題の専門家である。李氏は50年代に新華社国際通信の編集と翻訳の仕事を主管した。1957年に「大民主」を主張したため、毛沢東から公然と批判されて、名だたる「右派」となった。その後名誉は回復されたが、李氏はずっと自らの思想を毛沢東と比べ、確かに真の右派に属していると考えている。学会成立の際には、李氏は、すでに中国社会科学院副院長を務めていた。そして、自由な思想と民主的な態度でよく知られていた。学会が成立した数ヵ月後に「六・四事件」（天安門事件）が発生し、李氏は、政府に学生の民主要求に応じて互いにより協力関係を構築すべきだと呼びかけたばかりでなく、政府の戒厳令が出された後も、自分は「銃剣の下で官職につきたくない」と明言し、とうとう「副院長」の職務を失った。その後、李氏は、引き続き学会の活動を指導して、たちまち中国自由派知識人の精神的指導者となった⁴⁾。

学会の主要な経費の出所については、その一部分は中国社会科学院からの配当金である。また一部分はアメリカ・フォード基金の援助である。団体会員は会費を納めなければならないが、その額はささやかなものである⁵⁾。

中国の改革開放の過程に、教師、研究者や大学生はずっと積極的な役割をはたしてきた。中米関係の発展にも重要な影響を与えた。前述したように、学会の団体会員は全国の主要な大学と研究機関の関連機構を含むため、アメリカ学と中米関係に関する教育と研究に従事する中国知識人は多かれ少なかれこの学会の活動に参加しているといえる。彼らは各種の刊行物、著作、学術会議および外国との交流活動を通じて、アメリカ問題や中米関係等についての見解を發表してきた。これらの活動は、国家政策決定のプロセスに影響を与えているだけでなく、さらに重要なことは青年を含むより広い社会層に影響を与えつつあることである。

1989年から1993年の初頭にかけて、ちょうどブッシュ（シニア）がアメリカ大統領に就任していた時期である。この時期の中米関係においては「六・四風波」と旧ソ連、東欧の大変動によって、大きな波乱を経験した。学会活動にかかわってきた中国知識人のこの時期における中米関係に対する反応は、彼等が長い間形成してきた見方を典型的に反映していた。その思想と見解はそれぞれ民間の意見と政府の政策に表明され、またそれらに影響を与えているので、真剣に総括する価値がある。

現在、この問題に関しては、当時の社会的調査統計のデータが足りないため、上記の知識人の発表した論文と著作などを研究の根拠として利用することしかできない。もちろん、高度な中央集権社会の中では、どの時期の出版物も、当時の言論の守るべき「尺度」に沿うものである。したがって本研究の内容は彼らによって当初伝えられた意見だけにとどまり、彼等が公表

4) 『懷念李慎之』上、下冊、非正式出版物、2003年5月参照。

5) 「中華美国学会章程」（1996年8月9日第3回理事会議修正・採択）『中華美国学会通訊』1996年9月、第11期、4-5頁。

しなかった見解がどうであったかは確認できない。

このような制限があるにもかかわらず、われわれの仕事は普通の人の意見を研究対象とするものではないし、政治家や宣伝家たちの主張でもない。その対象はこの専門領域の知識人集団が学術研究にもとづいて発表した理性的な見解である。したがって、各種の異なる意見を代表する学術論文と著作を十分に選択することで、分析資料にさまざまな立場をひろく代表させることはできると思う。

I

1979年の中米国交正常化から、1989年のアメリカのブッシュ大統領就任までの間に、中国人のアメリカに対する長い間の敵対的な心理は基本的に転換した。それと同時に、アメリカを買いかぶる「アメリカフィーバー」の温度も下がってしまった⁶⁾。多くの人々が、アメリカは「矛盾に満ちた国」である⁷⁾、アメリカは「天国でもなければ、地獄でもない。各方面において独自性をもつ国である。われわれにとって理解と探求に値する」という、よりバランスのとれた観点を受け入れている⁸⁾。

ブッシュがアメリカ大統領に選ばれた時は、ちょうど中国の民主的な空気が最も伸びやかで、最も活発な時期であった。中国の知識人社会のアメリカに対する認識はこれまでになく開放され、中米関係の健全な発展に大きな期待を寄せていた。ある人は「中米関係の基礎はより強固となり、両国の関係の発展はすでに比較的安定的で成熟した段階に入ってきた」と賛美した⁹⁾。

当時の知識人社会は、アメリカ人民の創業精神と経済的達成をひろく賛美するだけでなく、アメリカ文化と政治体制を積極的に評価し始めた。ある若手研究者は、アメリカの民主主義政治体制のメリット、例えば権力間の制約作用、法律尊重等について中国にとって学ぶべき価値がある、と率直に指摘した¹⁰⁾。

青年政治学者王滬寧はアメリカへの半年間の研究訪問を通して、1989年4月に一冊の書物を書いた。王氏は、かつて中国人は単純にアメリカを「資産階級独裁」と「余剰価値搾取」の国と見なしていたが、その見方は、一方的に偏っていた考え方であり、また、現在、アメリカを、完璧な天国だとみなすのも事実に合わせていないとしている。王氏は、アメリカの三権分立

6) 「豊かな大地、美しい風景、先進的な科学技術、発達した工業と豊かな農業」という中国の有名な外交家黄鎮が1979年に感じたアメリカは、中国人のアメリカの好い面に対する評価を代表している。「在華盛頓的日子里」『人民日報』1979年1月28日。

7) 李延寧「美国——個充滿矛盾的国家」『環球』1984年，12期。

8) 張彦「一個駐美国記者的見聞」中国新聞出版社，1988年，2頁。

9) 張也白「中美關係的歷史回顧——紀念中美建交十周年」『美国研究參考資料』1989年，第1期。

10) 李世洞「研究美国，促進四化」『九江師專學報』1989年，第1期。陳啓能著『美国思想庫和美国社会——訪美札記』社会科学文献出版社，1987年，59頁。

の政治体制、権力間の制約しあう構造のすぐれた点を十分に肯定するとともに、この政治体制の弊害をも指摘した。この本の出版がちょうど中国の「平和移行」（社会主義から資本主義への平和移行）と「全面的な西洋化」に反対する政治運動が展開されたばかりの1991年と重なっていたため、本書の中ではアメリカ政治体制の長所・短所を取捨する態度を明確にあらわしていないことは理解に難くない。その後、著者は江沢民の「特別補佐」となり、中国共産党中央政治研究室の副主任を務めた¹¹⁾。

また、『アメリカ政府とアメリカ政治』という著書は、中国の学者がその当時に書いたものの中では、分量が最も多くて、最も力のこもったアメリカ政治紹介の専門書である。この書は1989年学会の常務理事の李道揆の手で書き上げられたものであるが、本書の中で、アメリカの民主は政治的民主から社会的民主へと拡大しつつある。アメリカの政治体制はその歴史的先進性を持つとともに、現実的な合理性と技術的な有効性を持っている。多様化がアメリカの政治生活の特色である、と述べている¹²⁾。

もし当時不測の事件が発生しさえしなければ、中国の政治体制の改革はよるよるとした足取りになることを免れないとはいえ、アメリカ・モデルを参考にしながら模索しつつゆっくりと前に進むことになったであろうとおおよそは推測することができる。

ブッシュが大統領に当選したがまだ就任しない時に、中米両国の学者が、1988年12月北京に集まり、国交回復後10年来の両国の関係発展を討論し、今後の見通しを予測した。その会議は楽観的な雰囲気包まれていた。中国側の主催者は長い間準備してきた学会の成立をここで正式に宣言した。中国側の参加者は中国の対外関係についてやや深刻な反省を行い、中国には「自らの意志で国を閉ざしてきた歴史」があることを認めた。幸いなことに、中国政府は、その当時「国家間の関係はイデオロギーと社会制度を越える」、今後は「社会制度とイデオロギーを、親疎、好悪の基準としない」ことをすでに明確に決定していた。

学会の常務理事資中筠は、「大多数の中国人は現代化を思うときに、皆自覚的あるいは無自覚的にアメリカを連想する。幅広い階層の人々は現代化を追求する過程で、自然にアメリカという国を重要な参照項とみなしている」と認めた。参加者たちは、中国は地理的な政治関係ではアメリカと利害の衝突がない。中米友好という前提のもとに、中国が発展すればするほど、アメリカはこの地域での後顧の憂いがない。また、アメリカ側が中国の現代化過程で大きな役割をはたせばはたすほど、中国との良好な関係もさらに安定することになると考えた。

中国の改革方向は経済上では市場の役割を強化し、政治上では民主化し、思想上ではドグマの束縛を打破し、全面開放に向かって発展している。アメリカの対外政策の指導理念の一つは、世界各地がこういう方向へ発展するのを奨励することである。両国にとってこの方面で

11) 王沪寧著『美国反对美国』上海文芸出版社、1991年、3頁。

12) 李道揆『美国政府和美国政治』中国社会科学出版社、1990年。

の思惑が一致する。両国間の経済的利益性は競争性を上回っている。両国はこの方面で一致している。文化交流に至っては、アメリカの中国への無形の影響は、目に見える影響よりずっとはかりしれないものがある。文化的交流は中国人を「自らの文化と全く異なる文化体系に接触させ、異なる発想と価値観を理解させる。とくに知識界に与えた衝撃はきわめて強烈なものがある」。さらに何千何万の中国の青年は思想形成の過程でアメリカの基本的な価値基準を受け入れている¹³⁾。

興味深いのは、多数の参加者がアメリカ文化の中国文化への衝撃を好ましいことと考えていたことである。逆に鎖国の引き換えとなる「価値観の統一」こそが、本当の文化的危機と考えた。なぜなら、こうした「価値観の統一」は、人民の思考の権利を奪うことになり、大衆の思想的な能力を破壊して、民族全体の精神文化を貧困な状態に向かわせるからである。「思想解放は、アメリカ文化の衝撃がもたらした最も重要な社会的影響である」。さらにある短文は、「『衝撃』よ、もっと激しく来い」という人目を引く題名で、多数の中国知識人に対しアメリカ文化の衝撃への態度を表した¹⁴⁾。

中国の学者が深く憂えているのは台湾問題である。この問題は中米関係の中における不安定要因であり、「何時炸裂するか分らぬ爆弾」でさえある。アメリカ側が台湾海峡地域で保持している政策の「刻意的模糊」(「工夫を凝らした曖昧さ」(calculated ambiguity))に対して、学会副秘書長の何迪は、この政策は台湾地域の安定に不利であると指摘した。しかし、何氏のブッシュ政権に対する期待は、一般的な中国学者と各界の人士をよく代表している。「アメリカの新たに当選した大統領は、中国人民の旧友であり、両国の国交正常化の推進者のひとりである」。「彼の任期中は、アメリカ政府が、台湾というデリケートな問題において、引き続き慎重な態度を取ることを信じている」¹⁵⁾。そして、国家安全の角度からアメリカの戦略傾向を研究する学者たちも非常に楽観的な態度を抱き、ブッシュ政府が戦略利益を主要な基礎とし、経済要因を重視し、全面的に中米関係を発展させると考えていた。台湾、チベット、人権などの問題があるにもかかわらず、両国関係の将来は明るいと考えられた¹⁶⁾。

ところが、これらの楽観的な予測と同時に、比較的冷静な中国学者の中ではかすかに風波の到来が感じられていた。彼らの憂慮は、アメリカ側についていえば「その外交の最終目標はやはり全世界でアメリカの制度、政治思想、価値観を推進する」、ということである。超大国としてのアメリカは、台湾問題、チベット問題、人権、あるいは一人っ子政策においてさえも、中国の内政に干渉し、両国関係におけるイデオロギーの要素の役割を引き続きネガティブな

13) 資中筠「利益的匯合：国家関係の基礎—写在中美建交十周年之際」中国科学院美国研究所・中華美国学会編集『中美関係十年』、商務印書館、21、25-27、29、31頁。

14) 邓方「社会文化專題組討論紀要」同上、351-352頁。

15) 何迪「美台関係十年」同上、99、104、106頁。

16) 王惠洪「美国戰略“新觀念”和布什政府的对外政策趨向」『現代國際關係』1989年、第1期、25頁。

ものにしようとしている。中国側についていえば、「ある青年は、中国民主改革のさし迫った必要性を痛感し、何もかもアメリカの制度を手本にして、急進的且つ中国の実情に合わない要求を提出した。これらの状況は又政権担当者の人心の動揺に対する憂慮を引き起こし、したがってアメリカとの文化交流に対する疑念を生んだ」¹⁷⁾。

これらの懸念は学会会議のあとわずか数カ月の中に現実的なものになった。

II

ブッシュ政権発足の3ヵ月後、中国では学生と知識人を中心とする政治運動が発生した。急進的な学生運動は大きな弾圧をこうむった。これによって中米関係は急転直下変化した。知識人のアメリカ観と両国関係の見方についても、当時発表された論文と著作について論ずるならば、その政治環境の影響を受けざるを得ないため幾つかの変化を生じた。

学生運動の最中、天安門広場に建てられた「民主女神像」は、一部の青年知識人のアメリカ政治体制を手本とした理想を典型的に表現している。さらにある論文はアメリカの「開国の元勳」であるジョージ・ワシントンが政治生涯の中で二度も引退した事例を挙げて、これは重視すべき歴史の経験である、「人々がみな個人より制度が大切だと考えるようになったら、よい政治体制は人民大衆の創造力を呼び起こし、持続的、安定的に経済と社会全体の進歩を推進することができる。もし制度が不健全だとしたら、たとえいくら賢明な指導者がいても人民と政治の衰亡は免れ難いし、さらには社会的動乱を引き起こす可能性もある」と述べている。この時期だけに、このような喩えは意味深長であった¹⁸⁾。

ブッシュ政権は早速中国に対して一連の制裁措置をとったが、それは中国に複雑な影響をもたらした。近代以来民族主義の旺盛な中国人の中に、相当の反感を引き起こした。学者たちも再びアメリカ国家及びその対外関係の特性を認識し始めた。こうした新しい認識は、中米関係上の幾つかのデリケートな問題に反映した。その中には、平和移行戦略、覇権主義、台湾問題、チベット問題、民主人権、貿易摩擦などが挙げられる。

「美国之音」(Voice of America) ラジオ放送は中国政府とマスコミの猛烈な攻撃の対象となり、当該放送は「六・四政治風波」の中で特に悪い役割を果たすと非難された。ある人はその著書の中で「美国之音」は自由民主の声ではなく、アメリカの世界戦略を押し広める道具であり、アメリカ政府の外交政策に奉仕するものである。その目標の一つは中国に対して「平和移行」を行うことにあると指摘した¹⁹⁾。

1989年夏以後、学会に所属する団体の一部の学術出版物もまた、アメリカの民主制度、平

17) 資中筠 注13) の引用文献, 33頁。

18) 高放「華盛頓の兩次英明的選択」『光明日報』1989年5月1日。

19) 畢波『美国之音透視』青島出版社, 1991年。

和移行戦略と新たな抑圧戦略に対する大批判の渦の中に巻き込まれて、両国のイデオロギー上の対抗性を強調し始めた。またある人は古い帳簿をめくって、トルーマンとアイゼンハワーの時代の反共運動の高揚の時代をあげて再びその清算をはかった²⁰⁾。

平和移行戦略の思想的根源を追求する際、ある学者は、アメリカは対外関係上では依然帝国主義、覇権主義の精神を引き継ぎつつ、何かあればすぐに他国の内政に干渉し、唯我独尊の姿勢をあらわす。とくに第三世界の国々をよくいじめる。その超大国の心理状態によって、多くの災いの種と後遺症を撒き散らした。中米関係の問題では、アメリカ側の言行は一致せず、たびたび中国人民の感情を傷つけ、両国関係の健全な発展に障碍と落とし穴となった、と指摘した²¹⁾。

学会の常務理事、アメリカ外交史の専門家楊生茂教授は、「拡張こそはアメリカの対外政策史全体を貫く基本線であり、その外交政策の発展を理解する鍵でもある」と指摘する。アメリカの拡張主義の理論的中心は使命感であり、致命的な弱点は優越を自任する唯我独尊の態度である。この民族的優越感や倨傲の意識は一旦極端にはたらくと、威張って他人をあごで使い、大きな力で小さなものをだまし、富によって貧しいものをあざむき、強によって弱をしのぐことになる。「こうした霸道によるやり方は、『リーダーシップを発揮すること』、あるいは『義務』を『引き受ける』と大言壮語するが、実際には自らが道義に背けば助けは少なく、思うようにゆかない苦境に置かれる。このやり方は遅かれ早かれ民族の運命を危険の境地に導く」と楊氏は強調した²²⁾。

覇権主義と関係のあるもう一つの問題は人権問題である。ある人は、アメリカが自分の好き嫌いを基準として他国の人権状況を批評した後、政治、経済、外交、宣伝などの種々の手段を通じてアメリカの基準を他国に受け入れることを脅迫する。これは他国の内政に対する乱暴な干渉であり、覇権主義の表われである、としている²³⁾。

練性乾氏は、婉曲にアメリカの対外政策を評論している。「他人の事に口出しをするのが好きだが、それがならわしとなって、改めようとしても難しい。アメリカ議会には『人権委員会』があり、毎年世界『人権』問題の報告を発表する。分厚い報告書はすべて他国の内政に関するものであり、誰もアメリカに頼みもしなかったものだ。これは政府側のものだが、マスコ

20) 王琳「従水門事件看美国民主制度的虚偽性」『世界歴史』1989年、第5期。

夏立平「討論布什政府的超越遏制战略」『美国研究参考資料』1989年、第12期。

郝潤昌「論美国对蘇連の平和演变战略—‘超越遏制’战略」『美国研究参考資料』1990年、第1期。

庄去病「評布什的“超越遏制”政策」『世界知識』1989年、第18期。

行健「美国历史上的反共歇斯底里—杜魯門和艾森豪威爾時期和反共高潮」『美国研究参考資料』1989年、第11、12期、1990年、第1、3期。

21) 霍世亮「論杜勃斯的和平哲学及其和平变革說」『美国研究』1990年、第1期。

22) 楊生茂「美国外交政策史三論」『歴史研究』1991年、第2期。

23) 張宏毅編著『美国人権与人権外交』人民出版社、1993年、53頁。

ミと民衆の中にもこうした人がいる。……また中国の一人っ子政策の問題についてもガタガタと騒ぎ立ててやまない。もし中国が産児制限計画を実行せず、人口が20億、30億に達すると、アメリカにとって、また世界にとってどのようないいところがあるのか²⁴⁾。

覇権と拡張の具体的な表現は台湾問題とチベット問題における干渉である。

学会で活動する一部の学者は、1991年に一冊の書物を共同で出版し、1949-1989年の米台関係について初歩的な総括を行なった。その重要な結論は、アメリカの台湾政策の軸は台湾と大陸を分離させることである。老練な学者の資中筠はその序言で、1989年以後、両国間の摩擦は「六・四事件」関係の問題と中国の開放政策の実行上の問題に集中した。しかし、中国が統一しない限り、台湾問題はなくなるということはない。台湾問題は引き続き焦点問題となりつつある。「アメリカ政界には台湾を分離させようとする勢力がずっと存在し、中米関係は今後も紆余曲折し複雑な状況があるため、アメリカの台湾政策は両国関係に影響をもたらすものと十分考えられる」と語っている²⁵⁾。

チベット問題を研究する中国の学者は、「六・四事件」によってアメリカ政府のチベット人権問題への関心が強まったという。ブッシュ大統領もこれまでの穏やかで慎重な政策を一変させ、ますます強硬姿勢に転じた。1991年4月18日に、ブッシュ大統領はダライ・ラマと会見し、アメリカ政府によるチベット問題への関心が新たなレベルに達したことを表明した。アメリカが人権問題を前面に出して対中政策を強化した背景には、「湾岸戦争が、これまでの孤立主義政策に主導されたアメリカ社会の思想潮流の現状を変え、アメリカ人の自信が鼓舞された。さらに世界の支配者たろうとする幻想を膨らませた。彼らは国際舞台で大きな棍棒を振り回したくてうずうずしている。ダライ・ラマとの会見はブッシュ政権のいわゆる公正に各国人民に対応する原則の具体的な活用事例である。それも世界の警察になろうとする努力である」²⁶⁾。

III

こうしたアメリカ批判のどよめきの中で、比較のおだやかで冷静な見方もある。学会の刊行物上には、アメリカの議会の「六・四事件」に対する反応を分析して、次のように指摘した文章がある。すなわち、アメリカ議会とブッシュ大統領との間に対中国政策について、主として二つの点で相違がある。第一に、国家の政策目標として、議会は人権の重要性を一層強調した。第二に、中国に影響を与える手段として、議会はもっと強行的手段をとって中国の変革を迫るべきだと主張した、というのである²⁷⁾。

24) 練性乾『可愛的美国佬』国際文化出版公司、1990年、第2版、205、208頁。

25) 資中筠、何迪『美台関係四十年』人民出版社、1991年11月、4、7頁。

26) 張植榮『国際関係与西藏問題』旅行教育出版社、1994年9月、188-189頁。

27) 顔豊「美国国会针对中国政府平暴措施的主要活動綜述」『美国研究参考資料』1990年、第4期。

一人の経験ゆたかなアメリカ研究者は、90年代の世界の構図は多極、多元、交差、現実主義、変化しやすいという諸特徴がある。我々は、アメリカがまだ新しい青写真を出さないとき、「引き続きこれまでの方式で行動しようとしていると考えてはならない」と提言した。彼は、1990年後半までに、アメリカで接触した学术界、外交界、政界と経済界の人々から、もはや冷戦時代の論調は聞かれなかった。皆がそれぞれ新たな方向性を探り始めている。アメリカは多元化社会であるため、個々の議員、有名新聞、政界人の言説を軽々に政府の意図を反映したものとして理解することはできない。またアメリカは商業化社会であるため、経済的発想は各分野の共通の基盤であり、政策と国益を考慮する場合でも原価と利益のバランスから離れて考えることができない。「もし、アメリカの外交政策の重点が社会主義国家に対して『平和移行』を実施しようということならば、必ず、それは重要であるかどうか、いつやるのか？ アメリカにとってそれを実施することにどのような利益があるのか？ どれほどの代価を支払わなければならないのか？ 実施する基礎があるかどうか？」をはっきりさせなければならない。つまり、「アメリカに対する問題観察の基点を過去の観念や枝葉末節ものに立脚しないようにすべきである」と言明した²⁸⁾。

中国の学者は中米関係の後退を深く憂慮した。政治家たちが賢明な選択をしさえすれば、双方の関係はまだ好転できると考えた。1990年4月21日ワシントンで開かれた国際シンポジウムで、北京大学の羅榮渠教授は、アメリカは歴史の教訓を汲み取って、自らの対中国政策の影響力を過大視し、中国人の自己の政策への影響力を過小評価しないようにすべきであると警告した。アメリカよりもっと影響力をもったある大国（五十年代のソ連を指す）がかつて中国に突然の圧力で中国を制圧しようとしたときですら、全くその反対の結果になった。中国人もまた自分が犯したあやまちの中から経験を汲みとり、鎖国自守による発展ではなく、開放的な発展に向い、政策の弾力性を保持すべきである。「アメリカの賢明なる政治家たちについて言えば、もし彼等が真に中国の現代化を援助したいとおもうならば、米中両国関係における積極的で健康な要因を大事にし、消極的病的な要因を避け、それらを助長しないように私は希望したい」。また「私は米中関係が何か順調にゆかない場合すぐに後退することを望まない」。これらの言葉はアメリカの政治家に向かって語ったものであるが、実際には中国の政治家にも聞かせる話であろう。これは双方に対する意味深長な忠告と理解することができる²⁹⁾。

80年代の半ばから編纂の始まった大部なアメリカ研究シリーズ（9冊）の刊行は、1989年後も中断されず、学会の編集者・著者の努力によって続々と出版された。これらの叢書は、商務印書館編輯の『美国叢書』、中国社会科学出版社編輯の『美国訳叢』、三聯書店編輯の『美国文化叢書』、汪熙編著『中米関係研究叢書』、丁名楠編著『中米関係史叢書』、董梁山編著『美

28) 李国友「海湾戦争後の美国」『美国研究』1991年、第4期。

29) 羅榮渠「世界風雲変幻中的政治選択—対美中関係の一種中国観点」『北京大学学报』1992年、第2期。

国与美国人叢書』、劉緒貽編著『美国現代史叢書』、楊生茂と劉緒貽編著『美国通史叢書』、上海外国語教育出版社『美国文学史論叢』を含んでいる。これらの価値ある學術論著の出版が、中国人民のアメリカへの理解を深めるとともに、今後もっと広くて長い視線で中米間の種々の問題を認識させることは疑いない。

中米関係あるいはアメリカ問題を研究している中国の学者は、両国間に一時出現した若干の風波に対して多くは客観的に理解し、冷静に対応した。当然、以前に比べて、アメリカの対中国政策中のイデオロギー、国家利益、安全政策などの要素が複雑に作用していることを新たに認識した。大方の比較的一致した見方は、今後の中米関係に影響を与える諸要因の中、戦略的な要因が弱くなり、人権などのイデオロギーの要因が強くなるだろうということであった³⁰⁾。

1991年5月に、中華アメリカ学会と中国社会科学院アメリカ研究所とが再び北京で「20世紀アメリカとアジア太平洋地域」という国際學術討論会を開いた。ある学者は、現在、「抑制」が依然としてアメリカのアジア太平洋戦略の主要な要因であると指摘した。アメリカ政府と議会が人権問題を外交の武器として濫用しているのは、両国の関係の正常化にとって無益である。アメリカは世界の指導者になりたいため、再びイデオロギーの違いを国家関係の中に導入する可能性がある。しかし、外国人の参加者は、アメリカがイデオロギーの利益のために具体的に実施する対中政策は、国全体の利益を全面的に損なう可能性はほとんどないと指摘した。別の中国の学者は、アメリカは国益と安全を維持するため、以前の極端な孤立主義に戻ることもできないし、冷戦時期のような干渉主義の実施も困難である。アメリカの政策はこの両者の間である種の新しいバランスを求め、より一層経済的、政治的な手段により、また、より一層集团的協調と集团的行動によって新しいやり方で国際問題を取り込もうとしている、とした³¹⁾。

ブッシュ政府と国会との間で交わされている中国最恵国待遇延長の是非に関する論争も、この会議で取り上げられた。ほとんどの中国の学者は、近年の中米貿易に生じている主要な問題はイデオロギーにあるのではなく、貿易自身にあることを認めた。それは、①中国の連年の大きな輸出超過が中米貿易の不均衡をもたらしている。②中国側が知的所有権への保護を欠如している、ということである。しかし参加者たちはまた、「もし、アメリカ側が、中国に対する「最恵国待遇」を取り消すならば、中米関係を大きく損なうことになり、両国の根本利益を損うことになる。中国の経済改革と開放が困難になることも、アメリカ自身の利益に合致しない」ということを一致してみとめた³²⁾。

アメリカの文化と科学技術の中国における影響について、この会議では、その当時の政治的な空気の下で「『衝撃』よ、もっと激しく来い」というようなかつての歓声は聞こえるべくも

30) 哈牧「冷戦後期美国対外戦略的調整」『現代国際関係』1991年、第2期。

31) 中華美国学会・中国社会科学院美国研究所共同編集『二十世紀美国与亚太地区国际學術討論会論文集』現代出版社、1992年、115-117頁。

32) 同上、308-309頁。

なかった。一方「平和移行反対」の呼びかけもなかった。中国の学者は、アメリカの大衆文学・映画・テレビ番組が十年来中国で影響をますます拡大し、最初の「内部発行」から中国市場を席卷するに至るプロセスを客観的に指摘した。ある学者は、中国人のアメリカ認識が2つの要素に影響されていることを分析した。第一は、経験。自分自身の経験とアメリカに対する理解を含む。第二は、中国人が自ら物事を評価する方法と基準である。中米国交正常化以来、各種のルートによる民間交流を通して、中国人のアメリカ理解は非常に実地的なものとなった。政府と社会とのアメリカ認識の間にやや大きな差異が生まれた。つまり、人々の考え方もはや政府の宣伝に左右されにくくなったことを意味する³³⁾。

中米両国の教育と科学技術の交流を討論した時、アメリカの学者から、中国の学者がしばしばその中米科学技術交流の積極的な役割を強調しすぎて、逆に、その消極的な面をあまり述べないことにたいして不満が表明された³⁴⁾。

中国の知識界は、当時アメリカの文化と政治体制についても、引き続き正面から評価を与えた。ある学者は、「もしアメリカが物質的な豊かさしかないということこれは事実には合わない。我々は少なくとも今世紀以来ずっと物質的に世界の前列にあった国家が、精神的あるいは文化的に腐敗を極めていると想像することなどできない」と指摘した³⁵⁾。さらに、ある学者は、アメリカ経済の達成はその政治体制、文化教育、科学技術などの発展と密接な関連性を持っており、「経済の高速度に発展した国がその他の領域できわめて遅れているとは想像しにくい」³⁶⁾と強調した。

若手学者は引き続きアメリカの制度を学ぶ情熱を持ち続けている。彼らはアメリカの政治制度に対する研究を通じて、50年代以来中国で行われたアメリカ観を反省し、批判した。「長い間、我々はアメリカの資本主義的政治制度を現実の政治的脅威と見なすことに慣れ、それが西洋文明発展の歴史の自然な産物であることを認めなかった。一度そのことに触れると、いつも心は不安で、敵意をむき出しにしてきた。こうした心情の下で、アメリカの政治制度に対する偏見が生まれやすいのは当然なことであろう」と³⁷⁾。

IV

中国の知識人がアメリカの政治・経済・文化の長所に学ぼうとする精神は、90年代初期になっても、中米関係の低調によって衰えることはなかった。こうした状況は一部人士の憂慮を引き起した。アメリカを主とする西側諸国が社会主義中国の「平和移行」を要求することに反

33) 同上、412頁。

34) 同上、507頁。

35) 華慶昭「美国文化在亞洲的前景」『中国美国史研究通報』1991年6月、第51期。

36) 黄安年著『美国的崛起』にある「序文」(劉祥昌1990年11月)

37) 金燦榮「美国政治研究的翹楚之作」『美国研究参考資料』1991年、第3期。

対するのは当時の政府側の宣伝の重点であっただけではなく、学者のなかでも積極的に「平和移行」に反対する者が少なくなかった。

何新は1989年夏の反「自由化」運動から頭角をあらわした中年学者である。彼はとくに好んで外国記者との「談話」を発表し、そして1991年12月にこれらの「談話」を一冊にまとめて出版した³⁸⁾。

何新は、アメリカの政策に対してかなり激しい批判を行なった。彼は、20年来アメリカ経済は衰弱の過程を続けている。しかし政治と軍事では断然強い。アメリカの直面する要求は、世界を支配するということであり、そしてその支配は、人類を「非常に暗黒な、非常に冷酷な弱肉強食」の境地に導き入れることで、甚しい場合には、種族絶滅の災難まで引き起こしてしまふ。中米関係について、アメリカは民主と人権を中国干渉の手段とし、また、引き続き大陸と台湾との統一を阻害し、今後おそらく台湾の動乱に手を出し、台湾を永久的に中国から分離させるだろうと考える。何新は、中国と日本・ロシアの相互協力を強調して、三国の連合でアメリカを制御する可能性を暗示した。ブッシュが、湾岸戦争で勝利すると、何氏は「ブッシュ大統領はルーズベルト以来、アメリカで最も達見と才能のある大統領である。彼は敗北の中で勝利をかち取る人物だ」と称賛した。しかし、それとともに「私はブッシュ大統領がきらいだ」と言明した³⁹⁾。

副業として国際戦略を分析する彼（本業は中国上古史だという）がブッシュがきらいな原因は、ブッシュの指導するアメリカがずっと中国を敵視し、対中戦略の目標を中国の現代化を阻止しあるいは遅らせることに置いていることにある。したがって、両国関係の悪化はほとんど歴史の必然である。「中国が望むと望まざるとにかかわらず、中国の実状はずっとアメリカの戦略決定集団によって戦略的潜在敵国とみなされている」。「アメリカは、強大化し、統一し、繁栄し、工業化した現代中国の興起をみることを望まない」。まさしくこのような原因により、「ソ連がアメリカにとって大きな問題でなくなった以上、アメリカは中国をそのグローバルな目標を貫徹する主要な戦略的对手とし、必ずこれを窮地に追いつめずにおかない。今後数年間の中米関係は非常にきびしいものとなる。アメリカは中国経済の転覆と、中国内乱の発生を加速させ、最後には中国を分裂させ瓦解させようとしている。これはアメリカが秘密にしている既定の国策であって、その40年来の対中戦略のすべてに一貫しており、最近10年間の対中政策の中にも暗に含まれている」⁴⁰⁾。

38) 何氏が発表した日本の矢吹晋教授との談話は、内容の事実でないことが指摘されて相手側の猛烈な抗議を引き起こした。多くの談話内容は矢吹晋氏本人がいちども聴いたことがないものである。香港の『明報』1991年2月18日。

39) 何新『世紀之交的中國与世界—何新与西方記者談話錄』四川人民出版社，1991年12月，42-46，77-79，98-101，121，124-125，191-194，343頁。

40) 同上，393，395頁。

さらに、何氏は、これらの「盛世危言」(清末の実業家鄭觀応の著書。洋務派の軍事中心を批判し、商工業の発展、議会制度の確立を主張。変法への過渡的見解とされる一訳者注)を一冊にまとめて出版した際、彼は序言の中で書いている。「近年、我々は現代世界史の驚くべき大変化を経験し、幾つかの旧社会主義国家の崩壊、分裂と民族の災難を目撃した」。「最近、一部の中国知識人の中に、一種の『空想資本主義』の思想が流行している。ある人びとは、アメリカ式の複数政党政治と自由市場制度を導入しさえすれば、中国は直ちに発達した富裕の国となると無邪気に考えている」⁴¹⁾。

ところが、この言葉が発せられたばかりの1992年2月、鄧小平が中国の南方地域を視察し、市場経済には資本主義と社会主義の区別がないと指摘し、「自由市場」を中国経済改革の方向として確認した。これによって、あっという間に、中国の経済体制改革が国際市場とルールをつないだ方向に定まってしまった。何新の嘲笑した「一部の中国知識人」の「空想」は、少なくともその半分以上が現実になり始めたのである。

V

1992年春の鄧小平南巡講話は中国の改革思想に新たな動力を注入した。市場経済体制の導入に伴ってやってきたものは、外国の政治体制と文化価値への再検討であった。中国の改革の大きな流れにおけるアメリカの役割と中米関係の問題は、一層大きな関心をよび、知識界も相対的に自由な環境の下で新たな検討を行なった。新しい見解が続々とあらわれ、その中にはブッシュ大統領個人の中米関係における働きかけに対する熱い期待が貫ぬかれていた。

1992年2月、中米両国の「上海公報」発表20周年を記念するため、学会と上海国際問題研究所は50余名の専門家学者を上海に集めて学術討論会を開いた。学会会長の李慎之は次のように指摘した。「上海公報」が世界の構造の変化をみちびいただけでなく、一方中国の外部世界への開放を導いた。中米関係が20年前、世界を驚かせる転換を実現したのは、幾つかの客観的な原因がある一方、両国指導者の賢明な決断、高度な見識、事に当てる決断力をもった政治家の度量によるものである。彼らが矛盾をはねのけて原則的で弾力のある共通認識を作り上げたことは、外交史上の模範となっている。中米関係がいろいろな困難に遇っている今日、中米両国と全世界の共通の利益は、両国指導者がもう一度こうした智恵を発揮することが要求されると。

李慎之会長は、1989年以後の緊急事態に、鄧小平が、アメリカに対抗しようとする意見を否定して中米関係のさらなる悪化をさげよとしたことに触れ、ブッシュ大統領も中米関係の推進に同様の貢献をすべきだと暗示した⁴²⁾。

41) 同上、序文。

42) 李慎之「開幕辞」『美国研究参考資料』1992年、第4期、1頁。

李氏の考え方と同じように中国の学者は、一般に中米関係が依然困難な時期にあると考え、アメリカ側が改善措置を取るよう期待した。それは、彼らが1979年から1989年初のブッシュ大統領の訪中までの中米関係を比較の指標としたためである。そのような両国関係が比較的順調に発展していた時期に比べ、1992年ブッシュ大統領任期の最後の1年には、中米関係の現状は中国人にはとても満足できるものではなかった。一般的に言えば、中国の学者は、ブッシュ大統領がこの方面ですで行なってきた貢献についてやや軽視していた。実際には、ブッシュ大統領は1989年7月と12月二度にわたり国家安全事務補佐官と国務副長官を中国へ派遣し、両国指導者の意志疎通をはかった。これによって、中米関係は依然として曲がりくねりながらも発展して、良くなったり悪くなったりしていたが、全体の趨勢としては低調から上昇に転じた。1990年9月に中米両国は外相クラスの接触を回復した。さらに、1992年の初頭に、アメリカ国務長官ペーカーが訪中し、ブッシュ大統領本人も国連で李鵬首相と握手した。

この学術討論会で、中国外務省の研究者達は国際経済と安全保障からみれば、アメリカは中国を無視できないと考えた。アメリカの国益から言っても中国との接触が必要である。しかし、中国側としては、中米両国によるソ連に対する協働的戦略利益はもはや存在しないし、アメリカは依然として覇権主義と強権政治を行なっている超大国であることを十分認識する必要がある。アメリカの世論による「六・四事件」に関する宣伝によって、数多くのアメリカ人は「人権外交」の主張を支持しており、中米両国の国際新秩序に対する考え方もはっきりと異なる。したがって、中国側の中米関係への認識はかならず現実に沿わなければならない、あまり高く期待してはならない。またある人は、台湾問題が今後両国関係で突出した問題になると予測した⁴³⁾。

しかし、こう指摘する人もある。中米関係の中で、イデオロギー問題が比較的事際立ってくるときがあるが、アメリカの外交政策からみると結局上位を占めるのは国益であると。またこう言う人もある。中米関係の発展を促進したり阻害したりする積極的要因と消極的要因は相互に転化する。台湾問題の中米関係での位置は実際上下降しつつある、と⁴⁴⁾。

20年来の中米関係を振り返って、学会常務理事の王緝思は、「安全保障、経済、イデオロギーと国内政治および台湾問題という四大要素の相互作用が各時期の両国関係の主要な特徴を構成した。その中で安全保障と経済という要素が、主として両国の関係に推進的な役割を果たした。これに対して、イデオロギーと台湾問題が主として消極的な役割を果たした」ことを明らかにした⁴⁵⁾。

中米関係の将来を検討した際には、参加者達が日米間の矛盾の高まり、アメリカ経済の悪

43) 胡国成「会議綜述」同上、8頁。

44) 同上。

45) 王緝思「中美関係的回顧与展望」同上、2頁。

化、第三世界とアメリカとの間の矛盾の激化、中米両国の経済上の相互依存等の要素はすべて、両国関係の発展の潜在力となる、と考えた⁴⁶⁾。

張也白教授はアメリカで学術機関と政府部門60名余の学者、官僚と意見を交換したのち、中米関係後退には大きな二つの原因がある、と切実に感じた。その原因とは、一つは「六・四事件」によってアメリカの世論と議会が随時それを持ち出して対中国政策の改善に反対することである。もう一つは、旧ソ連の解体で中国はアメリカにとって戦略的な価値を失ったことである。アメリカの世論は今でも「六・四」の影を引きずっていて、議員たちは「六・四」後反中国同盟を結成している。ブッシュ政権は、米中関係を改善する積極的な要素を持っているのではあるが、国内の政治的圧力の下で、慎重に働かざるを得ないため、中米関係に対して大きな貢献ができない。張氏は、一人のアメリカの学者の意見に賛成している。つまり、「アメリカの歴史上ではブッシュ政権のように中米関係を守るためにこれほど大きな努力をした政府はなかったし、今後もないであろう」。冷戦終結後、アメリカは、対外政策の全体の調整に入った。その対中政策はもはや対ソ政策に従属するものではない。今はもう中米の共同利益があるのであれば、双方がその相違点で引っ込んでしまうなどということはずでになくなった。逆に、アメリカは長期的な圧力を通して中国内部にアメリカの望むような漸進的変化を促進させようとしている。いま、ブッシュ政権の対中圧力のもう一つの目的は、世論と議会への対処である。したがって、今後中米関係が漸次的に改善されて大局において正常化を実現することは可能である。しかし、短期間で劇的な変化を求めることは現実的ではない。アメリカ国内の政治情勢はまだ大きな中米関係の改善の条件を具えていない。両国の関係は引き続き長期間にわたり困難な局面を経過していくだろう⁴⁷⁾。

この時、学界ではより一層バランスを重視する視点が現われ始めた。段連城はアメリカが多年「台湾関係法」、胡娜庇護事件、西藏問題、人権および産児計画問題等一連のトラブルを作り出し、中国人の民族感情をひどく刺激してきたことを認めた。しかし彼は人権問題が国際間の政治闘争であるだけでなく、中米両国の文化衝突の集中的表現でもあり、根源は民族文化の心理的差異にある。アメリカ文化の核心は自由主義である。この文化はすでにアメリカ社会に深く根づいている。中米両国文化の融合の中で、中国の文化は改造の途上にあり、アメリカ文化は触媒の役割を果している。彼はアメリカ文化の積極的な役割を強調し、「拿来主義」(魯迅。外国の文化の中の良い部分を吸収し、良くない部分を廃棄することを主張)を実行することに賛成する。中米両国文化交流の将来について、彼はいう「中国文化の改造と人民の観念の一新について、その目的は徹底的に伝統文化と極端な左翼思想による個人への抑圧と束縛から

46) 胡国成「会議綜述」同上、8頁。

47) 張也白「中美関係与美国外交政策」『美国研究参考資料』1992年、第9期、1-4頁。

脱出することにある」と⁴⁸⁾。

さらに、若手学者は、「共和制・大統領制・二大政党制・連邦制・代議制等は、アメリカの政治体制の基礎と特色であり、アメリカの中産階級的民主主義に対する主要貢献でもある。これらの制度に対して、我々はどのように歴史と現実の環境の中で醒めた認識をもつべきか」という問題を提起した⁴⁹⁾。

ブッシュ大統領の任期満了後、人権、武器売却、貿易等での葛藤がなお存在していて、中米関係はその四年前の1988年の水準に回復できなかったとはいえ、谷間を脱出して、最も困難な歳月を通過した。そして、中国知識人たちはより客観的に現実を認識できるようになり、自分たちの側が両国関係にもたらした問題を反省し始めた。

結 論

以上の状況から、次のことが言える。中国の知識人はブッシュ大統領の任期中、中米関係が激しく動揺した期間、アメリカと両国関係に対する反応は、一般的にいうと比較的理性的、安定的であった。とくに学会活動に参加していた中米関係およびアメリカ学の研究者の見方はより冷静で客観的であった。しかし多くの人は依然として強烈な民族主義的感情を持ち、また国内の政治的空氣の制約を受けざるを得なかった。少なからざる知識人たちがこの二つ傾向をともに持っていた。

前者の傾向は、中米関係が後退または前進への転換の時期に、国内の政治宣伝に比べてみれば、彼等はアメリカの政策に対して比較的冷静な認識をもっていたし、未来の発展についても客観的な予測を示した。彼等はアメリカの政策の中にある覇権主義と人権外交に対してはやや厳しい批判を持っていた。両国の安全保障戦略、国益、経済貿易、イデオロギー、台湾とチベット問題での差異、及びこれらの要因が中米関係に与える役割についての認識は、ますます明確となり、ますます近似したものとなってきている。両国間の学術交流、専門家の相互訪問はこれに対して確実に利益があり、認識の交流、理解の増進、実情の掌握に効果をもたらした。

後者の傾向は、彼らは、ただアメリカの側からのみ問題を探り、中国の側から病根を分析することは非常に少なかった。反省力を欠いた民族には、過去のあやまちを避けることが非常に難しいものである。当然のことながら、中国の知識人には、国内の長年の政治的風波の中で、いろいろと顧慮する精神構造が形成されている。重大な現実政治と国家政策に関わる問題で、往々にして言おうとしては止め、「左右を顧みて他を言う」（この左右は政治上の左と右のことである）ことになる。このような立場は、学術の自由も、政治的自由も持っている学者に

48) 段連城『美国人与中国人—中美文化的融合与撞擊』新世界出版社，1993年。

49) 楊玉聖『中国人的美国觀—一個歷史的考察』復旦大学出版社，1996年11月，273頁。

としては理解しがたいところである。この傾向を生み出すもう一つの原因は、中国の学者は中国側の政策決定の過程についてほとんど知らず、それより、むしろアメリカの政策決定過程の方がよく分るという事情にある。

アメリカの中国政策の基本目標については、中国の学界の見方はあまり一致していない。一つの観点は、アメリカがずっと中国を敵視し、中国を分裂させようとたくらむ勢力があり、こうした政策はアメリカの覇権を求める世界戦略の目標と密接に関わっていると考えるのである。もう一つの観点は、その表現が不十分とはいえ、その大筋でみれば、大体条件付の平和共存を達成する主張に帰結する。中国知識界は中米両国の貿易発展の互惠性に対して比較的の高い評価を持っている。この方面の摩擦については、中国側が見直すべきところがあり、話し合いと妥協によって解決すべきであると認めている。アメリカの唱える「平和移行」と民主人権についての反応は比較的複雑である。腕まくりをして起ち上がり、全面的に拒否しようとする者は当然あるが、しかし、彼らにとっては改革開放の堅持と、本来の体制の維持との均衡を保ってゆくことは、非常に困難である。大多数の中国知識人について論ずれば、思想の深部における民主自由の追求からアメリカの政治思想と文化価値の長所を学習し吸収しようと願っているが、ただアメリカ側から強硬な圧力を加えられて、民族感情が傷つけられる時には反感が生まれるのである。有識者は、中国の改革開放は世界各国の利益に一致しており、又アメリカの中国政策の指導理念にも符合するところがある。正にこの原因によって、ブッシュ時代の中米関係は苦難と脆弱に満ちていたにもかかわらず、維持され発展しつづけることができたのであろう、と指摘している。

II アジアの歴史と近代(4)

河合文化教育研究所・北京大学歴史学系
第4回共同学術討論会(2005年8月)

■ ■ 目 次 ■ ■

はじめに	131
漢初の東方政策略述	陳 蘇 鎮 133 (谷川道雄 訳)
中国史における世界性と固有性 ——六朝時代を実例として——	谷 川 道 雄 141
金、元における散官の地位の下降とその原因	張 帆 149 (河上 洋 訳)
近世時代区分論の射程と差別問題	八 箇 亮 仁 157
概説・新編『明史』	王 天 有 169 (吉尾 寛 訳)
「経世済民」型財政官僚の数量的思考と中国近世 ——明末の戸部尚書・畢自嚴の著作にもとづく一試論——	吉 尾 寛 175
戦後初期東アジアにおける権威主義政治	王 新 生 183 (李 濟滄 訳)
世界史をどのように捉えるか	大 塚 克 彦 191

はじめに

第3回に続いて第4回も日本の京都で開催されることになった。前回は、飛行機の故障によってまる一日開催が遅れるというトラブルが生じたのだが、今回はさしたるトラブルもなく概ね順調であった。2005年8月26日13時に北京大学の先生方が関西空港に到着、夕方食事を兼ねた懇親会、翌27日討論会、28日京都観光、30日関空から北京へ、とスムーズに予定が進行していった。

学術討論会は、2005年8月27日（土）の午前9時から京大会館で開かれた。参加者は70名程度であったが、18時の総括討論にまで残られた方々が多く、会場からの質問も活発になされた。ただ、やはり通訳を介した質疑応答はなかなか難しいということを改めて実感させられた。応答する双方がある種のもどかしさを抱えざるを得ず、さらにそれを聞く第三者の側も応答のズレがわかる分余計にもどかしさを感じずという悪循環を断ち切ることができなかった。しかし、これは異言語間の討論の宿命ともいうべき課題であり、容易に解消しうることではないが、もうすこし時間的な余裕のある日程を検討すべきかもしれない。

今回はできうる限り「東アジアの近代」というテーマを深めていこうというのが文教研側の秘めたる課題であったのだが、かけ声倒れに終わってしまったと言わざるをえないだろう。私たちの立脚する現在という場が、容易には確定できない足場であるために、「東アジアの近代」に向かう視座、視覚がはっきりとは設定できないのだろう。

私たちの視座が明示できないにもかかわらず、日本と中国をめぐる関係の現在は揺れ動きつつある。中国における「反日」ナショナリズムの動きは相変わらず活発であるし、それに対応して日本の対中国感情も「嫌」という方向に大きく傾いているように思われる。「政冷経熱」と表現される状況は持続されながら、相互に反発する力が強まりつつあるというやや危険な状態といわねばならない。こうした状況に、私たちの共同討論会というささやかな文化交流の試みは何らかの役割を果たしうるかどうかは分明ではないのだが、交流の持続がやはり人と人との信頼を生み、こうした個々人の中に生じた信頼の集合の中から「嫌」を脇に追いやる力が形成されるのではないかと考える。

だが、「信頼」も「学術」を介した確固たるものにならない限り強い支えにはならないだろう。さらなるテーマの深化が望まれる。

以下、共同学術討論会の発表内容を記しておく。

第4回共同学術討論会 実施プログラム

●研究発表及び討論（総合司会：河合文化教育研究所研究員 金 貞 義）

I（司会：河合文化教育研究所研究員 山田 伸吾）

○漢初の東方政策略述

北京大学教授 陳 蘇 鎮

・コメンテーター：河合文化教育研究所主任研究員・京都大学名誉教授 谷 川 道 雄

○中国史における世界性と固有性 ——六朝時代を事例として——

谷 川 道 雄

・コメンテーター：陳 蘇 鎮

○金、元における散官の地位の下降とその原因

北京大学助教授・歴史学系副主任 張 帆

・コメンテーター：河合文化教育研究所研究員 河 上 洋

II（司会：北京大学教授 王 新 生）

○近世時代区分論の射程と差別問題

河合文化教育研究所研究員 八 箇 亮 仁

・コメンテーター：張 帆

○概説・新編『明史』

北京大学教授 王 天 有

・コメンテーター：河合文化教育研究所研究員・高知大学教授 吉 尾 寛

○「経世済民」型財政官僚の数量的思考と中国近世

——明末の戸部尚書・畢自嚴の著作にもとづく一試論——

吉 尾 寛

・コメンテーター：王 天 有

III（司会：河合文化教育研究所研究員 金 瑛 二）

○戦後初期東アジアにおける権威主義政治

王 新 生

・コメンテーター：河合文化教育研究所研究員 小 林 賢 治

○世界史をどのように捉えるか ——近代世界システムについて——

河合文化教育研究所研究員 大 塚 克 彦

・コメンテーター：王 新 生

●総括討論（司会 金 瑛 二）

王 天 有・谷 川 道 雄

漢初の東方政策略述

陳 蘇 鎮
(谷川道雄 訳)

漢初には郡国並立制を実行したが、その本質は東西異制にあり、その主な意図は、東方の王国が一定程度その土地の習俗に従って治めるのを許容することにあった。これは漢初特有の東方政策で、漢初の統治者が秦の後をついで漢を建てる過程で、亡秦の轍を踏むのを避けるために採用した一つの対策である。

秦の始皇帝は商鞅の変法以後形づくられて行った法治政策と軍国主義体制を利用し、関中地区の非常に恵まれた人力と自然の資源を総動員して、疾風迅雷の勢いで東方六国を席卷し、中国史上最初の中央集権的統一帝国を打ち樹てた。しかしながら、これまで当世に並ぶものなしと誇っていた秦帝国は、わずか十数年続いただけで、反秦暴動によって転覆してしまったのである。その原因を探ると、主として、秦朝が六国に対する軍事征服と政治統一を完成した後、旧六国とくに楚・斉・趙の旧地に対する文化的統一の実現に成功できなかったことにある。秦朝の文化統一の手段は、全国に向って「秦法」を推しひろめることであった。当時文化上では戦国の形成がなお存在していたため、秦法と東方各地の固有な伝統的習俗とが衝突を起し、その中でも、秦と楚の間の衝突が最もはげしかった。楚人は秦朝打倒の戦いに主力を傾けたが、これは主として彼らが秦朝の統治に対して反感をつのらせていたからである。東方の人たちは「秦に苦しむこと久し」（苦秦久矣）だったが、これは主として秦朝の律令刑罰の過酷さに苦しんだのであり、楚人の苦しみが特に甚しかったのは、秦法と楚の習俗との間に大きな差異が存在していたからである。

前漢の初年には、東西の文化はまだ十分に融合しておらず、依然として戦国時代の文化の構図が存在していた。そこで、劉邦が秦朝のたどったかつてのコースに沿い、再び関中を基地として東進し、天下を征服して帝業を再建した時、地域文化の差異と衝突が又もや顕在化した。しかもやはり楚・斉・趙の三地域において最も顕著であった。こうした情況に直面した漢朝は、一面で「秦の制を承け」（承秦之制）、秦朝の法治政策と軍国主義体制を継承して、漢朝の政治と軍事の優勢を保つ必要があると同時に、他面では、東方社会の習俗、とくに楚・斉・趙人の習俗を尊重して、東西文化の間のはげしい衝突が再び激化するのを避けなければならなかった。これが漢初に郡国並立制を実行した深い背景である。

漢初の諸侯王はすべて皇帝によって立てられたもので、漢王朝が東方各地に派遣した統治者

である。この点において、彼らは漢王朝の郡守と本質的な区別はない。しかし制度の上では、王国はつまりは漢王朝と「地を分けて」（分地）立てられたものである。当時の法律と人々の観念の中では、それらは漢帝国の一部分でもあり、また漢と並立する「国」でもあった。景帝の呉楚七国平定以前には、王国の漢朝に対する軍事的脅威が絶えず存在しており、漢と王国はいつでも戦争を起す可能性をもった国と国との関係であった。漢初に武関・函谷関・臨晋関等の関所を設けて馬匹等の物資が関外に出るのを厳しく制限したのは、すべて諸侯王を警戒するためであった。賈誼のいう「今諸侯を大にして其の力を多からしめ、因りて関を建てて之に備うるは、秦時の六国に備うるが若き也」（今大諸侯而多其力、因建関而備之、若秦時之備六国也）¹⁾とは、当時の漢朝と王国との間における対立した状況の真実を描写したものである。

秦朝の郡県の官吏が民を治めるには、すべて中央の律令に依拠し、秦法に合わない民間の習俗は、「民に便ならず、邦に害あり」（不便于民、害于邦）、必ず「除く」（除）べき「悪俗」とみなしていた²⁾。漢の法律は秦を継承し、漢朝の郡県制もまた秦を受け継いだ。それ故、漢朝直轄の郡県の官吏の人民統治の方式とスタイルは、秦の官吏と大体同じで、みな「漢の法を奉じて以て治」める（奉漢法以治）べきものであった。しかし東方の王国の状況は、これと異なっていた。郡国並立という枠組みの下で、皇帝と諸侯王は、「天下を共治」（共治天下）し、後者は政治・経済・軍事などの方面で相当な独立性を有していた。法律上にあっては、諸侯王及びその子孫のさまざまな違法行為や、王国の一般の吏民の謀反行為があった時だけ、漢朝の追究と制裁を受けた。それを除けば王国のその他の政務については、漢朝の干渉を受けることは非常に少なかった。王国の吏民の一般的な犯罪行為は、漢朝の法律の追究と制裁を受けないのが通例であった。これは、王国が漢の直轄する郡県と区別される重要な特徴である。けれども、それは決して王国が法治上空白地帯であったことを意味しない。当時各王国はそれぞれ自己の法律を持っており、それによってその国の政務を管理し、吏民を統制していた明らかな形跡がある。これらの法律の中には一部分漢朝によって統一的に制定したところもあるが、一部分は各王国が独自に制定したもので、具体的内容において漢の法律と一致する点と異なる点がある。

関連する記事から見ると、漢初の王国制度は大い漢朝の制度と同じであった。例えば、王国には丞相・御史大夫・太傅・内史・中尉・宗正・少府・太常・郎中令・太僕・典客・大司農等の官を設け、いずれも秩二千石であったが、これは漢朝と変りがない。また后妃と宮禁の制度の面についても、天子の母親は「太后」と称したが、諸侯王の母親も「太后」と称した。天子の妃は「后」と称したが、諸侯王の妃も「后」と称した。天子の宮門は「司馬門」と称し、みだりに闖入する者は罰して城旦としたが、諸侯王の宮門も「司馬門」と称し、みだりに闖入

1) 『新書・壹通』

2) 『睡虎地秦墓竹簡・語書』

する者はやはり罰して城旦とした。天子と諸侯王の殿門はすべて「殿門」と称し、みだりに闖入する者の処罰はいずれも「棄市」であった。臣下は天子を「陛下」と称したが、諸侯王に対しても「陛下」と称した。天子の乗る車は「乗輿」と称したが、諸侯王の乗る車も「乗輿」と称した。近侍制度の方面では、諸侯王の宮中で法を犯した時は、皇帝所在の宮の法でこれを裁いた。郎中・謁者が休暇を乞う時には、宦皇帝の法で与え、諸侯王に仕えて廉潔公正でない時は、事皇帝の法でこれを罪した。所謂「一に漢法を用い、諸侯に事うるは乃ち皇帝に事うる也」（一用漢法，事諸侯乃事皇帝也）である³⁾。

所謂「一に漢法を用う」とは、各王国にはみな自己の法律があるが、ただその中の「事諸侯」に関わる内容は漢朝の法律の中の「事皇帝」の内容と変らない点が多いことを言う。王国の法律中のこの部分の内容は、明らかに漢朝が統一的に制定したもので、漢法中に原則的な規定がある。たとえば、張家山漢簡の中の『二年律令・置吏律』には、「諸侯王は姫八子・孺子・良人を置くを得」（諸侯王得置姫八子，孺子，良人）と「諸侯王の女は公主を称するを得る毋し」（諸侯王女毋得称公主）という二条の律文があり⁴⁾、『史記・曹相国世家』には「孝惠帝元年，諸侯の相国の法を除く」（孝惠帝元年，除諸侯相国法）とあるが、いずれも王国の制度が漢朝によって制定された明証である。各王国はおそらく漢法中のこうした原則的規定に基づいてそれぞれ自己の制度を制定し、それが各王国の法律の中に記録されたのであろう。

漢朝が統一的に制定した内容の他に、王国の法令中には各国が自ら制定した内容もある。賈誼の『新書・等齊』にいわく、「天子の言を令と曰う。『令甲』・『令乙』是れ也。諸侯の言を令と曰う。□儀の言是れ也。」（天子之言曰令，《令甲》，《令乙》是也。諸侯之言曰令，□儀之言是也）と。「□儀之言」は、ある版本に「儀之言」に作り、ある版本には「令儀之言」に作り、またある版本には「令儀令言」に作る。しかしいずれにしても、この材料は以下のことを示している。諸侯王には「令」があり、その性質は漢朝の天子の「令」と同様に、法律としての効力を具えており、これらの令はまた整理されて書物となっており、その性質は漢朝の『令甲』・『令乙』と同じく官吏の行政や裁判の根拠であったが、その適用範囲は各王国内部に限られていた。王国が独自に発布した法令の中には、漢制と異なる所がきつと非常に多かったに違いない。例えば、王国の丞相・御史大夫・太傅・内史等の官は、漢官と同じ名称であっても、職掌は非常にちがっていた⁵⁾。軍事方面では、淮南・長沙等の国は、旧楚国の制度を踏襲して、亜将・楼煩将・柱国・上柱国・大司馬等の職を置くということさえあった。王国はまとまった自己の制度をもち、その政治的独立性を体現していた。漢朝は王国の一部の制度を漢朝と同じくすることを認め、また諸侯王が一定の立法権をもつことを認めて、王国の独立性に対する承認

3) 『新書・等齊』

4) 『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』163頁。

5) 吳榮曾「西漢王国官制考実」（『北京大学学報』1990年第3期）。

と尊重の意を表わした。いくつかの制度で王国の等級を低くしているのは、諸侯と皇帝の身分的差異および王国の漢帝国に対する従属関係を表わしたものである。

おそらく王国はそれぞれ自己の法律を持っていたため、漢朝の法律には王国の制度に関する多くの内容は往々欠落して載せられていないのであろう。例えば、『二年律令・秩律』の二千石の条には、「御史大夫、廷尉、内史、典客、中尉、車騎尉、大僕、長信詹事、少府令、備塞都尉、郡守・尉、衛將軍、衛尉、漢中大夫令、漢郎中（令）、奉常、秩各千石」と記す。このうち、「中大夫令」と「郎中令」だけが「漢」の字を冠するが、これは、この箇所の中大夫令と郎中令だけが漢官であって王国の官を含まないことを表わすため、その他の「漢」字を冠しないものは、漢官と王国官の両方を指すのであろう。王国の中大夫令と郎中令は、二千石ではないのだから、道理から考えれば千石のランクに入るべきである。けれども、『秩律』の千石およびそれ以下の秩級の中には、王国の中大夫令と郎中令はない。であるばかりでなく、王国の千石以下のその他の官職もすべて『秩律』中には見えない。その中で県道官の状況が最も典型的である。『秩律』には三百にちかい県道を詳細に列挙しているが、すべて関中・中原地区に分布している。これは明らかに漢朝直轄の各郡に属して、東方の王国所轄の各県は全く見られない。これによって以下のことが分かる。『秩律』は二千石の条だけに漢官と王国官とを両方載せていて、千石以下の各条にはただ漢官のみを載せて王国官を載せず、千石以下の王国官の秩級に関する規定はおそらくそれぞれの王国官の『秩律』の中にあっただと。『二年律令』のその他の部分にも、似たような状況がある。これによって推断すれば、西漢初年の漢朝の法律は全国に普遍的に行なわれた法律ではない。それは漢朝の直轄地域だけにひろく適用されたもので、王国の政務に対する干渉は、諸侯及びその親族の犯罪行為、一般の吏民の謀反などの重罪、および后妃、宮禁、二千石以上の職官等の重要制度に限られ、それ以外の王国の一般業務と制度に関する大量の規定は、恐らくすべて各王国の法律の中にあっただのである。

漢朝の王国の司法部分における自主権はさらに大きかった。漢の文帝以前、諸侯王は二千石以下の王国の官吏を自ら任命して王国の一般業務を管理する権限をもっていた。そしてこの権力はまた王国の官吏が必ず「王治に従」（従王治）わなければならないことを決定づけ、漢朝の直轄郡県のように「漢法を奉じて以て治む」（奉漢法以治）というようなものではなかった。したがって、王国は日常の司法の過程でより大きな独立性を発揮することができた。張家山漢簡中の『奏讞書』は一部の判例集であるが、漢の高祖六年から十一年間、郡県から漢朝の廷尉に報告した司法文書十六篇を取録する。『秩律』に千石以下の王国官が見えないのと似た状況で、『奏讞書』中のこれらの文書もまた、すべて漢朝の直轄郡県から出ていて、王国からのものは一例もない。これはきっと当時王国の所轄の郡県の司法文書がその国の廷尉に報告されるだけで、漢朝の廷尉には報告しなかった事情によるものであろう。

記録が欠けているため、我々は漢初の王国の裁判や疑案審理の具体的状況について知ることができない。しかし漢初の王国の主な制度機構は、廷尉と郡県を含め、漢朝と基本的に同じ

で、裁判や疑案審理の制度もまた漢朝と似たものであったであろう。すなわち、大量の日常条件の処理は県道官が担当し、廷尉は疑案の審理に重要な役割を演じたが⁶⁾、最終的決定権は諸侯王の手中にあり、これまた王国が日常の司法過程において基本的に漢朝を離れて、独自の系統を形づくっていたことを意味している。恐らく王国の重大で決し難い案件もすべて王国内で処理されたため、司法に関する文書は、漢朝の系統に属し、漢朝の官吏だけの参考に供する張家山漢簡中の『奏讞書』のなかには現れて来ないのである。

丞相・太傅の外、王国の大小の官職は、二千石の官と県道官を含め、主としてその国の士人によって担当され、王国の日常行政や司法等の業務も、主としてその国の士人によって運営された。こうした状況の下で、諸侯王は何でも自分でやるということは不可能で、その治民権の大部分は必然的に大部分王国の士人の手中に落ちてしまった。そしてこれら土地の生えぬぎの士人は、重大な業務上で諸侯王の意思に従う以外には、大量の日常行政と司法事務のなかで、必然的にその国の法律と制度を斟酌して仕事を行ない、当地の文化と習俗の要素をその中に持ち込むことになる。文化の伝統の厚い地域では、彼らはまた諸侯王・王国相などの外来の統治者に影響を与え、自覚的無自覚的にその習俗に沿った道を歩かせた。

曹参が斉を治めたのは、漢初の王国が土地の習俗に従って治めた最も好い例である。曹参は斉の丞相をつとめた時、礼を以て斉地の賢士に下り、彼らを賓客とした。これらの「斉士」が曹参の周囲に集まり、当然彼に対して影響を与えた。そのうち影響の最も大きかったのが蓋公である。曹参は斉地の儒生を集めて、「百姓を安集すること、斉の故俗の如くす」（安集百姓、如斉故俗）るにはどうすればよいか教えを請うた。しかし「諸儒は百を以て数え、言人人殊なり」（諸儒以百数、言人人殊）というありさまで、曹参はどれに従ってよいか分らなかった。その後彼は蓋公が斉地方の黄老学派の重要な継承者であり、「善く黄老の言を治す」（善治黄老言）と聞いて、「遂に幣を厚くして之を請う」（遂厚幣請之）た。「蓋公は為に言う、治道は清静を貴べば、民自ら定まると。此の類を推して具に之を言う」（蓋公為言、治道貴清静而民自定、推此類具言之）。曹参は大いに喜び、「是に于いて正堂を避けて蓋公を焉に舎らしむ。其の治要は黄老の術を用う。故に斉に相たること九年、斉国安集し、大いに賢相を称せらる」（于是避正堂舎蓋公焉。其治要用黄老術。故相齐相九年、齐国安集、大称贤相）⁷⁾。所謂「百姓を安集すること、斉の故俗の如くす」とは、曹参が斉国のために制定した治国の方針である。黄老の術は「虚無を以て本と為し、因循を以て用と為し」（以虚無為本、以因循為用）、「物に応じ

6) 現存の封泥の印章の中には、王国の廷尉やその属官の印は見られない。しかし、『史記・五宗世家』の太史公曰の条に、「諸侯自除……廷尉正」という言葉があり、『漢書・百官公卿表』と『統漢書・百官志』に、景帝が「(王国の) 廷尉……を省いた」とはっきり言っているので、漢初の王国に廷尉があったことは、疑いないであろう。

7) 『史記・曹相国世家』。

て変化し、俗に立ちて事を施す」(応物変化, 立俗施事)を主張するもので⁸⁾、曹参のこの方針に最もよく合致し、遂に彼によって採用された。曹参の成功の秘訣は、一つにかかって齊士を用い齊俗に従ったことにあった。所謂「齊国安集し、大いに賢相を称せらる」とは、齊人が曹参のこのやり方に対して賛同し支持したことを反映したものである。

その他の諸侯の国にも、似たような状況があった。例えば、呉王劉濞は領内の自然の資源を利用し、「山に即いて銭を鑄、海水を煮て塩を為り」(即山鑄銭, 煮海水為塩)、「国用を富饒」(国用富饒)ならしめ、進んで一連の徳政を實行し、呉国の「百姓をして賦を無くし、卒の踐更には輒ち平賈を与え、歳時茂才を存問し、閭里に賞賜」(百姓無賦, 卒踐更, 輒与平賈, 歳時存問茂才, 賞賜閭里)した⁹⁾。淮南王劉長は任侠の真似をして、公然と亡命者を招き入れ、財物・爵禄・田宅を賜与した。曹参等漢朝から任命された王国の傅・相に比べて、諸侯王たちは往々にして一層深く在地社会に融けこみ、在地社会の政治の代表となり、漢と敵対さえした。当時の人から見ると、諸侯王がたえず反抗を謀っていたのは、彼ら個人の政治的野心の他、王国の士人や在地の文化の彼らに対する背後からの影響も、重要な原因であった。司馬遷は淮南王劉長、劉安や衡山王劉賜の謀反過程を詳述したあと、「此れ独り王のみの過ちに非ざる也。亦たその俗薄く、臣下の漸靡の然らしむる也。夫れ荆楚は僥勇軽悍にして乱を作すを好むは、乃ち古より之を記せり」(此非独王過也, 亦其俗薄, 臣下漸靡使然也。夫荆楚僥勇軽悍, 好作乱, 乃自古記之矣)と慨嘆している¹⁰⁾。武帝の子燕王劉旦が太子の位を争った時、武帝は怒って、「子を生めば当に之を齐鲁礼儀の邦に置くべきに、乃ち之を燕趙に置き、果して争心あり」(生子当置之齐鲁礼儀之邦, 乃置之燕赵, 果有争心)と言っている。武帝の子広陵王劉胥の謀反に、史家の褚少孫は、「広陵王は呉越の地に在り、其の民精にして軽」(広陵王在呉越之地, 其民精而軽)、劉胥の謀反は、「土地の教化之をして然らしむる也」(土地教化使之然也)としている¹¹⁾。

漢初の東方政策は王国の自治のために一定の空間を留保して、各王国が漢朝及び其の法律の許す範囲内において、その国の政策法令を制定、發布し、在地の士人にたよって一定程度習俗に従って治めることを可能にした。それによって東西両社会の文化的衝突を緩和して、漢朝の統治を強固にしてゆくことができたのである。

しかしながら、この政策は長く実行し続けることは不可能であった。というのは、それは文化的統一の任務を完成するすべがなく、歴史発展の要求を満たすことができなかつたからである。その上、文帝の即位後、政治情勢にも変化を生じた。文帝は、高祖や呂后のような開国の君としての権威を具えておらず、郡国併存という複雑な局面を統御し続けてゆく力がなかつ

8) 『史記・太史公自序』に見ゆ。

9) 『史記・呉王劉濞列伝』。

10) 『史記・淮南王衡山列伝』。

11) 『史記・三王世家』に見ゆ。

た。こうして、これまで漢朝の「磐石の宗」(磐石之宗)であった東方の王国、とくに淮南国と斉国とが、たちまち漢朝にとって重大な脅威となった。

王国の力を弱め、自己の統治を強固にするために、文帝は一連の措置をとった。かれは諸侯王が自ら二千石を置く権限を取り上げた。『漢書・淮南王伝』にいう、「漢法、二千石缺くれば、輒ち言いて漢補す(漢法、二千石缺、輒言漢補)。淮南王劉長の罪名の一つは、「漢の置く所を逐い、請いて自ら相・二千石を置い」(逐漢所置、而請自置相、二千石)たことにある。同時に、彼はまた王国の立法権を取り上げ、王国が漢法を用いるように要求した。したがって、劉長のもう一つの罪名は、「擅まに法令を為り、漢法を用いず」(擅為法令、不用漢法)で、その具体的な表現は次のようであった。「身自ら罪無き者一人を賊殺す。吏をして罪無き者六人を論じ殺さしむ。亡命棄市の為に詐つて命者を捕え、以て罪を除く。擅まに人を罪し、告効無くして城旦以上に繋治すること十四人、罪人を赦免すること死罪十八人。城旦舂以下五十八人。人に爵関内侯以下を賜うこと九十四人」(身自賊殺無罪者一人。令吏論殺無罪者六人。為亡命棄市罪詐捕命者以除罪。擅罪人、罪人無告効、繋治城旦舂以上十四人。赦免罪人、死罪十八人、城旦舂以下五十八人。賜人爵関内侯以下九十四人)。これは文帝の上述の措置が諸侯王たちの王国内における生殺与奪の権を剥奪したことを証するものである。

漢の景帝の即位後、晁錯の建議を用いて、「令を更むること三十章」(更令三十章)、諸侯王の一連の特権を取り除き、進んで新しい法令を抛り所として「諸侯の罪過を請い、其の地を削り、其の支郡を収め」(請諸侯之罪過、削其地、収其支郡)た。景帝のこのやり方は、漢朝と王国の矛盾を激化させ、呉楚七国の乱の爆発を引き起こしたが、またこれによって諸侯王問題の解決を加速した。景帝は出兵して七国の乱を平定した後、機に乗じて王国の領地を大量に削り取った。『史記・漢興以来諸侯王年表』には、当時の状況を次のように描写している。「前後諸侯或いは適を以て地を削られ、是を以て燕・代北辺の郡無く、呉・淮南・長沙南辺の郡無く、斉・趙・梁・楚支郡名山陂海咸く漢に納めらる。諸侯稍く微にして、大国は十余城を過ぎず、小侯は数十里を過ぎず、……而して漢郡八九十、形諸侯の間に錯わり、犬牙相臨む」(前後諸侯或以適削地、是以燕、代無北辺郡、呉、淮南、長沙無南辺郡、斉、趙、梁、楚支郡名山陂海咸納于漢。諸侯稍微、大国不過十余城、小侯不過数十里、……而漢郡八九十、形錯諸侯間、犬牙相臨)。続いて漢朝はまた諸侯王の千石以下の官吏に対する任命権を奪い、これによって基本的に諸侯王の統治権を削奪してしまったのである。武帝の時にはまた推恩令を発布し、「諸侯に私恩を以て自ら地を裂きて其の子弟に分ち、而して漢は為に定めて封号を制し、輒ち別ちて漢の郡に属せしめ」(令諸侯以私恩自裂地分其子弟、而漢為定制封号、輒別属漢郡)、一歩進んで王国の領土を縮小し、こうして王国の漢朝に対する脅威を徹底的に取り除いたのである。

漢初の東方政策は東西文化間に依然としてかなり大きな差異の存在する歴史的環境に適応するものであり、漢朝のために二三十年の貴重な時間を獲得してその支配を安定ならしめた。そ

の後、文・景・武帝がまた適時に漢初の東方政策を改変して、東方と西方、郡県と王国の間の境界を打破して、漢法を真に全国に通用する法律とした。同時に、文・景二帝はまた肉刑を廃止し、無期労役刑を有期労役刑に改め、笞刑を軽減するなど、一步一步法律を改革して、苛酷な漢法に対する東方社会の怨みを緩和した。武帝の即位後はまた齊魯に源をもち東方社会にひろく伝わった「儒術」を用いて、法令を修飾改正し、それによって一層東西文化の統合の基礎を定めた。

歴史は以上の過程を模索しながら前進し、曲折した道路を進んでいった。けれどもこの道路は正しく漢朝をして亡秦の轍を回避することに成功せしめ、ついに秦朝が完成できなかった中華帝国建設という歴史的使命を完成させたのである。

中国史における世界性と固有性

——六朝時代を事例として——

谷川道雄

I 戦後日本における中国史研究の課題

第二次世界大戦終結後、日本の歴史学界の内部に、一つの強烈な志向が生まれた。それは、日本史、中国史、ヨーロッパ史を、これらに共通する歴史発展の原理で統一的にとらえたいという願望である。今日から見れば無謀とも思われるこの企図には、当時確固たる理由があった。それは、日本のひき起こした侵略戦争への反省の意識にもとづいていたのである。

具体的に言えば、その課題の一つは、日本史における所謂皇国史観の払拭であり、もう一つは、中国史に対する所謂停滞史観の克服である。皇国史観と停滞史観は両々あいまって、日本の中国侵略を正当化する役割を果たしていたのであった。

そこで戦後、一部の歴史研究者たちは、日本史にも中国史にもひとしく世界史の基本法則が貫徹していることを証明するために、大きな努力を傾けた。そしてその影響が歴史学界全体に急速にひろがった。

この企図のためにとくに採用されたのが、唯物史観の理論であった。実を言えば、戦時中の中国史の停滞史観は、マルクスのアジア的生産様式概念に依拠していた。周知の如く、ヨーロッパの革命のために知力のすべてを傾注したマルクスの理論体系において、中国を含むアジアの歴史は、近代ブルジョアの発展を達成したヨーロッパに対しては、後景に置かれている。マルクスは、近代ブルジョアの発展を指標とする限りにおいて、アジア社会は立ちおくれた社会であると考え、これを「アジア的」という言葉で概括したのである。ここからヨーロッパの進歩とアジアの停滞という対比の構図を宿命論的にえがく人びとが現れた。中国社会の停滞性の主張は、ここに由来すると言ってよいだろう。

第一次大戦後、植民地アジアの解放の問題が政治日程に上ってくるのだが、ここでアジア的生産様式概念に関する論議が、ソ連、日本、中国の間で噴出して来る。所謂アジア的生産様式論争である。さまざまな議論が行われる中で、スターリンは、独立した生産様式としてのアジア的生産様式を否定して、階級発生後の世界史を、奴隷制→農奴制→資本制という図式に一元化した。それはアジアの革命の戦略目標をヨーロッパに対する目標と同性質のものに設定しようとしたことを意味する。したがって、第二次大戦後の学界における中国史の停滞論批判は、一面でスターリン戦略の路線に沿ったものと言うこともできるであろう。

しかしスターリン的普遍理論を中国史の實際に適用することは、大きな困難を伴った。まず奴隸制を中国上古の基本的生産様式と認めることができないからである。一部の学者は、秦漢社会の主要な農業生産者は、形式的には自由な小経営農民であるが、実質的には奴隸であるという論理で奴隸制が中国上古にも貫徹していたことを立証しようとしたが、各方面から強烈な批判を浴びて、こうした解釈は潰え去った。

我々が、例えば秦漢時代の主要生産者を虚心に観察するとき、そこに感得されるのは、帝国の編戸として、家族労働によって自己の保有地を耕作して生きる小農民のすがたである。たといこれを「総体的奴隸制」(マルクス)などの言葉で表現してみても、なぜ「奴隸制」の語を用いなければならないか、大きな疑問が残る。人間が他の人間によって完全に自由を奪われ、一個の物として対象化され、当該社会の生産労働の基本形をなすというのは、やはりかえってヨーロッパの特殊性ではないかとさえ考えられる。今日の日本の歴史学界で中国古代の社会性質を論ずるのに、奴隸制の語を用いる学者は、殆どないと言って差支えないであろう。のみならず、古代帝国支配下の小農民をどう定義づけるか、それはその後どうの変遷をたどるのか、といった問題の解明さえ、今日では放棄されたままだと言ってもよいのである。

一般的に言って、上古から近代に至る中国史の発展過程を、どのように論理的に説明するかという問題意識さえも、ここ数十年の間、ずっと希薄化の一途をたどってきたように感じられるのである。

II 内藤湖南の中国史論

私たちが現在、中国史を世界史的発展の論理によって説明するというかつての課題の前に立つとき、唯物史観の他に、拠り所となる理論はないのであろうか。実は、唯物史観が日本の学界に導入され始めた1920年代後半より以前に、内藤湖南は中国史を一つの世界史として把握する説を提唱していた。湖南が1921年頃に京都大学で講じた『支那上古史』の「緒言」には、中国文化が四囲の世界に拡大発展してゆく方向と、それによって周辺の諸種族が自覚してその力を中国内部に及ぼしてゆく方向と、この相反する運動の交互作用を基線として、中国史を以下のように分期している。

第一期 開闢～後漢中頃……………上古

第一過渡期

第二期 五胡十六国～唐中期……………中世

第二過渡期

第三期 宋元時代……………近世前期

第四期 明清時代……………近世後期

そして、これについてつぎのように述べる。「以上の各時期に支那の内部に出来上った文化の様式の異なることは事実であって、其の文化の様式により各時代の特色を生ずる。それを全体合せて観れば、一の支那文化発展史が出来るわけである。支那文化発展を通観すれば、宛も一本の木が根より幹を生じ葉に及ぶが如く、真に一文化の自然発達を系統を形成し、一の世界史の如きものを構成する。日本人もヨーロッパ人も、各々自国の歴史を標準とする故、支那史の発展を変則と見るが、それは却って誤って居り、支那文化の発展は、文化が真に順当に最も自然に発展したものであって、他の文化によって刺激され、他の文化に動かされて発達して来たものとは異なっている。」¹⁾

これによれば、中国史の各時代はそれぞれの特徴をもつ文化様式によって成立しており、それが集まって一つの系統ある文化発展史を構成している。それは一つの世界史である。中国史の発展は日本やヨーロッパよりも順当で自然な軌跡を示しているという。中国が日本・ヨーロッパと並行的な発展を遂げたという説は他にもあるかも知れないが、日本・ヨーロッパよりずっと順当で自然だという説は、内藤湖南を措いて他に例を見ないのではなかろうか。それは決して彼の中国びいきによるものではないであろう。彼がここで述べている説の核心は、文化様式の時代的発展という客観的事実にある。

この文化様式とは、どのような概念であろうか。『支那上古史』の叙述の中から、この答えを導き出すことは、必ずしも容易ではない。しかし湖南の「概括的唐宋時代観」、つまり今日いわれる「唐宋変革論」とは、正に中世貴族政治の時代から近世君主独裁政治の時代への文化様式の転換を意味する。湖南は、この転換が政治形態の変革に止まるものでなく、人民の地位の向上、実物経済から貨幣経済への移行、文学・思想・芸術における形式尊重から自由表現への転換と、総じて言えば、社会万般に及ぶ文化様式の水平化、自由化であったことを指摘している²⁾。

湖南のいう文化様式の文化とは広義の文化であって、当該時代に生きる人びとの社会的な存在様式と考えてよい。つまり彼らとその帰属する社会の中で思惟し、生活し、また能動的に活動するその仕方を、時代の風気としてとらえたものに他ならない。湖南は、このような意味での文化様式によって、各時代に上古、中古（中世）、近世という時代称呼を与えたのである。この時代称呼は、人類文化の発達段階の表示として、ヨーロッパ史、日本史に用いられる時代称呼とも照応するものである。しかも中国史ではその連鎖が極めて順当に、自然に行われたと考えるのである。

唯物史観では、世界史の発展段階を生産様式という共通尺度で測るが、湖南の場合は、文化

1) 『内藤湖南全集』第十巻所収。夏応元選編並監訳『内藤湖南博士中国史学者著作選訳・中国史通論上』(社会科学文献出版社、2004年)所収。

2) 「概括的唐宋時代観」(『内藤湖南全集』第八巻『東洋文化史研究』所収)。『支那近世史』第一章近世史の意義『内藤湖南全集』第十巻、「中国近世史」(上掲『中国史通論上』)参照。

様式という、より広い概念を用いている。文化様式は生産様式をも包括する余地があるが、生産様式のみを時代画定の決定要因とするものではない。湖南の文化様式の問題については、今後なお検討を深める必要があるが、しかし兎も角も、中国史をヨーロッパ史や日本史から見て特殊な歴史と考えず、むしろそこに世界史的な普遍性の典型的な現われを見出した内藤湖南の史論の意義を強調しておきたい。

III 上古——神権の時代

さていよいよ本論に入るが、本報告は、六朝時代を例に取って、中国史の世界性の問題を考えようとするものである。この時代には、門閥貴族階級が社会の各方面で指導的地位を占めた。しかし彼らにしても、各王朝の官僚という一面を具えていた。彼らは大土地所有者として奴客を蓄えることが通例であったが、農民の多くは編戸として国家に属していた。したがってこの時代をヨーロッパの封建社会と同一視することはできないけれども、中国史そのものの発展をたどってみると、この時代が中国史上の中世とよばれるのにふさわしい時代であることが分かる。つまり内藤湖南の所謂文化様式という点から見れば、明らかに中世的文化様式に特色づけられた時代である。以下その点について述べたいとおもう。

六朝貴族は庶民とは身分的に厳格に区別された存在で、当時士庶間の厳格な区別については、多くの資料がある。しかし士庶の区別そのものは、上古から明清時代に至るまで一貫して存在する中国社会特有の階級体制である。とすれば、六朝貴族制は、その中でどういう時代的特色をもつのであろうか。それを上古以来の士庶関係から考えてみたい。

西周の宗法社会において、士は国の祭祀に関与する階級であり、彼らはまた戦士集団を構成していた。「国之大事，在祀与戎」（『左伝』成公十三年）といわれるように、国家（邑）を經營し、これを外敵から防衛することが士（公・卿・大夫・士）の職能であり、それ故に彼らは庶（民）の管理階級であった。一方、庶は士に奉仕する生産階級である。国家運営のための管理労働と生産労働の職能の分化がすでにこの時代に成立し、以後三千年の間、さまざまに性格を変化させつつ存続したのである。

西周時代において、士庶を区別する原理は、神権であった。祭祀に参画して神（祖先神・自然神）の権威を享受するものだけが、社会を支配する権利があった。族長中の族長であり、国の祭祀の主宰者である周王に、その権力が集中するのも当然であった。

IV 士の自律化と人格支配

春秋戦国時代になると、宗法社会の崩壊に伴って、各地に広域国家が生まれ、互いに覇権を競うようになると、その君主に仕える新しい士の集団が発生した。彼らは従来の士庶の身分の枠をこえ、個人の能力によって国政に参加する。君主の側は彼らを士として遇し、その能力をもって自己に奉仕させた。この時代に簇生した種々の学派や集団は、この新しい士の供給源で

あった。士は君主の官僚として様々の待遇を与えられる。

新しい士の階級は、宗族を背景とした西周時代の士とは大きく変化している。しかし、彼らは所詮君主の家産官僚であって、君主の絶大なる権力なしには、士として生きることができない。その意味において、秦漢時代をも含めて、当時の君主権は絶大的なものであったと言わなければならない。その絶大性がいかなる権威に裏付けられていたか、私はまだ十分に確信ある考えをもつことができない。しかし彼ら君主がいかに微賤の出身であれ、その人格のどこかに天与の資質（カリスマ、charisma）というべきものを感じさせるものがあって、士はこれに帰依し献身したのではないかと思われるのである。

しかし漢代、朝廷が儒学を採用して儒家一尊の政策に踏み切った頃から、君主に対する士のあり方に、重大な変化が現れた。従来之士は君主に対して術（法術、兵術などの政治技術）を以て仕えた。しかし儒学の素養と実践が官僚の重要な資格とされるようになると、士は自己の道徳的人格を以て国政に参与することになる。つまり、官僚は、自律的人格の所有者でなければならないようになったのである。漢代の察挙、六朝の九品官人法、隋唐以後の科挙、いずれも官僚は儒家的人格の持主たることが要求されるが、その二千年の伝統は、この当時における士のあり方の転換に由来するとしても過言ではないだろう。後漢末の清流運動が礼教のためには一身の犠牲をいとわず、むしろそれを誇りとしたのは、この転換を象徴的に物語る事件である。

このようにして、社会は、自立的人格の保持者としての士を中心に再構成されてゆく。所謂門生・故吏関係が君臣関係とは別に、士人相互の間に形成されるのが、その一証である。後漢末には、青年たちの間に名士に奴僕のように服務する風潮があったとされるが、これも同じ時代傾向から生まれたものであろう。また、地方社会では、名望家の地域住民に対する救済や保護、それに対する地域住民の支持と帰依、といった相互関係（すなわち「望」）が生まれた。これが九品官人法の運用に大きな役割を果たしたことは周知の事に属する。かつて秦漢帝国は中央の地方に対する強力な支配を基軸として構成されたが、今や地方社会に新しい人と人との関係が生まれることによって、中央、地方の均衡が、地方の側に傾くことになったのである。

内藤湖南は、六朝の門閥貴族の由来を説明して、何代も官吏を出した家柄が地方名望家を形成し、それが門閥貴族を作り上げたと述べているが、この官僚—地方名望家—門閥貴族という径路の基線には、自律的人格を具有する士の発生という歴史の事態を考慮しなければならない。

しかしなぜ儒家官僚から門閥貴族が生まれるのであろうか。門閥貴族といっても、西周の宗法時代の公卿のように、先天的に優越性を認められた氏族の血統によるものではない。家門の地位を維持する努力が代々積み重ねられた結果であり、その努力には家内で行われる教育、つまり家教が大きな部分を占める。さらにその家庭教育は儒家の經典をテキストとする学問であり、また実践道徳であった。こうして形成された高貴な家門の地位を保ち続けるために、各家には祖先から伝わる家訓があり、また家庭生活の作法を規定する家儀が作られたのである。

六朝諸政権の多くは、各地に形成された門閥貴族の協賛によるものであった。政権の中心をなすのは言うまでもなく皇帝であるが、六朝時代の皇帝には、秦漢までのようなカリスマ性は希薄である。特定の軍閥の首領が、貴族各家の支持を得て王朝を建てたものであって、双方が朝廷において君臣関係を結んではいても、帝王が貴族の社会的権威を凌駕することはできなかった。むしろ帝王や宗室自身が貴族としての修養につとめたのである。

V 六朝時代の「文化様式」

以上述べてきたことを要約すれば、漢から六朝に至る間に、中国は神権の時代から人格の時代へ変化したのである。神権の時代には、人間が神の意志によって生き、したがって神から特別の資質を授けられた者が権力者となって人びとを支配した。しかし人格の時代においては、後天的な努力が人格の力を生み出し、人びとはこのような力を身につけた特定の人間に、生の保障を求めるようになった。ここに人と人との間に一種の依存関係が発生するのである。

六朝時代における士庶の関係も、このような原理に立っていたとおもわれる。民衆の地位は、秦漢時代にはかなり自立的であったが、六朝時代になると身分上きびしく区別された。これは見方によっては地位の後退であるが、かれらは貴族（士族）階級に依存して生きることにより、秦漢時代とは異なる新たな性格を身につけることになる。つまり貴族に対して道徳的な期待（望）をかけることによって、受動的ではありながら民衆自身も人間の道徳にかかわることになるわけである。このようにして、当時の社会の身分的不平等は、人格の時代という時代の性質と分ち難く結びついていたのであった。

六朝時代には道仏二教が盛行したが、いずれも人間の道徳性による救済を主張したものであって、そこに道仏二教が個人宗教でありかつ普遍宗教たる所以がある。それは上古の神が特定の共同体の神であったのと、質的に異なっている。

宗教以外の文化の各領域についても、人格主義が強く刻印されている。例えば、個人の感懐を述べる短詩型の成立、個人の文章表現の方法としての新字体（真行草）の創出、いずれも、個人の人格の表現にまつわるものである。梁代の鐘嶸『詩品』・庾肩吾『書品』などの著作は、作品と人格との関係を強く意識したものと言えるだろう。

六朝時代の社会的政治的構造はヨーロッパの封建社会とは大きく異なるけれども、以上のように見てくれば、これは文化発展の上で人類史上の一到達点を示したものであり、これを中国における中世とよぶことは、決して不当ではないと考える。くりかえして言うが、それは人間精神の内面化の所産であって、当時の社会や政治のあり方も、この「文化様式」から理解することができるのである。

VI 中国史における変化と持続

六朝時代に続く隋唐時代の歴史的特質をどう理解するか、さらには唐宋変革以後をどうとら

えるかについて、ここには詳論するゆとりがないが、極く大まかな展望のみを示しておきたい。

六朝末期には、門閥貴族制に一種の弊害が生じた。本来士たるべき人格が高貴な家門を形成したのであったが、人格と門地の対応関係が固定化すると、かえって両者が必ずしも対応しない状況になった。この不合理を是正して、士たるべき人をひろく門閥以外からも吸収して政権の基盤にしようとしたのが隋唐帝国であって、その端的な表現が科挙制度である。つまり試験制度を通じて、出身家庭にかかわらず士たるべき人物を選抜しようとしたのであって、内藤湖南はこれを人格主義とよんでいる。この人格主義は、前代六朝の精神を普遍化しようとしたものとみることができる。

内藤湖南は、隋唐時代の科挙と北宋王安石の改革以後の科挙とを比較して、前者を人格主義、後者を実務主義とよんでいる。実務主義とは、単なる士族としての人格ではなく、君主独裁政治下の官僚としての資格を問うという意味であろう。しかし実務主義といっても、近代の官僚に要求されるような行政能力ではない。従来貴族的人格主義に要求していた単なる経学、文学の素養から一歩進んで、「経義」「策論」というような、官僚士大夫としての見識を問うものである。したがって、士としての人格を問う意味は、宋代以後の新しい科挙制度においても決して減少したわけではなく、むしろ現実世界に対する道德論、政策論として客観化されつつ、一層深まったと言える。この客観化された人格は、当然国家の文教政策や行政制度を創出する精神の源泉である。この点に、近世的士の特徴を見ることができる。

政治の表面だけから見れば、中国は秦漢以来一貫して官僚制による帝国であり、ヨーロッパ史の劇的な展開に比較すれば、変化に乏しい歴史のように感じられる。そしてそれはある意味において正しいであろう。しかし中国史の持続性は、大きな特色である。内藤湖南は、この持続性こそが中国史を一個の世界史たらしめたと道破したのである。

中国史の内面に入れば、そこには不変なる形式の中に、明らかに変化の跡がある。むしろ各時代の変化によって伝統を持続してきたと言うべきかも知れない。中国史が一個の世界史として大きな価値をもつのは、中国社会がこの変化と持続の弁証法を歴史の中に体現してきたからであると私は考える。

金、元における散官の地位の下降とその原因

張 帆
(河上 洋 訳)

散官はあるいは散階と称し、前近代の中国で官員の行政上の等級と資格・職歴を表示する一種の名譽的な官の称号である。それは官品（正従九品）の基礎の上にさらに細緻な等級の区分を加え、同様に官品をもっている職事官の体系と結合させて使用し、一組の「階職分立」的管理体系を形成するやり方は、現代の人事管理制度にきわめてよく似ているところがある。散官制度の萌芽は古いが、完全に形が定まるのは唐代においてである。唐代の散官は文・武両系統に分かれ、文散官は最高の開府儀同三司（従一品）から最低の将仕郎（従九品下）まで、あわせて29階、武散官は最高の驃騎大將軍（従一品）から最低の陪戎副尉（従九品下）まで、やはり29階ある。唐代後期から北宋にいたると、本官（職事官）と差遣が分立する現象が出現し、差遣が真の職事官となって、元来の職事官はしだいに等級や資格・職歴を表す実態のない肩書きとなり、「本官階」と称して、実際の性質は唐前期の散官に相当した。宋神宗の元豊の改制に至り、新たに文官の「寄禄官階」を開府儀同三司から承務郎までの25階に定め、北宋末年には拡大して37階に至った。官名についていえば、基本的に唐朝のモデルを復活させた。唐代の散官から、北宋前、中期の本官階に至り、さらに北宋後期（から南宋に及ぶ）の寄禄官階に至るまで、名称は違っても実際の役割と意義は大同小異である。その後の金、元、明三朝は、官員の等級や資格・職歴の肩書きに「寄禄官階」のような呼称を採用せず、均しく散官あるいは散階と称した。文散官で言えば、均しく42階に分かれ、個別の官名に増減、調整したところがあり、等級の対応関係に多少の変化があるほかは、その継承関係は十分明らかであり、明朝の散官制度は直接金、元より受け継いでいると認めることができる。

先学がすでに指摘しているように、唐宋時代は散官制度の発達期であり、散官は官員個人の地位と身分を代表し、多くの重要な権益と待遇は散官によって決定される。しかし明朝に至って、情況に比較的大きな変化が発生した。散階が非常に細かく区分されたにもかかわらず、その実際の意義は著しく下降し、基本的には職事官の付属物になってしまった¹⁾。明人王鏊の言葉借りていえば、「今制、ただ（職事）官を以って定めとなす。この官となれば則ち勲、散

1) この方面の詳細な論考として、閻步克『品位与職位—秦漢魏晋南北朝官階制度研究』（中華書局、2002）第一章「品位与職位」を参照。本文の考え方も主に閻氏の著書に啓発を受けている。

階、爵これに随う。復た叙勞，叙功の意なし。」²⁾實際上，明朝の散官制度が金，元から受け継いだものであるように，散官の地位の下降も同じく金，元兩朝に淵源する。ここでは，金，元の散官の地位低下の状況を略述して明らかにし，あわせてこの変化の原因をとりあえず提示して，「瓦を投げて玉を引き寄せ（わずかの物をもとにしてで大きな成果を得）」ようにするものである。議論の対象は，主に文散官であり，個別のところでは併せて武散官の例を引いて傍証とした。

I

金の散官制度はおおむね熙宗のときに確立した。『金史』巻55，百官志に，「漢官の制，……熙宗に至りて新官制を頒ち，及び官格を換え，内外の官を除採し，始めて勲封食邑入銜を定め，しかる後に其の制定まる。然るにおおむねみな遼，宋の旧に循う。」とある。遼代の散階を見ると，基本的に直接唐朝の29級の散階名をそのまま援用している³⁾。宋朝の情況はもう少し複雑で，いわゆる「散官階」（すなわち唐の29階）は北宋前期では単なる付加的な官銜であり，実際の職掌と関わりがないだけでなく，俸禄等の待遇にも基本的に無関係であった。当時唐朝の散官の働きをしていたのは，実際上は「本官階」であり，みな唐の職事官の名であって，京朝官，選人の二種類を含めて合わせて42階あった。神宗の元豊の改制に至り，「階を以て官に易え」，「本官階」をさらに唐朝の大夫，郎のような散階の名称に改め，寄禄官と名づけた。しかし，この時の寄禄官は42階に分かれておらず，また厳格に唐制を考えて29階に分けたのではなく，25階に分け，以後次第に増えて37階に至り，官名もまた唐朝のものと同様であった。金朝の散官42階は，大夫，郎のような唐，遼の散階と宋の寄禄階の名称をそのまま用いるが，ただ等級を分ける数が唐や，遼及び宋元豊以後とは違うのは，まさに偶然ではなく，宋元豊以前の「本官階」の区分法を受け継いでいるのである。金朝の官制を考えるに，主に宋の元豊以後の制度を基本にし，これに簡略化を加えて作ったものだが，散階の等級分けはもとの元豊以前の旧法によっているのは，何故なのかわからない。

金朝の散階の区分の細密さが唐と宋の元豊以後を越えているにもかかわらず，その実際の役割，意義はすでに大きく低下していたようである。具体的には以下のような記述がある。

1) 『三朝北盟会編』巻221に引く洪皓『金国文具禄』に熙宗の定めた官制を記して「磨勘の法なく，一任ごとに一官を転じ，二十五月を以て任となす。」とあり，『大金国志』巻9，熙宗紀もほぼ同じである。この言葉に対する確実な理解はなお他の材料の傍証を待たなければならぬが，ただ認められるのは，当時散階が設立されていたといっても，宋朝から官員の官

2) 王鏊『震沢長語』，官制門。

3) 王曾瑜「遼朝官員の実職和虚銜初探」（『文史』第34集，中華書局，2002），唐統天「遼代漢官的散階制」（『社会科学輯刊』1988年第3期）参照。

階昇転をめぐるあの複雑な磨勘制度は建てられておらず（事実、宋の磨勘制度は後代には確かにもう存在しない）、その散階の大半はただ虚名を有するのみで、その実際の意義と役割は恐らく大きく割り引かなければならないだろう。

2) 金朝の人物の伝記資料から見ても、官員の帯びる散階の意義ははなはだ小さい。『金史』の列伝は、伝主の経た散階に言及したものは極めてわずかしかない。碑伝の文字の中には、個別の名もない人の作ったもので、取捨潤色のひどい、「流水帳（大福帳）」のような出土碑銘に伝主が経た散階について羅列したものがわずかに有るが、もし元好問等著名な文人が作った碑伝なら、通常ただ最後に簡単に「官は～大夫に至る」という一句を示すだけで、決してその人がどのように一步一步この大夫の「官に至った」かを詳しく並べたりはしない（『金史』列伝では最後の一句さえもない）。

3) 『金史』巻58、百官志4に列記する「百官の俸給」によれば、金朝の俸禄は主に職事官の官品、職務を勘案して発給され、少しも散官の要素を考慮していないようであり、『文献通考』が宋朝の俸禄を叙述して最初に寄禄官階を列記するのと明らかに異なる。

4) 『金史』巻55、百官志1に、授官時の散官が職事より高ければ「行」字を帯び、職事が散官より高ければ「守」あるいは「試」字を帯びると記され、この制は唐宋と同じようである。しかし碑伝文中に記される実例に抛れば、散官、職事の品秩の異なる者もまた「行」、「守」の類の字が出現することがはなはだ少ない。元好問『遺山集』巻27に「輔国上將軍京兆府推官康公神道碑」、「奉国上將軍武廟署令耶律公神道碑」（いずれも武散官）が有り、王惲『秋澗集』巻52に「金故朝請大夫泌陽県令趙公神道碑銘」が有り、散官がみな明らかに職事より高いが、「守」字はない（「守」は「行」の誤記か？ 訳者補記）。これもまた散官がただ比較的純粋な名誉称号にすぎない事を表しているようである。

5) 『元典章』巻13、吏部7、「官職同者以先授在上」に引く金の「泰和の制」に「諸の文武の官の朝参、宴に預かるは、各々職事によって序となし、同じき者は先授を以ってし、授の同じき者は散官を以ってす。」とある。散官の重要性が職事官よりはるかに低かったことが分かる（元朝のこの方面の制度もまた同じである）。

6) 金朝は恩蔭の制が発達し、文武官の一品は6人の子孫を官につけることができ、二品は5人、三品は4人が可能であった。故に元好問が次のように言っている、「ただ金朝入仕の路は、近代に在りて最も広しとなし、而して任子に出づる者は十の四なり。」⁴⁾しかし恩蔭の基準は職事官の等級に対応したのであって、散官の等級にはなかったようである。碑伝の資料から見ると、散官が職事官より高い情況が比較的多く見られる。上に引いた『遺山集』の両碑に記されるように、府推官は正七品、署令は従六品であり、散官はともに高く三品に至っている。もしこのような情況でみな三品を勘案して蔭子を行えば、減茶苦茶な数になるだろう。

4) 『遺山集』巻27、輔国上將軍京兆府推官康公神道碑。

以上をまとめれば、現存の記載中からは、金朝の散階が結局多大な実際の意義を持っていたことはどうにも見出しがたい。散階と関係する待遇は主に誥勅の頒授、服色、父祖の封贈の類であったと推測される。

II

史料の記述によれば、元朝の散官制度は世祖至元元年（1264）に確立したはずである。『元史』巻5、世祖紀2に、至元元年八月「詔して、新たに条格を立て、州県を省併し、官吏の員数を定め、品を分ちて官職に従わせ、俸禄を給し、公田を頒ち、月日を計りて以て殿最を考せしむ」とある。十二月には「中外百官の儀従を定め、……諸侯の世守を罷め、遷転の法を立つ」とある。しかし、元朝の散官制度の細部は、史書中には明らかでなく、当時の散官の実際の役割がさほど重要でなかったことを側面から反映している。一方で『元史』列伝では常に伝主の経てきた散階を羅列してはいるが、これは主に『元史』編纂の粗雑さを表しているようである。

1) 現在、元朝人事制度に関する記載が最も集中している史料は『元史』選挙志と『元典章』吏部であるが、全体的に見ると、その中の少数の専門に散官に言及した条文を除いて、圧倒的多数の「～品に昇る」云々と記す場合は、その指すところはみな職事の等級である。『元史』食貨志、禄秩と『元典章』戸部1、禄廩によれば、元朝の官俸も職事官の等級、職掌に基づいて給付され、散官に基づいてはいなかった。

2) 『元典章』巻8、吏部2、「内外四品以下普覃散官一等」に、「服色、班次、封蔭はみな散官に凭って高低を以て論を定む。」とあり、元朝で散官に関する待遇は、第一に服色、第二に班次（実際は席次を定めるにはまず職事を論じ、次に就任期間を論じ、その次に始めて散官を論じたことは、上に引いた『元典章』「官職同者以先授在上」の条に見え、ほかに王士点等『秘書監志』に記載される元朝秘書監の授官班次も傍証となり得る。）、第三に封贈、第四に恩蔭であったことが分かる。恩蔭を散官で論じるのは、金朝と異なるようであるが、しかし元朝の恩蔭は範囲が狭く、上は一品から下は七品まで、「蔭を用ってするは各々一名に止む。」となっており⁵⁾、故に散官の待遇から得られる利点はやはり比較的限られる。

3) 『元史』巻83、選挙志3に、「凡そ文武の散官は、多く金制を採用し、建官の初め、散官は例として職事に降ること二等なり。至元二十年、始めて官職対品に昇す。」とある。実際に元朝で非常に多くの場合、官員の散階は職事官の官品と往々にして食い違い、その中で漢族の官員の散階は常に職事官の等級より高く、蒙古、色目の官員の散官は相対的に低い傾向がある。元朝の民族差別は厳しかったが、漢官の散階がかえって高い傾向にあるのは、おそらくただ散階の実際の意義に限りがあり、統治者に重視されていなかったことを説明しているにすぎ

5) 『元史』巻83、選挙志3。

ないのであろう。清の人沈垚が比較的早くこの点を指摘している。彼は『落帆楼文集』巻7、「元保定路唐県武宗加封孔子誥碑陰跋」の中で、下県である唐県（長官の秩は従七品）達魯花赤の散官が進義副尉、従八品であり、県尹の散官が承直郎、正七品であり、「達魯花赤は、散官が職より低く、尹は散官が職より高い」ことを発見した。彼の解釈は次のとおりである。「漢人の昇進は蒙古や色目のように早くなく、年を経て久しい者はその散官を昇格させ、職は昇格させないために、散官がたいい職より高い。蒙古や色目は転じる機会があればすぐにその職が昇格するために、碑石に載せられる散官はたいい職より下なのである。……漢人の散官は必ず蒙古、色目より下であり、その職より高いのは、職が昇進するのが難しく、それに比べて散官が高く見えるだけである。」その説は十分成立し得る。元朝の公文書の中に凡そ言及される官員の多くはただ姓名を称するだけでなくその散官を称しており、今わずかに『元典章』に記載される零細な実例から見ても、漢官の散階が職事より高いものが確かに常に見える。上に引いた金朝の散官が職事より高い例も、性質はまさに同じである。元の仁宗の時に、凡そ三品以下の官員が致仕すると、みな散官一等を昇格させることを規定したが、中書省が奏して言うには、「蒙古、色目官員のうち、もし散官、職事より低ければ麼をか道わん、比見して職事を授くるの上、もし一等の職事を添与せずして、ただ散官を添与するのみならば、他毎の子孫濟しきを得ず、均匀せざること一般に有り。」と。このために致仕した三品以下の蒙古、色目の官員には「職事、散官ともに一等を昇格させる」ことに決定した⁶⁾。これもまた沈説の傍証とすることができる。

4) 元朝の散官の待遇の実利に限りがあるために、その「榮寵」の程度もそれとともに価値を下げ、その結果、職事官を「遥授」する方法で榮寵を示すことが発達した。『元典章』巻11、吏部5、「致仕加授散官職事」に、大徳十年「監察御史馬奉訓、迭里威実承徳」（この二人を考察すると、ともに正七品の監察御史となっているが、前者の散官は奉訓大夫、従五品であり、後者の散官は承徳郎、正六品である。）が上奏するに「飲んで聖朝を睹るに、凡そ致仕の官員これに一官（散官を指すのであろう）を加え、子幼く家貧しき者は半俸を給してその身を終えしめ、……然るに職事旧の如くして、郷閭の親党、称呼するに前に仍れば、人をして悵惜せしめざることなからんや？恐るらくは未だその榮を増すを見ざるに似たり。……今後官を加うるに、もし験してまさに品級を得べきは、一職を遥授して、その旧呼を易え、その称号を新たにすれば、光華の被るところ、星煥の重ねて輝き、家に即きて拝し、君子は遺榮の美を尽くし、まさに国家の仁を隆くして下に待し、殊に臣子を貴び、厚きことこれより重きはなきを見んとす。」と。その建議は採用されるに至った。職事官を遥授する措置を考察するに、決して致仕の官員に限らなかつた。徐元瑞『吏学指南』の「遥授」門に「遥授は、公務を釐めざるの官なり、俗に虚職という。」とある。元の中級以上の官員で、皇帝の恩寵を得ることによって、

6) 『元典章』巻11、吏部5、致仕昇散官一等。

さらに高級な職務ないし宰執の官号を「遥授」された者は非常に多く見られる。筆者は「元代宰相の銜号に関する二つの問題」の一文でかつて論考を加えたことがある⁷⁾。『元史』巻15、世祖紀12には、至元二十五年三月に叛王乃顔の与党を征するために、大将「李庭に尚書省左丞を遥授し、その禄を食さしめ、漢兵をひきいて以って行かしむ」とある。某職を遥授されるとすぐに相応の俸禄を享受できたとすれば、その実際の意義は明らかに散官より高かったことが分かる。

5) 元朝の宮廷の宿衛組織一怯薛は、「天子左右の服勞侍從執事の人」であるが、また「世家大臣及びその子孫の生まれながらにして貴き者」でもあり⁸⁾、彼らは政府の高級官僚の主要な来源となるだけでなく、その組織自体が日常の政治生活中においても非常に重要な役割を發揮する。しかしこの組織はまだ漢式の官僚体系を取り入れておらず、「一概に白身もて宮掖の事を領」した⁹⁾。つまり、怯薛の成員は、正式に朝官に出任した者を除いて、みな品級や散階を帯びていなかった。権力に最も接近する源泉であり、官僚機構の上に超越した、政策決定を補助する団体として、怯薛は常に散階系統の外に独立し、これもまた散官制度の元朝における地位を大いに低下させた。

III

金、元の散官制度の実際の意義と役割が唐宋に比べて下降したことには、少なくとも二つの面の原因があり得る。

1) 北方民族王朝として、金、元の統治者の創建した官僚制度は唐宋を手本としたが、しかしただ枠組み、輪郭がおおむね似ているだけで、その細部の複雑さ、発達、精密の程度は遙かに遜色があった。例えば、盛唐の典制中に代表的に見られるような六部二十四司体制や、六部と九寺五監の「政務」、「事務」分業体制は、金、元ではともに継承されるに至らなかった¹⁰⁾。周良霄は、「厳密に言えば、北宋に代表される中原漢族王朝の政治制度は、南宋が滅亡するに至って中断に陥った」と考えてさえいる¹¹⁾。金、元の散官は42階設けられ、唐宋と比べて遜色ないように見えるが、しかし恐らくは主に漢族官員の心理を考慮し、文治を粉飾する目的から出たものであろう（この前の遼朝の漢官の散階はさらに「虚文」的性質をもつことが明らかで、そのために『遼史』百官志にはこれに対して一言も記されていない）。統治者は散官制度の具体的な効用、役割に対して結局深い認識をもったものの、それ自体の価値についてははな

7) 『国学研究』第二巻（北京大学出版社、1994）。同じ内容は拙著『元代宰相制度研究』（北京大学出版社、1997）51～59頁にも見える。

8) 『元史』巻99兵志2、巻204宦者伝序。

9) 王俔『秋潤集』巻84、論怯薛列加散官事状。

10) 拙稿「金元六部及相關問題」（『国学研究』第六巻、北京大学出版社、1999）参照。

11) 周良霄、顧菊英『元代史』（上海人民出版社、1993）序言。

はだ懐疑的であり、当然ながらも宋朝の「磨勘」に類似したような散階に即応した厳格な資格認定制度を作り上げることはなかった。この点については元朝の示した例が最も目立っている。蒙古の統治者は散階の系統を建てたものの、しかしその「激励の装置」としての役割を十分に発揮しようとはしないし、これを物質的な待遇と連結させることもしなかったようである。真に功労を褒賞する時になれば、多くは「遥授」の類を採り、高級職事官の肩書きを加えるやり方を取って、本来使用すべき散官（及び勲、爵の類）はかえって忘れて脳裏からなくなってしまった。例えば南宋を平定した後には、「有功に賞賜するに、ただ職位を遷加し、宰執に至る者二十余人有り。」という有様であった。儒臣王磐がついに上疏して「歴代の制度は、官品有り、爵号有り、職位有り、爵号は榮寵を示す所以にして、職位は事権を委ぬる所以なり」という道理を述べ、「有功の人は宜しく散官を加遷し、或いは賜うに五等の爵号を以ってすべし。漢唐の封侯の制の如くすれば可なり。宜しく任ずるに職位を以ってすべからず」と建議した¹²⁾。たとえ本当に散官を褒賞のときに用いようとしても、法文が明らかに欠けており、高品を濫授した。武宗のときに張養浩が「今の朝廷の諸大臣、何の勲、何の威有るやを知らざるに、一として開府儀同三司にのぼらざる者なし」と批評している¹³⁾。類似の混乱情況は、主に蒙古の統治者が漢地の制度に対する認識が深くなく、漢化の不徹底の産物であった。

2) 別の角度から見ると、金、元王朝は明らかな北方民族の「家産制国家」の特性をもち、家父長の権力から発展してきた皇帝権力は制約を受けることが少なく、至高無上にして臣下を奴隷視し、反対に唐宋以来の皇帝と士大夫が天下を「共治」する政治伝統ははなはだしく弱められた。このような「家産制国家」（つまり比較的あからさまな「家天下（天下を家とする）」政権）では、官僚組織の自己拡大と「自利」的傾向ははっきりと抑制を受け、前代の臣下を優遇する施策が多くは空文化し、そのうえ過失の有った、或いは君主の気に入らない官員に対しては、しばしば単純粗暴な懲罰方式を取って、鞭打ちを加え、意のままに屈辱を与えた。金の海陵王は臣下に「古は大臣罪有らば、数千里の外に貶謫せられ、往来、奔走に疲れ、道路に死す者有り。朕は則ち然らず。過有らば則ちこれを杖し、已に杖すれば則ちこれを任ずること初めの如くす」と言っている。また「大臣の決責は、痛み爾らの体に及ぶこと、朕の躬に在るが如く、已む能わざる者有り」とも言っている¹⁴⁾。元の趙天麟が上奏して言うには、「今国家立統以来、百官の犯罪は、上は宰輔より、下は守令に及ぶまで、これを理官に決付するも、小民に例して以てこれを鞠訊し、これを市井に械繫する者有り、これを官署に鞭答する者有り、その首を梟して以て遐邇に儆戒とする者有り、その軀を醢として以て天地に薫蒸する者有り、甚だ上を尊び下を卑しめ、礼を崇び俗を厚くするの方にあらざるなり」と¹⁵⁾。『金史』巻45、

12) 『元朝名臣事略』巻12、内翰王文忠公。

13) 張養浩『帰田類稿』巻2、時政書。

14) 『金史』巻76、蕭玉伝。

15) 『歴代名臣奏議』巻286、礼臣下。

刑志にこの種の状況をまとめてこう述べている。「その立法の初意を原ぬるに、疏戚を同じくし、小大を壹にするを以て、これをしてみな繩約を律令の中に就かしめ、手を齊しくし足を並べて以って公上の為すところを聴かざるなきを欲するは、蓋し秦人の主が威を強くするの意なり。是を以って宗室を待すること恩少なく、大夫士を待すること礼少なし。金の代を終わるまで、恥を忍びて功名に就くは、一時の名士といえども免れざるところ有り。辱を避けて引を遠ざくるに至りては、その人を聞くことまれなり。」このような背景のもとでは、主に官僚階級に対する優遇、恩寵を体現する散官制度が軽視されるようになり、価値を下げていくのは、不思議なことではない。

近世時代区分論の射程と差別問題

八 箇 亮 仁

はじめに

本稿で取り上げようとする「近世時代区分論」とは、著名な東洋史家内藤湖南（1866～1934）の時代区分論、およびその影響を受けた近世史家尾藤正英の時代区分論である。一般的に日本における近世は室町幕府の滅亡（1573）以降、織豊政権期（1573～1603）に始まるとされているが、内藤湖南は、1921年の講演記録、「応仁の乱について」で、日本史を応仁の乱（1467～77）の前後で二分し、「それ以前の事は外国の歴史と同じくらいにしか感ぜられませぬが、応仁の乱以後はわれわれの真の身体骨肉に直接触れた歴史であって、これをほんとうに知っておれば、それで日本歴史は十分だと言っていいのであります」（『日本文化史研究(下)』2003年）と大胆な発言をしている。内藤は日本の近世以降を同時代の相の下に見ようとしていたといえよう。そして、この内藤湖南の時代区分に同調して著されたものが、尾藤氏の『江戸時代とはなにか』（1992年）である。

本稿は、この尾藤氏の著書の内容を紹介し、それを抛り所として、進んでいわゆる差別問題¹⁾の理解を深めることを主な目的としている。尾藤氏の著書は、差別問題を直接取り扱ってはいないけれども、問題を整理する上で重要な視点を提供しているように思われるからである。

部落差別が近世・近代にまたがる問題であることから、その解決をめざした研究は、当然にも従来の通説的時代区分論を前提に進められてきた。そこでは明治維新を境界として、近世封建制社会と近代資本制社会という相違する歴史段階が想定され、その原理的に相違する社会の中で部落差別が存続したと理解されてきた。

しかし、尾藤氏はこのような従来の日本史・部落史研究の前提となる通説的時代区分論に対し、近世・近代がむしろ共通の歴史段階に属するのではないかと、この異説を提起している。し

1) 本発表で扱う差別問題とは、具体的には近世の穢多・非人身分に対する差別、しかも近現代まで残存するいわゆる部落差別のことである。現在、部落差別についての歴史研究は、穢多・非人身分にかぎらず、前近代社会における差別された多様な人びとやその集住地を「被差別民」・「被差別部落」と定義して進められている。ただ、戦後の部落史研究は「被差別民」のうち、主に近世以来の穢多・非人身分を中心に研究が進められてきた経緯があり、本発表もそのような人びとの系譜をひくとされる部落を念頭において進める。近世期の穢多身分は農業や死牛馬処理・皮革業や行刑・警察・掃除役を担当し、非人は主に乞食で生計を立てていた。

かも氏の著書は民俗・宗教学などの視角を取り入れ、近世身分制度を差別の体系とも理解している。氏に学びつつ部落史深化の新しい視角は得られないであろうか。これが差別問題をとりあげる理由である。

I 戦後の「部落史研究」が残した課題

1 戦後の部落史研究と部落史像

戦後の部落史研究は、敗戦後の「民主化」過程にあつて、また理念的に人権の「平等」がめざされる「近代社会」にあつて、なぜ旧穢多・非人身分などに対する差別が存在するのか、さらにその解決はどう展望されるのかという実践的・現実的関心に支えられて顕在化した。したがつて部落問題は「国民的な課題」ともなったのであるが、その研究の主流となつたのはマルクス主義的手法であり、スターリンの世界史の基本法則、つまり原始共同体・奴隷制・封建制・資本制・社会主義制の発展段階規定などが暗黙のうちに想定されていたといつてよいだろう。こうして部落史研究は、「封建制」の歴史段階と関連づけられて考察されることになった。

戦後、いち早く部落史研究・部落解放理論の形成に重要な役割を果たした井上清氏は、朝鮮戦争勃発直後の1950年当時、「部落解放理論と部落史の課題」（『部落の歴史と解放理論』1969年 所収）で次のように述べている。

部落史の通説によれば、現在の部落地域の直接の芽ばえは、室町末期の近世的大名領とその城下町の成立にさいし、革細工人そのほか差別された特定手工業者が城下町にあつめられ、特定地域に居住させられたときにあるとされている。……

こうした差別された身分と職業と地域とが、たがいに分つことのできない一体のものとして、三者が相互に原因となり結果となりあつて、江戸時代の中期までに、どうにもならない部落・部落民がつくりあげられた。明治維新も、その後の日本資本主義も、ついにこの不幸な三位一体を解消することができないで今日に至っている。部落の特徴はまさにこの三位一体にある。……一言にして部落と部落民は、封建的ないし前近代的な「封建的身分の残存」ではあるが、スラムはまさに純資本主義的産物である。(230～231頁)

そして日本の資本主義は封建的関係の清掃ではなく、それを温存利用して天皇制絶対主義に育成され、世界資本主義が帝国主義の段階に入るとともに、日本も早熟的に帝国主義、独占資本主義になり、いつまでも政治上では天皇制、経済上では半封建的農業関係とむすびついたこと、このことが封建遺制の一分野として部落を残したものである。(235頁)

ここには、その後の研究課題となる種々の論点がちりばめられている。そこで、論点に沿つて管見の及ぶ範囲での研究状況を紹介しておこう。

① 部落は作られたものとする、のちの近世「政治起源説」的説明。部落の起源に関して

は、その後、教科書あるいは啓蒙書の記述の中で江戸時代前半（寛文～元禄）期に文字通り政策的・人為的に作られたという近世政治起源説が流布された。しかし、近世部落の社会的系譜が中世にさかのぼることが明確になり、現在では中世の「河原者」などの系譜を前提にする中世起源説と、豊臣政権下の太閤検地政策期、江戸時代前期以降の制度化に注目して武士・平民身分の下部への固定化と役負担などを重視する近世起源説との二つの潮流がある。

そして中世・近世移行期の課題としては、賤民差別に見られるカースト的差別の様態や朝廷・天皇の浄穢観などが近世社会ではどのように受容され変容するのか、政治権力と諸身分・地域との関係はどのように再編されるのか、などの解明が問われているといえよう。

② 部落差別の特徴として身分・職業・地域の固定が三位一体として説かれる。したがってこの三点の打破が部落解放運動の戦術となる。1871（明治4）年の「解放令」（賤民廃止令ともいう）で、賤民制度は一応廃止されたが地域は存続し、差別は残っている。三位一体説は近世身分制全体の基本的特徴でもあるから、あらためて近世賤民の賤民たる根拠が問い直されている。具体的には身分差別や死穢・ケガレ観などによる排除がどのように了解され、構造化されていたかなどである。差別の特徴としては職業差別とならんで地域住民に対する通婚拒否・家内立入拒否・賤視などの習俗的差別が見られるが、その根拠があらためて問われているといえよう。

③ 近代以降の部落差別を「封建的身分の残存」ととらえる。この視点は、時代区分論や歴史段階を想定して、「身分制の遺制」などの表現として現在でも使用される場合が多い。この場合、暗黙のうちに近代以前の問題の残存であるから解決策は啓蒙の問題、近代化の中で自然に解消する問題、近代以降の階級問題以前の非本質的問題などと理解される傾向があったことに注意しなければならない。

④ 部落差別の資本主義社会・天皇制絶対主義下での存続・温存。これは近代日本の歴史段階規定との整合性が問われる課題で、半封建的農業関係（寄生地主制）と天皇制を接合することで当面の整理が図られたが、現在では明治時代以降を天皇制絶対主義と理解する説はほぼ放棄されている。近代における差別の解明が問われているといえよう。ただし、天皇制は皇室典範にもとづき、現代に生きる「身分」として存続している。

2 差別解消社会のイメージを求めて

1960年代以降、解放運動の高揚と並行する形で、部落史研究は社会構成体史的視点に導かれて急速に進展していった。そして1965年、部落問題をめぐる状況は大きな画期を迎えた。この年、同和对策審議会（1960年設置）が佐藤栄作内閣に「同和对策審議会答申」を提出し、それにもとづき、1969年に「同和对策事業特別措置法」が制定され、政府・行政による差別解消への努力、つまり「同和事業」が本格化するのである。

しかし、この1960年代後半以降の特徴として、研究者の姿勢を含めて、部落差別に限らず諸種の差別に対する国民の「立場」が問われるようになったことを忘れてはならない。「階級

的」立場や「国民的」・「近代市民」的立場，そして男女の関係における差別も問われるようになった。労働者も国民も市民も差別問題から免れないことが明白になったからである。

このような事態は，人間間における差別問題の根ぶかさを直視することがあらためて求められる時代になったことの証明といえるかもしれない。そして「立場」相対化の必要性は，人間をとりまく社会観，国家観そのものの相対化に及ばざるをえない。あらためて部落史像の解明が問題となったのである。その意味で「同和対策審議会答申」は成果であると同時に，それ自身相対化・検討すべき世界像ともなったのである。答申は次のように述べている。

いわゆる同和問題とは，日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により，日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ，現代社会においても，なおいちじるしく基本的人権を侵害され，とくに，近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという，もっとも深刻にして重大な社会問題である。

この答申は，現在の日本が「基本的人権」や「市民の権利」の完全に保障された，あるいは実現に近づいた「近代社会」であるという前提に立ってはいないだろうか。そのような前提に立って部落差別解消の必要を訴えているが，果たしてこの理念的な前提だけからこの問題の解決が達成されるだろうか。われわれは，日本社会全体に存在する「身分階層構造」を内在的に探り，歴史研究を通じて部落差別の問題に立ち向かう必要があるのではないだろうか。

II 尾藤史学における共同体的国家観

1 兵農分離・石高制と「役^{やく}の体系」²⁾

日本におけるマルクス主義的な歴史観，とりわけ講座派と称されたグループの歴史観では，日本の一国主義的な社会主義像を構想したが，その国家論の特徴は，(古代) 奴隷制・(中・近世) 農奴制・(近代) 資本制という社会構成を前提として支配・被支配の流れを描く階級的國家観であったといえよう。この結果，後発資本主義國家である日本における近世から近代への移行をどう理解するかで迷路に迷いこむ場合が多かった。これに対し，尾藤氏の國家観は近世・近代に共通する國家社会，いわば共同体的國家の分析へ関心が向かっているように思われる。

山本博文氏によれば，日本の歴史学界における江戸時代の國家体制の理解については，①純粹封建制説，②集権的封建制説，③絶対主義説（山本氏を含む）の三説があげられ，通説は②とされている（『江戸時代の國家・法・社会』2004年）。

2) 尾藤氏は，日本語の「役」は，漢音で「エキ」とよむ場合と吳音で「ヤク」と読む場合によって意味が異なるとする。「ヤク」と読む，「役人」「重役」などは労働の義務を負っているものの，自発性や誇りに支えられた側面が含まれているとしている。

しかし、尾藤氏の著書は近世・近代を連続性で理解しようとしており、③の絶対主義説に近いとはいえようが、ここでは社会構成史の観点の後景に退き、それに代わって一種共同体的な国家論を提示している。すなわち近世幕藩制国家を「役の体系」としてとらえるのである。そして氏によれば明治以降の近代国家は近世共同体的国家を継承した国民国家であって、後述する昭和期の天皇機関説事件³⁾はこの連続した国家観が表面化したものととらえられている。

氏の「役の体系」論は、近世研究のキーワードともいえるべき「兵農分離」と「石高制」とのえ直し作業としてすすめられた。氏は、「兵農分離」が検地と石高制の施行を通じて実現したものであるというこれまでの了解を前提にして、これらの施策が武士・農民間の身分区別を明確にし、その関係を個別領主制的なものから組織的・間接的なものへと変化させる意味を持ったと理解する。兵農分離という大変革が可能になった理由は、強大な権力が前提であるにしても、朝廷・武士・農民・町人が「公」に対して貢献と負担を分有する国家の登場、「役の体系」としての国家を準備するものとして受け入れられたためだろうと考えている。

このような文脈を理解すれば、氏は、階級史観とでもいえるべき従来の封建的領主制論に対し、国家共同体的社会を想定し、その社会編成原理の解明、しかも「被支配者」側の内的な心情を汲みとる政治・社会構造論の解明をめざしていることがわかるだろう。

このような氏の「役の体系」を差別的視点からみると、「役の体系」全体が抑圧・差別の契機を潜在させているともいえるだろう。この点について氏は、現代における男女の役割分担を例に、役割を固定化することによって生じる抑圧性として説明している。近世にあっては身分の固定化として差別社会ともなっているわけである。

ただし、穢多・非人差別については、士農工商間の身分差別とはやや位相が異なるといえよう。なぜなら、武士・平民と穢多・非人の間に厳然とした差別の溝があるからである。穢多・非人にとっての「公」に対する貢献と負担、にもかかわらず、彼らが忌避される構造、それらがあらためて問われざるを得ないだろう。これは、穢れと清めに関わる中世的生業の近世への包摂と変容の問題とも関連しているであろう。ともあれ、氏の提言は共同体的国家の「公」に収斂する役の体系内部で忌避・排除が生じる可能性があり、したがって近代的な「公」空間においてさえも差別は生じることを示唆している。

2 近世・近代国家に連続する「公私」観念と「家」

近世国家を「役の体系」からみると、必然的に朝廷と幕府の関係が問題になる。この点に関して、氏は従来幕府による朝廷統制令と理解されていた「禁中並公家諸法度」について、それを天皇に対して、君主にふさわしい「役」を求める規則であると理解するようになる。また、

3) 天皇機関説、および天皇機関説事件についての一般的な理解は次のようである。

「統治権は法人である国家にあり、天皇はその最高機関であるとする明治憲法をめぐる学説。……ファシズムの台頭とともに、1935（昭和10）年国体明徴運動がおこって排撃をうけ、美濃部は貴族院議員を辞任。著書は発禁処分となって、機関説は学界から排除された。」（『新版 日本史辞典』）

朝幕関係そのものも役の体系として関連づけられることになる。このような氏の朝幕関係の整理は西洋近代国家における王権や主権の問題とも絡むのであろうが、氏はその点について直接比較しているわけではない。

その場合氏が強調するのは、「役」が中世において「公事」と呼ばれ、天皇への奉仕を意味したように、「役」が国家に対する奉仕ないし義務の性格をおびていた点である。「役の体系」は、共同体を支える公観念と関連しており、近世において天皇が否定されず、従ってその実力とは関係なく天皇は国家を代表する君主であるという観念を残存させ、明治維新を経て国民国家の主権者として復活する歴史的根拠にもなっているとするのである。役の体系を強調する氏は、領主と百姓の関係を次のようにさへ述べている。

幕藩体制のもとでの「公儀」⁴⁾の百姓とその領主との関係は、一面では「私領」の被支配者と支配者との関係でありながら、他の一面では、それぞれの身分に応じて国家から与えられた「役」を担当するということを通じて結ばれた関係であり、その限りでは対等に国家の構成員であると考えられるような意識が、潜在的に両者の間に存在していたとみられる（69頁）

氏によれば、幕藩制国家は、天皇以下さまざまな職分を担う社会構成員がそれぞれの「役」によって公を分有する形で成立している国家ということになる。

同様のことを、氏は「思想にみる江戸時代の個と集団」論文で、伊藤仁斎の「個人の自立性よりも、集団への順応性を優先させる考え方」（151頁）、荻生徂徠の「社会的有用性という見地から考えられた個性」（153頁）など、江戸時代の儒者の見解として紹介している。

さらに「江戸時代の社会と政治思想の特色」論文では、「義理・人情」について、「『義理』とは、人が社会の中で与えられた役割に応じて果さなくてはならない義務であり、『人情』とは、他人もそれぞれに同様な義務を負っていることについての人間的な共感」（47頁）といい、「『役』の体系としての社会の組織は、個人の次元からみれば、与えられた『分』に安んじて生きてゆくことが基本とされる社会であった」（40頁）と述べている。

氏のこれらの視点は、公を分有する限りでしか「私」は語れないという日本社会の共同体的関係のあり方や共同体的心性についての理解を示すものであるが、氏はこのような伝統的な個人・集団観、公私観は近代日本にも生き残ってきた、あるいは再編成されてきたと考えており、その共同体的心性を残しながら資本制社会や西洋思想を受容し、明治憲法体制を作りあげていったと考えられているのである。氏の視点を借りれば、日本社会の特徴として挙げられる「世間体」という秩序意識や「ウチの会社」などという企業にみられる集団主義などは伝統的

4) 公儀は、近世国家権力の呼称とされている。戦国大名が公儀と自称しはじめ、天下統一後は幕府を大公儀、大名を公儀といった。尾藤氏は公儀概念に朝廷も含めて使用している。

公私観の変形的事例といえるのかも知れない。

「役の体系」論で今一つ注目すべき点は、社会構成史において論議の中心となっている農奴制論議に代わる社会的基盤として、氏が「家」に注目することである。この家は、基本的には14世紀以降の社会変動の中で登場するとされ、家の一般的な形成は、戦国時代以後の歴史的断絶を生み出す要因ととらえられている。氏は内藤湖南の見方にそって、応仁の乱の意義を強調するが、実際には社会的変動の始期を14世紀の南北朝期に見出している。そして、14～16世紀の社会的変動の時期を中世的な国家分裂状態期としてとらえ、この時期以降に一貫した時代傾向を見出そうとするのである。

氏によれば、この「家」は家族としての家を意味するというより、第一義的には家業として社会的な役割を担当する単位であり、その存続が「家」の構成メンバーにとって最大の課題とされる点に特徴がある。氏は「日本における国民的宗教の成立」論文で次のように述べている。

家業と家産とを持つことによって、社会的な活動の一つの単位をなすものであるから、当然に非血縁者である奉公人なども、家族と同様な、あるいはそれに準ずる、「家」の正規の構成員とみなされるし、またその「家」の当主の地位の継承に際しては、血縁上の子よりも、非血縁者の養子で、家業の運営のために有能な者の方が優先されることも、必ずしも珍しくはない(119頁)

この家の形成に注目して、氏は、幕藩体制を「単婚家族の小農民」を前提に封建国家を構想する見解や社会構成史的幕藩体制国家論から距たった地点に立つのである。

「家」については、天皇家や被差別民が種族的に固定化される側面を無視するわけにはいかない。しかし、氏は次に述べるように、「家」が近代に継承されることや、「家」の差別性に留意しつつも家を支える個人の平等性に注目しようとするのである。

3 国民的宗教の問題性

さて氏は、「日本における国民的宗教の成立」において、神道・仏教、および民俗宗教を加えた三者が、役割を分担しながら統合されて「国民的宗教」になると考え、その基盤を15・16世紀以降の社会に求める。

氏によれば、家と家との関係は、「一揆」⁵⁾など対等な関係で共同組織を成立させる場合がある一方、社会的な職能の違いに応じて差別秩序を構成することにもなる。氏は「家」を構成単位とする近世が身分社会であることを否定しない。しかしこの時代に「万民はことごとく天地の子」(中江藤樹『翁問答』)という主張がみられた点にも注目する。「家」と個人についても次のようにいうのである。

5) 目的・方法などを同一にする人びとの結合とその行動をいう。中世では中小武士の一揆である国人一揆や農民の一揆などがある。

それぞれの個人が「家」の中で分担する役割は、同一ではなく、その面では「家」自体が差別の体系をなすが、根底においては、「家」を支えるものとしての個人の平等性の意識がなければならなかった。(120頁)

この家を支える個人の平等性、それが「国民的宗教」の基盤でもある。氏のいう「平等性」が西洋的な人間の平等を意味しているわけではないだろう。「五倫」には単に「差別」思想と断定してしまうことのできないある種の人間性が裏づけになっているが、この「平等性」もそのようなものであろう。「五倫」の現実的な人間関係は、万民＝天地の子という思想と無関係に成立するわけではないからである。

ともあれ、氏は国民的宗教の必須条件である国民的な規模での平等性・普遍性について次のように考える。つまり仏教においては、死者をめぐる仏式の宗教的儀礼の共通性や死後における靈魂の救済という点で、また神信仰においては、地域社会の守護神や信仰の対象として神社が機能していた点で普遍性を獲得していたと。氏は普遍的宗教・国民的宗教の必要条件として、人間一般の精神的救済の道を開く普遍性と行為の規準としての倫理・道徳を示す倫理性をあげるが、仏教・神道ともにそれらが求められたことを強調するのである。

しかし、仏教・神道・民俗宗教を個人の平等性と宗教的普遍性に力点をおいて「国民的宗教」と総括することには疑問が残るといわざるをえない。また個人の平等性についても過信があるようにも思える。氏は神道・仏教などに潜む浄穢観や種姓観などの思想的排他性にはあまり着目しないのである。神道・仏教などが習合し、「国民的宗教」を形成するが故に、またそれは近代へと継承されているが故に、死生を含む日常生活や地域祭祀において宗教が潜める抑圧・排除機能が大きな社会的意味を持つという側面に注目することが必要であろう。まして宗教が共同体的国家観を思想的に裏づける機能をも持っていることを考える時、宗教思想の分析は深められる必要があるだろう。

4 天皇機関説事件にみる近代的共同体的国家観

氏の近代的共同体国家像をうかがえる論文が、「日本史上における近代天皇制」における天皇機関説事件の分析である。

氏は、同論文において、明治憲法体制下に提起された美濃部達吉の天皇機関説は政府の公的解釈を代表するものであり、しかも、伝統的・共同体的国家観を前提とする憲法理論であったこと、つまり美濃部がイエリネックの機関説に学びつつも、共同体的国家観を前提にして自由主義や議会主義への可能性を模索していたことを論証している。氏は美濃部の社会・国家観を次のようにまとめている。

自発的な個人の道徳意識によって維持されるべき社会の秩序と、政治的な制度としての国家の秩序との間に、本質的な相異があるとは、美濃部が考えていなかったことを意味してい

る。それは社会の内部で人々の自発的な意志に基いて構成される各種の共同体（例えば村や町）と、ほとんど同じ性格をもつ組織として、美濃部が国家を考えていたということであろう。(231～232頁)

また、その共同体的国家が西洋思想を受容するものであったことについては次のように述べている。

美濃部の学説の特色をなしたとされる自由主義的ないし議会主義的な政治思想は、もともと明治憲法に含まれていたもの、あるいは、少なくとも、その憲法によって許容される範囲の中にあったもの、とみなされなければならない。(226頁)

以上の国家観・憲法観を前提に、天皇機関説事件は、「明治憲法の本来の精神を、あるいは少なくともその中に含まれていた自由主義や議会主義への可能性を、消去することにより、その憲法に基く国家体制そのものを改変しようと意図した立場からの、一種の策謀によって発生した事件」(226頁)、あるいは「それまでは学界の内部での主張にすぎなかった『国家権力を無制限のものとする』考え方が、まさに現実の政治の動向の上で有効性をもつに至った」(227頁)事件と理解される。

ところで、氏の分析で注目されるのは、天皇制にまつわる二つの事実に注目して共同体的国家観、あるいは国民の間の共同体的心性の現代における崩壊状況に目を向けていることである。それが「明治憲法」第三条(天皇無答責条項)規定の存在と昭和天皇の死去である。

明治憲法第三条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」という条項は、通常、「記紀神話に由来する天皇の神権の君主としての性格を表現したもの、従ってまさに日本的な君主観に基いた規定として理解されるのが普通」(240頁)であるが、実は西洋社会の法制観にねざす無答責規定(天皇はその政治的行為に関する一切の責任から自由で、なんらの責任をも負う義務がない)に由来するものであり、「この憲法第三条こそが、まさに外来思想」(243頁)であったというのである。そして氏は、この無答責規定に加え、戦後における昭和天皇の態度こそ共同体国家に反したものと断定する。

共同体といっても、その内部での人間関係は平等であるとは限らず、その共同体の存続という共通の目的のために、命令する者と、命令される者とが区別されるのは、自然なことである。しかしその際に命令する立場にある者には、それなりの責任が伴わざるを得ない。「無答責」の命令権者などは、共同体の内部には存在し得ないのである。……国家という共同体の内部での命令権者としての天皇が、その責任を回避しようとしたかのような態度をとったことは、まさに日本人らしくない行動様式とみなされても仕方がないのではあるまいか。(245頁)

日本人らしいかどうかは別問題として、氏は共同体国家代表者の責任のありかたを端的に問題にしているのである。ところが、周知のように、昭和天皇はなんらの責任も負わずに死去してしまったのである。

おわりに

最後に、尾藤氏から学ぶ形で、部落問題への接近の新たな可能性について考えてみたい。氏の共同体的社会観による近世理解、それは次の表現によく示されているように思う。

いわゆる士農工商の身分制度は、……一面では差別の体系であるとともに、他面からすれば、その差別は、要するに職分すなわち社会的役割の相異にもとづくものにすぎず、村や町が基本的には対等な「家」の結合であったのと同様に、職分の差異を超えた平等性が、(家と家)、「家」を構成する個人の相互間にもある…… (120頁)

つまり、身分制度下の社会は、均一化を否定した「社会的役割の相違」を相互に了承しあったところに対等な結合や「平等性」が存在する社会であるとの認識を示している。このような共同体的な社会・国家であったから、近代以降の日本は、その内部に西洋的な経済制度と平等性を擬似的にはあれ導入していくことが可能となったのであろう。その意味で近世社会下における社会的役割の相異と人間的平等性の承認という構造は、近代にも資本制原理を導入するなか、引き継がれているといえよう。

しかし、この尾藤氏の共同体的国家観を身分・差別の視点でとらえかえてみると、まさに平等を秘めた共同体的国家の中に身分・差別が厳然と埋め込まれていたことにあらためて注目せざるを得ないのである。そのばあい、身分制度は二重にとらえかえされる必要があるであろう⁶⁾。政治的支配に列なる社会的役割としての身分と、支配関係の底辺に位置づけられながらもさらに社会的な排除・差別をうける身分ということである。部落問題の現実から近世社会をふり返る時、おそらく本村に従属する「枝村」などとして存在する部落およびそれを構成する家は、農工商民の家とは「対等な『家』」ではなかったはずであり、武士・平民と部落の職分は決して「平等性」と了解されることはなかったはずである。共同体的社会は「公」の世界を保持しながら、独自の矛盾を内包しているのである。

この二重ともいうべき差別構造は近代以降にも登場する。たしかに近代以降、人間の平等性は社会原理となった。しかし、資本制社会の結果としての格差社会化はなかば公然と承認されている。そして部落差別はそのような格差社会と併存するように、結婚忌避・職業排除・地域的確執などの差別として厳に存在するのである。

このような近代以降の差別のありように対し、西洋的な理念を学ぶ形で解決を図ろうとする

6) 斎藤洋一・大石慎三郎『身分差別社会の真実』(1995年)参照。

ことは当然必要なことであろう。しかし、欧米国家においても差別を内包する現状を見る時、問題は共同体内における構成員の「平等性」をいかに保障するか共通課題に逢着せざるを得ないことがわかる。その意味では、部落差別を共同体的な差別の局面で整理し、共同体的社会観や公私観の内部の変容を迫る中で、その解決を模索することの重要性もまた否定できない。

すでに述べたように、1965年の「同和対策審議会答申」は、同和問題を「身分階層構造に基づく差別により」、「現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され」ていると性格づけている。この重要な指摘が、しかし虚ろな響きをもつとすれば、おそらくそれは現に日本社会を担い、翻訳語をちりばめながらも伝統的な公私観を作り上げてきた生きた人間にその言葉が届いていないからである。

尾藤氏によれば、日本における近世・近代を貫いている国家社会像とは、差異・差別を背負って生きるさまざまな構成員が「公」を分有し、「公」に対して貢献と負担を担保することによって「私」が生かされ、個人の自立性よりも集団への順応性を優先させるような社会、しかも、その構成員である「万民はことごとく天地の子」と想定されているような社会である。この「天地の子」が西欧的な人権と同質でないことはいうまでもない。しかし、日本の社会・公私観に人間平等の契機は想定されているともいえるのである。血筋や地域習俗、また役割分担の中に潜む差別に対し、共同体的な公私観を突きつめる中で差異ある個を生かし、差別の解消を図ることは不可能なのか。「近代」社会の世界性を無視するわけではないが、そのような模索の道筋も残されているのではないだろうか。

概説・新編『明史』

王 天 有
(吉尾 寛 訳)

明王朝は14世紀中葉から17世紀中葉にいたる統一王朝である。この時、中国の伝統的王朝社会は、1600年近くすみずみまで行きわたる変遷を経て、後期に入った。極点に達した明初の種々の伝統的発展と、その後の社会の構造的変化がもたらした新たな様相は、互いに交錯し入り組んで見分けがつかなかった。それによって、明朝の歴史は複雑に錯綜する多面的な性格を現し、人物の評価、事件の整理、歴史発展の動態が、いずれも簡単な公式を用いて表わすことが難しいまでになっている。清朝の『明史』編纂は、順治 [1644-61] から乾隆年間 [1736-95] まで四朝凡そ95年を要した。館を設けて歴史を編纂した時間は中国史上最も長かった。原因は多いが、まず、清朝が明朝に取って替わり、明朝の地位を貶めたことが、当然歴史を修撰する者を大いに苦しめた。次に、明朝の史実は前代と大いに異なって内容豊富であり、加えて、明末以来世人の明朝政治の盛衰や、人物の評価に対する意見が多く一致していなかったので、大局・末節を問わず、すべて詳細に斟酌・検討せねばならなかった。にもかかわらず、清朝の『明史』刊行後も異議は減ることなく、清高宗自身でさえ十分満足せず、そのため、乾隆40年(1775)年以後、『明史』を改訳・考査・補正する事業が行われた。近代以降、若干の所謂政治家・思想家たちが屢々明朝の史実を借りて‘教化’を進めたため、明朝の歴史はさらに幾層も重なりあった雲や霧に包まれるように迷路に陥った。以上から見れば、明朝の歴史を著すことにはかなりの困難がある。幸い時代が移り変わり、人々が久しく望んできた思想解放の光が大地を照らし、明史研究の新しい材料・新しい成果が絶えず湧きおこるようになり、これが、新しい『明史』を著すために極めて有益な条件となった。先師、許大齡先生は明史研究に従事されること50年、生前新しい明史を著すことを計画されたが、凶らずも志半ばで亡くなられた。いま筆者は、学識浅薄なるを顧みず、亡き先生の遺志を継承することを願い、先生の門下生数名を集め、新しい『明史』を世に出すことにした。これを以て学界に教を請うとともに、泉下の先生をお慰めしたいと願うものである。

明朝の歴史を語ろうとすれば、まず王朝支配の核心をなす皇帝について語らねばならない。明朝277年の歴史の中に合わせて17人の皇帝がおり、彼らは明太祖朱元璋、惠宗朱允炆、太宗(成祖)朱棣、仁宗朱高熾、宣宗朱瞻基、英宗朱祁鎮、代宗朱祁鈺、憲宗朱見深、孝宗朱祐樞、武宗朱厚照、世宗朱厚熜、穆宗朱載堉、神宗朱翊鈞、光宗朱常洛、熹宗朱由校、思宗(毅宗)

朱由檢、弘光帝朱由崧である。この17人の皇帝の中には、傑出した知力と遠大な計略をもち、開国創業をなした一代の英主もあれば、時局を安定させ、或いはある面から明朝の基業を固める上で成果をあげた守成の君主もいた。しかしながら、より多くは凡庸な者たちであり、腐敗を極めた皇帝さえも少なくなかった。だが、明朝は、結局277年維持され、権臣の専政もなく、後宮・外戚の禍もなかった。さらに武臣の跋扈、地方の割拠もなく、王朝一統の局面は基本的に安定していた。清代の史家には、明史を研究した際、ある皇帝が長く朝廷に出御しないのに王朝権力がずっと変わらず運用されたことに対して「誠に解すべからざるなり」と感じた者もいた。[だが] その実、これらは全て皇権支配下の政治制度に依るものである。したがって、本書は、皇帝権力の展開に注意すると同時に、かかる政治制度にも相当の関心をはらう。これは明朝の政治の一つの特徴である。

歴史とは生命あるものであり、生きているものであり、不断に発展変化するものである。明朝史の変化は、明以前の各王朝と比較にならぬほど大きい。このような変化は政治面、経済面で起こり、また社会思潮の方面でも起こり、変化を推動する主因には、上から下に向かう力を源にするものもあれば、下層から湧き上がる力を源にするものもある。上下力を合わせれば変化は顕著となり、上下相反すれば、事は紆余曲折する。総じて言えば、明朝の政治の変化は経済の変化より遅れて起こり、社会思潮の敏感さは政治家の改革に対する認識よりも先覚性をそなえていた。明朝の帝王は、殆ど例外なく、即位の時頒布する『登極詔』の中で「除旧布新」或いは「革故鼎新」という願望を表明したが、しかし、真の意味における政治改革は多くは見られない。[だが] 経済面はこれとは異なる。明朝創立の当初、統治者は農村経済の復興を通じて堅固な自然経済体系を樹立した。それは明朝前期の経済の穏やかな発展を保証するとともに、それにとまなう商品経済の発展のためにも基礎を築いた。16世紀以降、明朝の商品経済は顕著な発展を遂げ、民営の作坊は数を増し、国内外の市場は繁栄し、商業資本は活発化し、銀本位の貨幣が市場において一層広汎に用いられるようになる。これらは全て明朝の社会変遷を明示している。明朝の社会思潮は前後大きな変化をおこし、前期において官側に是認された伝統思想は全社会思潮の動向を支配していたが、中・後期において伝統思想は変質し、民間の文化が勃興し、さらに明末には異質な文化が伝来し、中・西文化の交流が知識人エリートの推進の下で空前の進展を遂げた。[すなわち] 社会思潮は多元化の方向を現し、排斥と受容がぶつかり合う中、新しい思想の火花がしばしば飛び散った。明代の文化はますます色とりどりの、しなやかな姿をみせた。故に、本書を著す中で、経済の構造的変化と社会の新思潮とは、かなり大きな関心を払ったもう一つの問題である。この二つの問題も明史に極めて特徴的な問題である。

15世紀は、明朝と世界を誇りと奮起に赴かすことのできた一世紀であった。この世紀に人類は東・西両方向から海洋に対する挑戦を開始した。‘鄭和西洋に下る’[鄭和の南海遠征]は本世紀当初に始まり、コロンブスの新大陸発見は本世紀末に成し遂げられた。この後、世界文

明は地域的发展から全体的发展へと転換を開始し、中国と世界とは密接不可分の関係に入った。明史を研究するには必ず世界的視点をもっていなければならない。鄭和の南海遠征は、中国の伝統的対外関係即ち朝貢関係の継承と発展を表すものであり、国と国の関係は平和を基調とし、貿易は平等を原則とした。但し、鄭和の南海遠征にも限界はあった。即ち明初の対外開放政策は官側に限られ、私人の海外貿易活動に対しては「海禁」を実行した。かかる局面はずっと隆慶元年（1567年）まで続き、穆宗が民間の‘東・西二洋’[マラッカ海峡を境とする南洋の東・西]における遠方交易を許可して、始めて根本的な転換がおこった。これより明朝は、現実的でない朝貢体制を基本的に放棄し、対外貿易を中・外の民間レベルに下ろした。当時の世界の眼から見ると、明朝は、総体的に開放的であり、前期・後期を問わず、明朝は当時の世界の中で低く位置づけられるべきではない。これもまた明史の重要な問題である。

明史の時期区分は明朝の歴史を著す上で回避できない問題である。人によって見方は異なり、二分法、三分法、四分法、或いはさらに多い分け方もあり得よう。二分法は、おおかた成化[1465-87]、弘治[1488-1505]或いは正徳年間[1506-21]を境として明朝を前期・後期に分ける。三分法は、正統14年(1449年)と万暦中期[と以後]を境として明朝を前期・中期・後期の三期に分ける。この二種類の区分法は区切りが長過ぎて、明朝の複雑な社会的変化を反映ににくい。顧炎武は四分法をとり、『天下郡国利病書』の中で『歙県風土論』を引いて、明朝を春夏秋冬の四期に分けた。即ち、弘治以前は「詐偽未だ萌えず、許争未だ起こらず、紛華未だ染まらず、靡汰未だ臻らず」、のぼ「此れ正に冬至以後春分以前の時なり」という。正徳末・嘉靖[1522-66]初にいたって、「商賈既に多く、土田重からず」、のぼ「許争起こり、紛華染まる」、のぼ「此れ正に春分以後夏至以前の時なり」という。嘉靖末・隆慶[1567-72]の間にいたって、「末富は多きに居り、本富は益々少く、富者は愈々富み、貧者は愈々貧し」、のぼ「此れ正に夏至以後秋分以前の時なり」という。万暦中に及んで、「富者は百人にして一、貧者は十人にして九」、そして「戈矛あれば則ち兵を連ね、波流あれば則ち陵に裏り、丘壑あれば則ち陸に沈む」、のぼ「此れ正に秋分以後冬至以前の時なり」という。顧氏の時期区分法は二分法を源とし、弘治以後社会変化が加速する現実に拠って分期をさらに細かくしたに過ぎない。以上、これらの時期区分法は全て示唆的性格に富んでいるが、かえって不完全である。許大齡先生は生前、筆者の著作『晚明東林党議』に書かれた「序」の中で明朝の歴史を四期に分ける枠組みを提出し、かなり完全な論を立てられた。本書は基本的に[許大齡先生の立論]を採用するが、細部については少し調整した。具体的には以下のとおりである。

第一期は創始の時期である。明の太祖が洪武元年(1368年)に建国してから英宗が正統6年(1441年)北京に都を正式に定めるまでをいう。この時期、明朝は国土の開発、首都の移転、省の区画を完成させ、中央の輔政方式は宰相制から内閣制に変化し、各種制度と法令は整備された。これにより統一的でかなり安定した政治的局面が出現した。経済面では、農民の帰農推進から、荒地開墾の奨励、農桑の勸課までを実施し、[それによって]大量の自作農を生み出

し、無糧の白地（即ち課税しない土地）を出現させ、当時の農村の経済発展のために活力を増すことになった。『明史・食貨志』には「是の時、宇内富庶にして、賦入盈羨す。米粟は京師に数百万石を輸するより外、府県の倉廩、蓄積すること甚だ豊かにして、紅腐して食すべからざるに至る」とある。この評論は決して偽りの言葉ではない。正に経済的後盾があって、始めて鄭和の南海遠征という世を驚かす偉業は可能だったのである。思想の統制は前代よりも強化され、程朱の理学は官側の正統思想となり、明一代の文化の主流を左右していった。

第二期は腐敗の時期である。英宗が正統6年（1441年）到北京に都を定めてから武宗が正徳16年（1521年）に豹房に死去するまでをいう。この時期、皇族の腐敗は日々深刻なものとなり、経済面でも皇族地主が恣に田土を占有し、皇荘は不断に拡大した。政治面では宦官専政の局面が現れた。皇族地主が先頭にたつて腐敗し、縉紳地主がびったりと後を逐い、さらには国家の賦税は複雑を極め、差役は繁多となり、新たに金花銀・均徭・加派等の名目が加わった。[それによって]社会矛盾が激化した。土木の変は、国家の軍事的実力の低下、中央の辺境に対するコントロールの弱体化を反映するものであった。統治集団内部の矛盾も深まり、前に南宮の復辟、曹石の変があり、後に朱宸濠の叛乱がおこった。この時思想の領域にも変化が生まれ、長く支配的地位にあった程朱の理学は保守の方向に向かい、学術面の創造の精神は失われ、これによって心学が興った。

第三期は整備の時期である。世宗が正徳16年（1521年）に皇位を継いでから神宗の万暦10年（1582年）に内閣大学士張居正が死去するまでをいう。この時期、商品・貨幣経済は顕著な発展をとげ、社会の構造的変化は加速し、各種制度と風俗も相当に変化した。当時北方の少数民族韃靼の首領俺答汗〔アルタン＝ハン〕が日々強大化し、屢々兵を率いて南下し国内を乱した。東南沿海部にも倭寇が不断に侵犯し、所謂「北虜南倭」の局面が形づくられた。統治集団内部で改革を要求する声がいよいよ高まった。先ず、辺防が整備され、嘉靖末に倭寇を撃破し、隆慶時期には〔和議を結んだ〕俺答を王に封じた。次に、賦役制度が整備され、特定地域から全国に及んで一条鞭法が施行された。さらには、工・商業が整備された。輪班銀が徴収され、南洋における交易活動が許可され、水餉、陸餉、加徴餉、船引銀が設けられた。明朝は当時世界の銀が流通する最大の市場であった。これらの整備は、ある程度歴史発展の要求に順応するものであった。また、吏治の整備についても、張居正執政の時かなりの成果を上げた。

第四期は衰頹の時期である。神宗の万暦10年（1582年）に張居正が死去してから福王が弘光元年（1645年）に捕らえられるまでをいう。この時期、商品・貨幣経済は引き続き発展し、社会の構造的変化と王朝の腐敗はいずれも速度を増した。農村では、大土地所有制の弊害が進行し、農民の逃亡、佃戸の抗租、奴僕の売身契〔奪還〕要求及び各種秘密結社の活動がおこり、既に一筋の潜流を形成していた。都市や田舎の町では、商人が同盟罷業し、手工業職人が揃って操業停止を叫ぶことも珍しいことではなかった。特に万暦中期全国でおこった新興の市民階層の礦監・税吏に反抗する風潮は、嘗ての歴史にはなかったものである。万暦の三大征は

神宗を陶醉させたものの、王朝の身体はすっかり空洞化し、皇族の腐敗は恰も大きな悪のつぼと化し、もはや中興の主を育てあげることではできなくなった。東林党の議論は、統治者が既に正常の支配を維持できなくなったことを象徴し、明朝の滅亡はもはや避けられなくなった。但し、思想界は逆に、この「天崩れ地坼くる」時代³にあつて勃々たる生気を発揮し、伝統に反する新思想が次々と湧きおこった。西学の東漸と明末の四大科学家の貢献は、中国の歴史上においても重要な地位を占めている¹⁾。

我が国の東北地区に対する明朝の開発は、漢唐をはるかに超えるものであると同時に、満州族の興起のための土壌を育んだ。努尔哈赤〔ヌルハチ〕は明の神宗朱翊鈞よりも4歳年上で、神宗より1年あまり早く死亡したが、両人は同時代の人とすることができる。将来の王朝の交替は、両人の対比の中からその糸口を見出すことができるように思われる。故に、史家は「明の亡ぶは実に神宗に亡ぶ」と慨嘆したのである。だが、明朝は人心の面では（後金）清朝に敗れたわけではなかった。歴史は我々に告げる、史実がいつも「民心を得る者天下を得る」という軌跡どおり動くわけではないことを。このことは、以後あちこちからおこった反清闘争の歴史の中に裏付けることができる。李自成は明朝に対してピリオドを打ったが、国家権力は逆に清朝にとって替わられた。明朝が遺した最大の遺産は、正に277年の歴史が後人の評論に委ねられていることである。

1) 時期区分の問題について、筆者は許大齡先生の区分に対して2つの修正を行った。一つは、創始の時期の下限を正統6年に置いたことである。主な根拠はこの年明朝が正式に北京に都を定めたことにある。国都問題は、明朝の開基創業の中の重要問題であり、明初六代の君主を悩まし続けたが、この年始めて定まった。故に指標として立てた。二つめは、明朝の下限を福王弘光元年に置いたことである。主因は明朝が南京制度を実行し、北京が陥落しても留都はなお存在し、留都の一連の中央機構は依然として役割を發揮していたことにある。明清交替の際、私家修撰の史籍、例えば談遷の『国権』などは、明朝の下限問題についてかなり公正であるように思われる。今日の人は明朝の下限を李自成本の北京陥落で切ることが多いが、それは主に清修『明史』の影響である。その後清高宗が『通鑑輯覽』を修撰した時、明の滅亡が何年であるかについても修正が行われた。[即ち]明滅亡の時間は「当に福王江寧に執わるの後に書すべし」という説を提出している。詳しくは『御批通鑑輯覽』巻116・崇禎17年の評語を参照されたい。

「経世済民」型財政官僚の数量的思考と中国近世

——明末の戸部尚書・畢自巖の著作にもとづく一試論——

吉 尾 寛

問題意識

明末の兵部尚書・内閣大学士、楊嗣昌は、自らが提起し進めた附加税（剿餉・練餉）政策が従前の附加税（遼餉）問題と相乗されて、後々まで明代滅亡における明朝側の元凶と評された。この点に関して、嘗て筆者は、彼の施策の中に次のような考え方があることを指摘した¹⁾。

①兵餉の確保を前提に戦役の展開をはかる。

②土地所有者の所有の多寡に照らして全階層的に附加税をかけ、実質的に平等な負担を実現する。とくに郷紳は各地域社会において主たる経済的支持者であるだけでなく、政治的局面でも十分指導力を発揮する。（経世済民的志向）

と同時に、「剿餉」の捻出根拠に関する彼の考え方から、楊嗣昌における附加税の捻出策が数量的思考にも由来することに、少なからぬ関心を覚えた。つまり、楊嗣昌が「経世済民」を自覚する官僚・郷紳であったとすれば、当時多くの農民が困窮を極める状況にあったことは彼の認識するところであり、その上で、「剿餉二百八十方両」，「田一畝毎に米六合を派し」，「米一石毎に銀八錢に折す」等との設定を打ち出したことについては、郷紳からの醸出を第一義とする考え方だけでなく、数量的思考或いはそれにもとづくある種の〈合理〉性をおびた判断が作用していたのではないかと。この時点で、筆者は、楊嗣昌に〈「経世済民」型実務官僚〉という輪郭をひいた。

本研究は、この〈「経世済民」型実務官僚〉の思考、とくにその数量的思考がそなえもつ合理性の内実について、畢自巖撰『度支奏議』「堂稿」部（畢自巖が戸部尚書として直接的に崇禎帝に上した疏文を取めた部）所収の奏疏及びそれに関連する畢自巖の著作をもとに考察し、さらには、それにもとづいて、中国近世の特徴の一端にせまろうとするものである。

I 畢自巖小伝

畢自巖の事績は、『明史』巻256の本伝の外に、華亭蔣平階撰「畢少保公伝」、その「附録」

1) 拙稿「明末・楊嗣昌の『剿餉』案について」（『東方学報』京都58, 1986, 拙書『明末の流賊反乱と地域社会』第II部, 第1章, 汲古書院, 2001）

としてある孫廷銓撰「故明太子太保戸部尚書白陽畢公墓碑」（満日文化協会印行『明季遼事叢刊』所収）に詳細に述べられている。

畢自巖、隆慶3(1569)年、山東済南府淄川県生。字、景曾。万曆20(1592)年に進士に及第。20代半ばで松江府推官になった時、古老らはその若さに不安を露わにしたという。その激職も誠実に勤めあげると、中央の刑部主事、工部員外郎中に就く。しかし、その後は、淮徐道参議、そして冀寧分守道、河東副使、洮岷兵備参政、陝西按察使、同右布政使と移り、西北の辺境防衛には13年従事する。この間、撫賞濫発の是正、常平倉の設置をはじめ当地区の防衛施設の整備に成果をあげる。天啓元(1621)年、瀋陽、遼陽が後金軍によって陥落すると、兵餉供給の水陸の要衝としての天津の位置がにわかにも高まる。時に畢自巖は天津巡撫に拔擢され、その後戸部侍郎兼右僉都御史、右都御史兼戸部左侍郎、最終的には天津巡撫を兼任して督餉侍郎にのぼる。この時自巖は、後金軍の侵攻が強まる中、冗費の徹底した削減を進め、その公正な処理によって山海関の拠点に対する「関運」、皮島への「鮮運」の経費の維持に大きく貢献した。史料はこの時の事績を次のようにまとめている。

国家功令、主賦算者、不得握兵鈴、司兵鈴者、不得関賦算。従無両柄而合操之者、蓋自公（畢自巖）始。（「畢少保公伝」）

正に、冗費削減の視点に立って軍の財政を文字通り担う畢自巖のあり方は、この時期に定まったといえよう。天啓5(1625)年、南京都察院右都御史に移った後、翌年1月、ついに南京戸部尚書に就任する。ただし、魏忠賢が南京太僕寺草場を売却して宮中の工事費に充てようとしたことに反対。身の危険を感じて病気を理由に帰郷する。

1628年崇禎帝が即位すると、5月京師に上り、戸部尚書に就任する。畢自巖はただちに、辺防財政の規模の実態を、田賦・屯糧を通して徴解される遼餉等々の兵餉銀の拖欠額をおさえつつ掌握する。その一方で、後金軍との戦闘に頻繁に遭遇する薊州、密雲、永平、昌平、易州五鎮の兵数の実数を確定し、冗費の処理として塩菜銀の増額等を停止する。この作業に並行して、全辺鎮に支給すべき京辺年例銀の省直からの未徴解額を調査し、その不足分の補填策として鈔関税、商税、塩課等々にわたる前後12件を提議し、全て崇禎帝の裁可を得る。また、「賦役全書」の規則・様式も策定し、崇禎帝はこれを全国に頒布する。

だが、6月以降、後金軍の侵犯が頻繁となり、10月には河北に大挙侵攻して、11月京師は戒嚴下におかれる。この間、自巖は薊州鎮等への兵餉支給を精力的に指揮するとともに、続々と京師に集結する「勤王」の兵に対する行糧等の支給に忙殺される。かかる状況は、崇禎3(1630)年2月末後金軍が河北地区から退却するまで続いた。

その後、畢自巖は、宣府鎮・大同鎮等における撫賞銀の冗費部分を削減する一方、塩課銀、鈔関銀、遼餉の雑項（事例銀、「公費」等）の増額を立案し、実施する。そして、崇禎4(1631)年、これらを含めて田賦の三厘追加派を柱とする遼餉の「予算」案を再度提示する。以降、功令の年に当たる地方官の徴税実績を網羅的に調査した上、本人の責任において未徴収額を完納

させる施策を大々的に進め、その期間は崇禎5(1632)年にまで及んだ。ただし、崇禎六年、殿試に読巻して周延儒の親族(陳于泰)を首薦したとして弾劾され、また、自ら進めた地方官の追徴行為に関わって、華亭知県の徴税不履行に虚偽の弁護を行ったとして糾弾される。この事によって畢自巖は投獄。崇禎8(1635)年5月に復官するが、辞職。崇禎11(1638)年、郷里で亡くなる。

II 『度支奏議』「堂稿」所収の奏疏にみる畢自巖の兵餉管理・運用の方法

筆者は先に、表計算ソフトとデータベースソフトとを相互に用いて、『度支奏議』「堂稿」部の334件の奏疏の電算整理を試みた²⁾。即ち、当該奏疏に記載される数値を網羅的に抽出すると同時に、各奏疏の中で年月日が明示されている銀両等について、「新餉」、「旧餉」をはじめ該当種目(「使用する銀両の項目」)を付し、「所元」・「支給先」等を確定した後、時系列に沿って整理・配列を行った。『度支奏議』に記載される畢自巖が扱った数値は、ワークシートの行数で3,600以上にのぼる。注目すべきは、『度支奏議』に記載される畢自巖が扱った数値が、その膨大な量にもかかわらず、電算的処理に叶う正確さをもっていることである。「再査門軍浮出錢糧疏」(「堂稿」巻13)において畢自巖は書役の計算ミスを厳しく指摘しているが、その差は約0.4%である。

畢自巖が手がけた奏疏は、凡そ6つに大別できる。()の中の数字は「堂稿」部の巻数。

- ①中央に徴解される兵餉に関わる税糧の実数と推移(省、直隸は府単位):「上伝覆査外解拖欠疏・計開」(2),「會議辺餉竣通行彙冊頒疏」(6)等々
- ②各辺鎮における兵餉等の支給情況の把握:「申飭民運考成疏」(2),「戸部為足用更無奇策等事」(3)等々
- ③戦役の経過に沿った戦費の収支の算出、及びそれをふまえた戦役における戦費の決算:「京営城守軍丁行糧給散踰期疏」(8),「酌議城守軍丁本色行糧疏」(9)等々
- ④中央・地方において兵餉の収支に関わる財政官僚(新餉司・辺餉司等)の業務の査定(月別決裁、ならびに引継ぎ時における節省額、繰越額・借入額等の精査):「司属譴責再乞認罪罷斥疏」(5),「初覆易州餉司交代不明疏」(16)等々
- ⑤各州県の状況に照らして「見徴」(当該年度分の税糧を徴収する),「預徴」(当該年度分に加えて次年度分の一部を徴収する),「圧徴」(当該年度分に加えて前年度以前の未欠分を合わせて徴収する)を並行して進める場合の、各地方官の徴収実績の査定:「題請差官守催軍餉疏」(11),「酌議予徴辺不得重累窮民疏」(14)等々
- ⑥中央と省、複数の省、辺鎮と省との間等で行われる諸々の決裁(振替、項目変更、相殺的

2) 拙稿「明末の戸部尚書畢自巖の兵餉運営に対する一視点——『度支奏議』「堂稿」部に記載される数値史料を手がかりにして——」(岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所, 2004)

操作等々)：「奏弁閔院猜求罷疏」(6)，「二年春夏二季辺餉覈実入告疏」(7)等々³⁾

これら6種類の奏疏に即していえば、畢自巖の兵餉管理・運営の方法は、中国会計史における明代の段階を客観的に表現している。中国会計史について網羅的に解説した郭道揚編著『中国会計史稿』上・下(中国財政経済出版社1982・1988)、清朝の財政のもつ所謂原額主義の特徴を会計制度に言及して論じた最近の谷井俊仁「清朝原額主義財政の論理」(『中国近世社会の秩序形成』前掲)等によれば⁴⁾、①唐代中期以降、「前期繰越」の概念(「旧管」)が加わって、「前期繰越」+「当期収入」-「当期支出」=「当期末残高」という決算公式が生まれたこと、②民間においては、単式記帳法(「流水帳」)のみならず、現金収支をとまなわれない取引、あるいは信用取引をも帳簿に記載していく、いわば複式記帳法(「三脚帳法」)も存在し、後者はその端緒を漢代に求め得ること、③しかし、宋代までは、官司の総簿(「都簿」)は5年一度の更新しかなかったこと等から、国家財政のレベルでは、会計期間の設定、そのもとでの欠損の確定・補填は実質行われていなかったこと、などが見てとれる。

明末・畢自巖の算定方法には、1か年、1か月を明確な単位とし且つ「遼餉」「辺餉」等各兵餉項目に分けて収支を確定しようとする特徴をもち、それにもとづいて、官吏の職務引き継ぎに関しても「旧管」、「新収」、「開除」、「實在」を明確に算定しようとする特徴をそなえている(類型4)。その上で、畢自巖は、極めて微少な誤差をも許さず「某年某月に節省銀が一体いくら出たのか」を追求しようとした。また、個別的決算の志向が強かったが故に、発解実績の異なる各州県に対しても「預徴」「見徴」「庄徴」を同時並行的に実施し、さらにはその期間毎の予定徴収額を具体的に算定することも行ったと考えられる(類型5)。

しかも、従前の会計史研究では或いは未だ詳細に分析されていない操作、即ち「那移」、「扣抵」等の用語で示される振替、相殺、つまり国家財政の枠の中で行われる(実態を伴わない或いは目にみえない)銀両・物糧の移動・操作も亦、多数確認できる(類型6)。これらの操作は、畢自巖において、関係する個別的数値が網羅的に掌握され、かつそれをもとに緻密な計算が行われていなければ不可能なものである。事実、その計算は殆ど誤差のないものであった。

畢自巖の兵餉管理の方法は、これらの点において宋代以降の会計手法の流れを受けつぎ、かつ特定期間・特定項目に関する収支決裁の精度をより高めようとしている点において、宋代より一段階進んだものと見なされる。

3) なお、当該の振替・相殺的操作については、「辺餉司」部、「新餉司」部に関係の記載が多い。

4) 郭道揚氏の著作については、別に『会計発展史綱』(上・下)があり、既に日本でも津谷原弘訳『中国会計発展史綱』(上・下、文眞堂、1988・90)が発刊されている。なお、谷井俊仁氏の近年の労作には、筆者の問題意識と重なる部分があり、実際多くの示唆を受けている。併せて参照されたい。谷井俊仁「清朝官僚制における合理性」(『比較法史研究』10、2002)等。

III 中国国家図書館所蔵の畢自巖の著作——郷紳・畢自巖の志向について解明する手がかり——

中国国家図書館においては、日本の研究機関等で所蔵されていない7点の畢自巖の著作を閲覧することができる。

- ① 『洮岷文武禁約』(原書)・全23葉「鞏昌府階州知州竇鎧刊文臬知臬陳朝選校」「為申明禁以惠蒸民事」・「計開禁約八条」万曆45(1617)年9月、「為禁約武弁以固封疆事」・「計開禁約十二条」同年11月⁵⁾
- ② 『遼変会議始末』二卷存一・全62葉⁶⁾
- ③ 『戸部題名』1巻・全31葉「崇禎庚午(3年)冬長至日太子太保戸部尚書侍經筵淄青畢自巖題」⁷⁾
- ④ 『抽簪贅言』1巻・全2冊「崇禎癸酉(6年)季夏伏日口自巖題於蕭寺之松葉屋」⁸⁾
- ⑤ 『司徒恩遇日記』2巻・全55葉(「度支恩遇日記題辭」)「崇禎十有一年歲次戊寅孟夏朔日太子太保戸部尚書臣畢自巖謹識」⁹⁾

以上の畢自巖の著作は、官僚としてのそれであるが、中国国家図書館には、畢自巖が自身の家族(宗族)、及び郷里の問題に関して綴った文献も所蔵されている。

- ⑥ 『淄西畢氏世德家伝』1巻・全47葉「始祖石塘翁伝」、「贈宮保大司徒曾祖志儼翁伝」、「贈宮保大司徒祖父廷佐翁伝」、「勅封文林郎司理誥贈光祿大夫宮保大司徒先君舜石翁伝」、「礼部冠帶儒士伯兄東菴公伝」、「先伯兄華陽処士伝」、「遼撫中丞八弟冲陽公伝」。
- ⑦ 『菑祲窳議』1巻(明万曆清福堂刻本)・全15葉 本書は、万曆44(1616)年6月6日、畢自巖が郷紳として郷里社会の課題に対して書き綴った文書である。上記『洮岷文武禁約』の作成時期と比較すると、洮岷兵備参政就任直前の時期に郷里で書かれたものと判断できる。管見の限りでは、郷紳=畢自巖の言動については、これまで全く論及がなく、極めて貴重な史料と見なされる。

『菑祲窳議』は、畢自巖の郷里、山東済南府淄川県をみまった早魃の実態について、「菑民苦楚」を主題として「菑荒異常」、「人類吞食」、「骨肉星散」、「饑民思乱」と題する文章を著し、同じく住民の救済策について「拯拯恩波」として「饘粥哺衆」、「金粟調貧」、「加惠寒士」、「収養穉子」を、さらにその善後策について「善後事宜」として「招集流離」、「給散牛種」、「緩徵逋賦」、「恢復社倉」、「禁戢興販」、「穿渠灌田」を著したものである。

5) 西北の边防に当たる洮岷兵備参政の時の文章。「畢少保公伝」前掲等では実際いつ頃その任に就いたのか不明だが、『禁約』によれば、万曆45(1615)年頃であると分かる。

6) 『度支奏議』に収められていない奏疏、「袁督師急報兵变疏」(聖旨 崇禎元年8月1日)等16点を含む。

7) 畢自巖が、葉洪(1426-1501、景泰5年進士、戸部尚書等)撰『戸部題名記』をふまえて、戸部尚書については夏元吉から錢春まで、左・右戸部侍郎については吳璽から崔爾進まで、計270余名の出身地、進士及第年、当該官職までの履歴(一部)を全て書き上げたもの。

8) 目録を見る限り、『度支奏議』「堂稿」(統修四庫全書本)巻4、巻18、巻20の奏疏が全て収められている。

9) 戸部尚書就任直後(崇禎5月~6月?)の崇禎帝とのやりとりを、日を逐って記したもの。

詳細な検討は別稿で行うが、畢自巖は、『畜襖窳議』作成後まもなくして洮岷兵備参政に就任することになる。この間、前後13年に及ぶ西辺防衛の任務の中で、彼は「撫賞」の冗費の削減をはじめ不正な支出を徹底的に暴き、かつ公的転用を進めているのである。

先是西鄙撫賞額数歳増。因海戎陸梁，諱言清察，縁辺文武，承藉為奸利。公（畢自巖），尽加核実，汰無名者，歳数千金。一切贖緩，不循利入私橐，悉以実常平倉，辺用以饒。己未（万曆47・1619年）…

即ち、畢自巖が戸部官僚として詳細な数値的処理、数量的判断にもとづいて自らの施策を進めていくあり方は、明末の地域社会の危機的状況——自然災害等を契機として地域住民が続々と逃亡し、社会秩序も激しく動揺していく——を、自ら改善しようと行動する「経世済民」的郷紳の志向とつながりを持ち、その意味で、畢自巖の数量的思考は、「経世済民」の枠組みをもつもの、或いは過ちを恐れずにいえば、「経世済民」の実践の一つのあり方としてとらえられるのではないかと考える。

結びにかえて——畢自巖の数量的思考と中国近世——

明末の戸部尚書、畢自巖は、その辺防のための兵餉運用の施策を、自らの数量的思考を重要な拠り所としながら遂行を図った。いわばそこには、いかなる施策においてもその物的基盤を極力正確に計り、遂行しようとする、数量的思考にもとづく一つの〈合理性〉が見出される。こうした思考は、敢えてくりかえすが、中国会計史の流れをふまえた明代の段階を表すものと考えられる。しかしながら、同時に我々は、畢自巖が先の時代の財政官僚と基本的に異なる資質をそなえていたであろうことにも、十分目を向けるべきであろう。つまり、畢自巖とは、自らがその積算を精力的に手がける官僚であったことである。次の史料によれば、畢自巖が扱った数値の殆どが、属吏に任せただけでなく、彼自身が調べ、彼自身が計算したものであったことは明らかである。

生平筆札，未嘗假手於人。及守度支，太倉錢穀浩瀚，皆親自會計，纖悉不遺。（「畢少保伝」）公，生平無他嗜好，得專一思慮於軍国計。…錢穀浩瀚，緒散糸棼，皆手自會計，老吏退立而已。…張尚書（張鳳翼？）又言，公每視事畢，人吏退散，独扃戸取會計籍目遷除之，納夾帶中，次出史籍群書。凡有裨時政者手録，竟日以為常。（「故明太子太保戸部尚書白陽畢公墓碑」）

ただし、遼餉の収入・支出を明示した「予算」化は畢自巖に始まったものでない。天啓3（1623）年、戸部尚書李汝華の時にも行われた¹⁰⁾。他方、明・陳仁錫撰『皇明世法録』所収の「天啓戸科勘定錢糧総冊」には、彼らの「予算」策定を物的に可能にする、各辺鎮の歳入項目（遼餉、京辺年例銀を含む）・歳出項目が詳細に記載されている。また、冒頭に紹介した楊嗣昌は、

10) 朱慶永「明末遼餉問題（一）・（二）」（『政治経済学報』第4巻，第1・2号，1935・36）

小論から見直せば、畢自巖の方法を客観的に継承した者であったといえよう。

即ち、戸部尚書畢自巖に見られる、施策決定・遂行の基礎で働く緻密な計算、数量的思考は、明末の財政に関わった官僚のあり方とその物的条件の中に屢々映し出されるもの、その意味で、畢自巖に見られる数量的思考は、明末の財政官僚たちの〈合理性〉のあり方を特徴づける重要な指標の一つとしてとらえられると推察する。

そして、〈合理性〉の時代的性格については、当時の官僚がそなえる郷紳的側面にもその鍵は見出される。畢自巖における数量的〈合理〉的判断の萌芽は、万暦年間を中心とする13年に及ぶ西北防衛の活動（撫賞濫発の抑止）の中に認められるが（本稿「II」）、その時期、郷里社会の危機的状況に対応した郷紳＝畢自巖の姿勢には、「経世済民」的志向が強く表れていた。さらには、『度支奏議』『新餉司』部には、実は、畢自巖が、就任から2年——自らの緻密な計算によって兵餉銀の管理・運用を精力的に進めることと並行する形で——、それまで宦官及び閹党によって私用された兵餉銀の額数の確定に精力的に当たっていたことが明らかにされている¹¹⁾。詳細な検討は他日を期したいが、畢自巖の数量的〈合理〉的思考には、私権化された王朝権力の数量的実態を追究するために働いていたことにおいて——東林派とは異なるあり方ではあるが——、また「経世済民」の枠組みが見てとれるように思われる。

以上の点において、本稿は、畢自巖に際立って見える数量的思考を、明末の「経世済民」型財政官僚としての〈合理〉的思考と位置づける。

仮にこの試論にもとづくならば、先学の示唆とも相俟って、中国近世の新たな側面もまた浮かび上がってくるように思われる。かつて島田虔次氏は、明代の文化について次のように記した。

中国数学の高度の発達というのも、要するに、文字と教養の独占者たる士大夫のあいだだけのものにすぎなかった。つまり、頂点だけあって底辺のない三角形であった。ところがいまや、数理知識を要求する広汎な庶民が、歴史の前景に登場してきたのである。質の優秀さの伝統をひとたび断絶してまでの量的な拡大（歌訣の続出、ソロバンの流行）——この数学史の事例は、明代文化の性格を考えるうえでじつに示唆的といわねばならない¹²⁾。

畢自巖の行った計算の総体は、明代の会計技術のある到達点を表すものであろうが、個々のそれは加算、減算、乗算、除算の組み合わせに過ぎない。筆者は、科学官僚＝畢自巖が自らそれを広範囲に手がけることについては、かかる計算（計算技術）そのものが社会の中に深く浸透し、計算する行為の妥当性が広く認知されている社会的背景があったと考える。そうした深まり、広がりとは、畢竟、島田虔次氏のいう「庶民」における算術の普及、数理知識の定着に

11) 「新餉司」巻2「査議遼東旧餉京民二運疏」、巻4「題參書？周之文詳加鞠訊疏」、同「題請奸書周之文再勅法司鞠訊疏」等々。

12) 『中国の伝統思想』「明代文化の庶民性」みすず書房、2001、原載『世界の歴史』9、中央公論社、1961

他ならず、したがって、畢自嚴の数量的思考とは、中国近世における「庶民文化」の高まりが、当代における官僚・士大夫の「経世済民」等の思想にも深い影響を与えたことによる一つの所産といえるのではなかろうか。

戦後初期東アジアにおける権威主義政治

王 新 生
(李 濟滄 訳)

戦後初期の東アジア地域において、殆どすべての国家が植民地半植民地の支配から解放され、そろって権威主義政治体制を取り入れた。この体制とは、強い権威をもった政治家が存在して、国家権力が個人的に引っ張られ、民主憲法はあるが民主政治がなく、国全体が政治色に包まれ、輸入代替工業化を中心とする民族主義的な経済政策が行われている、というような特徴を有するものであった。ただ、市場干渉型の国にしても、政府計画型の国にしても、その政治の発展はすべて順調ではなかった。前者の場合、民主的体制はかえって政治の不安定を招き、民族主義的な経済政策の失敗も政局の混乱に拍車をかけ、その結果より独裁的な政治体制に取って代わられた。後者では、社会資源を調達できる巨大な力が政治的安定と急速な経済成長を短期間持続させたものの、イデオロギーが必要以上に鼓吹されたため、かえって経済的欠乏を導き、結局改革・開放と市場経済の方向に進まざるを得ず或いは進もうとしている。東アジア各国における権威主義政治は各々の特殊な要因に制約されて、それぞれに存続した時期がまちまちであった。概括して言えば、1945～1957年のタイ、1945～1960年の韓国、1949～1978年の中国、1946～1972年のフィリピン、1950～1966年のインドネシア、1957～1970年のマレーシア、1945～1986年のベトナムなどがそれである。その他、シンガポール、中国の台湾地域は基本的にこうした段階を経過しなかった。一方、北朝鮮、ミャンマーなどの国は現在までこのような政治的発展の段階を抜け出していない。

I

強い権威をもつ政治家は、一般民衆に強い影響力を持ちアピールできる。彼らは例外なく民族の独立と解放運動のリーダーであり、独立した後新しい国の創始者となった。たとえば、北朝鮮の金日成、韓国の李承晩、中国の毛沢東、ベトナムのホー・チ・ミン、インドネシアのスカルノ、マレーシアのラーマン、タイのピブーン、ミャンマーのネ・ウィン、フィリピンのロハスなどである。彼らは反植民主義の戦いを指導したという輝かしい経歴をもち、それによって民族国家の形成過程で決定的な役割を果たした。この過程で、国家権力はさまざまな形で次第にこういった人たちに集中されていった。政府計画型の国の権威をもった政治家、たとえば毛沢東、金日成、ホー・チ・ミン、ネ・ウィンらのように厳密に組織された政党あるいは軍隊

の支持を受けながら常に最高権力を握っている。それに対して、市場干渉型の国の権威ある政治家、例えばピブーン、李承晩、ラーマン、スカルノらは民主体制がもたらす社会不安定のために、執政途中で最高政治権力を失ってしまった。

朝鮮半島の北部では、1945年10月に朝鮮共産党北朝鮮分局が成立、12月に金日成が総書記に就任、名称も北朝鮮共産党に改められた。1946年8月、中国からの帰国者を中心とした朝鮮新民党が北朝鮮共産党と合併大会を開き、名称を北朝鮮労働党とした。その時、新民党の金科律が委員長、金日成が副委員長になっていたが、北朝鮮共産党が多数派であって、実権を握っていたのは金日成であった。1949年6月、北朝鮮労働党と南朝鮮労働党との合併大会を開き、新しい朝鮮労働党が誕生し、金日成が委員長となった。1948年朝鮮民主主義人民共和国の成立に際して、金日成は政府総理に選出された。1952年6月25日朝鮮戦争勃発以後、朝鮮人民軍最高司令官に就任した。1966年10月、朝鮮労働党中央委員会の第4期第14回全体会議は党組織を改組し、党の日常活動を協議する副委員長制度を廃止し、その業務を各部門の書記に担当させた。その後中央委員会委員長の職を辞めた金日成は、各書記を統轄する総書記になり、党内の権力を一手に掌握した。1972年12月、最高人民会議は1948年に制定された朝鮮民主主義人民共和国憲法に代わって、朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法を通過させた。金日成の職務も政府総理から国家主席に改められた。1973年7月、朝鮮労働党中央委員会第5期第7回全体会議では金日成の長男金正日が中央委員会書記に選ばれ、1974年の第8回全体会議で金日成の後継者とすることを決定した。1994年の金日成の死ののち、金正日は3年の準備期間を経て、北朝鮮最高指導者－国家安全委員会委員長に就任した。

ミャンマーでは、民族独立の英雄アウンサンが1947年に暴徒に襲撃され亡くなった。その後を継いだウー・ヌ（議会議長、自由同盟副主席）が反植民主義の輝かしい経歴があったが、権威主義政治家に必要な果敢さと強い信念を欠いていたので、独立後のミャンマー政局をうまくコントロールできなかった。その結果1962年3月、戦前に独立運動にも参加したネ・ウィン将軍が軍事クーデターを発動し、他の六人の将校と一緒にミャンマー革命委員会を創立した。ネ・ウィン本人は議長になると、国会両院は廃止され、主要な政治家が逮捕された。

ネ・ウィン政権の発足後、ミャンマー革命委員会は「ミャンマーの社会主義の道」という綱領的な性格をもつ文書を公布して、次のような方針を定めた。すなわち、ミャンマーは「計画的且つバランスの取れた発展を目指す」社会主義経済を採用することを闡明にしたが、その特徴は国有化、計画経済体制、外国資本の排除、急速な工業化などにあった。旧憲法は廃止しないが、すべての権力がネ・ウィン将軍の手中に握られることになった。同じ年の7月、「ミャンマー社会主義綱領党」が成立、1964年、すべての政治団体が禁止され、「ミャンマー社会主義綱領党」が唯一合法の政党となった。革命委員会は、農業部門以外の産業において国有化し、外国資本と外国文化を排除し、中央集権的政治体制を強化し、少数民族の自治権を否認するなど、独特の社会主義政策を実行した。同時に、地方分離主義に対し厳しい弾圧を加え、新

聞と学校教育も国有化を実施した。にもかかわらず、ミャンマー政権はたえず少数民族による分離運動、共産党の武装勢力、あるいはその他の政治勢力の反対を受けていた。1988年の民主化運動の後に成立した軍人政権は、市場経済、私有化、対外開放などの経済政策を打ち出したが、集権体制の強化に傾きすぎ、政治の重点を経済発展に移さず、技術官僚がまだ登場していないなどの面から見れば、この政権は依然として権威主義政治体制の域を超えていないのである。

II

戦後初期の東アジアでは、独立を勝ち取った国々はそれぞれ自らの憲法を制定した。ベトナムとタイは1946年、ミャンマーは1947年、北朝鮮と韓国は1948年、インドネシアは1949年、中国は1954年、マレーシアは1957年、フィリピンの場合は、1946年に1935年制定の旧憲法を復活した。これらの憲法は殆ど主権在民の事、最高権力機構が選挙で選ばれた政治代表で構成される立法機関に従属すること、国民には平等権があり、言論、出版、結社、集会、通信、居住、移転の自由、財産所有権が保護されること、などを規定している。だが憲法の権威は実際上確立できず、立法機構の役割も大幅に低下していた。政府計画型の国では、憲法は単なる飾り物に過ぎず、憲政に基づく国家運営の意識も皆無と言ってよい。それに対して市場干渉型の国では、憲法は常に政権を牛耳っている権威的人物の道具となり、彼らの都合によってすぐに修正され、国全体が「憲法あれども憲政なし」という政治の様相を呈している。

韓国では、高い支持を受けた李承晩が1946年2月に「大韓独立促成国民会議」を結成し、1948年5月の総選挙で最多議席数を獲得して、議長に選出された。国会は、大統領に強い権限を付与する憲法を通過させ、李承晩を大統領に選んだ。だが、責任内閣制をうたった野党側提出の改憲案は否決されたが、1949年5月に行われた第2回国會議員の選挙において、李承晩の率いる執政党は210議席の中でわずか57議席しか獲得できず、政治運営は大きな困難に直面した。朝鮮戦争は李承晩にとって絶好のチャンスとなった。多くの野党議員を国会から追放し、こうして1952年6月に大統領直接選挙を主な内容とする憲法修正案が通過した。同8月、李承晩は再び大統領に当選した。大統領の三選を禁止している憲法の規定を廃止するために、李承晩政権は1954年5月の国会議員選挙で不正を図り、それによって、国会で初めて過半数議席をもつ政党を出現させ、憲法修正案を可決した。

1956年5月の大統領選で李承晩は3回目の当選を果たしたが、副大統領の職は野党の張勉に任されることになった。81歳の李承晩とその自由党は、大統領死亡の場合、副大統領がその後任となるという憲法規定では、野党の張勉に大統領を継ぐ可能性があるのに不安を覚え、その事態を阻止するために再び憲法改正を試みた。これによって1958年5月に行われた国会議員の選挙では、自由党の議席は全体の2/3まで伸ばすことができたが、いろいろな手を尽くして選挙に干渉した。1960年になると、李承晩政権に対する国民の不満はいよいよ頂点に達し

た。民主党の大統領候補者が選挙途中で死亡し、李承晩及び側近の李起鵬は3月15日の選挙でそれぞれ大統領、副大統領に当選したけれども、しかし、自由党と警察による余りに露骨な選挙妨害は、各地の大都会で学生と市民による抗議デモを爆発させ、官民双方の衝突が流血事件となった。李承晩は辞職し、米国への亡命を余儀なくされたのである。

インドネシアにおいては、1945年の「8月革命」の後、インドネシア独立準備委員会が憲法を制定、国家権力の最高機構を5年に一回召集される国民協議会と定め、その職能は国の基本政策の決定と大統領選挙の実施であると規定し、大統領は行政機構の最高長官として、各省の長官を任命し、軍隊や一部の立法権を掌握することとした。だが反対派による圧力を受けて2ヶ月後、スカルノは大統領内閣制を総理内閣制に改めざるを得ず、大統領は実権のない国家元首となった。1949年12月、インドネシア独立後に制定された『インドネシア連邦共和国臨時憲法』は、このような民主主義政治体制を定着させた。すなわち議会の多数派政党によって組閣し、内閣が一院制の立法機構に責任をもつということである。大統領には国会解散の権限があるものの、その行政命令は内閣大臣の同意を得なければならなかった。

1950年に成立した最高立法機構である人民代表会議には、232議席があったにもかかわらず、最大の政党でもわずか50議席しかもたなかった。同年8月、『インドネシア連邦共和国臨時憲法』が廃止され、『インドネシア共和国臨時憲法』が新たに公布・実施された。連邦制をやめたが、議会民主制の下での政局はなお混迷を続けた。1955年9月の第1回総選挙の後、小党乱立の情勢は政情不安に一層拍車をかけることになった。1956年10月、スカルノは「政党を埋葬する」とのスローガンを唱え、「指導される民主主義」という理念を打ち出した。1957年5月、41もの職業集団の代表による民族委員会が成立、スカルノはその主席を兼任した。同年7月、スカルノは共和国大統領と国軍最高司令官の名によって制憲議会を解散して、臨時憲法の無効を宣言、さらに集権主義的色彩の濃い1945年憲法を復活させて、大統領兼総理の「工作内閣」を成立させた。スカルノの民族主義政策は最も力のある二大政治勢力、つまり共産党と陸軍の支持を得たが、内乱が平定され対外闘争が一段落を告げると、そのバランスが破れ始めた。1965年、スカルノの体調が崩れる中で、ついに二大政治勢力の間で衝突が起こり、政権は軍人出身のスハルトの掌中に取められることになった。

III

戦後初期の東アジア諸国で行われていた権威主義政治のもう一つの特徴は、民族主義の経済政策の実施であった。すなわち初級製品の輸出量の増加につとめながら、経済的自立という目的に到達しようとした。輸入代替工業化の政策を打ち出して、具体的に言えば、独立前多くの東アジア国は、植民地的な経済体制にあり、つまり鉱山資源や農林産物などの初級製品を発達した工業をもつ宗主国に向かって輸出し、そして獲得した資金で先進国から工業製品を輸入した。戦後初期、東アジアの新興国はこうした植民地経済体制から離脱して、自力で経済発展を

行ない、国内に必要な工業製品を最小限生産することを望んだ。

戦後初期に、東アジア諸国の政府は輸入代替工業化政策を実施するために、例外なく土地改革政策を実施した。その狙いはまず、一方で広く農民層の要求を満足させ、彼らの支持を得て、政治の安定を保とうとするためであった。それは、工業化がまだ始まっていないこうした大多数の国々では、農民が総人口の中で大きな比重を占めていたからである。職業構成から見ると、1965年までに中国、フィリピン、タイなどの国における農業従事者の割合は80%以上にのぼり、インドネシアは71%、韓国、中国台湾地区、マレーシアも50%前後であった。もう一つの面では、土地改革の実行は広大な農民層の生産への積極性を高めることができ、それによって農業の労働生産性と農作物生産量を増やし、穀物自給の目標を実現し、社会の安定を確保する他、初歩的な工業化のために安い食糧と必要な資金を提供することができ、同時にまた輸出による貴重な外貨稼ぎ、などを可能とする。1960年代の初め、農産物の輸出が対外貿易の50%以上を占める地区と国には台湾、マレーシア、フィリピンがあって、タイはさらに80%以上にも達していた¹⁾。

1950年代初期の東アジアでは、独立したばかりの、あるいは独立途中の多くの国について言えば、輸入代替工業化政策の実行は適切なことであった。その理由は、政治上の必要と国内市場にまだ余裕があるという点が挙げられる他、国際市場でも初級製品の市場価値が上がっており、工業化するために必要な工場設備や工作機械及び関連部品を輸入するのに貴重な資金を提供してくれたのである。言うまでもないが、初級製品の価格上昇は朝鮮戦争の影響を大きく受けている。1940年代の末から、世界の冷戦体制が次第に形成され、とりわけ朝鮮半島に起った熱い戦争はアメリカを始めとする西側諸国の軍備拡張を大々的に推進させることになった。その影響で、鉱産資源、エネルギー製品、穀物食品などの初級製品の国際市場価格は急激に上がり、初級製品を主な輸出品とする当時の東南アジア諸国に好い影響を与えた。1949年から1951年までの3年間に、錫の価格は78%、天然ゴムの価格は3倍近くはね上がった。当時、イギリス領マレーシアとインドネシアの錫の生産量は世界の1位と3位を占めており、インドネシア、イギリス領マレーシアとタイの天然ゴムの生産量もそれぞれ世界の1、2、3位を占めていた。錫、天然ゴムなどの戦略物資の他、米、砂糖を含む農産物の値上りもタイ、ミャンマー、フィリピンなど東南アジア諸国に大きな利益をもたらした²⁾。

朝鮮戦争の終結後、初級製品の国際市場価格は急速に下落したものの、東南アジア諸国の政府は引き続き輸入代替工業化政策を推進した。たとえば1950年代前半のフィリピンにおいて、繊維製品、製紙、化学工業、石油製品、金属加工及び機械製造、セメントを中心とした工業部門の発展が順調で、年平均成長率が11%まで達した。フィリピンは東南アジア諸国の中でも

1) 東アジア地域研究会 石田浩等編『講座東アジア近現代史3・東アジア経済の構造』青木書店、2001年版、116頁。

2) 今川英一『続東南アジア近代史』亜紀書房、1999年版、11頁。

輸入代替工業化の先駆けとなり、1949年から1957年までの輸入代替工業部門の年間成長率は12%であって、一人当たりのGNP（国民総生産）は年平均約4%のスピードで増加し、1960年になると、一人当たりの収入は台湾と韓国さえも上回っていた³⁾。しかし1957年から、フィリピンの経済は停滞状態に陥った。その主な原因は輸入の拡大と輸出の不振によって起こされた外貨準備高の不足であった。1959年、生産手段の輸入が輸入全体の86%を占めており、そのためにフィリピンの貴重な外貨を大量に使ってしまった。1950年当時、フィリピンには約3億米ドルの外貨準備があったが、1959年に9000万ドルにまで減少している。1960年、フィリピン政府は輸出振興のために、本国の通貨ペソを大幅に切り下げた。この政策は輸入製品の高値を招き、本国の製造業に大打撃を加える結果になった。1960年代上半期、フィリピン工業の年平均成長率はわずか3.7%にとどまり、輸入代替工業化政策はその限界に突き当たってしまった。

中国、北朝鮮などの政府計画型の国家では、西側陣営の封鎖と制裁を受けていたため、輸入代替工業化が必然的な選択となった。とくに中国については、1960年代の初頭旧ソ連と決裂してから、工業化が唯一の道となり、しかも、農業は工業化に必要な資金の主な来源となった。1953年、中国は国家による統一買い付けと統一販売の政策を実施し、強制的に農産物を買付けした上、農民を犠牲にする形で大規模な工業化建設を進めた。農産物生産の安定を維持し、同時に確保するために、また農民が都市に流入して、治安、住宅、交通、教育など一連の問題が起ってくるのを防ぐために、政府は数億の農民を数十万の農業合作社に編成した。1958年、政府は厳しい戸籍制度を作り、農民が都市へ流入するのを禁止した。食糧管理制度と戸籍管理制度によって、80%の人口を30%の国民総生産の中に縛りつけ、それによってトップダウンの重工業建設を進めようとしたのである。第1次五ヶ年計画は順調に目標を達成したが、大躍進、人民公社など現実離れした経済発展政策は中国を多大の災難に陥れたのである。また、農民を犠牲にして重工業化を実現しようとする措置も農村の余剰労働力を吸収できなくなっただけでなく、門を閉じたまま建設をやろうとするやり方は製品の品質の低下、コスト高、国際競争力の不足を生み出した。さらに重要なのは、狭い国内市場が国营企業の深刻な赤字を生み、政府の重い荷物となったことである。経済上の不振がまたイデオロギーの絶対化を引き起こし、十年にわたる文化大革命が起り、中国経済を崩潰寸前のところに追い込んだのである。

以上のように、市場干渉型の国にしても、政府計画型の国にしても、土地改革と輸入代替工業化の政策が最初は比較的良好な効果を生み、当時の年平均成長率が後の高度成長期を上回ったのである。しかし、この種の工業化は市場干渉型の国家においてたちまち破綻を露呈した。その主な原因は、工業化に必要な資金を獲得するため、安価な初級製品を輸出しなければなら

3) ニコラス・タリン主編『ケンブリッジ東南アジア史』第2巻、雲南人民出版社、2003年版、386頁。

ず、これによってもたらされた国内市場の狭まりが逆に輸入代替工業化を挫折させたことにある。それに対して、政府計画型の国では、強力な社会資源動員力に頼り、同時に民心の団結力と国民の奉仕精神に支えられて、経済の発展は市場干渉型国に比べて、スピードが速く、持続した時期も長かったが、その体制自体に存在する弊害のため、しかもイデオロギーの作用によって、国家の政治の重点を「継続革命」あるいは「国際革命」へと移し、経済発展は結局のところ停滞さらには後退の局面に至った。それによって権威主義政治体制に終止符を打たねばならなくなった。その時間的経過は国によって異なるのであるが。

とはいえ、権威主義政治体制は東アジア諸国の近代史上においてきわめて重要な地位を占めていた。なぜなら、戦後初期、独立したばかりの大多数の東アジア新興国についていうと、その主要な任務は安全保障を履行し、政治的に統合された民族国家を建設し、さらに安定した政権の下で経済を発展させることにあった。民族英雄的な権威をそなえた政治家とその実行する民族主義的政策は、一般民衆の国家権力に対する支持を大きく獲得したのである。彼らによる政治、経済、外交等の諸政策は実質的な効果を挙げることができず、マイナスの結果さえ招いてしまったが、ただ最初の民族国家を形成し、後の近代化建設のために政治共同体としての地理的範疇を定めたのである。このことはとくに政治の実体がまだできていない海島地帯の諸国にとっても非常に重要である。一方、輸入代替工業化の成果も後の輸出先導の工業化政策による経済の高度成長に一定の基礎を作ったのである。

世界史をどのように捉えるか

大塚克彦

I 「世界史」は成立するか

高等学校に「世界史」という教科があるが、そのような教科は成立するのだろうか。さらに「世界史」というのは学問として成立するのだろうか。高等学校で教えられている「世界史」は、5千年に及ぶ全人類の歴史についての断片的な知識の集積に過ぎないかのように思われる。それでは、「世界史」を体系的に語る方法はないのだろうか。

II マルクス主義と文明史観

19世紀以来歴史は各国別に研究される傾向が強くなり、世界史はそれら各国史の寄せ集めでしかなかった。せいぜいそれらの国の相互関係が論じられる程度だった。これに対して、全人類の歴史を共通の基準で体系化する方法が模索されてきた。かつて世界史の教科書は、かなり曖昧ではあるが二つの観点で体系化されていたように思う。一つはマルクス主義であり、一つは文明史観である。

マルクスは、人類の歴史を生産様式の変化に基づいて、古代＝奴隷制社会、中世＝農奴制社会、近代＝ブルジョワ社会ととらえた。彼の思想は日本にも大きな影響を与え、戦後マルクスのテーゼを日本の歴史に適用するため、一時不毛な論争が展開された。すなわち日本における古代・中世・近代はいつなのか、さらにアジアにおける古代・中世・近代はいつなのか、という論争である。そしてヨーロッパの近代化を典型的なモデルとして、アジア的な停滞とヨーロッパ的な進歩が常に対比されることになる。たしかにマルクスの理論が適合するならば、このような捉え方も世界史を共通の基準で体系化する方法ではあるが、もともとヨーロッパの歴史を基盤に考え出されたマルクスの理論を、他の地域に適用するのは無理だった。したがってこの論争はしだいに下火となり消えていったが、今日でも世界史の教科書にはその影響が強く認められる。

文明史観は、国家の枠を超えて世界をいくつかの文明圏に分け、近代以前にはそれぞれの文明圏が独自の発展を遂げていき、その過程でそれぞれの文明圏の間にさまざまな交渉・交流が行われたとするもので、基本的には今日までの世界史の教科書の大きな枠組みは、この史観を基盤としている。具体的には四大文明の発生と、それに続くオリエント文明・地中海文明・イ

ンド文明・東アジア文明・西欧文明などである。このような文明史観は、すでに19世紀の哲学者ヘーゲルに見られ、20世紀にはシュペングラーやトインビーによって発展された。しかし文明史観も、見方によっては各国別歴史の枠を拡大しただけといえなくもない。これをもって、真の世界史とってよいであろうか。

III 近代世界システム

最近の「世界史」では、近代世界システムという考え方が大幅に導入されている。この考え方は、アメリカの社会学者・歴史家ウォーラーステインの『近代世界システム』(1974)に依存している。

ウォーラーステインは、特異な研究経歴をもった人物である。もともと社会学者として出発し、現代アフリカの研究を行っていたが、アフリカを研究するためには資本主義についての分析が不可欠と考えて経済学の研究に向かった。ところが資本主義を理解するためには、その起源を研究することが必要と考えて歴史家に転じたのである。まず最初に、「近代への序曲」の冒頭の部分を、多少長くなるが引用することにする。

15世紀末から16世紀初頭にかけて、ここにいう「ヨーロッパ世界経済」が出現した。それは、帝国ではないが、大帝国と同じくらいの規模を有し、大帝国と共通の特質をいくつかもっていた。ただし、帝国とは別の、新たな何かなのである。それは一種の社会システムであり、この世界が従来まったく知らなかったものである。また、これこそは、近代世界システムの顕著な特質をなすものである。ここにいう「世界経済」とは、あくまで経済上の統一体であって、帝国や都市国家、国民国家などのような政治的統一体ではない。実際、この「世界経済」はその域内——その領域を確定するのは容易ではないが——に、まさにいくつもの帝国や都市国家、さらに成立の途上にある「国民国家」などを包含しているのである。それは、文字通りの「世界」システムなのである。もっとも、それが全世界を包含しているからというのではなくて、地上のいかなる法的に規定された政治単位をも凌駕しているという意味で、世界的なのである。それはまた、すぐれて「世界経済」である。というのは、このシステムを構成する各部分の基本的なつながりが経済的なものだからである。むしろそれは、文化的な紐帯によって多少は補完されてもいるし、後述するように、窮極的には政治的な連帯や、ときには同盟関係によってさえ補完されてはいるのだが。(I. ウォーラーステイン「近代世界システム」川北稔訳、1981年、岩波書店)

ウォーラーステインがこの文章で述べていることは、要するに次のようなことである。

近代以前にも多くの世界システムが存在した。歴史上世界システムには二つの形態が存在した。すなわち「世界帝国」と「世界経済」である。古くは、一つの地域あるいは一つの民族が

国を形成し、そこに孤立的な地域経済＝国民経済が形成されたが、やがて特定の国によって統一され、「世界帝国」が形成される。世界帝国は内部にさまざまな文化をもった国・地域が含まれるが、それらが政治的に統一され、その政治的に統一された範囲と経済的一体性をもつ範囲とがほぼ一致する。このような世界帝国としては、たとえば中国やエジプト・ローマなどの帝国が典型的な例である。このような世界帝国は政治的支配をともなうため、巨大な官僚機構を必要とし、そのためにコストが大きくなりすぎるため長続きしない。それに対して「世界経済」は、経済的一体性を保ちつつ、政治権力の統合がなされなかったことに大きな特色がある。ここでは、政治的支配の必要がないため、そのためのコストを世界経済の発展にまわすことができる。事実世界帝国は、近代になってすべて世界経済に飲み込まれていったのに対し、世界経済はやがて地球全体を覆い、今日に至るまで発展を続けている。ここでいう「世界経済」とは、もちろん「ヨーロッパ世界経済」のことであり、それはウォーラーステインのいう「近代世界システム」のことであり、それはまた資本主義的世界経済のことでもある。要するに彼は、この「近代世界システム」という概念を、すべての上にくる概念として用いることによって、特に行き詰まっていたマルクス主義の理論的な問題を解決しようとしたのである。

彼によれば、「近代世界システム」は、「長期の16世紀（1450-1640年）」に成立した。それは、ヨーロッパ各国で発達した国民経済がやがて世界化して形成されるのではなく、はじめから世界経済の形をとって「ヨーロッパ世界経済の成立とともに誕生する」のである。そこで資本主義の定義が問題となる。従来の見解では、自由な労働力を基礎とする資本・賃金労働者の関係が資本主義的生産様式の基盤であり、これを前提に、たとえば植民地時代の中南米は賃金労働を基礎にしていなかったから封建社会であるとか、合衆国南部の奴隷制は非資本主義的経営である、といった議論が展開され、日本を含めたアジア・アフリカの社会についても同様の議論が展開された。このような議論の背景には、マルクスと同様に国民経済を前提にした理論を普遍化させようとする意図があるのだが、ウォーラーステインはこのような考え方を拒否した。

彼によれば自立的なシステムは世界システムのみであって、国民経済はそれに従属するシステムでしかなく、したがって時代区分も従来のような国民経済を前提とした区分ではなく、世界システムを前提としたものでなければならない。たとえば合衆国南部の奴隷制プランテーションは、ヨーロッパ世界経済の一部として機能しているのだから、資本主義的なものであるはずである。つまり彼が主張する資本主義的世界経済とは、「市場向け生産のために成立した世界的分業体制」なのである。そこにおいては、生産様式が奴隷制であると農奴制であろうと賃金労働者であろうと、また農業が中心であろうと工業が中心であろうと、そんなことは関係なく、その生産が世界的な分業体制に組み込まれていれば、それは資本主義の枠内にあるということである。

そして近代世界システムにあっては、世界は3つの構成要素からなる。つまり中核・半辺境・辺境であり、世界経済は中核が半辺境・辺境を従属させる壮大な分業体制である。もちろ

んこのような分業体制が全世界を覆うようになるのは、19世紀をまたねばならず、16世紀にはまだヨーロッパとその一部で形成していたにすぎない。

以上のようなウォーラステインの主張については、賛否両論を含めてさまざまな反響を呼んだ。中でも彼の議論がヨーロッパ中心的であるという批判が多かったが、この批判の一つとして注目すべきは、アメリカの社会学者・歴史家であるアブー・ルゴドの『ヨーロッパ覇権以前—もうひとつの世界システム』（1988年、佐藤次高・斯波義信・高山博・三浦徹訳、2001年、岩波書店）である。

IV ヨーロッパ覇権以前—もうひとつの世界システム

問題の出発点は、16世紀に「近代世界システム」が成立したとするなら、そのルーツを検証せねばならないということだ。その際、検証の対象となるのは、時代的には1250年から1350年頃にかけての時代で、この時代に国際的な商業経済は著しい発展を遂げ、北西ヨーロッパから中国に至るルートが張り巡らされ、世界システムが成立したのである。そして、このシステムが崩壊した後に「近代世界システム」が成立するのだが、13世紀のシステムが西洋に受け継がれる歴史的必然性はない、というのが彼女の主張である。

従来、ヨーロッパの内的な優位性がヨーロッパの勝利をもたらしたと主張されてきたが、13世紀の段階で多く点でヨーロッパはアジアと比べて遅れており、特にヨーロッパ人の優位の証とされる自由放任についても、アジアでも一定の自由があり、逆にヨーロッパでもそれ程自由ではなかった。しかし、16世紀以降ヨーロッパが東洋を追い越していったことは事実であるが、その理由はヨーロッパの優越性にあるのではなく、東洋が時として算を乱したことがあるからだ。第一に、13世紀にチンギス・ハンによって統一された大陸貿易ルートは、まもなく後継者たちによって分断され、一方アラブ人治下のアジアはティムールによる掠奪から立ち直ることができなかった。第二に、14世紀半ばに流行した黒死病は、世界交易の海上ルート上にあるほとんどの都市を殺戮し、その結果世界中に流動的な状況が生まれた。そして、それは急激な変化を生み出し、それがヨーロッパにチャンスを与えることになったのである。

東洋の没落が西洋の勃興に先行したことは決定的に重要である。ヨーロッパの征服を容易にしたのは、先行するこのシステムの退化にあった。したがって西洋の勃興を、ヨーロッパ社会の内的特質に求めることは誤りであり、矛盾する二つの力が働いていたのである。第一に、13世紀までに発達した通商路は、ヨーロッパによって制され、ヨーロッパはシステムを新たに構築する必要はなかった。基礎となる土台は、ヨーロッパがまだ周縁だった13世紀には、すでに存在していたからだ。この意味で、西欧の勃興は先行の世界経済を再構成することによって促進されたといつてよい。

16世紀に発生した近代世界システムには、これと全く異なる特徴を備えた13世紀システムが存在したように、13世紀システムも同じく先駆者をもっていた。およそ2000年前にごく初

期の世界システムが存在し、それは13世紀世界システムに参加するほとんどの地域を含んでいた。地理的にはそれは13世紀のそれとよく似ていたが、政治的には帝國的な構造を持ち、経済的には各部分がうまく統合されているとはいえなかった。西方のローマ帝国と東方の漢帝国が絶頂期に達し、またインド経済が発展期を迎えたとき、東南アジアを通り中国に至る国際交易ルートがいくつかの結節点を經由して機能していた。13世紀に再び完成する回路を再構成するには、これに当時機能していた中央アジア経由のシルクロードを付け加えればよかった。

しかし初期のシステムについては、異なった構造に注意せねばならない。つまりシステムの両端には帝国が存在し、相互の関係は著しく制限され、また間接的であった。しかも一度大帝帝国が衰えれば、複数の断片的な地域はこのシステムを維持することができなかった。ローマ帝国が滅亡し、漢の統一が失われると、このシステムも崩壊し、それが再構成されるのはイスラム世界の興隆と東方への拡張後のことである。13世紀世界システムに結実するのは、この再組織化なのである。

以上のように、アブー・ルゴドは、ウォーラステインの近代世界システムを承認した上で、その前提となる13世紀世界システムを提唱した。それはヨーロッパを中心としたウォーラステイン説への反論であり、近代以前の世界システムを提示したという点では、大変興味深い。ウォーラステインの近代世界システムとは基本的に論点が異なっているように思われる。ウォーラステインの主張の中心は労働管理の方法と世界的分業体制にあるが、アブー・ルゴドの主張する「世界システム」は通商上の一体化あるように思われる。しかし、この彼女の主張によって、ウォーラステインが提示した「近代世界システム」の考え方が、近代以前にも適用しうる道を開いたように思われる。

V 「近世」について

こうした研究動向を背景に様々な議論が展開され、近年「海のネットワーク」やそれと関連した「東南アジア史」の研究が盛んに行われるようになった。そうした研究の中で大変注目されたのが、オーストラリアの歴史家アンソニー・リードの『大航海時代の東南アジア』（1989年、平野秀秋・田中優子訳、2002年、法政大学出版局）である。リードはウォーラステインの強い影響を受けて東南アジアの研究を行い、15世紀から17世紀末までを「交易の時代」と呼んで、この時代の東南アジアの全体像を描き出した。彼の研究は、東南アジアという範囲を越えて、この時代の世界全体の動向に共通する特色を見出し、この時代全体を「近世」という言葉で説明しようとする動向が生まれた。そうした研究の中で私が大変注目したのは、山下範久『世界システム論で読む日本』（2003年、講談社）と岸本美緒『東アジアの「近世」』（1998、山川出版）である。

山下は日本史を専門としつつ、アメリカに留学して直接ウォーラステインに師事したとい

う異色の人物で、彼の著作は実証性には欠けるものの、大胆な構想を打ち出している。すなわち、「近代世界システムに空間的外部が存在したのは、15世紀後半から19世紀初めで、いわゆる近世である。これまで近世という概念は、地域別に個々の基準で、中世と近代の過渡期と位置づけられるのみで、自立的な性格を与えられてこなかった。しかし、近代世界システムの空間的外部に注目するなら、むしろグローバルな文脈の中で一つの時代としての近世という考え方が浮上する」ということである。

そして彼は具体的に次のように説明する。同じ16世紀後半に一つのヨーロッパ帝国の構想は潰えたが、同じ時期にヨーロッパの外では、その後も生命を保つ諸帝国の支配が固まりつつあった。北ユーラシアではイヴァン4世（雷帝）が全ロシアの皇帝を称した。西アジアではスレイマン1世の統治が完成した。南アジアではムガル帝国にアクバルが現われた。東アジアでは、明清交替期にあたっており、北虜南倭を含む動乱の時代で、その意味でヨーロッパ同様世界＝帝国の構築は不確かだった。朝鮮、ヴェトナム、琉球、日本も含めた中国周辺の諸王朝が、明清交替に際して、王朝の不連続にもかかわらず、中華的な地域秩序自体の変更を求めず、その結果清帝国はその秩序の持続性の重心としての役割を果たした。したがって、16世紀後半の時代は、大勢としては世界＝帝国の確立期である。この時代にはヨーロッパも含めた五つの近世帝国の平行な形成期であったと、見ることもできる。

そして、このような近世帝国が生まれた背景を次のように説明する。長期の16世紀後半の特徴は、リスクに対する態度の変化である。急成長する経済社会の背景に、様々な可能性を試行錯誤するような交通の拡大の時代は終わり、交通の回路の制度化が進んだ。それはリスクの高いルートと低いルートの選択であり、またそれを通じての権力による増収圧力の強化だった。例えば近世ヨーロッパの重商主義政策も、清が再度実施した海禁政策も、日本の鎖国政策も、基本的には交通・交易の権力による管理の強化という点で一致しており、この転換の同時性には構造的な意味がある。そしてこのような管理の強化は、一つの重大な帰結をもたらした。それは、地域の求心性の形成である。交通の管理化によって空間的創造力の固定化が生じ、地域的な規模での中心に投影された普遍性を分有する範囲で「世界」が完結してしまったのである。

岸本もまた、「近世」について次のように説明する。「今日、「近世」とは、日本史やヨーロッパ史でいわれる近世とほぼ重なる16世紀から18世紀までの間を指すものとして用いられるが、それはヨーロッパとの類似性によってではなく、さまざまな個性をもつ諸地域が相互に影響を与え合いながら、16世紀から18世紀というこの時代の経済変動のリズムを共有していたという認識に基づいている。この時代の東アジアの歴史を巨視的な観点から眺めてみると、16世紀の急速な商品経済の活発化、社会の流動化の中で、従来の秩序が崩れていく混乱状況の中から新しい国家が生まれ、17世紀から18世紀にかけて新しい秩序が作り上げられていく、という動きが認められる。17世紀初頭に成立した日本の徳川政権や中国清朝政権は、そうし

世界史をどのように捉えるか

た中で同時代的に生まれてきたものであり、またより広い観点で見ると、ヨーロッパの絶対王政も、同じリズムの中で捉えることができるだろう。」

ここに至って、ウォーラステインの「近代世界システム」は大幅に相対化されることになった。19世紀にヨーロッパが世界を制覇したということは間違いないことであろうが、少なくともそれ以前にはいくつかの「帝国」の一つでしかなかったし、この段階でもなおヨーロッパが世界を制覇する保障はなかったのである。

VI 最後に

「世界史」をどのように捉えるかについて、いくつかの議論を検証してきたが、なお「世界史」の全体像を捉えるには程遠い。しかし、ウォーラステインの「近代世界システム」から始まって、最近の「近世帝国」についての研究などを通じて、方向性だけは次第に明らかになりつつあるように思われる。また、最近ではヨーロッパ史の研究でも、従来近代の象徴とされてきた産業革命や市民革命の位置づけが相対化される傾向があり、ヨーロッパ史像も大きく変わりつつあるように思われる。

さらに最近「帝国」についての研究が盛んに行われ、「世界史」を捉えるキーワードの一つと目されている。すなわち、政治的単位としての「帝国」から、19世紀末の帝国主義の「帝国」に至るまで幅広く「帝国」を検証し、それを通じて「世界史」を再構築しようという試みである。こうした研究によって新しい世界史像が再構築されるには、なお相当の時間が必要であり、その過程でまったく新しい視点が生まれてくるかもしれない。いずれにしても、新しい「世界史」の構築は、ようやくスタートラインに立ったばかりである。

著者・翻訳者紹介（本誌掲載順）

I アジアの歴史と近代(3)

●著者

- 閻 步 克 北京大学歴史学系教授
谷 川 道 雄 河合文化教育研究所主任研究員，京都大学名誉教授
蔣 非 非 北京大学歴史学系助教授
河 上 洋 河合文化教育研究所研究員，河合塾世界史科講師
劉 浦 江 北京大学歴史学系助教授
八 箇 亮 仁 河合文化教育研究所研究員，河合塾日本史科講師
高 岱 北京大学歴史学系助教授，北京大学歴史学系副主任
大 谷 敏 夫 河合文化教育研究所研究員，鹿児島大学名誉教授
牛 大 勇 北京大学歴史学系教授，北京大学歴史学系主任

●翻訳者

- 谷 川 道 雄 前 出
山 田 伸 吾 河合文化教育研究所研究員，河合塾国語科・小論文科講師
井 上 徳 子 河合文化教育研究所研究員，河合塾世界史科講師
大 谷 敏 夫 前 出
劉 勇 河合文化教育研究所研究員

II アジアの歴史と近代(4)

●著者

- 陳 蘇 鎮 北京大学歴史学系教授
谷 川 道 雄 前 出
張 帆 北京大学歴史学系助教授，北京大学歴史学系副主任
八 箇 亮 仁 前 出
王 天 有 北京大学歴史学系教授
吉 尾 寛 河合文化教育研究所研究員，高知大学人文学部教授
王 新 生 北京大学歴史学系教授
大 塚 克 彦 河合文化教育研究所研究員，河合塾世界史科講師

●翻訳者

- 谷 川 道 雄 前 出
河 上 洋 前 出
吉 尾 寛 前 出
李 濟 滄 河合文化教育研究所研究員，武漢大学中国三一九世紀研究所客員研究員
-

編集委員 山田伸吾
八箇亮仁

編集後記

第3・4回の共同学術討論会（河合文化教育研究所・北京大学歴史学系共催）における研究発表の内容を『研究論集』「第2集」としてお届けする。第3回は2004年8月に、第4回は2005年8月に、京都において開催された。

京都での開催にあたっては、河合文化教育研究所関係者以外の中国史研究にたずさわっておられる方々にも呼びかけ、その結果第3・4回とも数十人の方々が参加された。討論にも積極的に参加され、会を盛り立てて頂いた。この場を借りてお礼を申し上げます。

討論会のテーマ自体は相変わらず「アジアの歴史と近代」と代わり映えしないが、恐らくこのテーマがしばらくは持続するだろう。というより持続させなければならないと考えている。このところの日中の関係は、「良好」とは言い得ないような状態にある。政治的な緊張関係は別として、民衆レベルでの「反日」「嫌中」の感情の露出は、座視できないもののようにも思われる。かといって私たちにどうこうできる問題ではないが、少なくとも冷静な形で日本と中国のまさしく「歴史と近代」を眺め直していくことが必要である。そうした作業の持続と積み重ねによってしか相互理解の道は切り開かれないと思うからである。ただ、ここに収録した個々の論文がどのような形で「アジアの歴史と近代」という課題を深化させているかどうかは、また別の問題である。読者諸氏の叱正をお待ちしている。

今回の編集作業は、比較的スムーズに流れていったようだ。日本開催であったため討論会の時にはすでに中国側の論文の翻訳が完成しており、改めて翻訳をする必要がなかったため、完成原稿が早くに整えられたという事情による。それでもなお見落としした「誤り」もあるかもしれないが、ご寛恕願いたい。また、翻訳に関しては、個々の翻訳者が責任を負う。疑問点があればお知らせ頂きたい。

この『研究論集』は、日中学術討論会の報告論集として出発し、「第1集」「第2集」ともにその形をとっているのだが、以後は「河合文化教育研究所」に属する様々な研究会の長年にわたる研究の成果を発表していく場となる。斬新気鋭の論考が集まることを期待している。

研究論集 第2集

2006年6月20日 第1刷発行

編集・発行 河合文化教育研究所

〒464-8610 名古屋市千種区今池 2-1-10
TEL (052) 735-1706(代) FAX (052) 735-4032

印刷・製本 (株)あるむ
